

令和元年
年次報告書

衆議院情報監視審査会

本報告書は、衆議院情報監視審査会規程（平成 26 年 6 月 13 日議決）第 22 条第 1 項の規定に基づき、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、議長に提出するものである。

なお、本報告書の対象期間は、平成 31 年 2 月 1 日から令和 2 年 1 月 31 日までである。

「衆議院ホームページ」の「情報監視審査会」にて本報告書の電子ファイル（PDF ファイル）を閲覧することができます。（http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/jyouhoukanshi.htm）

報告書の記載に当たり、当審査会は、原則非公開で、種々の保護措置を講じた上で調査を行っていること等を考慮し、政府の不開示情報については記載しないとともに、若干の表現上の工夫を加えている。

また、[不開示情報]と記載した部分は、当審査会の調査において政府から開示を受けているものの、表現上の工夫を加えても情報の不開示に抵触するおそれがあるため、不記載とするものである。

はじめに

当審査会は、令和の幕開けとなった昨年、特定秘密保護法の施行から5年の節目を迎える中、同法の対象行政機関の見直し、12月には特定秘密保護法を統一的に運用するための基準の見直しの時期に当たることなどにも留意しつつ、調査を精力的に進めました。

また、今般の調査では、国家の安全保障に関する司令塔である国家安全保障会議の4大臣会合に特に焦点を当てる一方、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、とりわけ委員の関心が集中したテロ関連情報の収集・共有体制等についても深掘りの審議を行いました。

本報告書は、本年1月31日まで1年間の当審査会の活動を対象としており、編集に当たっては、例年同様、公表できるものは公表するとの方針の下、期間中に行われたこうした議論等につき、分かりやすい記述に努めました。本報告書が、当審査会の活動や特定秘密に係る行政監視につき、国民の方々の理解に一層資するものとなることを期待致します。

当審査会が発足して5年が経過し、当初に比べると、ややもすると行政機関による特定秘密の指定等に対する議会による監視への関心が薄れて来ている印象が否めません。特定秘密保護制度の運用の常時監視の観点から、当審査会がその役割を十分に果たし、引き続き国民から信頼されるよう努めてまいり所存であります。



衆議院情報監視審査会

会長

伊田靖一

— 目 次 —

はじめに

第1 調査及び審査の経過

| | | |
|-----|--------------------------|----|
| 1 | 情報監視審査会について | 2 |
| 2 | 調査及び審査の経過 | 5 |
| (1) | 調査 | 5 |
| (2) | 審査 | 5 |
| (3) | 審査会の活動経過 | 5 |
| 3 | 調査の手法 | 8 |
| (1) | 調査対象 | 8 |
| (2) | 調査方法 | 8 |
| (3) | 資料提出及び資料要求 | 9 |
| | 《表 1-1》指定行政機関等に対する要求資料一覧 | 9 |
| | 《表 1-2》情報保全監察室に対する要求資料一覧 | 11 |

第2 調査の概要

| | | |
|-----|--|----|
| 1 | 制度全般 | 14 |
| (1) | 国会報告の概要 | 14 |
| | 《表 2-1》平成 30 年 12 月 31 日時点の各行政機関の特定秘密指定件数 | 17 |
| (2) | 内閣官房（内閣情報調査室）及び独立公文書管理監 | 21 |
| | 《表 2-2》法施行令改正に伴う同法上の「行政機関」及び「指定行政機関」の比較表 | 24 |
| 2 | 平成 30 年「政府に対する意見」（審査会意見）への政府の対応状況 | 34 |
| | 《表 2-3》行政文書不存在（平成 30 年末時点）の特定秘密の現状（行政機関別） | 36 |
| | 《表 2-4-1》平成 30 年中に廃棄された保存期間 1 年未満の特定秘密文書件数（改正ガイドラインの類型） | 39 |
| | 《表 2-4-2》平成 30 年中に廃棄された保存期間 1 年未満の特定秘密文書件数（平成 29 年提出資料の類型） | 39 |
| 3 | 特定秘密の指定・解除 | 45 |
| (1) | 指定行政機関からの説明聴取及び質疑 | 45 |
| ア | 国家安全保障会議 | 45 |
| イー① | 内閣官房（国家安全保障局） | 47 |
| イー② | 内閣官房（事態対処・危機管理担当） | 48 |
| イー③ | 内閣官房（内閣情報調査室） | 49 |
| ウ | 警察庁 | 51 |
| エ | 総務省 | 53 |
| オ | 法務省 | 56 |
| カ | 公安調査庁 | 59 |
| キー① | 外務省（大臣官房） | 60 |
| キー② | 外務省（領事局） | 63 |
| キー③ | 外務省（国際情報統括官組織） | 66 |
| キー④ | 外務省（総合外交政策局） | 69 |

| | |
|--|-----|
| キー⑤ 外務省（アジア大洋州局） | 73 |
| キー⑥ 外務省（北米局） | 77 |
| キー⑦ 外務省（欧州局） | 78 |
| ク 経済産業省 | 80 |
| ケ 海上保安庁 | 82 |
| コー① 防衛省（防衛政策局） | 84 |
| コー② 防衛省（大臣官房） | 86 |
| コー③ 防衛省（整備計画局） | 87 |
| コー④ 防衛省（統合幕僚監部） | 89 |
| サ 防衛装備庁 | 90 |
| (2) 国家安全保障会議（4大臣会合）の議論の内容等 | 92 |
| (3) テロ関連情報（特定秘密を含む）の取扱いについて | 97 |
| ア 内閣情報調査室 | 98 |
| イ 警察庁 | 100 |
| ウ 出入国在留管理庁 | 103 |
| エ 公安調査庁 | 105 |
| オ 外務省 | 108 |
| 4 適性評価 | 112 |
| (1) 政府参考人（内閣情報調査室）からの報告聴取 | 112 |
| 《表 2-5》適性評価の実施状況（平成 30 年 1 月 1 日～12 月 31 日） | 112 |
| 《表 2-6》指定行政機関、特定秘密が記録された行政文書の保有状況及び適性評価実施件数 対比表（平成 30 年） | 113 |
| (2) 関係行政機関からの説明概要及び質疑 | 114 |
| 5 参考人からの意見聴取及び質疑 | 120 |
| (1) 参考人からの主な指摘事項 | 120 |
| (2) 主な質疑事項 | 123 |

第3 政府に対する意見（調査結果）

| | |
|-------------------|-----|
| 1 政府に対する意見 | 126 |
| 2 政府に対する意見の理由及び背景 | 128 |

参考資料

| | |
|---|-----|
| I 関係法規 | 137 |
| II 国会報告（令和元年 6 月 7 日閣議決定） | 151 |
| III 各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表（令和元年 12 月末現在） | 184 |
| IV 独立公文書管理監報告（令和元年 6 月 6 日） | 187 |
| V 内閣情報調査室から発出した事務連絡の内容（当審査会からの指摘に基づくもの） | 207 |
| VI これまでに指定が解除された特定秘密一覧（平成 30 年末現在） | 211 |
| VII 提示を受けた特定秘密一覧 | 212 |
| VIII これまでの主な審査会意見と政府の対応状況 | 213 |
| IX 会長及び委員一覧 | 230 |
| X 参考人一覧 | 232 |
| XI 活動経過一覧表 | 233 |

凡 例

本報告書で使用する略称等の意味は、以下のとおりである。

(略称等は、50音順に記載)

| 略 称 等 | 概 要 |
|-------------|--|
| 運用基準 | 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」(平成26年10月14日閣議決定) 〔巻末 参考資料Ⅰ (5)〕 |
| ガイドライン | 「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成23年4月1日内閣総理大臣決定、令和元年5月1日最終改正)。公文書管理法に基づき、政府が各省庁に文書の取扱いについて示す指針。 |
| 行政文書ファイル | 行政機関における能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する行政文書(保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)を一の集合物にまとめたもの。 |
| 行政文書ファイル管理簿 | 行政機関における行政文書ファイル等の管理を適切に行うために、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項を記載した帳簿。 |
| 行政文書ファイル等 | 行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書。 |
| 公文書監察室 | 内閣府公文書監察室。「公文書管理の適正の確保のための取組について」(平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議)において、独立公文書管理監を局長級に格上げし、各府省における行政文書の管理状況について常時監視するなどの一般の行政文書のチェック機能を追加することとされたことにあわせ、平成30年9月3日、同管理監の下に設置された。 |
| 公文書管理課 | 内閣府大臣官房公文書管理課。公文書管理法の適正かつ円滑な運用を推進している。 |
| 公文書管理法 | 「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号) |
| 国会報告 | 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」。政府は特定秘密保護法第19条の規定に基づき、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施状況について、毎年1回、有識者の意見を付して国会に報告するものとされている。 〔巻末 参考資料Ⅱ〕 |

| 略 称 等 | 概 要 |
|----------|---|
| 指定管理簿 | <p>特定秘密指定管理簿。個々の特定秘密について、施行令第4条第1号から第5号までに掲げる事項、指定の整理番号及び当該指定に係る特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職を一覧できるように記載し、又は記録するものとされている。(運用基準Ⅱ3(5))</p> <p>当審査会は、平成30年12月31日時点において行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめた「特定秘密指定管理簿綴り」の提出を受けている。</p> <p>なお、特定秘密指定管理簿綴りには、整理上、行政機関名、識別番号及びページ番号が便宜的に加えられている。</p> <p>識別番号の略称は、以下の行政機関を示している。 安＝国家安全保障会議、官＝内閣官房、警＝警察庁、総＝総務省、法＝法務省、公＝公安調査庁、外＝外務省、経＝経済産業省、海＝海上保安庁、防＝防衛省、装＝防衛装備庁</p> |
| 指定行政機関 | <p>特定秘密保護法第3条第1項本文に規定する特定秘密の指定権限を有する行政機関。</p> |
| 指定書 | <p>特定秘密指定書。行政機関の長は、特定秘密を指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるように記述するとともに、当該情報の指定の理由を記すものとされている。(運用基準Ⅱ3(2))</p> |
| 情報保全監察室 | <p>内閣府情報保全監察室。独立公文書管理監の職務を助け、特定秘密保護法附則第9条に規定する独立した公正な立場において、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定秘密である情報を記録する行政文書の管理の適正を確保するための検証、監察その他の措置に関する事務(大臣官房公文書管理課及び公文書監察室の所掌に属するものを除く。)を行う。</p> |
| 情報保全諮問会議 | <p>「我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者」(特定秘密保護法第18条第2項)として、内閣総理大臣が委嘱する者により構成し、同大臣の下に開催する会議。特定秘密保護法第3条第1項、第18条第2項及び第3項並びに附則第3条の規定に基づく意見のほか、特定秘密保護法の適正な運用を図るために必要な意見を、内閣総理大臣に対して述べる。</p> |
| 審査会意見 | <p>年次報告書の「政府に対する意見」において、政府に対し早急に改善を図ることを求めた事項。</p> |

| 略 称 等 | 概 要 |
|-------------|---|
| 特定行政文書ファイル等 | 行政文書ファイル管理簿に記載された行政文書ファイル等のうち特定秘密である情報を記録するもの。(運用基準V 1 (3)) |
| 特定秘密 | 特定秘密保護法第 3 条第 1 項では、行政機関の長は、①別表に該当する事項に関する情報であって、②公になっていないものうち、③その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとしている。 |
| 特定秘密文書 | 特定秘密が記録された行政文書。 |
| 特定秘密保護法 | 「特定秘密の保護に関する法律」(平成 25 年法律第 108 号) |
| 独立公文書管理監 | 内閣府独立公文書管理監。特定秘密保護法附則第 9 条の規定に基づき、特定秘密保護法の適正な運用を確保するため、独立した公正な立場から検証・監察を行う機関が必要との認識の下、その設置等の検討が進められた結果、同法の施行日に、内閣府に設置された。 |
| 独立公文書管理監報告 | 「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」。運用基準V 5 (1)オにおいて、独立公文書管理監は、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を、毎年 1 回、内閣総理大臣に報告することとされている。 [巻末 参考資料IV] |
| 内閣情報調査室 | 内閣官房内閣情報調査室。特定秘密保護法の担当部局。特定秘密の保護に関する行政各部の施策の統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務は、内閣法第 20 条により、内閣情報官が掌理することとなっている。 |
| 内閣保全監視委員会 | 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務の公正かつ能率的な遂行を図るため、内閣に設置される委員会。(運用基準V 1 (2)) |
| 年次報告書 | 衆議院情報監視審査会規程(平成 26 年 6 月 13 日議決)第 22 条第 1 項の規定に基づき、毎年 1 回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、議長に提出することとなっている。 |
| 歴史公文書等 | 歴史資料として重要な公文書その他の文書(公文書管理法第 2 条第 6 項)。 |

第1 調査及び審査の経過

| | | |
|---|-------------------|---|
| 1 | 情報監視審査会について | 2 |
| 2 | 調査及び審査の経過 | 5 |
| 3 | 調査の手法 | 8 |

第1 調査及び審査の経過

1 情報監視審査会について

(1) 情報監視審査会の構成（委員8名、令和2年1月31日現在）¹

会長 浜田 靖一 君（自由民主党・無所属の会）
後藤田 正純 君（自由民主党・無所属の会）
金田 勝年 君（自由民主党・無所属の会）
小野寺 五典 君（自由民主党・無所属の会）
大塚 高司 君（自由民主党・無所属の会）
山内 康一 君（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）
篠原 孝 君（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）
太田 昭宏 君（公明党）

(2) 情報監視審査会の任務及び権限

情報監視審査会は、国会に設置された、行政における特定秘密保護制度の運用を常時監視するための常設の機関である。この趣旨に鑑み、審査会は、国会の会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができる²。具体的な任務は、①特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施状況について「調査」すること、②委員会等から特定秘密の提出要求に行政機関の長が応じない場合に、その判断の適否等を「審査」することの二つである。

「調査」及び「審査」に係る審査会の権限のうち、主なものは次のとおりである。

ア 特定秘密の提出又は提示要求³

審査会が、調査又は審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出又は提示を求めたときは、その提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除き、その求めに応じなければならない。

イ 勧告⁴

審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密保護制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができ、勧告の結果とられた措置の報告を求めることができる。同様に、審査の場合も、行政機関の長に対し、委員会等の求め又は要請に応じて特定秘密を含む報告又は記録の提出をすべき旨の勧告を行うことができる。

¹ 過去の会長及び委員の一覧は、巻末 参考資料IX参照。

² 衆議院情報監視審査会規程第9条

³ 国会法第102条の15及び第102条の17

⁴ 国会法第102条の16第1項、同第2項及び第102条の17第5項

(3) 報告書の提出及び公表

審査会は、毎年1回、衆議院情報監視審査会規程第22条第1項の規定に基づき、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書（年次報告書）を議長に提出し、当該報告書は、議長において公表するものとされている。また、随時、必要があると認めるときは、報告書を作成し議長に提出することができるものとされている。

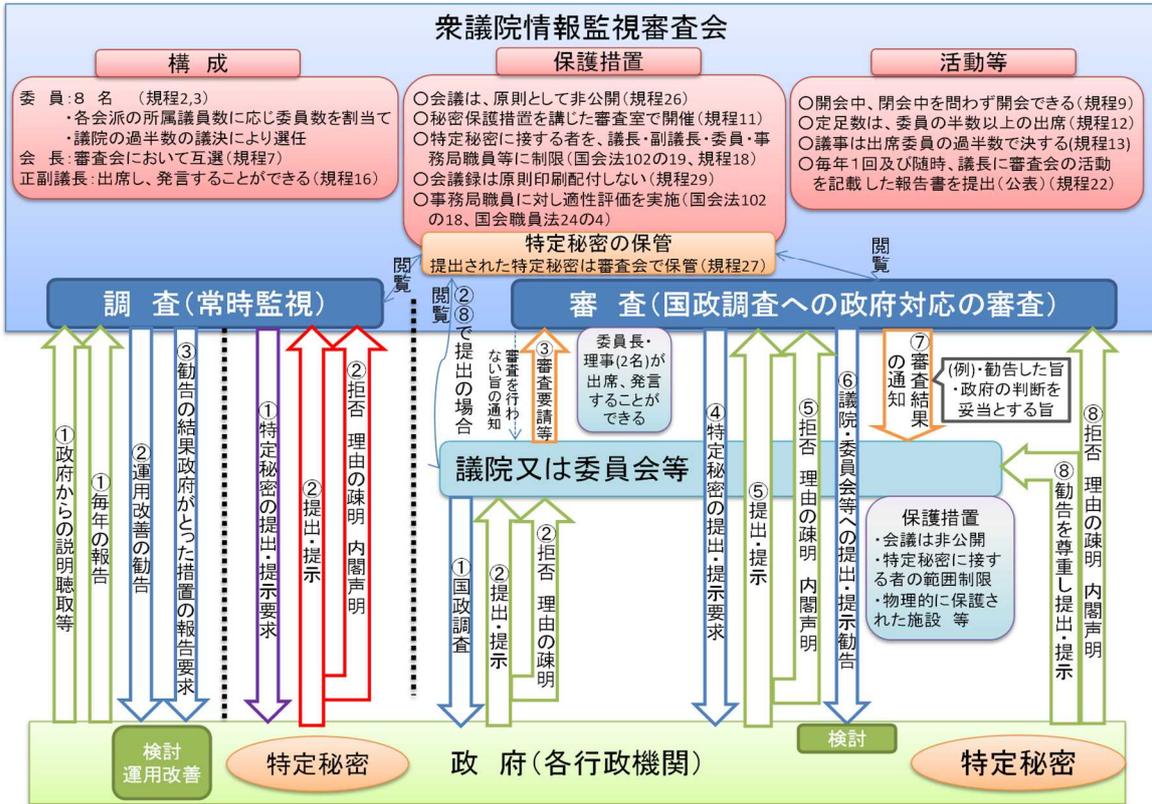
(4) 情報監視審査会の保護措置

審査会には、特に秘匿を要する情報である特定秘密等の提出・提示を受けるにあたり、その漏えい防止を図るため、様々な保護措置が定められている。国会法及び衆議院情報監視審査会規程等が規定する保護措置には、次のようなものがある。

<情報監視審査会の保護措置>

- ・ 本会議の議決による委員の選任（規程第3条）
- ・ 特定秘密等を他に漏らさない旨の委員の宣誓（規程第4条）
- ・ 特定秘密等の漏えいに係る懲罰事犯としての報告等（規程第31条）
- ・ 保護措置を講じた情報監視審査室での会議開催（規程第11条）
- ・ 会議の原則非公開（規程第26条）
- ・ 会議録の原則非公開（印刷・配付せず）（規程第29条）
- ・ 会議録の閲覧制限（規程第30条）
- ・ 特定秘密の保管（規程第27条）
- ・ 特定秘密の閲覧制限（規程第28条）
- ・ 情報監視審査会の事務を行う職員に対する適性評価の実施（国会法第102条の18、国会職員法第24条の4、第24条の5）
- ・ 情報監視審査会に提出された特定秘密の利用者・知得者の制限（国会法第102条の19、議院証言法第5条の4）

なお、政府による特定秘密の適切な提出を図るため、審査会は、厳格な保護措置やその運用を定めた内規を制定している。



2 調査及び審査の経過

本年年次報告書が対象とする期間は、平成31年2月1日から令和2年1月31日までの1年間である。この期間中に、当審査会は、12回開会した。

(1) 調査

平成31年3月26日、前回の平成30年年次報告書を協議・決定し、終了後直ちに大島議長に提出した。また、令和元年5月20日には、同報告書について参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

次いで、内閣から提出された特定秘密の指定等の状況に関する国会報告について、6月18日、説明を聴取した。

これを受けて、10月24日以降、関係行政機関に、順次説明聴取及び質疑を行った。

(2) 審査

本年年次報告書が対象とする期間中、委員会等からの審査の求め又は要請⁵はなかった。

なお、平成26年12月の審査会設置以来、委員会等からの審査の求め又は要請がないため、これまで当審査会においてこの審査は行っていない。

(3) 審査会の活動経過

| 国会 回次 | 年月日 (審査会回次) | 主な経過 |
|----------|-------------------|---|
| 第百九十八回国会 | 平成31.3.5 (第1回) | 平成30年年次報告書について協議する次回の審査会の傍聴を許可する旨の決議等を行った。 |
| | 3.26 (第2回) | 平成30年年次報告書について、協議決定した。 (委員外出席者) 議長 大島 理森君 副議長 赤松 広隆君 |
| | | 審査会后、会長から平成30年年次報告書を議長に提出した。 |
| | 4.2 | 会長は、本会議において、平成30年年次報告書についての報告を行った。 |
| | 令和元.5.14 (第3回) | 平成30年年次報告書について、参考人から意見を聴取することに、協議決定した。 |

⁵ 国会法第104条の2、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第5条の2

| 国会 回次 | 年月日 (審査会回次) | 主な経過 |
|-------------------|-------------------|---|
| 第百九十八回国会 (続き) | 5. 20 (第 4 回) | 平成 30 年年次報告書について、参考人から意見を聴取した後、 質疑を行った。 (参考人) 米村 敏朗君 (元警視總監) (元内閣危機管理監) 五百旗頭真君 (公立大学法人兵庫県立大学理事長) (ひょうご震災記念 21 世紀研究機構理事長) 三宅 弘君 (原後綜合法律事務所代表弁護士) |
| | 6. 7 | 国会法第 102 条の 14 の規定に基づき、内閣から「特定秘密の 指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」 (国会報告) を受領した。 |
| | 6. 18 (第 5 回) | 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況 に関する報告」(国会報告) について宮腰国務大臣から説明を聴 取した。 (委員外出席者) 議 長 大島 理森君 副議長 赤松 広隆君 国務大臣 宮腰 光寛君 |
| 国 第 九十八 回 会 | 8. 1 | 第 199 回国会 (臨時会) 召集 (会期 5 日間 8. 5 まで) |
| 第 二 百 回 国 会 | 10. 4 | 第 200 回国会 (臨時会) 召集 (会期 67 日間 12. 9 まで) |
| | 10. 24 (第 1 回) | 1 特定秘密の保護に関する制度の運用、特定秘密の指定及び その解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について 独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に ついて政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 2 特定秘密の指定・解除及び特定秘密文書の管理の適正確保 のための検証・監察等について、政府参考人に質疑を行っ た。 (委員外出席者) 内閣府副大臣 大塚 拓君 (政府参考人) 内閣官房及び独立公文書管理監 |
| | 10. 29 (第 2 回) | 内閣官房及び国家安全保障会議における特定秘密の指定及び その解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人か ら説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 内閣官房 |

| 国会 回次 | 年月日 (審査会回次) | 主な経過 |
|--|------------------|---|
| 第 二 百 回 国 会 (続 き) | 11. 5 (第 3 回) | 警察庁、総務省、法務省、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 警察庁、総務省、法務省、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁 |
| | 11. 7 (第 4 回) | 外務省における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 外務省 |
| | 11.12 (第 5 回) | 防衛省、防衛装備庁及び外務省における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 防衛省、防衛装備庁及び外務省 |
| | 11.21 (第 6 回) | 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する件について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 内閣官房、警察庁、外務省、出入国在留管理庁及び公安調査庁 |
| | 12. 9 (第 7 回) | 情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものとの決議を行った。 |

3 調査の手法

(1) 調査対象

特定秘密保護法に基づき特定秘密の指定権限を有する 20 の行政機関(指定行政機関)⁶及び適性評価実施行政機関について調査を行った。

まずこれらの行政機関に対して資料の提出を要求し、そのうち、実際に特定秘密の指定を行っている 11 の行政機関から説明を聴取した。

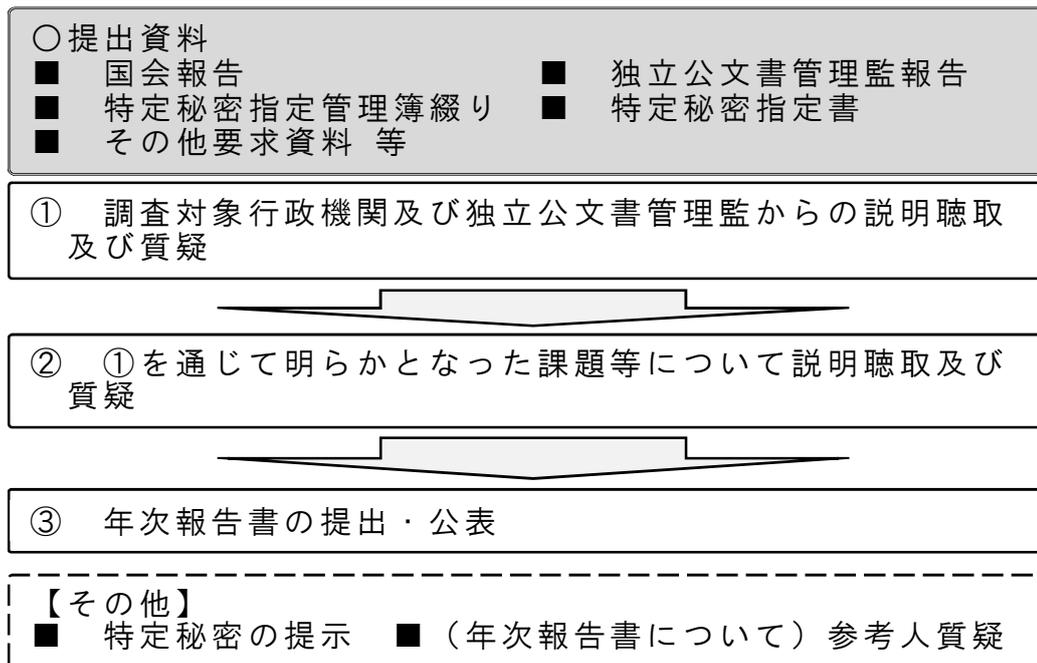
(説明聴取の対象とした行政機関⁷)

国家安全保障会議⁸、内閣官房、警察庁、総務省、法務省、公安調査庁、外務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省、防衛装備庁

(2) 調査方法

当審査会における基本的な調査方法の概要は下図のとおりである。

調査方法の概要



⁶ 特定秘密保護法第3条第1項本文に規定する特定秘密の指定権限を有する行政機関。具体的には、国家安全保障会議、内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、資源エネルギー庁、海上保安庁、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁の20行政機関である(平成30年末現在)。

⁷ これらに加え、出入国在留管理庁(平成31年4月1日設置)から、テロ関連情報の取扱いについて説明を聴取した(令和元年11月21日審査会)。なお、同庁は、特定秘密を1件指定している(「各行政機関における特定秘密の指定状況」(令和元年12月末現在))。

⁸ 国家安全保障会議については、事務局となっている内閣官房国家安全保障局から説明聴取等を行った。

(3) 資料提出及び資料要求

ア 政府の国会報告及び特定秘密指定管理簿綴りの提出

令和元年6月7日、特定秘密保護法第19条の規定に基づき、政府から国会に「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（国会報告）⁹が提出された。

また、運用基準V5(3)イに基づき、情報監視審査会に対して特定秘密指定管理簿綴りが提出された¹⁰。

イ 政府に対する要求資料

(7) 指定行政機関等に対する資料要求

令和元年6月13日、特定秘密の指定・解除等の適正性等に関する調査のため、指定行政機関及び適性評価実施行政機関に対し、以下の項目に係る資料の提出を要求し、後日その提出を受けた。

《表 1-1》 指定行政機関等に対する要求資料一覧

| 要求事項（資料名等） |
|--|
| a 特定秘密指定書及び新旧を整理した一覧表 ①特定秘密指定書の写し（平成30年12月31日時点） ②特定秘密指定書（平成30年末までの指定分）の記載事項について、平成26年12月31日時点のものからの変更点一覧表 |
| b 特定秘密指定管理簿補足資料 ①特定秘密指定管理簿綴り（平成30年末までの指定分）の記載事項について、平成26年12月31日時点のものからの変更点一覧表 ②特定秘密指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」に秘密が含まれる（黒塗りされている）場合は、その判断となった理由 ③特定秘密の指定有効期間決定の具体的理由、有効期間経過後の更新の見込み ④特定秘密の管理に係る内規 |
| c 適性評価に関する資料（平成30年12月31日時点） ①対象となった行政機関の職員等の内訳（部署別、役職別、年代別の件数） ②特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者及び実際に行っている者の実数につき、各行政機関ごとの一覧表 ③対象となった従業者が存在する適合事業者の名称 ④適性評価の実施に係る内規 |
| d 特定秘密文書関係（廃棄関係を含む） ①特定秘密が記録された文書等の名称の一覧（指定された特定秘密ごと） ¹¹ *文書等の名称から、その内容が推察しにくい場合は、文書等の内容を示す名称をもって説明する資料 |

⁹ 巻末 参考資料Ⅱ参照

¹⁰ 運用基準V5(3)イでは、両院に設置される情報監視審査会に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものを国会報告に添付するものとしている。

¹¹ 文書リストを提出可能な特定秘密のみ提出された。

- ②複数の特定秘密が記録された文書等につき、主たる特定秘密（他省庁が指定し、提供を受けている特定秘密を含まない）ごとに従たる特定秘密を記載した資料
 - ③各省庁が保有する特定秘密（他省庁が指定し、提供を受けている特定秘密を含む）について、以下に掲げる項目についての件数を記載した資料（平成 28 年末、平成 29 年末及び平成 30 年末時点）
 - *◎を付したものについては、複製を含む件数についても記載
 - ア 文書件数全体◎
 - イ 保存期間別（1年以上、1年未満）内訳◎
 - ウ 保存期間1年以上のものについて、歴史公文書等の該当・非該当別内訳
 - エ ウについて、作成から30年を超えるものの該当・非該当別内訳
 - オ 廃棄件数総計（保存期間別及びその合計）
 - ④作成から30年を超える特定秘密文書の名称を記載した資料
 - ⑤平成30年中に廃棄した特定秘密文書に関する次の資料
 - ア 保存期間1年未満の特定秘密文書の類型別件数を記載した資料
 - イ 保存期間1年未満の特定秘密文書について、当該廃棄が「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定、平成31年2月26日一部改正）において「保存期間を1年未満とすることができる」ものとして例示されている類型のうち、「① 別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」であること以外の理由で行われたものの名称を記載した資料
 - ⑥現在、廃棄に係る独立公文書管理監の検証・監察中もしくは内閣府との廃棄協議中の特定秘密文書及び当該特定秘密文書を保存する行政文書ファイルの件数、名称及びその廃棄理由
- e 特定秘密文書に係る内規関係**
- 特定秘密文書の歴史公文書等該当性の判断基準を示す各行政機関の内規について、平成30年4月2日以降に改正等を行った場合、その内規及び新旧対照表

(イ) 情報保全監察室に対する資料要求

特定秘密の保護に関する制度の運用並びに特定秘密の指定・解除及び特定秘密文書の管理の適正確保のための検証・監察等についての調査のため、令和元年6月13日、情報保全監察室に対し、以下の項目に係る資料の提出を要求し、後日その提出を受けた。

《表 1-2》情報保全監察室に対する要求資料一覧

| 要求事項（資料名等） |
|---|
| ①検証・監察の対象とした特定秘密の一覧(平成 26 年、平成 27 年、平成 28 年、平成 29 年及び平成 30 年) * 書面調査、ヒアリング及び実地調査等のそれぞれの実施の有無について記載 |
| ②説明聴取及び実地調査それぞれの省庁別内訳（平成 26 年、平成 27 年、平成 28 年、平成 29 年及び平成 30 年） |
| ③検証・監察の際に現認を行った特定秘密文書の一覧（平成 26 年、平成 27 年、平成 28 年、平成 29 年及び平成 30 年） |
| ④③の各文書についての、①確認理由、②概要、③評価 |
| ⑤検証・監察を行った代表的事例数件についての経過（日時、実施内容等）（平成 26 年、平成 27 年、平成 28 年、平成 29 年及び平成 30 年） |
| ⑥独立公文書管理監及び情報保全監察室に対する連絡、通報等の件数とその概要（平成 26 年、平成 27 年、平成 28 年、平成 29 年及び平成 30 年） |

第2 調査の概要

| | | |
|---|---------------------------------|-----|
| 1 | 制度全般 | 14 |
| 2 | 平成30年「政府に対する意見」（審査会意見）への政府の対応状況 | 34 |
| 3 | 特定秘密の指定・解除 | 45 |
| 4 | 適性評価 | 112 |
| 5 | 参考人からの意見聴取及び質疑 | 120 |

第2 調査の概要

令和元年6月7日、国会法第102条の14等¹²の規定に基づき、政府から国会報告及び特定秘密指定管理簿綴りを受領し、同月18日、宮腰国務大臣（当時）から当該国会報告について説明を聴取した。

宮腰国務大臣からの説明聴取の後、まず特定秘密保護制度の運用や管理の適正確保のための検証・監察等について、内閣官房（内閣情報調査室）及び独立公文書管理監から説明を聴取し、質疑を行った。

また、当審査会からの要求を受けて政府から提出された資料に基づき、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、各行政機関からそれぞれ説明を聴取し、質疑を行った。

さらに、以上の質疑を踏まえ、国家安全保障会議（4大臣会合）の実態をより深く理解するために、その議論の内容等について、また、本年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、委員の関心が高かったテロ関連情報（特定秘密を含む）の取扱いについて、国家安全保障会議（国家安全保障局）、警察庁、外務省、出入国在留管理庁、公安調査庁及び内閣情報調査室からそれぞれ説明を聴取した後、質疑を行った。

なお、当審査会は、情報の漏えいを防ぐため種々の保護措置¹³を講じた上で調査を行っており、会議録は非公開である¹⁴が、従来から報告書の編集に当たっては、政府の不開示情報については記載しないこととする一方、国民の知る権利に資する観点から、できるだけ「公表できることは公表する」との方針でとりまとめを行ってきた。本報告書も、この方針を踏襲し、質疑・応答の形式を用いるなど、読者にとって分かりやすい形で編集を行った。

1 制度全般

(1) 国会報告の概要

令和元年6月18日、宮腰国務大臣から国会報告¹⁵について説明を聴取した。その概要は以下のとおりである。

¹² 国会法第102条の14のほか、特定秘密保護法第19条、運用基準V5(3)

¹³ 本報告書「第1-1(4)情報監視審査会の保護措置」参照

¹⁴ 衆議院情報監視審査会規程第30条

¹⁵ 巻末 参考資料II参照

(報告の趣旨)

特定秘密の指定等の状況を政府において取りまとめ、それに有識者の意見を付して国会に報告するとともに、公表するものである。

(対象期間)

平成30年の1年間（平成30年1月1日から12月31日までの間）である。

(特定秘密の指定権限を有する行政機関)

20機関（平成30年末時点）である。

(対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況)

対象期間中、8の行政機関において35件の特定秘密が指定される一方（後掲《表2-1》参照）、1の行政機関において1件の特定秘密の指定が解除された。1の行政機関において2件の特定秘密の指定の有効期間が延長された。また、対象期間中、政府全体で21,330件の適性評価が実施され、その全てについて、特定秘密を漏らすおそれがないものと認められた。評価対象者が実施について同意をしなかった件数は、政府全体で5件であった。

(対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況)

対象期間末時点において、11の行政機関で551件の特定秘密を指定している。特定秘密が記録された行政文書の保有件数は、政府全体で440,019件である。適性評価を経て特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、129,389人である。

(独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応)

独立公文書管理監による検証・監察が行われた結果、6件の是正の求めがあり、当該省庁において必要な措置を講じた。

また、衆議院情報監視審査会では、調査の一環として、平成29年年次報告書における意見への政府における対応状況等について調査が行われたほか、平成29年中の特定秘密が記録された保存期間が1年未満の行政文書の廃棄状況に関する資料の要求がなされ、これに対応する資料を提出した。

また、衆議院情報監視審査会の平成29年年次報告書における政府に対する意見の要点と政府の対応状況について本文中にまとめている。

(衆議院情報監視審査会からの意見)

衆議院情報監視審査会の平成30年年次報告書には、政府に対する意見が記載されている。政府としては、これらの御意見を重く受け止め、その趣旨を十分に踏まえ、必要な対応を検討してまいりたいと考えている。

(独立公文書管理監からの意見)

独立公文書管理監から、特定秘密保護法のより一層適正な運用に努められたい旨の意見があった。

(有識者からの意見)

有識者から、第8回情報保全諮問会議に際し、本報告に関して意見があったので、必要な修正を行った。また、特定秘密保護法の運用等についても意見があった。

《表 2-1》平成 30 年 12 月 31 日時点の各行政機関の特定秘密指定件数

※赤字は平成 30 年中に指定されたものを含む情報（カッコ内は新規件数）

| 行政機関名 | 件数 | 別表の分野 | 特定秘密として指定した情報 |
|----------|-----------|---|---|
| 国家安全保障会議 | 5 (1) | 第 2 号 [外交] | ○国家安全保障会議の議論の結論に関する情報 [5 件 (1)] |
| 内閣官房 | 81 (8) | 第 2 号 [外交] 第 4 号 [テロリズム防止] | ①我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえた政府の対応方針等の検討の内容に関する情報 [1 件 (0)] ②国の安全保障に関わる事案に際しての政府の対応方針の検討の内容に関する情報 [1 件 (0)] ③特定の外国等についての安全保障上の基本的事項に関する情報 [4 件 (0)] ④内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報 [5 件 (1)] ⑤領域保全の措置及び方針に関する情報 [2 件 (0)] ⑥内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報 [5 件 (1)] ⑦内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報 [17 件 (1)] ⑧情報収集衛星が撮像可能な地理的範囲に関する情報 [10 件 (2)] ⑨内閣情報調査室の人的情報収集に関する情報 [10 件 (2)] ⑩情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報 [25 件 (1)] ⑪国際テロ情報の収集のために用いられる暗号等に関する情報 [1 件 (0)] |
| 警察庁 | 38 (4) | 第 3 号 [特定有害活動防止] 第 4 号 [テロリズム防止] | ①特定有害活動の計画に関する情報や情報機関員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報等、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報 [4 件 (0)] ②外国の政府等との情報協力業務に関する情報 [5 件 (1)] ③内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報 [11 件 (0)] ④警察の人的情報源等となった者に関する情報 [2 件 (0)] ⑤海外との連絡に用いる暗号に関する情報 [1 件 (0)] ⑥特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報 [5 件 (1)] ⑦テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行する |

| 行政機関名 | 件数 | 別表の分野 | 特定秘密として指定した情報 |
|-------|-----------|--|---|
| | | | おそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報 [10件 (2)] |
| 総務省 | 7 (1) | 第2号 [外交] | ○在日米軍が使用する周波数に関する情報 [7件 (1)] |
| 法務省 | 1 (0) | 第2号 [外交] | ○領域保全の措置及び方針に関する情報 [1件 (0)] |
| 公安調査庁 | 22 (2) | 第2号 [外交] 第3号 [特定有害活動防止] 第4号 [テロリズム防止] | ①内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務に関する情報 [1件 (0)] ②内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報 [5件 (0)] ③特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報で特定有害活動の計画、方針及び準備に関する情報や、特定有害活動を行い、又は支援する団体又は者の動向に関する情報 [3件 (0)] ④特定有害活動の防止に関し外国の政府から提供を受けた情報 [5件 (1)] ⑤人的情報収集に関する情報 [3件 (0)] ⑥テロリズムの防止に関し外国の政府から提供を受けた情報 [5件 (1)] |
| 外務省 | 38 (1) | 第2号 [外交] 第4号 [テロリズム防止] | ①拉致問題に関する情報 [1件 (0)] ②日米安保協力に関する検討、協議等に関する情報 [1件 (0)] ③周辺有事に関する外国の政府との協議内容に関する情報 [1件 (0)] ④東シナ海の領域の保全及び権益の確保に関する情報 [1件 (0)] ⑤北方領土問題に関する交渉及び協力の方針等に関する情報 [1件 (0)] ⑥内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報 [4件 (0)] ⑦大規模事態発生時の邦人退避に係る関係国との協力に関する情報 [1件 (0)] ⑧北朝鮮の核開発及びミサイル開発に関する情報 [1件 (0)] ⑨外国の政府等から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報 [5件 (1)] ⑩内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報 [4件 (0)] |

| 行政機関名 | 件数 | 別表の分野 | 特定秘密として指定した情報 |
|-------|------------------|-------------|--|
| | | | ⑪日米秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定に関する情報 [1件 (0)] ⑫内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報 [11件 (0)] ⑬公電の秘匿等に用いる暗号に関する情報 [4件 (0)] ⑭国際テロリズムに関して外国の政府等から総合外交政策局に対し提供のあった情報 [1件 (0)] ⑮国際テロリズムに関する人的情報収集に関する情報 [1件 (0)] |
| 経済産業省 | 4 (0) | 第2号 [外交] | ○内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報 [4件 (0)] |
| 海上保安庁 | 19 (1) | 第2号 [外交] | ①内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報 [2件 (0)] ②外国の政府との情報協力業務に関する情報 [5件 (1)] ③内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報 [1件 (0)] ④内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報 [11件 (0)] |
| 防衛省 | 319 (17) ※ | 第1号 [防衛] | ①防衛出動等、我が国の安全を確保するための自衛隊の行動に関する情報 [1件 (0)] ②自衛隊の運用についての米軍との運用協力に関する情報 [1件 (0)] ③内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報 [1件 (0)] ④電波情報等の情報 [36件 (7)] ⑤外国の政府等から提供された電波情報等の情報 [18件 (6)] ⑥電波情報、画像情報等の情報又は外国の政府等から提供された電波情報等の情報を分析して得られた情報 [4件 (1)] ⑦外国の政府等から提供された画像情報等の収集整理等に関する情報 [4件 (1)] ⑧防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報 [9件 (2)] ⑨防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り等に関する情報 [1件 (0)] ⑩防衛の用に供する暗号に関する情報 [4件 (0)] |

| 行政機関名 | 件数 | 別表の分野 | 特定秘密として指定した情報 |
|-------|-------------|-------------|--|
| | | | ※以下の項目は、旧防衛秘密から特定秘密として指定されたものとみなされたもの ①自衛隊の運用計画等に関する情報 [50 件] ②電波情報、画像情報等に関する情報 [32 件] ③防衛力の整備計画等に関する情報 [15 件] ④防衛の用に供する通信網の構成に関する情報 [1 件] ⑤防衛の用に供する暗号に関する情報 [85 件] ⑥武器等の仕様、性能等に関する情報 [57 件] |
| 防衛装備庁 | 17 (0) | 第1号 [防衛] | ①豪州から提供される共同開発・生産に係る調査のための情報 [1 件 (0)] ②防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報 [2 件 (0)] ③自衛隊の弾道ミサイル防衛用誘導弾等の仕様、性能等に関する情報 [12 件 (0)] ④英国との間の共同研究等において提供される情報 [2 件 (0)] |
| 合計 | 551 (35) | | |

(国会報告(令和元年6月閣議決定)に基づき衆議院情報監視審査会事務局作成)

※特定秘密保護法附則第5条において、特定秘密保護法の施行前に改正前の自衛隊法(昭和29年法律第165号)に基づいて防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日に防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる旨規定されている。本報告では、便宜上、この経過措置が適用された防衛省の特定秘密(旧防衛秘密)についても、指定件数として計上されている。なお、防衛省の「指定件数」319件のうち、この経過措置が適用されたものは、対象期間末時点で240件であった。

<参考> 特定秘密の指定に係る別表該当性

| 別表 | |
|--|---|
| 第1号(防衛に関する事項) ※ 自衛隊法別表第4に相当 イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究 ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究 ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量 ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法 ト 防衛の用に供する暗号 チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法 リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法 ヌ 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途 | 第2号(外交に関する事項) イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針 ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報 ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力 ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号 |
| 第3号(特定有害活動の防止に関する事項) イ 特定有害活動の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究 ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号 | 第4号(テロリズムの防止に関する事項) イ テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究 ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ テロリズムの防止の用に供する暗号 |

(内閣官房資料)

(2) 内閣官房（内閣情報調査室）及び独立公文書管理監

ア 国会報告に関する補足説明聴取

令和元年10月24日、政府参考人から特定秘密保護法第19条の規定に基づく国会報告の概要等について補足説明を聴取した。

同日の調査では、特定秘密保護法施行令について、特定秘密保護法附則第3条に基づき、政府において改正作業を行っている旨の説明があった¹⁶。なお、当該改正施行令は、令和元年12月11日に施行済である（後掲《表2-2》参照）。

イ 独立公文書管理監報告等に関する説明聴取

令和元年10月24日、独立公文書管理監から独立公文書管理監報告等について説明を聴取した。説明の概要は以下のとおりである。

(7) 独立公文書管理監報告¹⁷について

運用基準の規定により、年1回内閣総理大臣に報告書を提出することとなっている。対象期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日である。

(イ) 検証・監察の結果について

(特定秘密の指定)

平成30年中に指定された35件の特定秘密について、いずれも適正と認めた。

(特定秘密の指定の有効期間の延長及び指定の解除)

特定秘密の指定の有効期間は5年を超えないこととなっているが、その指定の有効期間の延長が適正か、また指定の解除が適正か、検証・監察を行った。その結果、海上保安庁における有効期間の延長2件、防衛装備庁における解除1件については、いずれも適正と認めた。

¹⁶ 特定秘密保護法附則第3条は、法施行日から5年を経過した時点で特定秘密を保有したことの無い機関は、特定秘密保護法上の行政機関から除外される旨定めている。この改正によって、除外された行政機関は特定秘密の指定（同法第3条）はもとより、我が国の安全保障上の必要による特定秘密の提供を受けたり、適性評価を実施することができなくなる。ただし、引き続き公益上の必要による特定秘密の提供（同法第10条）を受けたりすることはできる。

¹⁷ 巻末 参考資料IV参照

(特定秘密の記録とその表示)

例えば、特定秘密表示をすべきところに特定秘密表示がされていない、あるいは、特定秘密が記録されていない文書に特定秘密表示をしているものがあれば、法令違反となる。その結果、平成 30 年 12 月に 3 件、平成 31 年 3 月に 1 件（対象はいずれも防衛省（9 部署））について、是正を求めた。その他、36 部署による記録とその表示を適正と認めた。

(特定行政文書ファイル等の保存)

特定行政文書ファイル等が適正に保存されているか、特定秘密を取り扱う場所への立入りが制限されているか等の観点から、42 部署について、検証・監察を行い、適正と認めた。平成 30 年 12 月に 1 件の指摘を行っているが、これは、「特定秘密の記録とその表示」の検証・監察の結果、特定秘密が含まれていない文書に特定秘密の表示があったとして行った防衛省に対する是正の求め 1 件について、当該文書が特定秘密文書等管理簿に記載されていたので、法令違反とまでは言えないが、取扱いにやや問題ありということで、削除を求めたものである。

(特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置)

行政文書ファイル等は、法令の規定により、保存期間満了時の措置として公文書館等への移管か廃棄かを設定することとなる。歴史公文書等に該当しないかとの観点から判断した。

経済産業省 1 件及び防衛省 279 件の特定行政文書ファイル等について、廃棄が妥当である旨通知した。

(特定行政文書ファイル等にすべきものの存否)

昨年、内閣官房から保存期間 1 年未満の文書について保存期間を 1 年以上と設定すべきものがないか検証・監察することも独立公文書管理監の検証・監察の対象となる事項であると示されたことから、一定の範囲で、検証・監察を試みている。

10 部署について、検証・監察を実施した結果、保存期間 1 年未満の特定秘密文書の中に保存期間を 1 年以上と設定すべきものはないと認めた。

(検証・監察に関する定量的指標)

説明聴取、実地調査等の回数は149回である。

確認した特定秘密を記録する文書等の件数は2,051件で、これら文書等に記録されている特定秘密の件数は延べ3,175件である。

(ウ) 通報¹⁸への対応について

独立公文書管理監に対する通報はなかった。

(エ) 今後の展望について

今後も独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施する。

¹⁸ 運用基準V 4 (2)において、特定秘密の取扱いの業務を行う者や過去に行っていた者又は業務上特定秘密を知得した者は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと料するときは、行政機関の長が設置した窓口に通報することができることとされている。これに加えて、一定の条件を満たす場合には、独立公文書管理監の窓口に対して通報することができることとされている。独立公文書管理監は、通報を受理した場合には、遅滞なく必要な調査を行うものとされ、特定秘密保護法等に従っていない状況が認められた場合には、行政機関の長に対し、是正を求めるものとされている。

《表 2-2》 法施行令改正に伴う同法上の「行政機関」及び「指定行政機関」の比較表

| | 施行前 | 施行後 |
|---------------|--|--|
| 特定秘密保護法上の行政機関 | <p>【特定秘密保護法第2条第1号】 国家安全保障会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靱化推進本部、社会保障制度改革推進本部、健康・医療戦略推進本部、社会保障制度改革推進会議、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部、特定複合観光施設区域整備推進本部、ギャンブル等依存症対策推進本部、アイヌ政策推進本部、内閣官房、内閣法制局、人事院、復興庁</p> <p>【同条第2号】 内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁</p> <p>【同条第3号】 総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、気象庁、運輸安全委員会、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁</p> <p>【同条第4号】 警察庁</p> <p>【同条第5号】 検察庁</p> <p>【同条第6号】 会計検査院</p> | <p>【特定秘密保護法第2条第1号】 国家安全保障会議、内閣官房、内閣法制局</p> <p>【同条第2号】 内閣府、国家公安委員会、金融庁、消費者庁</p> <p>【同条第3号】 総務省、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁</p> <p>【同条第4号】 警察庁</p> <p>【同条第5号】 なし</p> <p>【同条第6号】 なし</p> <p>計 28 機関（改正により 42 機関を除外）</p> |
| 指定行政機関 | <p>【特定秘密保護法第3条第1項、同法施行令第2条】 国家安全保障会議、内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安審査委員会、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、資源エネルギー庁、海上保安庁、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁</p> | <p>【特定秘密保護法第3条第1項、同法施行令第2条】 国家安全保障会議、内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、資源エネルギー庁、海上保安庁、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁</p> <p>計 20 機関（改正により 1 機関を除外）</p> |

※青字は、改正施行令により除外された行政機関（衆議院情報監視審査会事務局作成）

※赤字は、令和元年末現在、特定秘密を指定している行政機関（計 12 機関）

※平成 31 年 4 月 1 日に出入国在留管理庁が設置され、同庁は特定秘密を 1 件指定した。

ウ 主な質疑及び答弁の概要

ア・イの説明を聴取した後、質疑を行った。その概要は以下のとおりである。

問 1-1. 今年 12 月で特定秘密保護法の施行から 5 年となる。運用基準の見直しの内容、そのスケジュール及びパブリックコメントの実施等について、どのように考えているか。

[令和元年 10 月 24 日審査会]

[答弁概要]

(内閣情報調査室)

- ・まず、法施行後 5 年となる令和元年 12 月 10 日までに政令の見直しを行い、この 5 年間に一度も特定秘密を保有したことがない行政機関を、特定秘密保護法上の行政機関から除外する。
- ・法施行後 5 年経過した後は、運用基準の見直しをしなければならない。これは施行令と異なり（改正の）期限が切られていないが、5 年経過後のできるだけ早い時期に行うことを考えている。
- ・運用基準の見直しにあたっては有識者、すなわち情報保全諮問会議の委員であるジャーナリスト、学者及び弁護士等から意見を伺いつつ、当審査会にも諮り、閣議決定へ向けて進めていきたい。そのため、（いつまでにとすることは）申し上げられない。
- ・また国会報告については、例年と同じように、春か夏頃に提出できるようやっていきたい。

問 1-2. 政令の改正作業中ということだが、特定秘密を保有したことがない行政機関があるということか。

[令和元年 10 月 24 日審査会]

[答弁概要]

(内閣情報調査室)

- ・特定秘密保護法で定める行政機関は、内閣府の〇〇本部等を含めると、全部で 70 機関ある。その中で、今までに特定秘密を保有したことがない行政機関は、今のところ 42 機関である。そこを除外すると、28 機関は残ることになる¹⁹。

¹⁹ 前掲「表 2-2」参照。

- ・(42 機関が) 今年 12 月までに特定秘密を保有することが絶対にはないとは言いきれないが、(現時点では) 法律の附則に従って政令改正を進めているところである。

問 1-3. これまで特定秘密保護法上の行政機関としていた 42 機関を、法律にしたがって除外するとのことだが、除外するかどうかの判断はどう行うのか。

[令和元年 10 月 24 日審査会]

[答弁概要]

(内閣情報調査室)

- ・行政機関側には、判断の余地はない。これら 42 機関については、5 年間一度も特定秘密を保有したことがないという調査結果があり、附則第 3 条において、そのような機関については、特定秘密保護法で定める行政機関から除外する旨が定められている。
- ・同法の附則第 3 条は、法案審議の過程で、与野党協議で追加されたものである。事実として保有していない以上は、それに基づいて政令改正を行うことになる。
- ・一方で、復活条項もある。すなわち附則第 3 条では、請求に基づき、有識者の意見を聴いて、特定秘密を保有する必要が新たに生じた機関として政令で定めるものを除く旨が規定されている。

問 1-4. およそ(特定秘密を)保有する可能性がないと思われる機関も、特定秘密保護法上の行政機関に含まれていたように感じる。(これらの機関は制度発足当初、)自ら希望して特定秘密保護法上の行政機関になったのか。

[令和元年 10 月 24 日審査会]

[答弁概要]

(内閣情報調査室)

- ・手を挙げたわけではなく、行政機関がすべからく(特定秘密保護法上の行政機関に)入ることになっていた。
- ・特定秘密保護法第 2 条に「行政機関」の定義がある。これにより、希望しているか否かにかかわらず、同法における行政機関に該当することとなる。

問 1-5. 特定秘密保護法上の行政機関となれば、特定秘密に係る業務量が増えるのではないかと。業務量が増えるのに、なぜ特定秘密保護法上の行政機関になったのか。5年間の業務の負担はどの程度であったのか。

[令和元年 10 月 24 日審査会]

[答弁概要]

(内閣情報調査室)

- ・ 特定秘密を指定する行政機関と、特定秘密を持つ・見ることができ行政機関がある。(自ら特定秘密を) 指定することはない行政機関であっても、特定秘密を記録した文書を保有することはあり得るのではないかと(行政機関の範囲が) 広がったと考えられる。
- ・ 制度運用開始から5年間、適性評価を実施せず、実際に特定秘密を保有することがなかった行政機関には、負担が生じてはいないと考える。
- ・ 国会報告の21頁に、平成30年中に適性評価を実施した行政機関が記載されているが、自分のところで特定秘密を持つことがないだろうと考える行政機関は、適性評価を行っていない。

問 1-6. 適性評価を実施した省庁は、特定秘密を保有したのか。適性評価を実施したけれども、特定秘密を保有しないことがあるのか。

[令和元年 10 月 24 日審査会]

[答弁概要]

(内閣情報調査室)

- ・ 適性評価を実施したけれども特定秘密を保有していない行政機関としては、公安審査委員会や宮内庁などが該当する。こうした行政機関は、特定秘密を保有する可能性があるかと判断して適性評価を実施したが、結果として保有しなかったということである。
- ・ これらの行政機関は、法施行後5年が経過して(特定秘密保護法上の行政機関から) 外れるので、業務による負担はゼロとなる。

問2-1. 運用基準に基づく通報について、行政機関の長が設置した窓口への通報も、独立公文書管理監の窓口への通報も0件であった。このことをどう判断すべきか。通報するほどの事案がないのか、制度自体が知られていないのか、または通報することに心理的な縛りがあるのか。

[令和元年10月24日審査会]

[答弁概要]

(内閣情報調査室)

- ・各役所の中のことなので、(内閣情報調査室としては)分からない。ただ、通報者を保護する措置があるので、(心理的な縛りが多いからという理由によって通報が抑制されているとは考えておらず、)通報する案件がなく、制度が適正に運用されていたためと考えている。

(独立公文書管理監)

- ・個人的な感想だが、特定秘密の検証・監察を行ったときに、我々(独立公文書管理監)の対応をするのは特定秘密の取扱いの業務に従事している職員であり、その職員が「おかしい」と感じたら、我々に話すことができる。また、各行政機関において、随時、不適切なものがないか見直しを行っている印象だ。

問2-2. (運用基準に基づく通報が0件であるのは、)何か悪いことをやっていて内部告発的に通報するような事例はなかったということだろう。ただ、(制度を運用する中で、)現場には良くも悪くも「これは変えた方がいいのでは」と感じている人は大勢いるのではないか。

[令和元年10月24日審査会]

[答弁概要]

(内閣情報調査室)

- ・現場の意見のことについてはご指摘の通りである。運用基準は5年前の特定秘密保護法施行前に作ったものなので、施行後、現場と合わないということは有り得る。有識者からも(今般の運用基準の見直しに際しては)現場の使い勝手がいいように見直すべきとする意見があったところである。

- ・現在は政令の改正作業に注力しているが、12月以降は運用基準の見直し作業に入る。その際には、各行政機関の意見をよく聞いて行いたい。

問3-1. 安全保障上の観点から情報を収集する過程で、意図せず個人情報入手してしまった場合、どのように対応するのか。個人情報の扱いの指針や運用はどのようになっているのか。また、本来特定秘密とすべきものを「極秘」や「秘」としているものがないかという観点での検証・監察は、具体的にはどのように行っているのか。

[令和元年10月24日審査会]

[答弁概要]

(内閣情報調査室)

- ・個人情報を意図せず収集し、情報が混入してしまうことは、収集の目的・手法によって変わるが、絶対にないとは言いきれない。ある情報を収集しようとするれば、当然その周辺（情報）もある。
- ・特定秘密保護法は、公文書管理法や行政機関個人情報保護法の特別法のような部分がある。特定秘密保護法の枠に乗ってくればそれによって管理し、「極秘」や「秘」、あるいはそれにもあてはまらないものになれば、行政機関の保有する個人情報保護法の世界になるものとする。
- ・行政機関個人情報保護法には、利用の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこと等の規定がある。また、総務省の局長名で指針が出されており、情報へのアクセスを必要最小限の範囲に限ること等が記載されている。
- ・行政機関個人情報保護法は総務省の所管であり、有権的な解釈は総務省にお尋ねいただきたいが、内閣情報調査室としては、制度として特定秘密保護法及び一般法としての行政機関個人情報保護法があるということは説明可能である。

(独立公文書管理監)

- ・本年の審査会報告書で意見を頂き、現在は検証・監察期間中であるので、具体的には申し上げにくいですが、例えば実地調査で見ると文書の中に特定秘密の部分と秘密の部分があれば、秘密の部分がどうして特定秘密でないのか聞くことがある。

- ・ 検証・監察を重ねる間に、ある程度知見が得られてきており、「この指定のハコにどのような文書が入るのか」、似たような情報が書かれているように見える文書で特定秘密であるものとそうでないものがあれば「なぜこれは特定秘密でないのか」などと聞くようにしている。

問3-2. 一般法（行政機関個人情報保護法）を適用することで、現場も（個人情報の適切な取扱いに）対応できているということでしょうか。

[令和元年 10 月 24 日審査会]

[答弁概要]

(内閣情報調査室)

- ・ 対応できている。

問3-3. （独立公文書管理監は問3-1の「また」以下について）現在調査を行っているということか。

[令和元年 10 月 24 日審査会]

[答弁概要]

(独立公文書管理監)

- ・ その通りである。特定秘密にされていないが、本来特定秘密とすべきではないかという事例について、そのような文書をピンポイントで見られればよいが、それは難しい。

問3-4. そうした文書も（公文書監察室の設置によって）見られるようになったのではないか。

[令和元年 10 月 24 日審査会]

[答弁概要]

(独立公文書管理監)

- ・ 公文書監察室はまだ立ち上がったばかりである。

問4-1. 特定秘密保護法の成立時には、本来国民に開示すべき情報を秘匿したり、保存して後の検証に充てるべき内容の文書を廃棄したりするのではないかという議論があった。特定秘密保護制度の運用開始から5年を経て、そのような大きな問題はなかったという判断をしているのか。

[令和元年10月24日審査会]

〔答弁概要〕

(内閣情報調査室)

- ・ 特定秘密は4つの分野（防衛・外交・特定有害活動の防止・テロリズムの防止）に限られている。指定が適正か否かについては、独立公文書管理監も検証・監察を行っている。指定は抑制的になされており、国民の目から隠すなどといったものではないのではないかと考えている。
- ・ 今までに漏えいは発生していない。また、それなりの数の適性評価を実施しているが、適性評価をクリアした人間が漏えい等の大きな不適切事案を起こしたことはない。
- ・ 特定秘密保護法成立の際に指摘された、ジャーナリストの取材活動の萎縮などといったことも見られない。4つの分野に絞って特定秘密の指定がなされており、制度のあるべき姿として、適切に運用されていると考えている。

(独立公文書管理監)

- ・ 文書の廃棄については、一つ一つの文書を全部チェックしており、その際には、歴史性の有無の観点で見ている。今までに対象としてきたものは、ほとんどが原本が別途保存されている「写し」であったが、「写し」イコール廃棄ではないので、文書内に新たな意思決定がないか、実際に文書を見て検証・監察を行っている。

問4-2. 特定秘密の指定件数が年々増加していることから、各行政機関の業務量が増え職員の負担が重くなっているのではないかと懸念する。どこまでの範囲の情報を特定秘密として指定し管理するのが適正であるのか、という面での見直しもすべきではないか。

[令和元年10月24日審査会]

[答弁概要]

(内閣情報調査室)

- ・確かに特定秘密は毎年増加しているが、(同じ内容のものを)年ごとに指定している特定秘密があり、それらが増加分のほとんどを占めている。
- ・指定の有効期間を5年に設定している特定秘密がほとんどである。(本年その有効期間が満了するので、)そのような指定がどうなっていくのかについては注視する必要がある。

(独立公文書管理監)

- ・特定秘密の指定件数の増加については、内閣情報調査室と同意見である。(同じ中身のものについて)年ごとに新たな指定を行うことが多いために件数が増えていると考えている。
- ・純粹に新しい指定をしているものは、少ないという印象である。

問5. 防衛省の南スーダンPKO派遣部隊の日報問題について伺いたい。日報は特定秘密でなかったということによいか。また、仮に日報が特定秘密だったとしたら、存在すらしておらず、問題がわからなかったのではないか。独立公文書管理監が見ることができたと考えてよいか。

[令和元年10月24日審査会]

[答弁概要]

(独立公文書管理監)

- ・特定のものについてお答えすることは困難だが、特定秘密か否かは、指定の三要件に該当するか否かで判断される。
- ・仮に日報の内容が特定秘密に該当する場合は、厳格な取扱いとなり、管理簿に記載されることになる。
- ・あえて管理簿にも載せず、我々が手繰ることもできないような全く

知らないところに入れているのであれば別だが、管理簿がきちんと作成されていれば、我々が当該文書を選択すれば、通常の検証・監察ということになる。

問6. 指定管理簿綴りを見ると、同じ特定秘密を複数の行政機関で指定している。例えば、同じ衛星画像情報も複数の行政機関が特定秘密として指定しているということか。

[令和元年10月24日審査会]

[答弁概要]

(独立公文書管理監)

・そのとおりである。

2 平成30年「政府に対する意見」(審査会意見)への政府の対応状況

平成30年年次報告書において、行政における特定秘密保護制度の運用状況に対し、審査会として合意した事項を「政府に対する意見^(※)」(審査会意見)として記載し、早急に改善を図ることを求めた。

当審査会は、関係行政機関から、この審査会意見に基づき講じた措置又は講ずる予定の措置等について説明を聴取した。以下、その概要について、下掲の項目毎に、順次記述する。

(※) 平成30年審査会意見の項目

- 1 運用基準の見直し関係
- 2 秘密指定の在り方関係
- 3 保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄関係
- 4 作成から30年を超える特定秘密文書関係
- 5 適性評価関係
- 6 独立公文書管理監関係
- 7 当審査会への対応関係

1 運用基準の見直し関係

| 意見 | 各行政機関における対応 |
|--|---|
| <p>(1) 本年 12 月に特定秘密保護法施行後 5 年となり、運用基準を見直す時期を迎えることから、これまで当審査会が指摘してきた以下の事項につき、運用基準に盛り込むことを検討し、その結果を当審査会に報告すること。</p> <p>①特定秘密の名称に係る統一方針</p> <p>②行政文書が不存在の特定秘密関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる「あらかじめ指定」を行う場合の厳格な要件 ・指定管理簿への記載等記録に残すための措置 <p>③作成から 30 年を超える特定秘密文書の管理における厳格な手続き</p> <p>④独立公文書管理監の活動状況の審査会への報告</p> <p>⑤独立公文書管理監による検証・監察関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各行政機関による特定秘密文書の保存期間の判断の妥当性を検証する業務 ・保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄に対する検証・監察業務 ・保存期間満了時の措置の検証・監察の際に歴史についても識見の高い専門家からも意見聴取するプロセス | <p>【内閣情報調査室（制度所管）】</p> <p>○意見(1)・(2)について</p> <p>運用基準の見直しの検討については、法の施行後 5 年を経過した後、すなわち令和元年 12 月 10 日以降に検討を加えることとされている。</p> <p>検討に当たっては有識者の意見を聴取する一方、平成 30 年審査会意見 1 (1) 及び(2)などの検討結果を衆議院情報監視審査会へ報告する。その後、運用基準を見直す場合には、令和 2 年度中に情報保全諮問会議の開催を経て閣議決定を行いたいと考えている。</p> <p>いずれにせよ、今後の国会において適切な説明に努めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">(令和元年 10 月 24 日 審査会)</p> <p>【警察庁】</p> <p>運用基準の見直しについては、法施行後 5 年を経過した後、内閣情報調査室を中心に検討が進められていくものと承知している。当庁においても、審査会からの指摘の点については必要な対応を行っている。</p> <p>「あらかじめ指定」については、内閣情報調査室から示された考え方²⁰に基づき、慎重な検討の上、将来出現することが確実なものに限り行っている。</p> <p>なお、警察庁においては、平成 27 年中に指定した人的情報源に関する特定秘密 1 件について、当該指定に該当する情報は現存せず、今後も出現する可能性はないことが確定し、指定の要件を欠くに至ったことから、平成 28 年に当該指定を解除している。</p> <p>作成から 30 年を超える特定秘密文書については、歴史公文書該当性等を十分に検討の上、保存期間満了時の措置として適切な措置を設定しているところである。</p> <p style="text-align: right;">(令和元年 11 月 5 日 審査会)</p> |

²⁰ 巻末 参考資料 V (1) 参照

1 運用基準の見直し関係

| 意見 | 各行政機関における対応 |
|--|----------------------------------|
| (2) 運用基準の見直しに当たり、(1)以外の改正等を行おうとする場合には、当審査会に報告すること。また、運用基準の見直しのスケジュールが決まり次第、速やかに当審査会に報告すること。なお、(1)の②に関連し、複数の行政機関が同一の特定秘密を指定しているものについては、文書を保有しないことの正当性について、適切な説明をすること。 | 【内閣情報調査室（制度所管）】 (1) 参照 |

<行政文書が不存在である特定秘密の現状>

行政文書が不存在である特定秘密については、当審査会としても昨年に引き続き政府における対応を注視していたところ、当審査会からの要求に基づき、各行政機関より特定秘密ごとの文書件数等についての資料の提出を受けたため、これらを集計し、表に取りまとめた《表 2-3》。

《表 2-3》行政文書不存在（平成 30 年末時点）の特定秘密の現状（行政機関別）

| 行政機関名 | 行政文書が不存在の特定秘密件数 | 行政文書が不存在である理由 | 件数 |
|-------|-----------------|---------------------------------|----|
| 内閣官房 | 7 | 複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの | 7 |
| 外務省 | 1 | 他機関が保有しているもの | 1 |
| 防衛省 | 116 | 複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの | 18 |
| | | 他機関が保有しているもの | 11 |
| | | 物件が存在しているもの | 87 |
| 防衛装備庁 | 2 | 複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの | 2 |

（政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

なお、行政文書が不存在の特定秘密のうち、その理由が「（自機関は文書を保有していないが）他機関が保有しているもの」であるのは計 12 件（外務省 1 件、防衛省 11 件）である。平成 30 年審査会意見 1 (2)においては、このような特定秘密を指定している行政機関に対し、自機関において文書を保有しないことの正当性を適切に説明するよう求めているところである。

2 秘密指定の在り方関係

| 意見 | 各行政機関における対応 |
|--|---|
| <p>(1) 特定秘密に指定される情報と特定秘密とはカテゴリーが異なる「極秘」「秘」等の秘密情報との違いが必ずしも明確ではないことから、実際の事例や情報を用いる等の方法により、具体的に説明すること。また、独立公文書管理監が検証・監察を行う際には、対象となる特定秘密文書の関連文書もチェックするなどして、本来、特定秘密に指定されるべき情報が意図的に外されていないかという観点からも実施すること。</p> | <p>【警察庁】</p> <p>警察庁においては、特定秘密の指定の3要件（①別表該当性、②非公知性、③特段の秘匿の必要性）を厳格に判断し、それらを満たす情報について過不足なく特定秘密に指定している。</p> <p>他方、「極秘」「秘」に区分される秘密文書については「警察庁における行政文書の管理に関する訓令」に規定が置かれており、特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書を秘密文書としている。</p> <p>警察庁においては、特定秘密保護法等に基づき、特定秘密及びその他の秘密文書の適切な管理に努めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">（令和元年11月5日 審査会）</p> <p>【総務省】</p> <p>総務省では特定秘密保護法の規定に基づき、指定の3要件を満たす情報のみを特定秘密に指定している。</p> <p>一方、特定秘密以外の秘密情報（人事関係情報、対外交渉関連情報等）が記録された行政文書は、総務省文書管理規則の規定に基づき厳正に管理している。</p> <p style="text-align: right;">（令和元年11月5日 審査会）</p> <p>【独立公文書管理監（情報保全監察室）】</p> <p>特定秘密に指定されるべき情報が特定秘密として指定されない場合、特定秘密保護法による保護措置が講じられず、適切ではないものと思料される。</p> <p>当室は様々な情報に接するものであるところ、ご指摘の観点も念頭に置きつつ、引き続き厳正かつ実効的な検証・監察を実施してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">（令和元年10月24日 審査会）</p> |
| <p>(2) 特定秘密に該当し得る情報を収集する過程において、意図せずこれと無関係の個人情報を入力してしまった場合には、個人情報保護の観点から、速やかかつ確実に廃棄することを含め、政府における厳格な対応指針を作成し、その周知徹底を図る等適切に対応すること。</p> | <p>【内閣情報調査室（制度所管）】</p> <p>特定秘密として指定できる情報の類型は特定秘密保護法により厳格に定められており、行政機関の長は、指定の3要件（①別表該当性、②非公知性、③特段の秘匿の必要性）を満たす情報のみを特定秘密に指定している。</p> <p>例えば（指定の3要件を満たし特定秘密に指定されている）人的情報源に関する情報は、特定秘密として厳格に管理されているところである。</p> <p style="text-align: right;">（令和元年10月24日 審査会）</p> |

3 保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄関係

| 意見 | 各行政機関における対応 |
|--|---|
| <p>保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄状況につき、引き続き当審査会に報告すること。また、国会報告への継続的な記載を検討すること。</p> | <p>【内閣情報調査室（制度所管）】</p> <p>平成29年中の保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄状況を国会報告（令和元年6月閣議決定）の23、24頁に記載済である。 （令和元年10月24日 審査会）</p> <p>※国会報告（令和元年6月閣議決定）23、24頁</p> <p>…平成29年中に別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の写し（412,171件）、別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の素材（14,770件）及び暗号関係（3,688件）の文書を廃棄した…</p> <p>【警察庁】</p> <p>国会報告（令和元年6月閣議決定）においては、保存期間1年未満の特定秘密文書について、平成29年中における政府全体の廃棄件数を掲載している。</p> <p>警察庁が平成29年中及び平成30年中に廃棄した特定秘密文書は全て、「別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」である。 （令和元年11月5日 審査会）</p> <p>【外務省（大臣官房）】</p> <p>平成30年中に廃棄した保存期間1年未満の特定秘密文書は全て、「別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」である。今後も引き続き、審査会に報告する。 （令和元年11月7日 審査会）</p> |

<特定秘密文書の廃棄の現状>

当審査会は、発足当初から特定秘密文書の廃棄について注視してきた。この件について、平成29年4月、国会質疑や新聞報道等があった。これを受けて、当審査会も改めて詳細な資料要求を行ったところ、内閣情報調査室において作成した類型（以下、「平成29年提出資料の類型」という。）に従って、平成28年中に廃棄された保存期間が1年未満の特定秘密文書の件数が提出された。

その後、近年の公文書管理の在り方についての批判の高まりを契機に、政府が各省庁に公文書の取扱いについて示す指針である「行政文書の管理に関するガイドライン」が平成29年12月に改正され、保存期間を1年未満と設定することができる文書の類型（以下、「改正ガイドラインの類型」という。）が新たに作成された。

平成30年、当審査会から、特定秘密文書の廃棄件数について前年同様の資料要求を行ったところ、政府からは、この改正ガイドラインの類型に沿って、平成29年中に廃棄された保存期間が1年未満の特定

秘密文書の件数が提出された。これに対し、文書廃棄の継続的監視の観点から前年との比較も必要と判断し、改めて平成29年提出資料の類型に基づく報告も求めたところ、政府からこれに応じた廃棄件数が提出された。

令和元年には、政府より、改正ガイドラインの類型及び平成29年提出資料の類型の双方に基づき、平成30年中に廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書の件数が各々提出された。これらを集計し、表に取りまとめたものが《表2-4-1》《表2-4-2》である。

《表2-4-1》平成30年中に廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書件数(改正ガイドラインの類型)

| ガイドラインの類型 | | 廃棄件数 |
|-----------|--|----------|
| 1 | 別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し | 436,616 |
| 2 | 定型的・日常的な業務連絡、日程表等 | 2,682 |
| 3 | 出版物や公表物を編集した文書 | 0 |
| 4 | 〇〇省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答 | 0 |
| 5 | 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書 | 0 |
| 6 | 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書 | 16,214 |
| 7 | 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書 | 730 |
| 8 | 新ガイドラインの類型(上記1~7)に該当しない文書 | 0 |
| 合計 | | 456,242件 |

※保存期間1年未満の特定秘密文書を廃棄した行政機関は、内閣官房、警察庁、公安調査庁、外務省、防衛省及び防衛装備庁の6機関であった。

(政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

《表2-4-2》平成30年中に廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書件数(平成29年提出資料の類型)

| 類型 | | 文書の廃棄を問題なしとする理由 | 該当省庁 | 廃棄件数 | | |
|---|--------------------------------------|---|---------------------------|---------|--------|---------|
| 1 | 別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の写し | (1) 別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の媒体・言語の変更を伴わない複製文書 | 複製 | 内閣官房 | 28,003 | 438,105 |
| | | | 媒体・言語の変更であり、元となる行政文書は存在する | 外務省 | | |
| | | | | 防衛省 | | |
| | | | | 防衛装備庁 | | |
| (2) 別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の媒体・言語のみが変更された文書 | 他の行政文書に廃棄した行政文書の内容が含まれる | 内閣官房 | 2,765 | | | |
| | | 警察庁 | | | | |
| | | 公安調査庁 | | | | |
| (3) 別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の内容の全部又は一部が転記された文書 | 他の行政機関に行政文書が存在しており、廃棄した行政文書の内容を把握できる | 防衛省 | 399,615 | | | |
| | | 内閣官房 | | | | |
| | | 防衛装備庁 | | | | |
| (4) 他の行政機関が引き続き保管している文書 | 他の行政機関に行政文書が存在しており、廃棄した行政文書の内容を把握できる | 内閣官房 | 7,722 | | | |
| | | 警察庁 | | | | |
| | | 外務省 | | | | |
| | | 防衛省 | | | | |
| 2 | 別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の素材 | 吸収した行政文書から廃棄した文書の内容を把握できる | 防衛省 | 15,056 | 15,056 | |
| 3 | 暗号関係 | 一定の期間ごとに作成・変更される暗号化及び暗号の解読に必要な情報を記録する文書 | 数字の羅列であり、行政文書自体に歴史性がない | 内閣官房 | 3,081 | 3,081 |
| | | | | 防衛省 | | |
| 合計 | | | | 456,242 | 件 | |

(政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

4 作成から30年を超える特定秘密文書関係

| 意見 | 各行政機関における対応 |
|---|---|
| <p>作成から30年を超える特定秘密文書のうち、保存期間満了時の措置が廃棄とされているものに係る個別具体的な理由の疎明に至っていない指定行政機関にあっては、速やかに対応すること。</p> | <p>【警察庁】</p> <p>警察庁では、①特定有害活動関係及び②外国政府との情報協力業務関係について、作成から30年を超える文書を保有している。</p> <p>①は、警察が収集、分析したことにより得られた特定有害活動の実行の意思、能力に関する情報等に関する文書であり、警察の情報収集活動の能力が記載されたものである。</p> <p>当該文書については、平成28年の審査会の指摘を踏まえ、歴史公文書等に該当するものとして、保存期間満了時の措置を国立公文書館等への移管に変更した。</p> <p>②は、外国の政府等との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じ提供された資料に関する文書であり、未解決の事案であって、継続して捜査等を行っているものである。</p> <p>当該文書は、重要な情報が記録された文書に該当しないことから、歴史公文書等に該当しないものと判断し、保存期間満了時の措置を廃棄としている。</p> <p style="text-align: right;">(令和元年11月5日 審査会)</p> <p>【外務省（大臣官房）】</p> <p>外務省では、該当する特定秘密として、日ロ平和条約締結交渉に関する文書を保有している。その内容は、北方領土問題に関する外国政府等との交渉の方針や内容等であり、公になることにより日ロ平和条約締結交渉に著しい支障を与えるおそれのある情報である。これら文書のうち、保存期間満了時の措置が廃棄とされているものはない。</p> <p style="text-align: right;">(令和元年11月7日 審査会)</p> <p>【防衛省（大臣官房）】</p> <p>防衛省では、①自衛隊の運用に関するもの、②電波情報に関するもの、③通信に関するもの、などについて記載した、作成から30年を超える特定秘密文書を63件保有している。</p> <p>これらのうち、平成30年の審査会の指摘を踏まえ、省内で再検討を行い、62件の特定秘密文書については、歴史公文書等に該当するものと考えられることから、保存期間満了時の措置を移管に変更することとして手続き中である。</p> <p>これ以外の1件については、既に使用していない特定秘密文書の件名等が記載された帳簿であり、国立公文書館への移管対象である歴史公文書等に該当しないものとして廃棄が適当であると考えている。</p> <p style="text-align: right;">(令和元年11月12日 審査会)</p> |

5 適性評価関係

| 意見 | 各行政機関における対応 |
|---|---|
| <p>各行政機関の業務や特定秘密の保有件数等からみた適性評価の実施件数の適正性について、運用基準の見直しの時期にあわせ検証し、必要に応じて適宜適切な見直しを行うこと。</p> | <p>【警察庁】 これまでも、職員のプライバシー等に配慮しながら、特定秘密の取扱いの業務を行う可能性がある職員を対象として適性評価を実施してきているところである。 (令和元年 11 月 5 日 審査会)</p> <p>【総務省】 従前より必要な者に限定して適性評価を実施しており、引き続き適切に運用していく。 (令和元年 11 月 5 日 審査会)</p> <p>【公安調査庁】 適性評価は、基本的人権の尊重の観点からも、極めて慎重に行わなければならないものと認識しており、特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者に限り必要最小限に実施している。 (令和元年 11 月 5 日 審査会)</p> <p>【経済産業省】 適性評価は従前より必要な者に限定して実施しており、引き続き、適切に運用してまいりたい。 (令和元年 11 月 5 日 審査会)</p> <p>【海上保安庁】 特定秘密の取扱業務を行わせる職員の範囲を最小限に限定して運用に当たっている。平成 30 年においては 142 件の適性評価を実施した。引き続き、取扱業務を行わせる職員を限定し、厳正な適性評価を実施してまいりたい。 (令和元年 11 月 5 日 審査会)</p> |

6 独立公文書管理監関係

| 意見 | 各行政機関における対応 |
|--|--|
| <p>独立公文書管理監は、その職務の拡大を契機として、業務の充実を図り、情報保全監察室と公文書監察室との連携を強化することにより、実効的な特定秘密文書の検証・監察に努めること。なお、実効性の確保に向け、業務の増加に伴う体制強化に努めること。</p> | <p>【独立公文書管理監（情報保全監察室）】</p> <p>平成 30 年 9 月、独立公文書管理監が局長級に格上げされ、新たに公文書監察室が設置されることとなった。独立公文書管理監は情報保全監察室と公文書監察室の双方の長を務めており、ご指摘の趣旨も踏まえつつ、必要な連携については、個別の事案に応じて適切に対応してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">（令和元年 10 月 24 日 審査会）</p> |

7 当審査会への対応関係

| 意見 | 各行政機関における対応 |
|--|---|
| <p>当審査会からの説明要求に対し、指定行政機関、とりわけ外務省等サードパーティールールが適用される特定秘密を保有している機関は、審査会設置の趣旨を改めて確認の上、真摯に対応すること。</p> | <p>【警察庁】</p> <p>サードパーティールールの適用がある特定秘密の提出について、審査会から要求があった場合には、情報提供元との信頼関係を維持しつつ、保護措置の講じられた国会に対し、情報提供元の承諾を得て提供できるよう適切に対応することとしている。</p> <p>提供が可能かどうかについては、情報の種類、情報提供国との関係及び個別具体の状況にも左右され、予断をもって申し上げるのは困難であるが、国権の最高機関たる国会からの要求であることを踏まえ、できる限り説明を尽くすべく、適切に対応できるように努めたいと考えている。</p> <p style="text-align: right;">(令和元年 11 月 5 日 審査会)</p> <p>【公安調査庁】</p> <p>保護措置が講じられた国会からの説明要求に対しては、これを尊重し、国会法等の規定に基づき、真摯に対応する所存である。</p> <p style="text-align: right;">(令和元年 11 月 5 日 審査会)</p> <p>【外務省（大臣官房）】</p> <p>情報監視審査会は国権の最高機関たる国会に設置されたものであり、審査会からの説明要求については真摯に対応する。</p> <p>審査会の議決により特定秘密の提示を求められる場合には、国会法等の規定に従って、どのように対応していくか検討したいと考えている。</p> <p style="text-align: right;">(令和元年 11 月 7 日 審査会)</p> <p>【海上保安庁】</p> <p>審査会における、行政機関による丁寧な説明が国会の信頼、ひいては特定秘密保護制度に対する国民の信頼が得られることにつながるとの認識を強く受け止め、審査会からの説明要求に真摯に対応してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">(令和元年 11 月 5 日 審査会)</p> |

意見全体に対する対応関係

【法務省】

法務省においては、特定秘密の指定、特定秘密の取扱いの業務及び適性評価に関する手続等については、特定秘密保護法、同施行令、運用基準、並びに法務省特定秘密保護規程に従っているところ、審査会におけるこれまでの御意見を重んじるとともに、制度所管庁等と必要な連携を図りつつ、引き続き、その適正な運用に努めてまいりたい。

(令和元年 11 月 5 日 審査会)

3 特定秘密の指定・解除

(1) 指定行政機関からの説明聴取及び質疑

※質疑が行われなかった行政機関については、質疑の記載をしていない。

ア 国家安全保障会議（令和元年 10 月 29 日審査会）

(ア) 政府参考人からの説明概要

（平成 30 年中の特定秘密の指定・解除状況）

国家安全保障会議では、平成 30 年末時点で 5 件の特定秘密を指定しており、その全てが国家安全保障会議の議論の結論である。5 件のうち 4 件は平成 29 年末までに指定したものである。

新たに平成 30 年中に指定した特定秘密の概要は「平成 30 年に開催した国家安全保障会議の会合の審議を経て確認した国家安全保障会議の議論の結論のうち、当該会合において特定秘密に該当すると確認されたもの」である。

平成 30 年中に特定秘密の指定を解除したもの及び指定の一部を変更したものはない。

（指定書における記載事項の変更）

昨年、国家安全保障会議では「防衛計画の大綱等について」の議題で会合を複数回開催し、幅広い安全保障に関する議論を行ってきた。

従来、指定書の「3 運用基準に記載の法別表の事項の細目のいずれに関するものであるかの別」については、国家安全保障会議の議論に最も関連性の高い第 2 号（外交に関する事項）のみを記述してきたが、別表該当性をより明確にし、丁寧な説明を尽くす観点から、関連のあるその他の「事項の細目」として第 1 号「防衛に関する事項」イの a(b)・(c)及びニの a・b を追記する修正を行った。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1. 国家安全保障会議については、議論の内容、結論及び会議で配付された資料が存在しているようだが、特定秘密との関係ではどのような整理がなされているのか。

[令和元年 10 月 29 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・議論の結論は、国家安全保障会議で扱うものの中でも特に核心に属するもので、これは基本的に特定秘密としている。
- ・ただし、特定秘密の指定を抑制的に行う観点から、例えば9大臣会合の結論は特定秘密にしておらず、4大臣会合の結論でも特定秘密でなく「秘」指定としているものがある。
- ・配付資料については、国家安全保障局において、一部を特定秘密としている。

問2. 国家安全保障会議の特定秘密は、日時や議題毎の指定になっていない。日時や議題毎の指定を行うことについて、政府で検討はなされているか。

[令和元年10月29日審査会]

〔答弁概要〕

- ・国家安全保障会議は、開催の日時と大まかな議題のみ公表しており、それ以上の情報は不開示としている。本審査会に対しては、可能な限り説明をさせていただきたいと考えている。

問3. 平成29年1月30日の審査会で、南アジア情勢等を議題とした4大臣会合についての説明があった。当時の審査会で、定期的に事例を用いた説明を行うことを「しっかりと検討する」との答弁があったが、どう検討したのか。

[令和元年10月29日審査会]

〔答弁概要〕

- ・具体的事例を用いた説明については、これまでも対応させていただいてきたところである。国家安全保障会議における議論は各関係閣僚が極めて率直な議論を行う場であり、議論の内容は極めて機微な国家安全保障の核心であり、ご説明には困難を伴うが、今後もきちんと検討し対応させていただきたい。

→ 「3(2) 国家安全保障会議（4大臣会合）の議論の内容等」参照

イー① 内閣官房（国家安全保障局）（令和元年10月29日審査会）

政府参考人からの説明概要

国家安全保障局では、平成30年末時点で6件の特定秘密を指定している。いずれも平成29年末までに国家安全保障局が指定したもので、平成30年中に指定した特定秘密はない。また、平成30年中に指定を解除したもの及び指定の内容を変更したものはない。

指定書等における記載について、官-73²¹の「1 対象情報」及び「4 指定の理由」に記述されている日付に誤りがあったので修正した。

²¹ 識別番号「官-73」は、指定の整理番号「02b-201712-001-2イa(a)-001」のことである。その対象情報は、「平成29年11月から国家安全保障局が関係行政機関と共に実施した我が国をとりまく安全保障環境を踏まえた政府の対応方針等の検討の内容」である。

イ② 内閣官房（事態対処・危機管理担当）（令和元年10月29日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

（平成30年中の特定秘密の指定・解除状況）

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）では、平成30年末時点で2件の特定秘密を指定している。いずれも平成26年末までに指定したもので、その後現在まで、新たに指定した特定秘密はない。

当該2件の特定秘密は、いずれも「領域保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針」に関して指定したものである。

また、平成30年中に特定秘密の指定を解除したもの及び指定の一部を解除したものはない。

（指定書等における記載の変更）

平成30年中に指定書及び指定管理簿の記載を変更したものはない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 事態対処・危機管理担当が指定する特定秘密が2件しかないというのは疑問である。

[令和元年10月29日審査会]

〔答弁概要〕

- ・（事態対処・危機管理担当が指定する）特定秘密2件は、我が国への領域への侵害行為があった場合に、警察や自衛隊などがその事態の推移に応じて具体的にどのような対処をするのかということについての情報である。
- ・ 特定秘密に指定する中身を持つものは2件だが、これに付帯した対処要領等は当然あるとご理解いただきたい。

問1-2. （特定秘密に該当するもの以外の）対処要領等を審査会で見せていただくことは可能か。

[令和元年10月29日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 中身によっては、お見せできるものはあろうかと思う。

イ③ 内閣官房（内閣情報調査室）（令和元年10月29日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

（平成30年中の特定秘密の指定・解除状況）

内閣情報調査室では、平成30年末時点で73件の特定秘密を指定しており、そのうち65件は平成29年末までに指定されたものである。

平成30年中に新たに指定されたのは、情報収集衛星関係で指定した4件、外国の政府等との情報協力関係で指定した2件、人的情報源関係で指定した2件、計8件である。

平成30年中に特定秘密の指定を解除したもの及び指定の一部を解除したものはない。

（指定書等における記載の変更）

平成30年中に指定書等の記載を変更したものはない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 特定秘密文書の中で歴史公文書に当たるもの・当たらないものがあるとのことだが、具体的にはどのようなものか、例示願いたい。

[令和元年10月29日審査会]

〔答弁概要〕

- ・歴史公文書に該当するものは、内閣衛星情報センターが情報収集衛星等を用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報を記録する特定秘密文書である。これが国の機関等の政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書に当たると考えている。

問2. 官-76²²の指定書には「収集分析しても情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く」とある。このような定めを置いた理由は何か。具体的にどのような編集・加工をすれば、特定秘密に該当しないこととなるのか。

[令和元年10月29日審査会]

〔答弁概要〕

- ・前段の問いについて、指定書にこのような記載をしているのは、特定秘密の指定を厳格に行う、つまり特定秘密でないものを指定することをせず、特定秘密であるものは必ず指定するという観点から、どのようなものが特定秘密でなくなるのかをできるだけ明確に規定しておくためである。
- ・後段の問いについて、例えば、文書の中身を編集・加工したり、削除したり、あるいはまとめたりすることにより、表現をぼかして、情報源や秘密の部分が分からないようにすることが該当する。加工や編集の方法については、守るべき秘密の内容によって異なるので、一概に申し上げることはできない。

²² 識別番号「官-76」は、指定の整理番号「02g-201801-003-2ハb-001」のことである。その対象情報は、「平成30年中に内閣情報調査室が行った安全保障に関する外国の政府等との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにそれを分析して得られた情報」である。

ウ 警察庁（令和元年 11 月 5 日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

（平成 30 年中の特定秘密の指定状況）

警察庁においては、平成 30 年中に 4 件の特定秘密を指定した。

これら 4 件は、平成 29 年以前にも（年ごとに）期間を区切って指定をしていたもので、平成 30 年分についても指定をしたところである。その内訳は以下のとおりである。

- ①警察庁の特殊部隊等の戦術や運用に関する情報
- ②国際テロを実行するおそれのある個人あるいは組織の動向等に関する情報
- ③国内テロを実行するおそれのある個人あるいは組織の動向等に関する情報
- ④外国との情報協力業務に関する情報

（平成 30 年中の特定秘密の指定解除状況）

警察庁においては、平成 30 年中に指定の解除（一部解除を含む。）は行われていない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問 1. 警察庁の保有する特定秘密文書の件数を見ると、都道府県警察のみが保有している文書の件数はここ 3 年でほとんど変動していない。どのようなプロセスを経てこのようになっているのか。（警察庁が）都道府県警察の入手する特定秘密を吸い上げて集約しているということか。また、（都道府県警察の現場で）情報を知ってしまった人については、情報管理をどのように行っているか。

[令和元年 11 月 5 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・警察庁では、内閣衛星情報センターから提供を受けた衛星画像情報を多数保有しており、それらは都道府県警とは共有していない。これは警察庁の判断である。
- ・また、警察庁は外国の情報機関から情報の提供を受けることがあるが、そのような情報が都道府県警と比較するとかなり多いという事情もある。
- ・これらの理由から、警察庁と都道府県警の保有する文書件数に大きな差がある。

問2. テロリストに関する情報は、どのくらい保有しているのか。

[令和元年11月5日審査会]

〔答弁概要〕

- ・例えば、平成30年中の国際テロリズムを実行する意思、能力に関する文書及び国内テロリズムを実行する意思、能力に関する文書をそれぞれ[不開示情報]件保有している。

エ 総務省（令和元年 11 月 5 日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

総務省では、在日米軍が使用する周波数に関する情報で、米国政府が「SECRET」として分類している文書を特定秘密に指定している。平成 30 年末時点で、在日米軍が使用する設備ごとに合計 7 件を指定している。

在日米軍の電波の使用については、日米安全保障条約のもと、日米地位協定に基づいて、日米両政府の当局間の取決めによることとされており、日米が使用する電波の混信防止の観点から、総務省と在日米軍で必要な調整を実施している。

これらの情報については、特定秘密保護法の「別表第 2 号イ細目 b」に該当する情報、すなわち、「外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの」に該当するものである。

仮に、これらの情報が漏洩すると、我が国に対して害意を企図する国においてその対抗措置が講じられて攻撃が容易になるなど、我が国の安全保障に著しい支障を来たすおそれがあるため、特に秘匿する必要があるものとしている。

また、特定秘密指定書の設備名称や使用目的は、公にすることにより、その重要性が明らかになることで第三国の妨害行為の優先対象になるなど、在日米軍の活動に支障を来たす可能性があるため、情報公開法第 5 条第 3 号に該当するものとして不開示情報としている。

総務省では、特定秘密保護法に基づき、総合通信基盤局長が指定する職員のみがこれらの情報を取り扱うこととしている。また、特定秘密の保護に必要な知識の習得等の研修等を実施するとともに、特定秘密を取り扱う執務室へのアクセス管理を徹底するなど厳格かつ適切な管理を実施している。

なお、総務省では、これまで特定秘密の指定の解除を行った事例はない。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1-1. 総務省の特定秘密は、在日米軍が使用する周波数に関する情報とのことだが、防衛省も同じような周波数を使っている。防衛省の周波数は、あくまで防衛省が特定秘密に指定していて、総務省の特定秘密は在日米軍に関するものだけなのか。

[令和元年 11 月 5 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ そのとおりである。同じような情報は、防衛省からも受け取っているが、防衛省が使用している周波数を特定秘密に指定するかどうかは、防衛省で判断するものである。総務省としては、防衛省から特定秘密に指定されている文書は受け取っていない。
- ・ 同じような情報で調整が入る場合は、防衛省が持ってきた情報の確認は行うが、保管はしない。
- ・ 在日米軍から受領する資料については、(特定秘密に指定するかどうかを) 総務省が判断しなければいけない。在日米軍が「SECRET」と分類している周波数については、日本においても同等の措置を講じてほしいということになっているので、特定秘密として指定している。

問 1-2. 防衛省の周波数は、総務省で確認しているが保管はしていない。一方、在日米軍の周波数は、総務省で確認し、特定秘密に指定し、保管している、ということか。

[令和元年 11 月 5 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 防衛省が同省の周波数を特定秘密に指定しているか、総務省では確認していない。ただ、文書のチェックは、適性評価を受けた人間が行うようにしている。

問 1-3. 防衛省の周波数に関するデータを、総務省は保有していないということか。

[令和元年 11 月 5 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 仮に保有していたとしても、防衛省から、それが特定秘密として文書を提示されたことがない。

問 1-4. 例えば、衛星画像情報は各省が各々特定秘密に指定している。総務省は、防衛省から電波情報を貰っているが、特定秘密として提示されていないので、特定秘密として保有はしていないということだが、総務省からこの情報が流出してしまう可能性はないのか。

[令和元年 11 月 5 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・総務省としては、防衛省が使用する電波について、承認したり免許したりという行為を行っている。この情報については、対外的に公表していない。

問 1-5. (防衛省の情報を) 持っているが公表していない、ということだが、情報は保管しないのではなかったか。

[令和元年 11 月 5 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・「対外的に公表していない」というのは、どういう周波数を防衛省に免許しているかという情報を公表していない、という意味である。個々のシステムの細かい資料については、防衛省から調整の段階で持って来てもらい、チェックが終わった後、返却することになっている。
- ・いずれにしろ、防衛省から、特定秘密としての扱いで文書を受け取ったことはない。

問 2. 文書は、在日米軍から「提供を受ける」というより、「借用する」ということになっているのか。また、その文書を(特定秘密管理者である) 4人で十分管理ができているのか。

[令和元年 11 月 5 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・在日米軍からの文書は、借用となっている。ただ、しばらく借用し続けるので、鍵が掛かり、アクセスが制限されている部屋の金庫で文書を保管している。調整が不要となったら在日米軍に返却することとなっている。
- ・平成 30 年末時点で、当該文書は 8 名で処理している。

オ 法務省（令和元年 11 月 5 日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

法務省では、平成 30 年中に新たに指定及び解除した特定秘密はない。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1-1. 法務省が指定する特定秘密は 1 件だけであるが、出入国管理を所管する省庁として、他省庁から提供されるテロ等に関する情報は特定秘密に指定していないのか。

[令和元年 11 月 5 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・法律の規定に則って判断すると、（特定秘密として指定するものは）1 件、（保有する）文書は 3 件となる。今後も、その都度適切に対応してまいりたい。

問 1-2. 法務省が指定する特定秘密は、入国管理関係なのか。指定書の不開示の部分は、どのような内容なのか。

[令和元年 11 月 5 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・秘密の内容にかかわる部分については、答弁できない。
- ・現状においては、入国管理行政にかかわるものが、特定秘密とは最も関連性が強いと考える。

問 1-3. 出入国管理法では、難民認定を拒否する場合は羅列されているが、この件についての特定秘密はないのか。

[令和元年 11 月 5 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・繰り返しになるが、法令の規定に従い判断すると、指定は 1 件、文書は 3 件のみとなる。

問 1-4. 危険なテロリストが来て、それを秘密にしておかなければならないという事態は、日本にはないということか。

[令和元年 11 月 5 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・特定秘密保護法上の別の行政機関として公安調査庁があるので、お答えは困難である。

問 1-5. 法務省として、テロに関係する人物の入国に関する文書を作成した場合、水際対策として公安調査庁等に提供することはないのか。

[令和元年 11 月 5 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・仮定の話なのでお答えしにくいですが、その都度判断することになるとしか答えられない。

問 1-6. 外国のテロリストの情報を入手すれば、これは当然、特定秘密となるだろう。その情報をもとにしっかり水際対策をするのは法務省の仕事だ。それは政府内で連携してできていないと、テロリストが容易に入国できてしまうのではないか。だからこそ、入国管理を所管する省庁として、テロ関係の情報を特定秘密に指定しているのではないかというのが問題意識だ。その点大丈夫か。

[令和元年 11 月 5 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・特定秘密の指定は、適切に行っているとしか申し上げられない。繰り返しになるが、現状では、特定秘密に該当するものは 1 件以外ないと判断している。現状の特定秘密文書の保有件数と入国管理がしっかり行われていることとは異なる問題ではないかと考える。

問 1-7. 特定秘密は役所の中で抱え込まず、管理簿で国民に分かるような形で適切に管理する。それを審査会がチェックするという役割になっている。これまでの話だと、特定秘密とは別に情報があって、それは外部には見せられないが管理はしっかりやっているというように聞こえる。

[令和元年 11 月 5 日審査会]

[答弁概要]

- ・繰り返しになるが、法律の規定に則って判断すると特定秘密に該当するものは1件である。

問 1-8. 警察庁では国際テロ関係、国内テロ関係の特定秘密を指定している。法務省にもあっていいのに全くないということか。それともあるけど言わないということか。本当はないのか。

[令和元年 11 月 5 日審査会]

[答弁概要]

- ・特定秘密に指定しないで、隠しているというものはない。

カ 公安調査庁（令和元年 11 月 5 日審査会）

(ア) 政府参考人からの説明概要

公安調査庁では、平成 30 年中に新たに 2 件の特定秘密を指定した。その概要は、外国の政府から提供を受けた「特定有害活動の防止」に関する情報、外国の政府から提供を受けた「テロリズムの防止」に関する情報である。また、平成 30 年中に指定の解除は行っていない。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1. この数年間のうち、テロリストが我が国に入国したことがあったか、公安調査庁として把握しているか。

[令和元年 11 月 5 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・テロリストの動向等については、鋭意調査を進めており、情報を入手できた際には、関係各所に適宜通報等している。
- ・入国の事実を確認できたかどうかについては、個別具体的な案件にかかわるので答弁は差し控えたい。

問 2. （テロリストの動向等についての）情報を得たときに、国民へ公開するかしないかについて法的な縛りはあるのか。また、特定秘密に指定するかどうか、どのように指定するかということは大臣が決めるのか。

[令和元年 11 月 5 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・国民への公開について法的な縛りはないと思う。
- ・指定は公安調査庁長官の判断である。法律の規定も行政機関の長が定めるとなっており、それに基づけば長官となる。

キ一① 外務省（大臣官房）（令和元年 11 月 7 日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

（平成 30 年及び平成 31 年・令和元年中の特定秘密の指定・解除の状況）

外務省では、平成 30 年中に新たに 1 件の特定秘密を指定しており、特定秘密の指定を解除したものは無い。

また、平成 31 年・令和元年中は、本年 11 月現在で、新たに 1 件の特定秘密を指定しており、特定秘密の指定を解除したものは無い。

特定秘密の指定件数は、平成 30 年末時点で合計 38 件、現時点（令和元年 11 月 7 日）で合計 39 件となっている。

（特定秘密の概要）

大臣官房で所掌する特定秘密は、4 件ある。

1 つ目は、外務省本省と在外公館との間でやり取りされる「公電」を秘匿するための暗号である。2 つ目は、インターネット経由で電子メールを用いて機微な情報をやり取りする場合において、添付ファイルを秘匿するために使用している暗号である。3 つ目は、2 種類あり、一つは、外務省本省内及び在外公館内の LAN 回線を通るデータを秘匿する暗号である。もう一つは、外務省本省と在外公館との間を結ぶ国際回線を通るデータを秘匿する暗号である。4 つ目は、一般電話回線を用いて機微な内容の通信を行う際に使用する秘匿電話のための暗号である。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問 1-1. 大臣官房と各部局は、特定秘密を共有しているのか。

[令和元年 11 月 7 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 特定秘密管理者は各部局長となっており、各部局長に（特定秘密を）管理する責任がある。その上で、共有すべき情報は大臣官房、官房長等にも配付している。

問 1-2. 例えば、外務大臣と北米局長は知っていて、大臣官房長は知らないということも有り得るのか。大臣官房は外務省の取りまとめ組織ではないということか。

[令和元年 11 月 7 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・大臣官房には、あくまでも、役所全体の取りまとめ機能はあるということだ。ただ、特定秘密については、特定秘密管理者が各部局長となっているので、大臣官房分は官房長、各部局分は各部局長が管理している。
- ・(情報をどう共有するかは) 状況等によるので、網羅的に申し上げるのは難しい。基本的に官房長には色々な情報が回ってくるが、特定秘密について確定的に答えることは差し控える。

問2. 例えばTPPや日米貿易交渉において、外務大臣ではなく、担当大臣が交渉に当たっており、交渉内容を秘匿している。おそらく議事録等を特定秘密に指定し、今後の交渉で生かすということなのだと思う。このように担当大臣が他省庁の大臣の場合、特定秘密をどの省庁が保管しているのか。外務省は関わっているのか。

[令和元年11月7日審査会]

〔答弁概要〕

- ・それぞれの事案について、それを所管する官庁・大臣がある。そこで所管しているものを共有することで特定秘密の共有を図っている。
- ・日米貿易交渉については、現時点で、(当該交渉に関わる) 経済局は特定秘密を持っていない。

問3. 日米貿易交渉における相手国との交渉内容が記された議事録自体は、外交上の秘密だということで、国会にも出してもらえない。(しかし、経済局が特定秘密を持っていないということは、) これは特定秘密になっていないのか。

[令和元年11月7日審査会]

〔答弁概要〕

- ・別表該当性は、防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止に当たるかということだが、外交の中でもいくつか要件がある。現在、経済局が所管する事項で、特定秘密になっているものはない。一方、公文書管理法において、行政文書は秘匿性に応じて保存体制が決まっており、そこで律せられていると考える。

問4. 外務省では、局ごとに特定秘密を保有し管理しているということだが、通常、大臣官房等の一つの部署が管理するものではないか。各局が、鍵をかけて厳重に管理しているというのは不便ではないか。管理の仕方はどうなっているのか。

[令和元年11月7日審査会]

〔答弁概要〕

- ・外務省にも取扱規則があり、各局においてそれに基づいて保管しており、統一性は取られている。独立公文書管理監が検査に来られており、しっかり保存されている。

問5-1. 作成から30年を超える日露平和条約締結交渉に関する行政文書は重要な文書だと思う。これについて、保存期間満了時の措置が廃棄とされているものはないということだが、現在、どこに存在しているのか。また、今後、国立公文書館に移管する予定はないのか。

[令和元年11月7日審査会]

〔答弁概要〕

- ・欧州局が保管している。
- ・特定秘密の指定を解除し、行政文書を移管する要件を満たしたときには、国立公文書館に移管するという規定になっている。日露平和条約締結交渉については、現時点で特定秘密とする必要性があるため、そのように管理している。

問5-2. 今、日露平和条約締結交渉を進めている中、この交渉に関する文書の中身を国民が知った上で進めないといけないのではないか。なぜ中身を見られない状態にしているのか。

[令和元年11月7日審査会]

〔答弁概要〕

- ・外務省としては、日露平和条約締結交渉の中身を公にすることにより、交渉に著しい支障を来すおそれがあると判断している。詳しくは欧州局から説明があると思うが、基本的にはそのように認識している。

キー② 外務省（領事局）（令和元年 11 月 7 日及び 12 日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要（令和元年 11 月 7 日審査会）

領事局では、国外で多数の邦人が巻き込まれるおそれのある武力紛争等の大規模緊急事態発生時における邦人退避についての関係国との協力の方針で、我が国と関係国の双方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置を講じることを求められているものを特定秘密として指定している。

具体的には、多くの邦人を退避させる必要があるような海外の大規模緊急事態を想定したもので、本件の具体的な内容が明らかになれば、関係国との信頼関係及び協力関係が大きく損なわれ、我が国の安全保障に著しい支障を与えることに加え、邦人の安全な退避計画の策定と実施が困難となり、その結果として邦人の生命・身体を著しい危険にさらす事態が生じるものと判断し、特定秘密に指定した。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問 1. 大臣官房サイバーセキュリティ・情報化参事官が、領事局も担当しているのか。

また、その場合、両部署の特定秘密を扱うのか。

[令和元年 11 月 7 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・大臣官房サイバーセキュリティ・情報化参事官が、領事局の参事官も兼ねている。
- ・外務省では、兼任するポジションが幾つかある。その場合、両部署の特定秘密を取り扱う可能性がある。

問 2-1. 外務省にはサイバー攻撃が多々あると思う。間違いなく、情報や安全保障の保全に関わる大変重要な案件だ。どのような攻撃があって、どのような結果になったのか等の情報管理は公文書管理法に基づいて行っているのか。通常、安全保障に関わる内容なので特定秘密になると思うものの、そのような情報についての特定秘密の指定が見当たらないが、どの指定に当たるのか。

[令和元年 11 月 7 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・別表に該当すれば、サイバー攻撃か否かにかかわらず、特定秘密に指定される可能性がある。サイバーセキュリティ自体については、サイバーセキュリティ基本法に基づき、政府の統一基準に沿って、外務省で情報セキュリティポリシーを作成し、同ポリシーに則して対策を行っている。

問2-2. 外務省にサイバー攻撃が行われたこと自体が、外交・安全保障上の問題になると思われる。どこの国からどのような攻撃を受けて、どう防いだのか、あるいは（システムに）侵入されたのかということは大変重要な情報であり、もしそのようなことがあれば、当然、特定秘密に指定されるものと考えられる。しかし、特定秘密に指定されていないので、どのように管理されているのか確認したい。

[令和元年11月7日審査会]

〔答弁概要〕

- ・サイバー攻撃等、サイバーセキュリティに係る事項も、特定秘密に当たり得る。したがって、（特定秘密にあたるか否かは）ひとえに、別表に該当するか、非公知性があるか、特段の秘匿の必要性があるかという要件に当てはまるかどうかということになる。
- ・今の段階で、特定秘密に指定されていないという指摘はそのとおりである。将来的には指定する可能性はあるが、現時点ではない。

問2-3. 外務省に対するサイバー攻撃は、これまでどれくらいあったのか。

[令和元年11月7日審査会]

〔答弁概要〕

- ・確定的には言えないが、在外公館を含め、外務省のシステムに対しての攻撃は、参事官にまで報告が上がってきて、問題として認知した件数としては、1か月に1、2件である。

問3. 大規模事態発生時の邦人退避に関する指定書に黒塗りの部分があるが、この部分を非開示にした理由は何か。また、これが、邦人退避にどう関係しているのか。

[令和元年11月7日審査会]

[答弁概要]

- ・事実関係を確認する。

(ウ) (イ)問3に対する政府参考人からの追加説明概要（令和元年11月12日審査会）

前のご指摘があった大規模事態発生時の邦人退避に関する指定書について、審査会に提供している資料は、非開示として黒塗りしている資料と黒塗りせず二重線を引いているものがあることを確認した。

その上で、非開示部分に関する質問の回答は、以下のとおりである。

本件特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の非開示部分を明らかにすることにより、関係国が類推され、関係国との信頼関係及び協力関係が大きく損なわれ、我が国の安全保障に著しい支障を与えることに加え、邦人の安全な退避計画の策定と実施が困難になり、その結果として邦人の生命・身体を著しい危険にさらす事態が生じることになるため、非開示としている。

キ一③ 外務省（国際情報統括官組織）（令和元年 11 月 7 日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

平成 30 年 1 月 1 日付で、新たに 1 件の特定秘密を指定した。これは、外国の政府等から提供のあった情報に関するもので、平成 26 年から平成 29 年においても、毎年同旨の情報を特定秘密に指定している。

なお、平成 27 年に衆議院情報監視審査会の指摘を受けたことを踏まえ、平成 28 年に、内容をより具体化する記述に変更しているところ、今般の指定に際しても、同様の書きぶりとした。

また、特定秘密保護法第 3 条第 1 項が定める 3 つの要件との関係について、これらの対象情報は、1 つ目に、別表第 2 号ハに該当する安全保障に関する外国の政府などから提供された情報であること、すなわち「別表該当性」、2 つ目に、当該情報と同一性を有する情報が公表されていないこと、すなわち「非公知性」、3 つ目に、この情報が漏えいし又は公になった場合、当該外国の政府等との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれ、今後の情報提供や協力関係の存続・進展に重大な支障が生じ得ることにより我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあること、すなわち「特段の秘匿の必要性」という 3 つの要件全てを満たすものである。

なお、平成 31 年 1 月 1 日付で、同旨の情報を新たに特定秘密に指定している。

(1) 主な質疑及び答弁の概要

問 1. 国際テロ情報に関して、国際情報統括官組織と、総合外交政策局の国際テロ情報収集ユニットとの棲み分けはどのようになっているのか。

[令和元年 11 月 7 日審査会]

[答弁概要]

- ・総合外交政策局の国際テロ情報収集ユニットは、テロ情報に特化して情報収集を行っている。
- ・一方、国際情報統括官組織は、国際情勢に関する情報の収集及び分析を所掌しており、その中に国際テロに関する情報が含まれている。例えば、特定の国や地域におけるテロ活動の状況、背景、テロ組織の動向、目的といった、国際的あるいは地域的な情勢の把握のため必要な情報について、マクロ的観点からの情報収集及び分析を行っている。

問2-1. 大臣官房長は、特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員として、(外務省が指定する)ほとんどの指定書に記載されているが、国際情報統括官は、記載されている場合もあればそうでない場合もある。どのような仕切りになっているのか。具体的な例で説明していただきたい。

[令和元年11月7日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 実際の取扱いの範囲については、個別具体的な情報の一つ一つに基づいて、特定秘密管理者が判断していくものと考えている。
- ・ 例えば、(国際情報統括官が記載されていないと指摘のあった)北朝鮮による日本人拉致問題に関する情報も特定秘密管理者であるアジア大洋州局長が、その都度、当該情報の内容に基づき取扱い範囲を判断することとなるので、一概に、この情報に関して国際情報統括官が扱うことがないということでは必ずしもない。

問2-2. 国際情報統括官組織という名前からすると、全部統括しているイメージがあるが、必ずしもそうでないということか。

[令和元年11月7日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 国際情報統括官組織は、国際情勢に係る情報を広く取り扱ってはいるが、案件によっては関わらないものがあるのは事実である。

問3-1. 各国のテロ情報等を収集する在外公館の職員が集めた情報の中には、かなり機微な内容の情報があると思われる。そのような情報は特定秘密に指定されていると思われるが、どの部署が特定秘密として保管しているのか。

[令和元年11月7日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 国際情報統括官組織としては、外国政府等から特定秘密保護法の規定に相当する措置が講じられている情報の提供を受けた場合に、それを所管の特定秘密として指定している。

問3-2. 国際情報統括官組織は、在外公館の職員が収集し公電で送ってきた情報は扱わず、外国政府からもたらされる情報を主に扱い、それを特定秘密文書として保管しているのか。

[令和元年11月7日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 在外公館の職員が外国政府等から提供を受け、公電で外務省本省にもたらされる情報について、当組織の特定秘密として指定されることもあり得る。

○その他の指摘事項

情報収集で一番働かなければならないのは在外の職員だと思うので、人員を増やすことをしっかりやっていただきたい。要望として申し上げる。

キ一④ 外務省（総合外交政策局）（令和元年 11 月 7 日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

総合外交政策局では、3件の特定秘密を指定している。

1つ目は、平成 26 年 12 月 26 日付で特定秘密に指定した、平成 25 年から 26 年までに登録された、我が国の周辺地域における有事に関する外国の政府との協議の内容に関する情報である。同情報は、別表第 2 号イ a の細目(a)に該当し、当該情報が漏えいすると、事態対処に関する我が国の取組の方針、措置その他の手の内や我が国の能力が露見することにより、我が国に対する攻撃が容易となり、我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるものである。

2つ目は、平成 28 年 1 月 1 日付で特定秘密に指定した、平成 28 年中の国際テロリズムの「人的情報源」に関する情報である。同情報は、別表第 4 号ハに該当し、当該特定秘密が明らかになることにより、人的情報源等である者の生命、身体、財産、社会的地位その他重大な利益が損なわれるおそれ、対象組織において情報保全強化の措置が講じられるおそれ、当該人的情報源から情報を収集する業務が停滞するおそれ等があるものである。

3つ目は、平成 28 年 1 月 1 日付で特定秘密に指定した、国際テロリズムに関して平成 28 年中に外国の政府又は国際機関から提供された情報である。同情報は、別表第 4 号ロ b に該当し、当該外国の政府等との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用維持の観点から特に秘匿する必要のあるものである。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問 1-1. 周辺有事に関する外国政府との協議の内容に関する情報の特定秘密管理者は総合外交政策局長となっているところ、特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員に、大臣官房長や国際情報統括官は入っていないが、これはなぜか。また、外務省の情報共有に関する総合調整は、大臣官房と総合外交政策局のどちらが行っているのか。

[令和元年 11 月 7 日審査会]

[答弁概要]

- ・総合外交政策局は、政策に関する総合調整を行っている。周辺有事に関する外国政府との協議の内容に関する情報は総合外交政策局で指定したので、同局長が管理者となっている。

- ・特定秘密は、ニード・トゥ・ノウの原則²³で管理している。ある情報について、どの部局が必要か適切に判断し、関係部署にはコピーを配付するなどケースバイケースで対応している。

問 1-2. 情報共有が必要な部署に対しては、コピーで特定秘密を共有しているのか。

[令和元年 11 月 7 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・総合外交政策局が原本を保有しているということである。

問 1-3. 国際テロリズムの人的情報源に関する情報の特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員に、大臣官房長及び国際情報統括官が入っている一方、周辺有事に関する外国政府との協議の内容に関する情報の特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員には、両者が入っていない。なぜ、このような違いがあるのか。全てニード・トゥ・ノウで対応するとのことだが、大臣官房を飛び越えて大臣、副大臣、政務官に報告するということが有り得るのか。

[令和元年 11 月 7 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・繰り返しになるが、ニード・トゥ・ノウの原則に基づき、情報の内容に着目して共有する範囲をその都度判断して行っている。

問 1-4. 周辺有事に関する外国政府との協議の内容に関する情報は、大臣官房が知る必要がない情報ということか。

[令和元年 11 月 7 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・当該情報は有事に関するものであり、大臣官房が知るべき情報と判断しているわけではない。

²³ 「情報は知る必要がある者にもみ伝え、知る必要のない者には伝えない。」という原則。

問1-5. 国際テロリズムの人的情報源に関する情報の取扱いの業務を行わせる職員に大臣官房長が入っているが、これはなぜか。

[令和元年11月7日審査会]

〔答弁概要〕

- ・国際テロに関する情報は、本省の様々な部署で共有されることが想定されている情報であるが、共有先の部局等は、あくまで個別具体的に判断されるものと考えている。
- ・あらかじめ指定書上に個別具体的に記載することは困難であるため、指定書上は、「当該情報に係る地域及び事項を担当する部局の長」と記載している。その上で、実際に当該情報を取り扱わせる職員の範囲については、ニード・トゥ・ノウの原則に基づき、適切に判断して決定している。

問1-6. 指定書の「業務を行わせる職員の範囲」について、あらかじめ同指定書上に個別具体的に記載することが困難であるから、その都度「その他特定秘密管理者が指定する者」として指定するということだった。しかし、そのような運用をするのであれば、全てが後から指定すればよく、あらかじめ職員を指定しなくてもよいということになる。そのような運用を行ってはいけないと考えるが、なぜそのようにしているのか。

また、他省庁と情報共有をする際、外務省内に一括した窓口となる部署はないのか。特定秘密の取扱いについて、省内で局ごとに分かれて対応しているのであれば、省外との情報共有は混乱するのではないかと危惧する。

[令和元年11月7日審査会]

〔答弁概要〕

- ・前段の質問については、適切に管理・運営しているつもりであるし、今後もしていくつもりである。
- ・後段の質問について、国際テロリズムの人的情報源に関する情報及び外国の政府等から提供された情報は、いずれも部内での共有にとどまり、他の関係省庁とは共有していない。

問2-1. 総合外交政策局が指定する特定秘密は、平成26年に1件、平成28年に2件それぞれ指定され、これ以降は新規の指定がない。国際テロ情報収集ユニットが収集するテロに関する情報は、それなりに機微なものも入っており、別表にも該当するので、毎年特定秘密として指定されていると認識していたが、そうではないということか。

[令和元年11月7日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ご指摘のとおり、そのような状況が続いている。

問2-2. テロに関する情報が平成29年及び平成30年に1件も特定秘密として指定されていないことについて危惧をしているが、これはどういうことか。

[令和元年11月7日審査会]

〔答弁概要〕

- ・平成29年中及び平成30年中に国際テロ情報収集ユニットが収集した情報を特定秘密に指定していないというのは事実である。
- ・同ユニットは日々情報収集をしており、様々な情報が入ってきている。それらの情報について、特定秘密保護法及び運用基準に基づいて、指定の3要件を踏まえながら、指定すべきものについては指定するし、そうでないものについては指定しないという運用をしている。

問3. テロに関する情報が少ない印象を受ける。警察庁も国内外のテロ情報について収集しているところ、外務省は警察庁と情報共有しながら協力しているのか。

[令和元年11月7日審査会]

〔答弁概要〕

- ・国際テロ情報収集ユニットは、物理的には外務省内に存在するが、情報関係の各省庁の要員で構成されており、官邸を司令塔として、政府一体となって情報を収集している。同ユニットで収集された情報は各省庁に共有されており、即座に官邸の意思決定に反映されて、国際テロ対策に活用されている。

キー⑤ 外務省（アジア大洋州局）（令和元年 11 月 7 日及び 12 日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要（令和元年 11 月 7 日審査会）

アジア大洋州局は、3 件の特定秘密を、いずれも平成 26 年 12 月 26 日付で指定している。

1 つ目は、北朝鮮による核・ミサイル開発に関する情報のうち、外務省が独自に収集した情報又は当該情報を分析して得られた情報である。同情報は、国民の生命及び身体の保護の観点から重要なものであって、公になることにより、我が国の情報の収集若しくは分析の対象、情報源、能力等が露見し、今後の情報収集に著しい支障を来すおそれがあるものである。本情報は、別表第 2 号ハの細目 a 等に該当し、公になっておらず、本情報が漏洩することにより、対抗措置が講じられることから、特段の秘匿の必要性があるため、特定秘密として指定している。

2 つ目は、北朝鮮による日本人拉致問題に関する情報のうち、拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明並びに拉致実行犯の引渡しを実現することを目的として、外国の政府等との交渉その他の方法により外務省が独自に収集した情報又は当該情報を分析して得られた情報である。同情報は、別表第 2 号イの a 等に該当し、公になっておらず、特段の秘匿の必要性があるため、特定秘密として指定している。

3 つ目は、東シナ海における我が国領域の保全又は海洋、上空等における権益の確保に関する現に公になっていない情報のうち、公になった場合に我が国の安全保障に著しい支障を来す事態が生じるおそれがある情報である。同情報は、別表第 2 号イの a 等に該当し、公になっておらず、特段の秘匿の必要性があるため、特定秘密に指定している。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1-1. 北朝鮮による核・ミサイル開発に関する情報及び東シナ海における権益の確保に関する情報は、平成 28 年以降文書件数が増えていない。北朝鮮による日本人拉致問題に関する情報も増えてはいるが、似たような状況である。これは同じ文書を保有したままで新たな文書が増えていないということか。

[令和元年 11 月 7 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・これらは、外務省が独自に収集した情報等であり、公になっておらず、それが漏えいした場合我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすものであるため、特定秘密として指定している。いずれの懸案についても、日本外交にとって重要な課題であると考えており、引き続き情報収集には万全を期してまいりたい。

問 1-2. 北朝鮮の核・ミサイル開発の情報について、様々な情報がアジア大洋州域内から提供されていると思う。その中で入ってくる機微な情報が、毎年特定秘密に指定され蓄積されていると思っていたが、文書件数が増えていないということは、最近そのような情報が入ってきていないと判断せざるを得ない。これはむしろ心配になる状況ではないか。

[令和元年 11 月 7 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・北朝鮮の核・ミサイル開発に関する情報収集については、引き続き、極めて重要な外交課題として、全力で取り組んでいるところ。
- ・その中で、特定秘密（文書の件数）については、引き続き同じ数が維持されている状況にあるということである。

問 2. 北朝鮮は核・ミサイルに関する活動をかなりの回数行っているが、外務省にはそれらに関する情報が全く入ってきていないということか。外務省独自で収集している情報もあるのではないか。

[令和元年 11 月 7 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・北朝鮮の核、ミサイル、拉致及び東シナ海の問題については、極めて重大な課題として認識しており、外務省としても全力で情報収集等に当たっている。

問3. 北朝鮮の核・ミサイル開発や東シナ海に関する衛星情報は、相当入ってきていると思われるが、どの指定に当たるのか。

[令和元年11月7日審査会]

〔答弁概要〕

- ・詳細についてはこの場では差し控えさせていただくが、衛星画像情報については外務省が独自に収集した情報には必ずしも当たらないので、他の部門で適切な管理がされていると理解している。

問4-1. 日韓GSOMIAを通して入ってきた情報は特定秘密に指定されていないのか。

[令和元年11月7日審査会]

〔答弁概要〕

- ・日韓GSOMIAに基づき提供された情報は、外務省が独自に収集した情報では必ずしもないため、別の政府機関において適切に管理が行われていると理解している。

問4-2. 日米GSOMIAで提供された情報は特定秘密に指定して管理しているのに、日韓GSOMIAに関する情報を指定していないのはなぜか。

[令和元年11月7日審査会]

〔答弁概要〕

- ・確認し改めて説明させていただく。

(ウ) (イ)問4-2に対する政府参考人からの追加説明概要（令和元年11月12日審査会）

日韓GSOMIAに基づき提供された情報を指定していないのは、現在までに、韓国側から、日韓GSOMIAに基づく形で、特定秘密保護法第3条に基づき特定秘密に指定すべき情報の提供を受けていな

いからである。他方、北米局では、日米GSOMIAに基づき、同条に基づく特定秘密に指定すべき情報の提供を受けている。

(I) 追加説明概要を受けて行われた主な質疑及び答弁の概要

問1. 日韓GSOMIAに基づき、韓国側から情報提供を受けた場合、外務省のみが受けるものと、防衛省のみが受けるものの違いはあるのか。

また、日韓GSOMIAの中で、特定秘密に当たるものはないということだが、これは日本に対して提供されていないということか、それとも外務省にはないが防衛省にはあるということか。

[令和元年11月12日審査会]

[答弁概要]

- ・基本的には後者である。防衛当局同士での情報交換が基本である。

問2. 日韓GSOMIAは、防衛省と韓国国防省の間のものであって、外務省は当事者になっていないということか。

[令和元年11月12日審査会]

[答弁概要]

- ・詳細は差し控えさせていただくが、基本的には、防衛当局が中心となって運用されていると理解いただければと思う。

キ一⑥ 外務省（北米局）（令和元年 11 月 7 日審査会）

政府参考人からの説明概要

北米局においては、従来から指定している 2 件の特定秘密を引き続き指定しており、解除されたものはない。

日米秘密軍事情報保護協定、いわゆる日米 G S O M I A に基づいて米国から提供される情報のうち、特段の保護措置を必要とする情報の指定書の記載は、平成 27 年に衆議院情報監視審査会から、記載事項をより具体的、限定的にすべきとの指摘を受けたことを踏まえ、平成 28 年に、内容をより具体化する記述に変更した。具体的には、「我が国に提供された秘密軍事情報等のうち、米側において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているもの」と改め、提供される情報の中でも保護度の高いもののみに制限した。現在もこの基準で運用している。

また、いわゆる日米「2 + 2」及び日米ガイドラインに関する情報の指定書の記載についても、平成 27 年に衆議院情報監視審査会から、記載事項をより具体的、限定的にすべきとの指摘を受けたことを踏まえ、平成 28 年に、内容をより具体化する記述に変更した。具体的には、「その漏えいにより、日米の安全保障協力に関する手の内や能力が露見して対抗措置が講じられたり、米国政府との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれたりする等により、米国政府との協力を含む我が国の安全保障に著しい支障を来すおそれがあるものに限る」と改め、現在もこの基準で運用している。

キー⑦ 外務省（欧州局）（令和元年 11 月 7 日及び 12 日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要（令和元年 11 月 7 日審査会）

欧州局が保有する日露平和条約締結交渉に関する文書は、①北方領土問題に関するロシア政府等との様々な交渉の記録、②これら交渉に臨むに当たっての我が国政府の対処方針、③北方領土問題に関して収集した情報、に大まかに分類でき、これらのうち、具体的な提案等、特に秘匿することが必要なものが特定秘密に指定されている。

当該情報が公になることにより、日露平和条約締結交渉において我が国政府が実施する施策や取組等に関し、これらの計画、方針その他の措置が露見し、対抗措置が講じられ、よって我が国の立場を反映した交渉が困難となるとともに、今後の情報収集活動等が滞るなど、我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるため、特定秘密に指定している。

なお、作成から 30 年を超える日露平和条約締結交渉に関する行政文書についても、同様の理由で特定秘密文書として保有している。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問 1. 日露平和条約締結交渉関係の文書は、これから先の交渉に関するものもあるが、相当古いものも含まれている。それらが全て公開できないということはないのではないか。例えば日韓関係において、昔の文書を公表して外交交渉を行った事例がある。世論を喚起するという意味でも、我が国にとって有利な情報や国民と共有すべき情報というのは、開示してもいいのではないか。

[令和元年 11 月 7 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・日露平和条約締結交渉に関する情報のうち、北方領土問題に関する外国の政府等との交渉若しくは協力の方針若しくは内容、又は北方領土問題に関し収集した重要な情報、その情報の収集整理若しくはその能力であって、公になることにより日露平和条約締結交渉に著しい支障を与えるおそれがあるものを慎重に判断して、特定秘密として指定しているのが、今の状況である。

問2-1. 米国では、秘密文書であっても、30年後又は50年後には必ずオープンにする制度となっている。日本も、年限を区切って、例えば30年後には公開するという考えはないのか。

[令和元年11月7日審査会]

〔答弁概要〕

- ・現在の制度では、指定期間を設けた上で、その指定期間が満了する前に、延長の是非を判断する。その際の判断基準は、日露平和条約締結交渉に関する情報のうち、公になることにより日露平和条約締結交渉に著しい支障を与えるおそれがあるか否かということだ。この点に基づき、支障があるという判断になった場合は、指定期間を延長するという運用になっている。

問2-2. 延長の際の判断は、過去の交渉担当者ではなく、常に（延長判断）当時の担当者の判断ということになるのか。

[令和元年11月7日審査会]

〔答弁概要〕

- ・延長に際し、公になることにより、日露平和条約締結交渉に著しい支障を与える事態が生ずるか否かを判断するのは、特定秘密管理者として指定されている欧州局長である。

問3. 日本は、イギリス、フランス、イタリア及びNATOと情報保護協定を結んでいるが、それにより提供された情報が特定秘密に指定されていないのはなぜか。情報保護協定があっても、特定秘密に該当する情報は入ってこないということか。

[令和元年11月7日審査会]

〔答弁概要〕

- ・後刻報告させていただく。

(ウ) (イ)問3に対する政府参考人からの追加説明概要（令和元年11月12日審査会）

欧州局において、現在までに、NATO等から特定秘密保護法第3条に基づき特定秘密に指定すべき情報を受けていないため、指定していない。ただし、今後、こうした情報を受けることがあれば、法令に従って、適切に対処していく。

ク 経済産業省（令和元年 11 月 5 日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

平成 30 年末時点で 4 件の特定秘密を指定している。いずれも情報収集衛星が収集した画像情報に関するものであり、これらの特定秘密については、全て平成 26 年末の特定秘密保護法施行時に、既に内閣官房から提供を受けていた衛星情報について経済産業省本省において指定したものであり、それ以降、新たな指定や指定の解除はしていない。また、これらの特定秘密の取扱いの変更も行っていない。

なお、これらの特定秘密が記録された文書については、全て保存期間が満了しており、現在、適切に廃棄するための手続を進めているところである。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問 1. 経済産業省では、どのような特定秘密を扱っているのか。エネルギー政策に関わるものか。

[令和元年 11 月 5 日審査会]

[答弁概要]

- ・内閣官房から経済産業省に提供される衛星画像情報と、それに解説が加えられた文書である。
- ・エネルギー政策だけでなく、災害関係など様々である。資源エネルギー庁だけでなく、広く経済産業省全体に関わる情報が提供されている。

問 2-1. 災害関係の情報は、特定秘密に指定する必要があるのか。

[令和元年 11 月 5 日審査会]

[答弁概要]

- ・災害の状況を把握するために、情報収集衛星の画像データを活用している。画像が公開されれば、解像度が類推されることになるので、しっかり秘匿する必要がある。

問2-2. 情報収集衛星の画像は、(経産省では) 災害のような民生的なもの
の状況把握に使っているが、衛星の技術力が漏えいすると問題だから、
特定秘密に指定しているということか。

[令和元年11月5日審査会]

〔答弁概要〕

- ・基本的には、情報収集衛星全般の画像については、そのような理由で秘匿されている。

ケ 海上保安庁（令和元年 11 月 5 日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

(平成 30 年中の特定秘密の指定・解除状況)

海上保安庁では、平成 30 年末時点で指定している特定秘密は 19 件であり、その内訳は、①内閣情報調査室から提供を受けた外国政府等との情報協力業務関係が 3 件、②内閣情報調査室から提供を受けた情報収集衛星関係が 11 件、③海上保安庁が行った外国政府との情報協力業務関係が 5 件である。

また、平成 30 年中に指定した特定秘密は、外国政府との情報協力業務関係 1 件である。

なお、平成 30 年末までに指定を解除したものはない。

(指定の有効期間の延長)

平成 26 年、平成 27 年及び平成 28 年中に海上保安庁が行った外国政府との情報協力業務関係について、平成 28 年 12 月に 1 件、平成 30 年 1 月に 1 件、同年 12 月に 1 件、指定の有効期間を延長した。その理由は、指定の有効期間の満了を迎えるに当たり、指定の理由を精査した結果、いずれも「別表該当性」「非公知性」「特段の秘匿の必要性」の 3 要件を満たしていたためである。

(指定書における記載事項の変更)

情報保全諮問会議の意見を踏まえ、平成 29 年 12 月に、内閣情報調査室から提供を受けた情報に基づく 14 件の特定秘密の指定の解除条件を設定し、指定書の別紙「指定の理由」にその旨追記した。これに伴い指定書の記載事項を変更している。

また、平成 27 年 12 月に、独立公文書管理監からの指摘を踏まえ、平成 26 年及び平成 27 年中に海上保安庁が行った外国政府との情報協力業務関係 2 件の指定書の記載事項を変更した。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1-1. 東シナ海等において発生する様々な事案に対し、警察、海上保安庁及び自衛隊が連携して対応することが重要であると考えられる。そうした連携の中で、他の行政機関が特定秘密として指定している情報について、海上保安庁においても特定秘密として指定する必要はないのか。

[令和元年 11 月 5 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・当該地域における対応関連の情報について、特定秘密として指定したものはないものの、それぞれのレベルに応じた管理をしている。

問 1-2. 各省庁と連携して対応し役割分担する中で、特定秘密についても遺漏なきように適切に対応してほしい。

[令和元年 11 月 5 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・これまでも情報共有を大前提に行ってきた。仮に特定秘密に指定すべき情報がある場合、どの省庁も同じように特定秘密として取り扱うという共通認識を持てるよう、連携していきたい。

コー① 防衛省（防衛政策局）（令和元年 11 月 12 日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

防衛省本省では、特定秘密保護法施行以降、平成 30 年末までの間に、特定秘密の指定を 327 件、指定の解除を 8 件それぞれ行い、平成 30 年末時点で 319 件の特定秘密を運用している。このうち、平成 30 年中に指定したのは 17 件、指定を解除したものは 0 件、指定書の記載を変更したものは 3 件である。

防衛政策局が行った特定秘密の指定は 16 件である。その内訳は、日米共同統合演習に際して、米国政府から提供された情報関係で指定したものが 1 件、情報本部等が収集整理した衛星の画像情報等関係で指定したものが 7 件、外国の政府等との情報協力等関係で指定したものが 4 件、外国軍隊等の戦力組織を見積もった情報関係で指定したものが 1 件、情報本部が実施する防衛、警備等計画に関する情勢見積り関係で指定したものが 2 件、米軍主催の演習に関して外国政府から提供された情報関係で指定したものが 1 件である。

また、指定書の記載事項を変更したものが 1 件ある。具体的には、参議院情報監視審査会において、防-266 の指定書の中の特定秘密の概要が抽象的な記載であることからより具体的に記載すべきとの指摘を受け、指定書の記載事項を変更した²⁴。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問 1. 日米 G S O M I A 及び日韓 G S O M I A を通じて提供された情報は、特定秘密として指定しているのか。また、指定しているのであれば、それはどの特定秘密か。

[令和元年 11 月 12 日審査会]

[答弁概要]

- ・日米 G S O M I A を通じて提供された情報については、特に G S O M I A に限ってこの指定という形にはなっていない。
- ・日韓 G S O M I A を通じて提供された情報については、例えば、防-320（平成 30 年 3 月末から平成 31 年 3 月末に外国政府又は外国軍隊の情報機関組織等から提供された情報）に入っている。
- ・防-320 のような指定を、毎年行っているということである。

²⁴ 具体的には、防-266 の「特定秘密の概要」について「防衛政策局が検討する、防衛省・自衛隊がとるべき平素及び各種事態における実効的な抑止措置に関する情報」と記載されていたものを、「…抑止措置のうち、[不開示情報]に関する情報」と変更したものである。

問2. 防衛省として、テロリスト関係の案件は、どこの部署が担当しているのか。

[令和元年11月12日審査会]

〔答弁概要〕

- ・事象、事案によって異なるが、主として防衛政策局調査課や情報本部が担当している。

問3-1. 指定書に記載されている特定秘密管理者の官職について、外務省等が一つの官職のみを記載しているのに対し、防衛省は複数の官職を記載している。これは、特定秘密を管理しているのが、一つの部局だけではなく複数あるということか。

[令和元年11月12日審査会]

〔答弁概要〕

- ・通常、特定秘密の指定を行うのは、内部部局の局長クラスであるが、実際に文書を作るのは内部部局に限らず、例えば情報本部では非常に多くの情報が作られている（ので情報本部長が特定秘密管理者となっている）。また、ニード・トゥ・ノウの原則に基づいて、様々な部署に複製という形で配付され、そこで幕僚長クラスや部隊長クラスにより、ユニットごとに管理するという形をとっている。

問3-2. (特定秘密を管理するにあたり、) 一人の責任を持った官職が管理するのが普通ではないか考えるが、防衛省ではそうした方式をとっていないのはなぜか。

[令和元年11月12日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ご指摘のとおり、管理にはそうした側面もある。内局の局長クラスが特定秘密の事項指定をするという意味では、特定局の局長が単一で責任を持つ。そして、その事項のもとで様々な文書が現場で作成され、それを各部局が文書としてしっかり管理するという仕組みになっている。

コー② 防衛省（大臣官房）（令和元年 11 月 12 日審査会）

政府参考人からの説明概要

現在（令和元年 11 月 12 日）、独立公文書管理監による検証・監察を終え、内閣府との廃棄協議中の特定行政文書ファイル等は 318 件、文書にして計 2,152 件ある。これらを廃棄とする理由については、当該文書等は既に使用していない特定秘密文書の件名等が記載された帳簿であり、国立公文書館への移管対象である歴史公文書等に該当しないものや、「防衛、警備等計画」などに関する特定秘密文書の複製物であり、廃棄としている。

コ－③ 防衛省（整備計画局）（令和元年 11 月 12 日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

（指定書等における記載の変更）

整備計画局では、情報保全諮問会議の意見を受け、米国特許技術関連の情報である防－245²⁵及び日英共同研究関連の情報である防－246²⁶の2件について、平成 30 年、指定書等に指定の解除条件を記載したほか、記載事項の変更を行った。

防－245 については、「アメリカ合衆国政府が S E C R E T 若しくは T O P _ S E C R E T 又はこれらと同等以上の秘密区分の指定を解除し、C O N F I D E N T I A L 以下の秘密区分に変更された場合又はアメリカ合衆国において秘密として取り扱われなくなった場合とする。」という解除条件を記載した。

防－246 については、「英国国防省が U K _ S E C R E T の秘密区分の指定を解除し、U K _ O F F I C I A L S E N S I T I V E の秘密区分に変更された場合又は英国国防省において秘密として取扱われなくなった場合とする。」という解除条件を記載した。

また、防－246 については、特定秘密保護法第 3 条第 2 項の規定に基づき講ずる措置の別を、第二号の「通知」から第一号の「表示」に変更した²⁷。

²⁵ 識別番号「防－245」は、指定の整理番号「18-201412-245-1 ㊦ b-002」のことである。その対象情報は、「防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された特許技術に関することであって、アメリカ合衆国政府が S E C R E T 若しくは T O P _ S E C R E T 又はこれらと同等以上の秘密区分に指定しているもの」である。

²⁶ 識別番号「防－246」は、指定の整理番号「18-201412-246-1 ㊦ b-003」のことである。その対象情報は、「防衛省と英国国防省との間の化学・生物防護技術に係る共同研究に関する取決めにに基づき取り扱う個人用防護装備の性能についての情報及び当該性能の試験評価に当たって想定される脅威情報であって、英国国防省が U K _ S E C R E T の秘密区分に指定しているもの」である。

²⁷ 特定秘密保護法第 3 条

- 2 行政機関の長は、前項の規定による指定（附則第五条を除き、以下単に「指定」という。）をしたときは、政令で定めるところにより指定に関する記録を作成するとともに、当該指定に係る特定秘密の範囲を明らかにするため、特定秘密である情報について、次の各号のいずれかに掲げる措置を講ずるものとする。
 - 一 政令で定めるところにより、特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この号において同じ。）若しくは物件又は当該情報を化体する物件に特定秘密の表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）をすること。
 - 二 特定秘密である情報の性質上前号に掲げる措置によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該情報が前項の規定の適用を受ける旨を当該情報を取り扱う者に通知すること。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1. 防衛省・自衛隊が使用する周波数情報について、総務省と共有することはないのか。

[令和元年 11 月 12 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 特定秘密の指定が既に行われている装備品等の周波数の使用の承認を総務大臣から受けようとする場合には、情報保全の観点から、防衛省からは最小限の情報のみを提供し、装備品の性能や名称等は伏せた形で総務省に申請している。このため、防衛省から総務省に提供する情報は特定秘密としての取扱いはしていない。

問 2. 指定書等における特定秘密管理者の官職には、大臣官房長と防衛政策局長が必ず入っているのか。

[令和元年 11 月 12 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ ご指摘のとおりである。

問 3. 沖縄の基地問題における米国との交渉に関し、どのような特定秘密があるのか。また、沖縄の基地問題はどこが担当しているのか。

[令和元年 11 月 12 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 整備計画局においては、ご指摘の特定秘密は存在しない。
- ・ 担当は防衛政策局ではないかと考える。

コ－④ 防衛省（統合幕僚監部）（令和元年 11 月 12 日審査会）

政府参考人からの説明概要

（平成 30 年中の特定秘密の指定・解除状況）

統合幕僚監部では、平成 30 年中に自衛隊の運用関係の特定秘密 1 件を新たに指定した。本情報は、法別表第 1 号の「防衛に関する事項」に該当し、法別表第 1 号イに定める「自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究」及び同号ロに定める「防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報」に該当するものとして指定しており、自衛隊の運用に関する情報であり、かつ外国の政府において S E C R E T 以上の秘密区分で取り扱われる情報が該当する。

また、統合幕僚監部では、平成 30 年中に解除した特定秘密はない。

サ 防衛装備庁（令和元年 11 月 12 日審査会）

政府参考人からの説明概要

（平成 30 年中の特定秘密の指定・解除状況）

防衛装備庁では、平成 30 年中、特定秘密の指定を 1 件解除した。解除した特定秘密の概要は、日本国防衛大臣と英国国防大臣との間の「共同による新たな空対空ミサイルの実現可能性に係る日英共同研究（第 2 段階）に関する取決め」に基づき提供される情報等（装-17）である。

当該共同研究は、英国側からの要請に基づき、特定秘密に該当する情報の提供を受ける態勢が整備されていることを前提として開始されたものである。また、英国との取決め締結後、直ちに特定秘密に該当する情報が提供されることが想定されたため、当該情報をあらかじめ特定秘密として指定したものの、当該情報が提供されることはなかった。そのため、指定を解除するに至ったものである。

また、平成 30 年中、特定秘密の新規指定はない。その結果、同年 12 月末時点の特定秘密の指定件数は 17 件となっている。

（指定書等における記載の変更）

平成 30 年中に、指定書の一部を変更した。その内容は、特定秘密管理者の官職の変更が 1 件、指定の理由に指定の解除条件を追記する変更が 3 件、特定秘密保護法第 3 条第 2 項による保護措置の変更が 1 件の計 5 件について、指定書の記載内容を変更したものである。

また、指定管理簿についても、上記の指定書の一部記載変更や特定秘密の指定の解除を反映し、記載事項を変更している。

（特定秘密の指定の有効期間の決定理由及び有効期間経過後の更新見込み）

防衛装備庁が指定する特定秘密は、①装備品の性能情報、②外国政府から提供された情報、③防衛諸計画（防衛大綱、中期防等）の作成に必要な情報に大別される。いずれも 5 年以内に指定の必要がなくなるような情勢等の変化はないと判断し、有効期間を 5 年と設定している。

また、有効期間経過後は、①については防衛装備品が使用される期間に応じて、②については外国政府が秘密を維持している期間に応じて、それぞれ延長する見込みである。なお、③については、指定された情報を巡る状況の変化を勘案する必要があるため、現段階で更新の見込みを述べることは困難である。

(廃棄協議中の特定秘密文書)

現在、内閣総理大臣（公文書管理課）と廃棄協議中である特定秘密文書は、平成 17 年に作成した潜水艦の設計等に関する文書であり、文書件数は 3 件（特定行政文書ファイルとしては 2 個）で、全て同一の文書（複製）である。当該文書は、平成 30 年 1 月 26 日に審査会に提示したものであり、同年 3 月 15 日付で、独立公文書管理監から保存期間満了時の措置を廃棄としていることは妥当である旨の通知を受けている。

(可搬記憶媒体の毀損事案)

平成 29 年度に実施した特定秘密の検査時に、特定秘密が記録されている可搬記憶媒体の中に、データを読み込みにくいものがあることが判明した。当該媒体（CD-R 1 枚）の情報については、他の可搬記憶媒体に同一内容の原本データが存在していたため、現在は全て復旧を完了し、読み込みが可能な状態で保管している。毀損の原因は、経年劣化とのことである。

(2) 国家安全保障会議（4大臣会合）の議論の内容等

ア 国家安全保障会議の概要

国家安全保障会議は、平成25年12月、我が国の安全保障に関する重要事項を審議する機関として内閣に設置された。その設置の狙いは、外交・安全保障に関する諸課題につき「日常的、機動的に議論する場を創設」することと、「政治の強力なリーダーシップにより迅速に対応できる環境を整備する」ことにあった²⁸。

国家安全保障会議は①4大臣会合、②9大臣会合、③緊急事態大臣会合の3つから構成され、その中核は「国家安全保障に関する外交防衛政策の司令塔」たる4大臣会合であるとされる²⁹。

〈参考〉 国家安全保障会議の会合の種別

国家安全保障会議の概要

◆平成25年12月4日：「国家安全保障会議」を設置

四大臣会合

総理、副総理、官房長官、外務大臣、防衛大臣

国家安全保障に関する外交・防衛政策の司令塔

- 平素から機動的・定例的に開催、実質的に審議
- 外交・防衛政策上の重要事項に関する関係関係の意思統一・方向性の確定（例：地域情勢、サイバー等の新たな分野に関する短期・中長期の政策、防衛装備移転三原則案件等）
- 不測の情勢を受けて、閣僚レベルで対応方針を迅速に確定（例：北朝鮮弾道ミサイル発射・核実験、ウクライナ情勢等）

緊急事態大臣会合

総理、官房長官、あらかじめ内閣総理大臣により指定された国務大臣

重大緊急事態※への対処強化

- 重大緊急事態に関し、高度に政治的な判断を求められる重要事項等について審議。（例：東日本大震災規模の大災害）

※重大緊急事態
我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によっては適切に対処することが困難な事態（武力攻撃事態等）は含まない。）

※緊急事態対応のための関係関係会議は必要に応じ別途開催している。
（例）エボラ出血熱、鳥インフルエンザ、御嶽山噴火、シリア邦人殺害事案等

九大臣会合

総理、副総理、官房長官、総務大臣、外務大臣、財務大臣、経産大臣、国交大臣、防衛大臣、国家公安委員会委員長

国防に関する重要事項等を審議

- 旧安保会議の機能としての文民統制機能を継承（例：防衛力整備内容の主要事項、海賊対処行動に係る内閣総理大臣の承認、南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更等）

○ 議長（総理）の判断により、必要に応じて、その他の国務大臣及び統合幕僚長を含め関係者を会議に参加させることができる（国家安全保障会議設置法第5条第3項、同第8条第2項）。

○ 議員が不在のときは、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合に限り、副大臣がその職務を代行することができる（同第5条第4項）。

（内閣官房資料）

²⁸ 「「国家安全保障会議」について（説明資料）」（内閣官房 国家安全保障会議設置準備室）

²⁹ 同上

なお、国家安全保障会議の議論の結論は、同会議で扱うものの中でも核心に属するものであるとして、基本的には特定秘密にされている³⁰。

ただし、特定秘密の指定を抑制的に行う観点から、9大臣会合の結論は特定秘密にされていない。また4大臣会合の結論でも、全てが特定秘密とされているわけではなく、いわゆる指定の3要件に該当するか否かを会議ごとに確認しており、会合から時間を置かず政策として発表することを想定しているもの等については、特定秘密にしていないとされる。

イ 調査に至った経緯

過去、4大臣会合における議論の実態把握のため、同会合の議事録を当審査会に開示する可能性についての質疑がなされた。この際政府からは「4大臣会合は、その審議の性質上、内閣総理大臣、副総理、外務大臣、防衛大臣等の安全保障の任に当たる政府最高首脳間で率直な議論を行うことが求められており、その議論の内容は他に類を見ないほど機密性の高いものになっている」として、議事録を提示することは困難である旨の答弁があった（平成28年10月14日 審査会）。

その上で、「国家安全保障会議の中でどのような意見交換や議論が行われているかについての理解を深めるために、説明方法を検討する」との答弁もあわせてなされた。これを受けて、平成27年12月8日に開催された4大臣会合（南アジア情勢等）における議論とその後の対応について、その内容の概要を聴取し質疑を行った（平成29年1月30日 審査会）。

今般、令和元年10月29日の審査会において、4大臣会合の議論の内容等について具体的事例に基づく説明を求めたところ、可能な限り対応するとの答弁があった。これを受け11月21日の審査会において、平成30年5月8日に開催された「インド太平洋情勢について」を議題とする4大臣会合について、説明聴取及び質疑を行った。

³⁰ 本報告書「第2-3(1)ア 国家安全保障会議」参照

〈参考〉 平成 30 年中に開催された国家安全保障会議の一覧

| 年月日 | 議題 |
|------------------|---|
| 平成 30 年 2. 16 | 【 9 大臣会合】南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更について |
| 2. 21 | 【 4 大臣会合】海洋安全保障及びインド太平洋情勢について |
| 3. 8 | 【 4 大臣会合】防衛装備移転三原則の適用案件について |
| 4. 14 | 【 4 大臣会合】シリア情勢について |
| 5. 8 | 【 4 大臣会合】インド太平洋情勢について |
| 5. 18 | 【 9 大臣会合】南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更について |
| 5. 22 | 【 4 大臣会合】サイバー空間をめぐる安全保障環境について |
| 6. 14 | 【 4 大臣会合】我が国の安全保障に係る諸課題について |
| 7. 3 | 【 4 大臣会合】東アジア情勢等について |
| 7. 26 | 【 4 大臣会合】我が国の安全保障に係る諸課題について |
| 10. 22 | 【 4 大臣会合】防衛計画の大綱等について |
| 11. 6 | 【 4 大臣会合】科学技術に係る国家安全保障上の課題と方向性について |
| 11. 9 | 【 9 大臣会合】海賊対処行動に係る内閣総理大臣の承認について |
| 11. 22 | 【 4 大臣会合】防衛計画の大綱等について |
| 12. 13 | 【 4 大臣会合】防衛計画の大綱等について |
| 12. 18 | 【 9 大臣会合】平成 31 年度以降に係る防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画（平成 31 年度～平成 35 年度）及び F-35A の取得数の変更等について |
| 12. 21 | 【 9 大臣会合】平成 31 年度における防衛力整備内容のうちの主要な事項について |

(内閣官房HPより抜粋)

ウ 政府参考人からの説明概要

[不開示情報]

エ 主な質疑及び答弁の概要

問 1. 今回説明を受けた案件を国家安全保障会議で扱う理由は何か。

[令和元年 11 月 21 日審査会]

[答弁概要]

- ・今回説明した案件は、外務省と防衛省との緊密な連携が必要になるものである。また議論に当たり、情報コミュニティからの情報も重要である。

- ・個々の活動を行うのは各省だが、国家安全保障戦略として議論を行うのに極めて適切な議題であると考えている。

問2. 当該会議の情報を共有するのはどの省庁か。

[令和元年11月21日審査会]

〔答弁概要〕

- ・国家安全保障会議においては、その結論部分を伝達するための文書を作成し、全てではないものの、特定秘密に指定している。
- ・それらを、その内容に応じて、極めて限られた範囲に伝達している。

問3. 今回説明のあった4大臣会合に出席した大臣は誰か。また、この4大臣会合の議論の内容は、どこまでが特定秘密になっているのか。

[令和元年11月21日審査会]

〔答弁概要〕

- ・出席大臣は、議長たる内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官、副総理である。
- ・国家安全保障会議では（行政文書の管理に関する）ガイドラインに基づき議事録を作成しているが、議事録中の議論の結論が最も機微であると認識しており、この部分を特定秘密にしている。
- ・各閣僚の発言も、当然秘密として厳重に管理する。将来、各閣僚の発言を特定秘密にすることを排除するものではないが、現在は特定秘密制度を限定的に運用する観点から、特定秘密とするのは議論の結論部分に限定している。

問4. 各省庁に提供される特定秘密（会議の結論部分）は、各省庁においてどのように管理されるのか。

[令和元年11月21日審査会]

〔答弁概要〕

- ・各省庁に対しては、議論の結論部分を記載した文書の写しを提供している。当該文書は、各省庁において特定秘密として適切に管理されており、適性評価を受けた者しか閲覧できない。
- ・通常、当該写しは返却を受け、原本はしっかり保存した上で、保存期間1年未満の文書として廃棄している。

問5. 平成30年中の4大臣会合の議論の結論は、全て特定秘密なのか。

[令和元年11月21日審査会]

〔答弁概要〕

- ・平成30年中に開催された4大臣会合において、議論の結論を特定秘密にしていないものがある。
- ・4大臣会合の日から時間を置かず政策として発表することを、あらかじめ想定しているもの等については、特定秘密制度の抑制的な運用の観点から、特定秘密としていない。
- ・一方、例えば、政府として発表することを想定しておらず、5年等の長きにわたり秘匿する必要があると判断したものについては特定秘密としている。

(3) テロ関連情報（特定秘密を含む）の取扱いについて

<調査に至った経緯>

本年は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えており、期間中は各国の要人を含め多くの人の来訪・観戦が予想されている。国際的な関心が集まる中、国内でのテロの発生が懸念される所であり、その対策を一層推進することが極めて重要である。

特定秘密保護法では、テロリズムの防止に関する情報が特定秘密に該当するとしており、当審査会として、これまでも各行政機関におけるテロの防止に係る特定秘密等の情報の取扱いについて、その重要性を認識し政府に対し説明を求めてきたところである。

本報告書の対象期間内における審査会の調査の過程においても、テロ関連情報の取扱いにつき委員の関心が高く、同情報を保有している行政機関に対し、「特定秘密を含むテロ関連情報の保有件数³¹」、「テロ関連情報の取扱・保管状況³²」、「テロ関連情報の指定が少ない理由³³」、「テロリストの入国に関する把握状況³⁴」、「省内や他の行政機関等との間における情報共有の状況³⁵」等について質疑を行ったが、限られた時間では十分な説明が得られなかった。

そこで、指定行政機関のうちテロ関連情報（特定秘密を含む）を取り扱っている5機関（内閣情報調査室、警察庁、出入国在留管理庁、公安調査庁及び外務省）に対し、事前に以下の関心事項を伝えた上で、令和元年11月21日の審査会において、改めて説明を聴取し、質疑を行った。

説明を求めた主な関心事項

- ・入手したテロ関連情報の管理方法
- ・情報の収集から共有、活用に至るまでの流れの明確化
- ・テロ関連情報を特定秘密に指定するまでの過程
- ・テロ関連情報の共有先の具体例及びその共有方法等
- ・テロの態様別の各省庁間等の連携、役割
- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた政府の情報収集体制及び過去の事案における対応

³¹ 警察庁「問2」（令和元年11月5日質疑）

³² 外務省（国際情報統括官組織）「問3-1」「問3-2」及び外務省（総合外交政策局）「問1-3」「問1-5」「問1-6」（同年11月7日質疑）、防衛省（防衛政策局）「問2」（同年11月12日質疑）

³³ 法務省「問1-4」（同年11月5日質疑）、外務省（総合外交政策局）「問2-1」「問2-2」（同年11月7日質疑）

³⁴ 公安調査庁「問1」（同年11月5日質疑）

³⁵ 法務省「問1-1」「問1-5」（同年11月5日質疑）、外務省（国際情報統括官組織）「問1」及び外務省（総合外交政策局）「問3」（同年11月7日質疑）

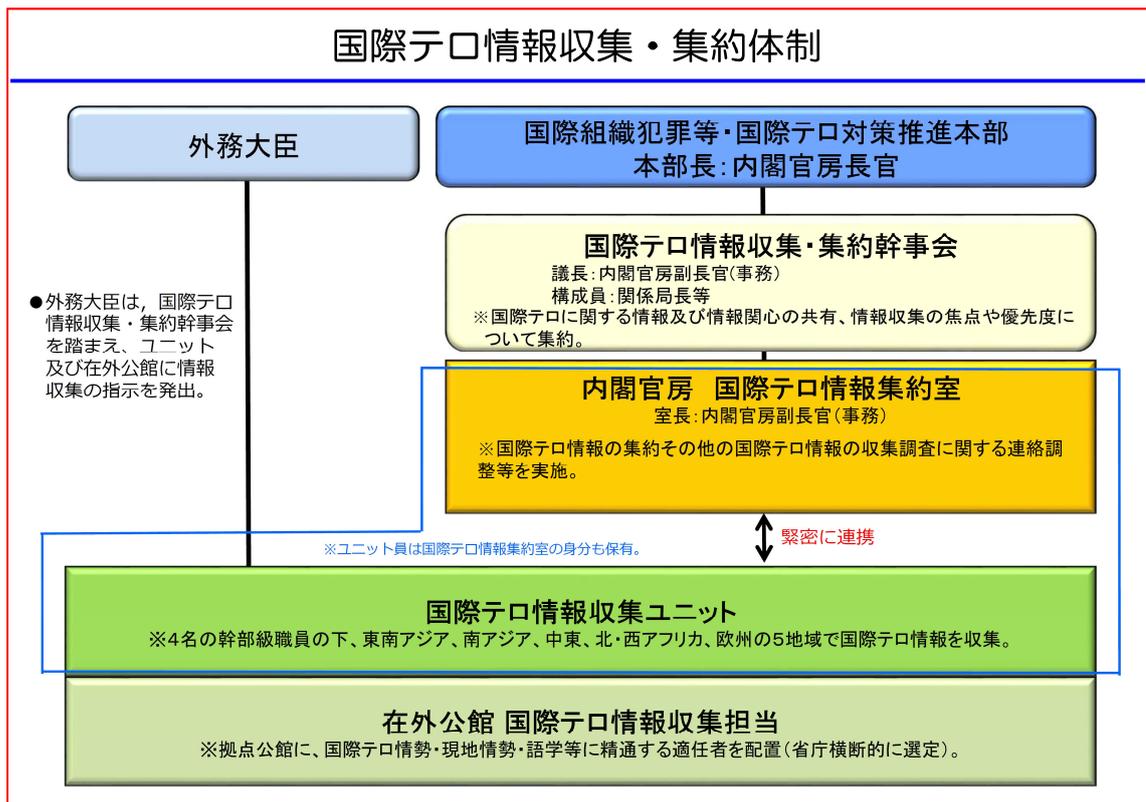
<各行政機関からの説明聴取及び質疑>

ア 内閣情報調査室

政府参考人からの説明聴取

(政府の体制)

- ・平成 27 年 12 月、官邸に置かれた「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」のもとに「国際テロ情報収集・集約幹事会」を新設、官邸や関係省庁との間で国際テロ情報や情報関心を共有し、焦点や優先度を集約する体制を整備した。
- ・国際テロ情報の収集、調査に関する連絡調整のため、同幹事会の事務局として、内閣官房に「国際テロ情報集約室」を設置した。
- ・海外における国際テロ情報を収集する「国際テロ情報収集ユニット」は外務大臣のもとに置かれ、集約室と緊密に連携している。



(内閣官房資料)

(内閣情報調査室における特定秘密の指定等)

- ・特定秘密に指定するものを含め、国際テロに関する情報は、集約室に集約され、必要に応じて関係省庁に提供、共有される。
- ・特定秘密に指定するか否かについては、情報の内容や情報提供元との

関係等を踏まえ、情報ごとに法律の3要件に該当するか否かで判断している。

- ・保有する国際テロに関する特定秘密文書は、他の秘密と同様、金庫に保管するなど厳重に管理している。

(関係省庁への情報共有)

- ・関係各省庁がそれぞれ国際テロ対策に取り組んでいる中、テロの未然防止に万全を期するためには、関係省庁が保有する情報をいかに適宜適切に共有するかということが重要である。
- ・集約室では、特定秘密に指定するものを含めて、警察庁、外務省、防衛省、公安調査庁といった情報コミュニティ省庁を中心に情報の共有に努めており、特定秘密文書については、特定秘密保護法の規定に基づき、必要に応じて関係省庁に提供、共有される。

(具体的事例)

- ・平成31年4月21日に発生したスリランカにおける連続爆破テロ事件（邦人1名が犠牲）を事例として、情報共有の範囲や方法等について説明する。

(まとめ)

- ・東京オリンピック・パラリンピックの開催を来年に控え、我が国及び邦人が被害に遭うテロの発生を防ぐため、国際テロ情報の収集、集約、共有に万全を期してまいりたい。

イ 警察庁

(7) 政府参考人からの説明概要

(情報の入手から特定秘密の指定・保管に至る流れ)

- a 国際テロリズム関連情報の入手
 - ・都道府県警察、海外治安情報機関、関係省庁等から入手している。
- b 特定秘密の指定
 - ・入手した情報について、特定秘密保護法における指定の3要件①別表該当性、②非公知性、③特段の秘匿の必要性についての該当性を厳格に判断して、過不足なく指定している。
 - ・これまで特定秘密に指定された国際テロリズムの実行の意思・能力に関する情報に含まれるものは、テロリズムを実行する恐れのある個人、組織の中核、実行部隊の動向に関する情報である。
- c 特定秘密として指定した情報の保管・管理
 - ・特定秘密が記録された文書については、「警察庁における特定秘密の保護に関する訓令」に基づき、厳格に保管・管理している。

(他の行政機関との特定秘密の共有基準)

- ・特定秘密保護法第6条に基づき、行政機関の長である警察庁長官の判断により、当該特定秘密を提供している。
- ・他の行政機関の保有する文書を警察庁が利用する必要があると当該行政機関の長が認めたときは、当該行政機関から提供を受けている。

(特定秘密の共有方法)

- ・適切な保全措置を講じた上で、関係行政機関との間で、文書の写しを交付又は受領している。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に合わせテロを起こそうとしたら、今の段階で、既にテロリストが潜入・潜伏しているということも想定されるが、そのような情報は入手しているのか。

また、先日行われたラグビーW杯において、(事前に情報が入り)未然にテロの発生を防いだ事案はあったのか。

[令和元年11月21日審査会]

〔答弁概要〕

- ・国際オリンピック委員会の規定に基づき、平成29年7月24日、大会の安全に関する情報の政府の取りまとめ組織として、警察庁にセキュリティ情報センターを設置し、集約された情報の分析・評価をしている。
- ・テロに関する情報の収集状況について、今の段階で、詳らかに答えすることは控えるが、ご指摘のような、具体的に重大な状況に至っているとの認識にはない。ただ、情報収集は、大会が迫る中、引き続き強化していかなければならないと考えている。
- ・ラグビーW杯については、無事に終わっており、クリティカル（危険）な状況に至らなかったと認識している。

問1-2. セキュリティ情報センターに関係省庁からも情報が入って、警察庁が入手した情報が共有されているとのことだが、これは（オリンピック・パラリンピックに限らず）基本的にすべての案件がそうなのか。それともオリンピック・パラリンピックということで機能しているのか。

[令和元年11月21日審査会]

〔答弁概要〕

- ・問1-1で説明したセキュリティ情報センターは、オリンピック・パラリンピックの特別なセンターである。
- ・通常は、内閣情報官がインテリジェンス関係の情報を取りまとめており、そこで情報が集約、分析されている。

問2. 情報の入手は、主に都道府県警察が行っていると思われるが、警察で収集した情報が、後で特定秘密に当たると判断された場合、情報を収集した（ものの、本来であれば適性評価を受けていないため特定秘密を取扱うことはできない）職員に対して（特定秘密の取扱いを可能とするために）後追いで適性評価を行うのか。

[令和元年11月21日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 特定秘密として指定する判断は長官が行っているが、情報を扱った警察官が適性評価を受けていなかった場合、その後、扱える者として指定することになるかと思う。
- ・ (しかし実際は、) そのようなことが起こらないように、なるべく、特定秘密に接する(可能性のある業務に従事する)職員は、あらかじめ特定秘密を扱う者として指定する運用にしている。

ウ 出入国在留管理庁

(ア) 政府参考人からの説明概要

(テロ関連情報の活用について)

- ・ 出入国在留管理庁が保有するテロ関連情報は、外国人の出入国審査等に関する資料であり、いわゆるブラックリストに当該情報を登載するなどしている。
- ・ ICPO（国際刑事警察機構）による国際指名手配書に載っている者、国連安保理決議といった国際約束等に基づき入国禁止措置を受けている者、国際テロとのかかわりを持つとの情報がある者について、入国審査の際に身分事項とリストを照合し、一致又は類似する者が確認されれば、警察等の関係省庁への通報や上陸の不許可などの措置を取る。

(テロ関連情報の特定秘密該当性について)

- ・ 出入国在留管理庁で保有するテロ関連情報は、外国人の出入国審査等に関する資料であり、特定秘密に該当するものはない。ただし、特定秘密に該当しない情報ではあるものの特定の個人にかかわる情報なのでアクセスできるのは審査を担当する者とするなど厳重に管理している。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1. 出入国在留管理庁の中に、テロ対策ユニットは存在するのか。

[令和元年 11 月 21 日審査会]

[答弁概要]

- ・ 存在する。平成 27 年 10 月に出入国管理インテリジェンス・センターを 20 人体制で開設し、その後、平成 31 年 4 月 1 日の出入国在留管理庁の発足に伴い 24 名となった。現在、この 24 名で情報収集等を行っているところである。

問 2 - 1. テロリストが出入国したという情報があれば、法別表第 4 号「テロリズムの防止に関する事項」に該当すると思うが、特定秘密に指定されていないということは、今のところ、そのような情報には接していないということか。

[令和元年 11 月 21 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・テロ関連情報は多数保有しているが、検討の結果、法第3条に規定する漏えいした場合に我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれのある、とまでいえるものはない、と判断した。関係省庁から提供される情報についても、特定秘密であるという整理ではもらっていない。

問2-2. 外国政府等から、当該外国政府等において特定秘密保護法に基づく措置と同等の措置が講じられているものとして、他省庁に対し提供された情報が、出入国在留管理庁に提供された場合、特定秘密に該当するのではないか。

[令和元年11月21日審査会]

〔答弁概要〕

- ・出入国在留管理庁が提供を受ける情報は、(他省庁が外国政府から入手し特定秘密に指定した情報に)直接接していないのでわからないが、特定秘密でない状態にして提供されているのではないか。

問3. 現在、我が国には不法に在留している外国人が何万人という単位にいると思うが、この人たちの中にテロリストが潜伏していて、今後顕在化してくるということはないのか。

[令和元年11月21日審査会]

〔答弁概要〕

- ・テロリストが、潜在的にどのくらい我が国にいるのかということは、わからないところである。
- ・ブラックリストに載っている者は、入国審査の段階で指紋情報を含め(リストの情報に)合致すれば、上陸拒否事由に該当するので入国を拒否している。
- ・外国でテロ事案に関与した人物が、過去我が国に出入国していた、という例はあった。今、現に日本にそういう者がいるかどうかについては、潜在的にはいるかもしれないが、当庁としてはわからないところである。

エ 公安調査庁

(7) 政府参考人からの説明概要

(テロ対策における公安調査庁の役割、対応等)

- ・『「世界一安全な日本」創造戦略』及び「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」を踏まえ、関係機関と連携を密にしつつ、国内外のテロ関連情報等を収集・分析している。
- ・情報収集・分析の過程で得られた各種テロ関連情報は、それが特定秘密に当たるか当たらないかにかかわらず、迅速かつ適切に関係機関に対し提供している。
- ・講演や国際テロリズム要覧の配付等を通じ、国民への情報提供等にも積極的に取り組んでいる。

(2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた対応)

- ・国際テロについては、依然として憂慮すべき状況にある中、国際テロ組織にとっては格好の宣伝機会となり得る東京オリンピック・パラリンピック競技大会においても引き続き警戒が必要である。
- ・「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連特別調査本部」を立ち上げ、中長期的な情報機能強化に取り組んでおり、国内外の関係機関との連携を一層強化し、国際テロ関連情報の収集・分析の強化を公安調査庁一丸となって推進している。

(特定秘密の指定状況)

- ・平成30年12月31日までに、テロリズムの防止に関する事項として特定秘密を計5件指定し、当該特定秘密が記録された文書を保有している。
- ・これらの文書は、他の特定秘密文書と同様、金庫に保管するなど厳重に管理している。

(テロ関連情報の国内関係機関への共有等)

- ・国際テロ組織（ISIL³⁶やアルカイダ）が我が国をテロの標的として名指している中、我が国においてもISILへの支持を表明する者が存在すること、さらには、過去には国際テロ組織関係者が我が国への入出国を繰り返し、一定期間滞在していたことが確認されている。

³⁶ イラク・レバントのイスラム国 (Islamic State in Iraq and the Levant)

- ・近年、邦人が海外において被害を受けたテロ事案が複数発生していることから、テロ関連動向については、情報収集・分析に努め、それが特定秘密に該当するかしないかにかかわらず、その内容を個別具体的に判断した上で、関係機関に迅速かつ適切に情報提供を実施している。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 我が国においてISIL支持を表明する者がいることを確認しているとのことだが、それは日本人か外国人か。

[令和元年11月21日審査会]

[答弁概要]

- ・ISILについては、中東における支配地域を失うなどしているものの依然として世界中に勢力を保持していることから、日々状況を確認している。
- ・調査内容が明らかになるおそれがあることから、具体的な内容についての答弁は差し控える。

問2. 国際テロ組織関係者の入出国の情報は、関係省庁で共有しているのか。

[令和元年11月21日審査会]

[答弁概要]

- ・具体的な情報の内容に応じて個々具体的に検討し、関係機関と共有している。

問3-1. (他省庁が) 特定秘密に指定したISILに関する情報を含む文書を共有する場合、特定秘密文書として提供を受けるのか、それともエッセンスとして受け取るのか特定秘密としては取扱わないのか。また、当該特定秘密を提供先で特定秘密として改めて指定するのか。

[令和元年11月21日審査会]

[答弁概要]

- ・特定秘密であれば、提供先も特定秘密として取り扱う要件が必要なので、その要件の下で情報交換を行うこととなる。

- ・ 特定秘密として提供した情報であれば、提供先の所管に応じ、重複的に特定秘密に指定するかどうかは提供先の判断になる。

問3-2. 提供先の省庁は、受けとった特定秘密を横並びで指定するのではないのか。ある省庁では特定秘密に指定し、ある省庁では指定しないという対応は、バラバラでおかしくはないか。

[令和元年11月21日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 特定秘密として提供した情報を、提供先の省庁が特定秘密として管理していることは間違いない。
- ・ その上で提供先の省庁で特定秘密に指定するかどうかは、提供先の省庁の判断になる。

問3-3. 例えば外務省から公安調査庁が情報を受け取った場合、特定秘密として管理するので、当然、特定秘密指定管理簿に記載していると理解してよいのか。

[令和元年11月21日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 公安調査庁として指定した特定秘密が掲載される指定管理簿には、必ずしも記載されるものではないが、保管している特定秘密文書の件数には計上される。
- ・ 他省庁から提供を受けた文書は、特定秘密文書等管理簿で管理される。

オ 外務省

(7) 政府参考人からの説明概要

(総論)

- ・ 外務省は、世界 152 カ国に 226 ある在外公館（令和元年 11 月 21 日現在。大使館 151、領事館 65、政府代表部 10）を有しており、その広いネットワークを生かし、テロとの関係では、主に国際テロ関連の情報を収集している。
- ・ そうした情報は、外務本省に集約され、主管部局から省内の関係部局及び関係省庁に共有、また、外務省内では、主に、海外に在住する邦人保護等を所掌する領事局や関連する地域・国を所掌する地域局等が活用し、外交政策の立案・推進に大きく寄与している。

(国際情報統括官組織)

- ・ 国際情報統括官組織は、国際情勢に関する情報の収集及び分析を所掌しており、その対象には国際テロ情勢も含まれている。具体的には、特定の国・地域におけるテロ活動の状況や背景、テロ組織の動向やその活動目的といった、国際情勢・地域情勢の把握に必要な国際テロ情勢一般の情報の収集及び分析を実施している。
- ・ 収集した情報については、その性質や内容に応じて適切な形で外務省幹部や省内の関係部局、在外公館及び関係省庁に提供しているが、基本的には総合的な分析資料や口頭での説明等の中で活用する形で、政策部門等に提供しており、具体的な提供先については、情報の内容に応じて個別具体的に判断している。
- ・ テロ関連情報のうち、特定秘密として指定するものは、「外国の政府等から国際情報統括官組織に対し、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているものとして安全保障に関して提供のあった国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報及びそれを分析して得られた情報」であり、然るべく保護している。

(総合外交政策局（国際テロ情報収集ユニット）)

- ・ 邦人人質事案等の国際テロ事案を未然に防止し、また、国際テロ事案が発生した場合の有効な対処を実現していくため、国際テロ情勢に関する情報収集を含む国際テロ対策の強化に関する日本政府全体での取組を推進する観点から、平成 27 年 12 月に外務省総合外交政

策局に「国際テロ情報収集ユニット」（以下「ユニット」という。）が設置された。東南アジア、南アジア、中東、北・西アフリカ及び欧州の5つの地域の在外公館にユニットの要員が配置されている。

- ユニットの要員は、外務省内に置かれているが、情報関係各省庁の要員で構成され、官邸を司令塔として、政府一体となって情報収集を行う。収集された情報は、速やかに関係省庁に共有されるとともに、即座に官邸の意思決定に反映され、国際テロ対策に活用されている。
- 具体的には、ユニットが得た国際テロ関連情報は、本省ユニットから外務省内の関係部局に、また、内閣官房国際テロ情報集約室を通じて関係省庁に対して適時適切に情報共有している。例えば、本年4月、スリランカの同時爆破テロ事件発生後、ユニットは、審議官を現地に派遣し、実行犯の人定等の情報収集を行い、国際テロ情報集約室を通して関係省庁と共有。なお、収集した情報については、特定秘密保護法及び運用基準に基づく3要件を踏まえ、情報の内容、情報提供元との関係等に応じて個別具体的に判断した結果、外-40³⁷及び外-41³⁸以外の特定秘密は存在していない。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. スリランカの事件では、すぐ外務省がユニットとして現地に行ったようだが、警察ではなく外務省が行って情報収集をするのか。警察との役割分担はどうなっているのか。

[令和元年11月21日審査会]

³⁷ 識別番号「外-40」は、指定の整理番号「11-201601-0002-4 a-0001」のことである。その対象情報は、「平成28年中に国際テロリズムに関し外務省総合外交政策局の人的情報源となった者（国際テロリズムに関する重要な情報を入手するための者で、同局との関わりが漏えいした場合に当該者若しくは関係者の生命、身体、財産、社会的地位その他重大な利益が損なわれ、又は当該者若しくは他の人的情報源からの情報の収集に著しい支障を来すおそれがあるため、特に厳格な情報保全措置が必要であると総合外交政策局長が認めたものに限る。）が同局の人的情報源である事実又は人的情報源であった事実及び収集分析することにより当該事実が明らかになるおそれがある情報（当該者から提供を受けた情報及びそれを分析して得られた情報を含み、そのうち収集分析しても情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。）」である。

³⁸ 識別番号「外-41」は、指定の整理番号「11-201601-0003-4 b-0001」のことである。その対象情報は、「平成28年中に国際テロリズムに関し外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から総合外交政策局に対し、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているものとして提供のあった情報（情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。）」である。

〔答弁概要〕

- ・一般論で言うと、政府全体の取組みについては、内閣情報調査室が取りまとめていると思う。ユニットは、情報収集が活動内容なので、現地派遣を行い、関連情報の入手に努め、収集した情報を直ちに内閣官房の国際テロ情報集約室に流して、政府全体で活用してもらった。

問 1-2. 派遣する前に、外務省が行って（情報を）取ってくる、という話になっているのか。海外でインテリジェンスを入手する役割は外務省ということになっているのか。

[令和元年 11 月 21 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・政府全体で個々の役所がどのような形で情報収集をしているかということは、それぞれの省庁で行われている。
- ・ユニットは情報を取ることが仕事であり、十分に機能している。

問 1-3. 縦割りでバラバラに行っているということか。現地に行く前に警察と外務省は相談をしていないのか。

[令和元年 11 月 21 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・内閣情報調査室が警察との間でどのような指示を出しているかは、答える立場にない。

問 1-4. 情報を得るため、事前に内閣情報調査室や内閣官房に相談なく、外務省として個別にユニットで収集しているという理解でよいのか。バラバラにやっている感じ、縦割り感が出てしまっているのだが。

[令和元年 11 月 21 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・内閣官房として、政府一丸としてやっていると思うが、総合外交政策局のユニットとしては、内閣官房と密接に相談、協議しながら収集している。内閣官房が警察にどう指示を出しているのかということ、外務省が答える立場にないし、答えるべきでないと思う。

- ・スリランカの例でもそうだが、現地では大使をヘッドとする現地対策本部が設置され、警察やユニットから来る人たちは、そこで便宜供与を受けているので、バラバラにやっているということはない。

問1-5. 内閣官房から大使館に直接指示が行くのは、外交一元化の原則からするとおかしいのではないか。外務省を通じて指示が行くのではないのか。

[令和元年11月21日審査会]

〔答弁概要〕

- ・まず、事件の大きさによるが、政府においては、連絡室、対策室、危機対策本部などが設置される。総理からの指示が出て、関係省庁間で調整が図られる。
- ・それを受けて、相手国のカウンターパートの機関とコンタクトをとるために、それぞれの省庁から必要な人が現地に派遣される。例えば、外務省では、領事局の専門のユニットが、邦人保護の支援のために緊急に派遣される。
- ・現地対策本部においては、大使がヘッドになり、そこで関係者が集まって必要な作業を遂行していくことになる。

問2. ユニットが収集する特定秘密は、内閣官房に共有され、当該文書を特定秘密文書として保管しているのか。

[令和元年11月21日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ユニットが指定している2件の特定秘密は、文書の中身の性質から、部内利用にとどまっており、関係省庁には共有していない。
- ・一方、特定秘密に該当しない情報は多数収集しており、それらを国際テロ情報集約室に提供し、情報集約室が関係省庁と適切に共有する仕組みになっている。

4 適性評価

(1) 政府参考人（内閣情報調査室）からの報告聴取

行政機関における適性評価に係る実施状況等は次のとおりである。

《表 2-5》適性評価の実施状況（平成 30 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

| 項 目 | 件 数 等 |
|----------------------------|----------------------------|
| ○実施機関数 | 25 機関 |
| ○実施件数 | 21,330 件 |
| 行政機関の職員等 | 20,800 件 |
| 適合事業者の従業者 | 530 件 |
| ○評価対象者が同意しなかった件数 | 5 件 |
| 行政機関の職員等 | 3 件 (海上保安庁 1 件・防衛省 2 件) |
| 適合事業者の従業者 | 2 件 (内閣官房 2 件) |
| ○同意を取り下げた件数 | 0 件 |
| 行政機関の職員等 | 0 件 |
| 適合事業者の従業者 | 0 件 |
| ○特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった件数 | 0 件 |
| 行政機関の職員等 | 0 件 |
| 適合事業者の従業者 | 0 件 |
| ○苦情件数 | 0 件 |

(国会報告（令和元年 6 月閣議決定）を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

《表 2-6》 指定行政機関、特定秘密が記録された行政文書の保有状況
及び適性評価実施件数 対比表（平成 30 年）

| 行政機関名 | 指定行政機関 | 特定秘密が記録された行政文書数 ^{※1} | 平成 30 年中の適性評価実施件数 ^{※2} (うち行政機関の職員等) | |
|---------------|--------|-------------------------------|---|----------|
| 国家安全保障会議 | ○ | 0 | 0 | (0) |
| 内閣官房 | ○ | 104,869 | 493 | (300) |
| 内閣法制局 | — | 3 | 2 | (2) |
| 内閣府 | ○ | 11 | 57 | (57) |
| 宮内庁 | — | 0 | 0 | (0) |
| 国家公安委員会 | ○ | 0 | 0 | (0) |
| 警察庁 | ○ | 31,919 | 959 | (959) |
| 警察庁 | | 31,824 | 206 | (206) |
| 都道府県警察 | — | 57 | 753 | (753) |
| (行政文書を重複して保有) | | 38 | — | — |
| 金融庁 | ○ | 0 | 3 | (3) |
| 総務省 | ○ | 45 | 30 | (30) |
| 消防庁 | ○ | 0 | 7 | (7) |
| 法務省 | ○ | 3 | 15 | (15) |
| 公安審査委員会 | ○ | 0 | 2 | (2) |
| 公安調査庁 | ○ | 19,326 | 39 | (39) |
| 外務省 | ○ | 111,583 | 230 | (224) |
| 財務省 | ○ | 10 | 55 | (55) |
| 文部科学省 | — | 0 | 32 | (24) |
| 厚生労働省 | ○ | 0 | 13 | (13) |
| 農林水産省 | — | 0 | 13 | (13) |
| 水産庁 | — | 0 | 10 | (10) |
| 経済産業省 | ○ | 134 | 33 | (33) |
| 資源エネルギー庁 | ○ | 0 | 6 | (6) |
| 国土交通省 | — | 3,500 | 27 | (27) |
| 気象庁 | — | 0 | 6 | (6) |
| 海上保安庁 | ○ | 17,438 | 142 | (142) |
| 環境省 | — | 0 | 3 | (3) |
| 原子力規制委員会 | ○ | 0 | 4 | (4) |
| 防衛省 | ○ | 150,945 | 18,650 | (18,555) |
| 防衛装備庁 | ○ | 233 | 499 | (271) |
| 合計 | 20 | 440,019 | 21,330 | (20,800) |

(国会報告（令和元年 6 月閣議決定）を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

※ 1 特定秘密が記録された行政文書の保有状況（平成 30 年 12 月 31 日時点）より抜粋

※ 2 平成 30 年中の各行政機関の適性評価の実施件数より抜粋

(2) 関係行政機関からの説明概要及び質疑

※質疑が行われなかった行政機関については、質疑の記載をしていない。

ア 国家安全保障会議（令和元年 10 月 29 日審査会）

国家安全保障会議の議長及び議員は、いずれも行政機関の長又は国务大臣であることから、特定秘密保護法により、適性評価を受けることを要しないこととされており、適性評価を行っていない。

イー① 内閣官房（内閣情報調査室）（令和元年 10 月 29 日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

(実施体制)

内閣官房における適性評価は、内閣情報調査室が一括して実施している。適性評価の結果等が目的外利用されることを防止するため、適性評価業務担当と人事担当は分けている。

(実施結果)

内閣官房では、職員に対して 300 件、適合事業者の従業者に対して 193 件、計 493 件の適性評価を実施した。

(不同意、同意の取り下げ、苦情の申出等)

適性評価の対象者が同意をしなかった件数は 2 件である。同意の取り下げ及び苦情の申出はなかった。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問 1. 適性評価を実施した後に人事配置をするのか、それとも配置した職員について適性評価をするのか。

[令和元年 10 月 29 日審査会]

[答弁概要]

- ・ 適性評価については、人事配置前に行う場合と人事配置後に行う場合の両方があり、どちらかに決まっているわけではない。
- ・ 人事配置後に適性評価をする場合は、結果が出るまでの間は特定秘密の取扱業務には従事できないという前提で、特定秘密を取り扱うことが想定される部署に配置がなされていることになる。
- ・ 適性評価後に人事配置を行う場合は、適性評価の結果を見てから配置を行うことになる。

問2. 内閣官房では、職員に対する適性評価を 300 件実施し、その全てについて「問題なし」という評価が出たということだが、(評価の妥当性は) 担保されているのか。

[令和元年 10 月 29 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・内閣官房の多くの部署は各府省庁からの出向者で占められており、(出向元省庁において) 出向者の選定に際し考慮がなされているものと思われる。

問3. 適合事業者の従業者に対する適性評価とは、どういうものか。

[令和元年 10 月 29 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・お尋ねの適性評価は、事業者(会社)について行うのではなく、事業者の中で(特定秘密の取扱い)業務に従事する個人について行うものである。
- ・個人に対して行う適性評価(の内容)は、公務員に対するものと同じである。

イー② 内閣官房(国家安全保障局)(令和元年 10 月 29 日審査会)

(7) 政府参考人からの説明概要

内閣官房の適性評価実施部署である内閣情報調査室から説明済みである。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問. 安全保障や機密に関する事項を扱う者は、(ある部署に長期間所属させて)プロとして育てていかなければならないと考えるが、(国家安全保障局において)そのようなことは議論になっているか。

[令和元年 10 月 29 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・一般論として、国家安全保障局の人事において、関係省庁の安全保障関係の業務経験者を使っていこうとしている、ということは申し上げられるかと思う。
- ・人事についてこれ以上の答弁をする立場にないことはご理解願いたい。

イ③ 内閣官房（事態対処・危機管理担当）（令和元年 10 月 29 日審査会）
政府参考人からの説明概要

内閣官房の適性評価実施部署である内閣情報調査室から説明済みである。

ウ 警察庁（令和元年 11 月 5 日審査会）

(ア) 政府参考人からの説明概要

特定秘密保護法においては、警察庁の職員及び都道府県警察本部長については警察庁長官が、都道府県警察本部長以外の都道府県警察の職員については都道府県警察本部長が適性評価を実施することとされている。

平成 30 年中の適性評価の実施件数は、警察庁が 206 件、都道府県警察が 753 件、計 959 件である。

適性評価を実施すべき適合事業者に該当するものはなかった。

同年中に実施した適性評価において、実施に同意をしなかった件数及び同意を取り下げた件数はいずれも 0 件であった。

なお、苦情の申出はなされていない。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1. 警視庁や都道府県警察の現場から集まってくる様々な情報が、特定秘密に指定される場合があると思う。そうすると、捜査の初期段階では適性評価を経ない現場の捜査官がそのような情報を入手することもあると思うが、情報の管理はしっかり行えているのか。

[令和元年 11 月 5 日審査会]

[答弁概要]

- ・特定秘密に該当するような情報が得られることが想定される事件の捜査には、適性評価を経た者を充てるような運用がなされていると考えている。
- ・捜査をする際、情報に特定秘密が含まれるか、あるいは捜査の結果、そのような情報に触れるかどうかについては、完全ではないにしろ、事件の性質等からおおむね予測することはできる。警察庁としては、適性評価を経た人員をしっかりと確保して、そのような事件の捜査に当てることにしている。

問2. 捜査の過程で、どうもテロ等の情報が関わってきそうだとすれば、その先の捜査は資格のある人物が行うという運用がなされているということでしょうか。

[令和元年11月5日審査会]

[答弁概要]

・ご指摘のとおりである。

エ 総務省（令和元年11月5日審査会）

政府参考人からの説明概要

平成30年1月から12月までの間、適性評価を実施した職員の数30名、適合事業者の従業員数は0名である。適性評価の実施に同意をしなかった者及び同意を取り下げた者の数はそれぞれ0名、苦情の申出件数は0件である。

オ 法務省（令和元年11月5日審査会）

政府参考人からの説明概要

平成30年中に適性評価を実施した職員は15名である。適合事業者の従業者数は0名である。

カ 公安調査庁（令和元年11月5日審査会）

政府参考人からの説明概要

公安調査庁では、平成30年中に39人に対し適性評価を行った。適性評価の実施に対する不同意件数、同意取下げ件数及び苦情の申出の件数はいずれも0件であった。なお、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、平成30年末時点で216人である。

キ 外務省（令和元年11月7日審査会）

(ア) 政府参考人からの説明概要

外務省では、平成30年中に230件の適性評価を実施した。内訳は、職員が224件、適合事業者の従業者が6件である。適性評価の評価対象者が適性評価の実施について同意しなかった件数は、ない。

また、平成30年中、適性評価の対象者が同意を取り下げた件数及び申し出のあった苦情の件数はともに0件である。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1. 適性評価の実施件数が少ないように思われる。外務省は相当多くの特定秘密を扱っていると思うが、こんなに少なくないのか。他省庁よりも多くても良いように思うが、そうになっていない。外務省は局ごとに特定秘密を保有し、その件数も多いのに、取り扱う職員数はこれで十分なのか。

[令和元年 11 月 7 日審査会]

[答弁概要]

・特定秘密をむやみに増やさないという方針の中、適性評価についても、真に必要な者に対して行っている。各省との比較で、人数が多い、少ないについての議論があることは承知しているが、外務省としては、そうした運用をしてきているということだ。

ク 経済産業省（令和元年 11 月 5 日審査会）

政府参考人からの説明概要

平成 30 年中に、合計 33 名の適性評価を実施した。なお、現在、適合事業者はいない。

ケ 海上保安庁（令和元年 11 月 5 日審査会）

政府参考人からの説明概要

平成 30 年中における適性評価の実施件数は、職員に対して 142 件、適合事業者の従業員に対して 0 件であった。

なお、適性評価の実施に対する不同意、同意の取り下げ、苦情の申出については、不同意が 1 件であり、同意の取り下げ及び苦情の申出は共に 0 件であった。

コ 防衛省（令和元年 11 月 12 日審査会）

(ア) 政府参考人からの説明概要

平成 30 年中に、本省の職員に対して 18,555 件、適合事業者の従業員に対して 95 件、計 18,650 件の適性評価を実施した。また、同年中に本省職員において適性評価の評価対象者が同意しなかった件数は、2 件である。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1. 防衛省は、適性評価の実施件数の適正性及び適性評価の実効性をどう担保しているのか。

[令和元年 11 月 12 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・防衛省としては、当然、必要最小限ということで、適性評価の実施件数、実施対象者数についても絞っている。
- ・自衛隊全体で 24 万人おり、平時の場合で、特定秘密の取扱い対象ポストだけで 7 万人必要である。
- ・有事等の場合も想定すれば、それ以上の数が必要となり、更に人事のローテーションのことを考慮して適性評価を実施すると、取扱い業務ができる者の数は 11 万人くらいになる。
- ・人事異動で特定秘密の取扱い業務から外れた後も、適性評価は 5 年間有効となるため、人数的には余るような感じになる。結果として、現在 7 万のポストに対し、取扱い業務ができる者が 11 万人いることになっている。

サ 防衛装備庁（令和元年 11 月 12 日審査会）

政府参考人からの説明概要

平成 30 年中の適性評価の実施件数は、職員が 271 件、適合事業者の従業者が 228 件の計 499 件である。

対象者が同意をしなかった件数、対象者が同意を取り下げた件数及び対象者からの苦情の申出の件数は、いずれも 0 件である。なお、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、平成 30 年末時点で 842 人である。

5 参考人からの意見聴取及び質疑

当審査会は、令和元年5月20日、平成30年年次報告書について、下記の参考人から意見を聴取し、質疑を行った。以下、その概要を記載する。

なお、詳細については会議録³⁹を参照されたい。

| 年月日 | 参考人氏名 | 肩書 |
|-----------|--------|--|
| R1. 5. 20 | 米村 敏朗君 | 元警視總監 元内閣危機管理監 |
| | 五百旗頭真君 | 公立大学法人兵庫県立大学理事長 ひょうご震災記念21世紀研究機構理事長 |
| | 三宅 弘君 | 原後綜合法律事務所代表弁護士 |

(1) 参考人からの主な指摘事項

ア 米村参考人

(ア) 情報の管理の重要性

- ・情報漏洩の問題は、罰則を強化することで対処するものではなく、その本質は情報の管理である。法の立案当時、特定秘密保護法という法案名について、秘密ということを中心概念にするのではなく、特定情報の管理に関する法律ということで、管理を中心にすべきではないかとの印象を持った。
- ・情報活動に携わった経験上、情報の収集においても発信においても、国民の理解と協力がなければ不可能であるとの実感がある。基本的に、国家が収集し保有する情報は、秘密情報であっても国家や行政機関の専有物ではなく、あくまで国民の共有物である。

(イ) 審査会と行政機関の関係

- ・情報の収集、管理、あるいは出口（情報公開）の問題において、行政機関が自己観察の能力とモラルを持つことが極めて重要である。加えて、これに対する担保措置として、外部からの監視、検証といった機能を持つことも極めて重要である。これまでの審査会での議論等を拝見すると、ある程度の制度構築はできてきたという印象である。ただ、これで十分かどうかは、まだこれから検討しなければならない。
- ・グローバルな情報コミュニティにおいて、担当者が頻繁に交代するようであれば相手から信用されない。当審査会においては、委員の蓄積された経験と能力が必要であり、委員があまり代わらないことが重要である。

³⁹ 第198回国会衆議院情報監視審査会議録第4号（令和元年5月20日）

イ 五百旗頭参考人

(7) 審査会の活動について

- ・公文書は、国民の共有財産であり、一定のルールに従って公開し、国民、社会に帰すということが行わなければならない。他方、国の安全保障、国益を損なうおそれのある情報は、これを管理し秘匿するということが、ルール化、制度化されていなければならない。この二つの命題は、全ての民主主義社会におけるジレンマに満ちた課題であり、本審査会が設立されたゆえんであると思う。
- ・情報監視審査会を設け特定秘密という微妙な二面性を帯びる問題について、立法府が大きな方向性を示す。行政府がそれを行う、そして、行政府の行いにそぐわないところがあれば指摘して修正を求める。そういう制度を作ったのは大変立派である。鋭意問題点を洗い出し提案を重ねてきたこれまでの審査会の活動に対し、敬意を表するものである。

(イ) 特定秘密文書の廃棄について

- ・保存期間1年未満の特定秘密文書中、平成29年度中に廃棄されたもの43万件の内訳は、写しや全部または一部を転記したもの、決定の途中段階のものであって最終決定まで生かされたわけではないものとのことだが、私たち歴史家にとっては重要なものであり、そうした理由で無造作に廃棄することは考え直すべきではないか。
- ・結論だけではなく全プロセス、最終案に至る理由が非常に重要であり、原本があるからといって安易に廃棄することは許されない。日程、日常業務などの形式的なものであっても歴史的意味を持つてくることがあり、軽視すべきではない。
- ・国の安全と国益のために機密文書をしっかり管理するため、行政側の制度では、独立公文書管理監、情報保全監察室、そしてアーキビスト等による助言制度がそれぞれ非常に重要であり、強化していくべきである。

ウ 三宅参考人

(7) 審査会の調査のあり方

- ・政府は、審査会の年次報告書の指摘事項について、明確な期限を設けて対応状況を報告することにより、国会と政府のやり取りを常に国民が監視をするといった状況をつくる必要がある。
- ・審査会から強い求めがあったときは、全ての非開示情報を報告すること等を義務付ける規定を国会法に設けるなど、審査会がより強い権限を持つことを期待する。

- ・サードパーティールールはあくまで慣行であり、これを尊重する一方で、どういった場合に特定秘密を審査会に提供することが許容されるのか、明確な要件や基準を法規で定めるべきである。
- ・情報保全監察室の幹部職員には、ノーリターナルルールを適用すべきである。また、同室職員や情報監視審査会事務局も、プロパーの人を置き、そうした人が組織を支えることが非常に大事である。
- ・審査会において、公文書管理のあり方、情報の公開及び管理並びに秘密全般の指定に係る問題を議論すべきである。また、指定行政機関以外の行政機関における秘密についても、議論を広げていただきたい。

(イ) 特定秘密の指定・解除について

- ・あらかじめ指定や職員の知識としてのみ存在する特定秘密の指定等は、行政文書の不存在となるため、そのような特定秘密の指定はできるだけ行うべきではない。
- ・特定秘密の三要件の一つである非公知性について、厳格に運用する規定を設けるべきである。また、内部通報者保護規定を設けることについても今後更に研究していただきたい。
- ・特定秘密保護法には、(一般国民からの) 秘密指定解除請求手続がない。米国では 30 年経てば基本的に一旦は秘密指定を解除し、公開ができないものについては更に指定することになっている。こうしたルールについても、今後ご提案いただきたい。

(ウ) 特定秘密の管理について

- ・特定秘密文書の保存期間は 1 年以上として、その保存期間の定め方については、明確な基準を定めるべきである。
- ・特定秘密はその内容を漏らすことがないよう名称の付け方に非常に気を使う一方で、公文書管理としては明確な名称を付けなくてはならない。こうした情報の管理と国民の知的資源の運用のあり方の両者の均衡が図られるよう、統一的な基準を審査会で検討すべきではないか。
- ・保存期間 1 年以上の特定秘密文書は、原則として国立公文書館に移管することとし、当該運用上の取扱いを公文書管理法及び特定秘密保護法の中に規定する必要がある。
- ・昨今の公文書管理の運用改善において、各省庁横断的に公文書管理の検証・監察を行う機関として独立公文書管理監がその役割を担うことになった。作成から 30 年を超える行政文書の特定秘密指定やその厳格な運用について、同管理監において速やかにルールづくりをすべきである。
- ・米国のレコードエージェンシー（記録管理庁）に相当する機関を、(我が国にも) 公文書管理庁として設置すべきである。

(I) 適性評価について

- ・適性評価に関し、不適格とされた場合や不同意とした場合に、不利益を受けないことを担保する制度が必要である。

(2) 主な質疑事項

委員からの主な質疑事項は以下のとおりである。

ア 対米村参考人、五百旗頭参考人及び三宅参考人

- (ツワネ原則に係る)何を秘密として何を秘密としてはならないのかについての判断基準
- 独立公文書管理監による特定秘密文書の保存期間満了時の措置の検証・監察の際に歴史についても識見の高い専門家からも意見聴取するプロセスを導入すること及び管理監を同意人事とすることについての所見

イ 対米村参考人

- サードパーティールールに係る情報に対する審査会の監視のあり方

ウ 対五百旗頭参考人

- 公文書管理制度及び公文書のあり方に対する国民意識についての日米両国間の相違
- 我が国の情報監視審査会も欧米の監視機関と同様に広くインテリジェンスに関する問題を業務として扱うべきとの意見に対する所見

エ 対三宅参考人

- 独立公文書管理監の体制強化に関する所見

第3 政府に対する意見

- 1 政府に対する意見 126
- 2 政府に対する意見の理由及び背景 128

第3 政府に対する意見（調査結果）

衆議院情報監視審査会は、本報告書における対象期間中、数次にわたる調査を行うとともに、委員間で活発な議論を行った。

その結果、当審査会は、政府の特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況に対する意見として、以下のとおり合意した。

1 政府に対する意見

衆議院情報監視審査会は、政府に対し、引き続き当審査会をはじめとした立法府に対する説明責任を十分果たすとともに、当審査会において指摘を行った事項及び以下に記した意見について、早急に対応することを強く求める。なお、これまでの審査会意見に対しても同様である。

本意見に対し、政府が具体的な対応を行わない場合、必要に応じて国会法第102条の16第1項に基づく勧告⁴⁰を行うものとする。

1 運用基準の見直し関係

運用基準の見直しにつき、当審査会からの意見に加え、パブリック・コメント等により国民の意見も考慮した上で内容を見直し、その結果を当審査会に報告すること。

2 特定秘密の指定の在り方関係

内閣情報調査室は、各行政機関における特定秘密の指定要件の該当性判断が政府として統一的になされているか、法施行から5年を迎えたのを契機として改めて精査すること。さらに、各行政機関においては、指定の対象情報の整理に努めること。また、独立公文書管理監は、特定秘密の指定の検証・監察の際に、各行政機関における特定秘密の指定要件の該当性判断が政府として統一的になされているかという観点からも実施するよう努めること。

3 テロ関連情報の収集関係

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を控え、政府全体としてテロ関連情報の収集・管理には万全を期すとともに、特定秘密に指定すべき情報の入手、提供等があった場合には、適切に指定すること。また、テロ対策に遺漏のないよう情報共有の在り方にも留意すること。

⁴⁰ 国会法第102条の16第1項において、「情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる」とされている。

- 4 保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄関係
保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄状況を、国会報告における特定行政文書ファイル等の廃棄状況の項目に記載することを検討すること。
- 5 独立公文書管理監関係
- (1) 運用基準の見直しを契機として、同基準において定められている独立公文書管理監の具体的な権限について、将来的に、法律において定めることを検討すること。
 - (2) 「特定行政文書ファイル等にすべきものの存否」に関する検証・監察については、実施件数を増やし知見を深め手法を確立する等、実効性向上に向けた取組を更に継続すること。また、特定秘密に指定すべき情報が意図的に外されていないかとの観点から実施されるものについても同様に実効性向上に向け取り組むよう努めること。
- 6 当審査会への対応状況関係
- (1) 政府においては、当審査会の調査に関し、特定秘密の指定等の適正性を説明する過程において必要がある場合は、特定秘密以外の不開示情報についても、積極的に説明するよう努めること。
 - (2) 外務省においては、ニード・トゥ・ノウの原則に最大限配慮しつつも、省全体の特定秘密を統括的に把握し説明できる部局を定めるよう検討を行い、対応を見直すこと。
- 7 特定秘密の管理関係
特定秘密文書を誤って廃棄した事案や、可搬記憶媒体のデータが毀損した事案が見られたことから、各行政機関においては特定秘密の管理体制を改めて検証の上、必要と認めた場合は管理体制を見直すこと。

2 政府に対する意見の理由及び背景

1 運用基準の見直し関係

運用基準の見直しにつき、当審査会からの意見に加え、パブリック・コメント等により国民の意見も考慮した上で内容を見直し、その結果を当審査会に報告すること。

(理由及び背景)

特定秘密保護法の施行に当たり閣議決定された運用基準においては、「特定秘密保護法の施行後5年を経過した場合においては、その運用状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。また、見直しの結果については、これを公表する」とされている。

運用基準は特定秘密保護制度の実際の運用における重要な指針であるが、特定秘密保護法の施行から5年が経過し、運用における様々な指摘がなされており、当審査会の場でも、これまで、特定秘密の名称に係る統一方針や、行政文書が不特定の秘密のうち、いわゆる「あらかじめ指定」を行う場合の厳格な要件等を運用基準に盛り込むよう求めるなど同基準の見直しに関する指摘を行うとともに、審査会意見として見直しの検討を求めてきた⁴¹。これに対し、内閣情報調査室からは、検討結果を審査会に報告し、令和2年度中に決定を行いたい旨の説明があったところである（令和元年10月24日審査会）。

政府においては、これまで当審査会が指摘してきた見直すべき項目の反映の可否について真摯に検討した上で、見直し項目全体を当審査会に報告するよう改めて求める。

なお、運用基準の見直しに当たっては、有識者（情報保全諮問会議）の意見を聞くとしているが、より国民の声を反映させるべきとの考えから、パブリック・コメント等により、国民の意見も考慮した上で内容を見直すべきである。

2 特定秘密の指定の在り方関係

内閣情報調査室は、各行政機関における特定秘密の指定要件の該当性判断が政府として統一的になされているか、法施行から5年を迎えたのを契機として改めて精査すること。さらに、各行政機関においては、指定の対象情報の整理に努めること。また、独立公文書管理監は、特定秘密の指定の検証・監察の際に、各行政機関における特定秘密の指定要件の該当性判断が政府として統一的になされているかという観点からも実施するよう努めること。

⁴¹ 巻末 参考資料Ⅷ参照

(理由及び背景)

これまでの調査を通じて、例えばテロ関連情報の特定秘密を多数指定している行政機関がある一方で、指定件数が増えていなかったり、テロ関連情報を入手していることが想定されるにもかかわらず特定秘密に指定していない行政機関があることが明らかになっている。こうした事情にかんがみ、特定秘密の指定3要件への該当性を判断する基準が、行政機関によって異なっているのではないかと懸念がある。

特定秘密に指定するか否かを、3要件に該当するか否かで判断することは、特定秘密保護法の条文から明らかであるが、当審査会が特定秘密に指定することの妥当性を判断するには、さらに3要件へ該当するかどうかを当該行政機関がどのように判断したかを審査会において明確に説明する必要があるとともに、その判断基準が一定程度政府内で統一されている必要がある。

そのため、内閣情報調査室は、各行政機関における特定秘密の指定要件の該当性判断が政府として統一的になされているか、法施行から5年を迎えたのを契機として改めて精査することを求めるものである。さらに、こうした精査を踏まえ、各行政機関において、指定の対象情報について整理に努めることを求めるものである。

また、独立公文書管理監が各行政機関における特定秘密の指定3要件の該当性の検証・監察を行うに当たり、当該該当性の判断基準に各行政機関の間で整合性がとれているかという観点からも実施することに努めるよう求めるものである。

3 テロ関連情報の収集関係

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を控え、政府全体としてテロ関連情報の収集・管理には万全を期すとともに、特定秘密に指定すべき情報の入手、提供等があった場合には、適切に指定すること。また、テロ対策に遺漏のないよう情報共有の在り方にも留意すること。

(理由及び背景)

特定秘密保護法では、別表第4号にテロリズムの防止に関する事項が掲げられていることから、当審査会において、これまでも各行政機関におけるテロ防止に係る特定秘密等の情報の取扱いについて、その重要性を認識し政府に対し説明を求めてきた。本年は2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えている。国内外の注目が高まる中、大会期間中は各国要人を含め多くの人々の来訪・観戦が予想されることから、様々なテロ事案の発生も懸念されている。このような状況下で、政府におけるテロ関連情報の収集や共有等につき特に委員の関心も高かったことから、テロ関連情報を取り扱う行政機関に対し、別途質疑を行ったところである。

当審査会としては、特定秘密を含むテロ関連情報が漏えいすると我が国の

情報収集、分析業務の手の内が明らかになるなど、テロ防止に著しい支障が生じるおそれがあることから、政府に対し、テロ関連情報の収集・管理には万全を期すとともに、特定秘密に指定すべき情報の入手、提供等があった場合には、適切に指定するよう求める。また、テロ対策には多くの行政機関が関わる一方で、当該機関同士の連携が極めて重要であることから、テロ対策に遺漏のないよう情報共有の在り方にも留意するよう求めるものである。

4 保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄関係

保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄状況を、国会報告における特定行政文書ファイル等の廃棄状況の項目に記載することを検討すること。

(理由及び背景)

当審査会は、特定秘密の指定の有効期間中にもかかわらず、当該特定秘密が記録されている文書（特定秘密文書）のうち保存期間が1年未満のものが廃棄されている現状に、当初から大きな関心を持ち調査を行ってきた。その際、これらの文書は、独立公文書管理監による検証・監察を要しないことから、その取扱いについて指摘してきたところである⁴²。

これに対し、政府において、独立公文書管理監による保存期間1年未満の特定秘密文書の検証・監察業務の新設⁴³や、国会報告における当該文書の廃棄状況の掲載等、一定の対応が行われたことは評価している。

しかしながら、国会報告において、保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄状況は「行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況」ではなく「情報監視審査会による調査等への対応」の項目中に記載されている。これは、当審査会からの求めに応じて特定秘密文書の廃棄状況を調査し報告したことによるものだと思料するが、保存期間が異なるとはいえ特定秘密文書であることに変わりはない。今後も継続的に国会報告に掲載するためにも、特定秘密文書の廃棄状況につき、保存期間1年以上のものと1年未満のものを同じ項目に記載すべきではないかと思われる。

政府においては、保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄状況を、国会報告における「行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況」に記載する等、保存期間1年以上の特定秘密文書と同じ項目に記載することを検討するよう求めるものである。

5 独立公文書管理監関係

(1) 運用基準の見直しを契機として、同基準において定められている独立公文書管理監の具体的な権限について、将来的に、法律において定めることを検討すること。

⁴² 平成29年審査会意見（1）ウ、平成30年審査会意見3

⁴³ 後掲 脚注49参照

(2) 「特定行政文書ファイル等にすべきものの存否」に関する検証・監察については、実施件数を増やし知見を深め手法を確立する等、実効性向上に向けた取組を更に継続すること。また、特定秘密に指定すべき情報が意図的に外されていないかとの観点から実施されるものについても同様に実効性向上に向け取り組むよう努めること。

(理由及び背景)

5 (1)について

独立公文書管理監は、政府部内の組織として特定秘密の指定・解除及び特定行政文書ファイル等の管理についての検証・監察を行っており、当審査会としてもその活動内容に重大な関心を持ち、これまで検証・監察業務の強化に係る様々な指摘を行ってきたところである。

同管理監は、特定秘密保護法附則第9条の規定に基づき、特定秘密保護法の適正な運用を確保するためには独立した公正な立場から検証・監察を行う機関が必要との認識の下、その設置等の検討が進められた結果⁴⁴、同法の施行日に、内閣府に設置された⁴⁵。これについては、同管理監は、独立した公正な立場から検証・監察を行う機関とされているものの、内閣府に置かれ、具体的な検証・監察については、運用基準において定められていることから、制度的には、実際はいわば「身内」による点検のため、チェックが甘くなる可能性も指摘されている⁴⁶。

また、同管理監については、公文書全般を監視するため平成30年9月に設置された公文書監察室の長も兼務することとなり、その役割はますます重要となっている。

かかる状況を踏まえ、今回の運用基準の見直しを契機として、独立公文書管理監の一層の独立性が保障されるようにするため、将来的に、同管理監が独立した公正な立場から検証・監察を行う機関である旨を法律に明記した上で、その権限等をより具体的に法律に掲記することを検討すべきである⁴⁷。かかる変更を行うことにより国民を代表する立法機関である国会の意思が反映され、その活動により深く関与する途が確保されることになる⁴⁸。

⁴⁴ 特定秘密保護法附則第9条は、「政府は、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に関する基準等が真に安全保障に資するものであるかどうかを独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置その他の特定秘密の指定及びその解除の適正を確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と定める。

⁴⁵ 内閣府本府組織令第1条及び第3条の2

⁴⁶ 第187回国会衆議院内閣委員会議録第5号（平成26年10月24日）、第187回国会参議院法務委員会会議録第5号（平成26年11月11日）

⁴⁷ 法律に規定すべきとの点については、例えば参議院国家安全保障に関する特別委員会（平成25年12月5日）において、菅内閣官房長官は、特定秘密保護法附則第9条の規定に基づく監視機関の法的地位について、「法的にも高度の独立性を備えた機関への移行について内閣府設置法等の改正の検討を進めてまいりたい」と答弁している。

⁴⁸ 国会の関与については、例えば令和元年5月20日の参考人質疑において、独立公文書管理監を国会の同意人事とすることについて参考人の所見を聞くものがあった（第198回国会衆議院情報監視審査会議録第4号（令和元年5月20日）9頁以下参照）。

5 (2)について

独立公文書管理監の検証・監察については、保存期間1年未満の特定秘密文書についても行うよう運用の見直しを行うこととする当審査会からの指摘（平成29年審査会意見）を受け、平成30年7月、内閣情報調査室から各行政機関に対し通知⁴⁹が発出された。これにより、独立公文書管理監は、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否（保存期間1年未満の特定秘密文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか）を検証・監察することとなった。この検証・監察は平成30年度から開始されたものであることから⁵⁰、現状としては、実効性向上に向け実施対象の選定基準や手法の確立等のための取組の段階にあるものと推測される。そのため、独立公文書管理監が、これらの取組を更に継続することを求めるものである。

また、平成30年審査会意見において、独立公文書管理監が検証・監察を行う際には、対象となる特定秘密文書の関連文書もチェックするなどして、本来、特定秘密に指定されるべき情報が意図的に外されていないかという観点からも実施することを求めた。当審査会として、当該検証・監察の実施には困難が伴うことは認識しているが、十分機能することで特定秘密保護制度に対する国民の信頼性が高まるものと期待するものである。この検証・監察についても、「特定行政文書ファイル等にすべきものの存否」に関する検証・監察と同様、引き続き実効性向上に向けた取組に努めるよう求めるものである。

6 当審査会への対応状況関係

- (1) 政府においては、当審査会の調査に関し、特定秘密の指定等の適正性を説明する過程において必要がある場合は、特定秘密以外の不開示情報についても、積極的に説明するよう努めること。
- (2) 外務省においては、ニード・トゥ・ノウの原則に最大限配慮しつつも、省全体の特定秘密を統括的に把握し説明できる部局を定めるよう検討を行い、対応を見直すこと。

(理由及び背景)

6 (1)について

政府は、ある情報を特定秘密に指定するかどうかについて、指定の3要件を満たすか否かで判断するとしている。これに対しては、特定秘密に指定される情報と「極秘」「秘」等の秘密情報との違いが必ずしも明確でなく、特定秘密の指定に当たり指定の3要件の恣意的な適用が懸念されるとの指摘が

⁴⁹ 「内閣府独立公文書管理監による『特定秘密である情報を記録する保存期間1年未満の行政文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか』の検証・監察について（通知）」（平成30年7月27日）（巻末 参考資料V(2)参照）

⁵⁰ 検証・監察の結果、10部署について保存期間1年未満の特定秘密文書の中に保存期間を1年以上と設定すべきものはないものと認めたとする旨の説明があった。（令和元年10月24日審査会）

ある。

今般、当審査会において、特定秘密について概要の説明を求めた際、秘密の内容にかかわるとして、答弁を差し控える行政機関があった。しかし、政府においては、特定秘密そのものについての説明は困難であったとしても、表現を工夫した上での概要説明や、特定秘密以外の不開示情報を含む周辺情報の説明がなければ、当審査会として特定秘密の指定の適正性について十分な調査を行うことはできない。さらに、このような状況が常態化すれば、国民の間に「何かを隠しているのではないか」という疑念を生じさせ、特定秘密保護制度への信頼に影響を及ぼすことにもなりかねないと考える。

以上を踏まえ、政府に対し、必要がある場合は、特定秘密以外の不開示情報についても、積極的に説明するよう努めることを求めるものである。

なお、当審査会では、一部の行政機関において、不明確な答弁や審査会に提出した資料について内容を十分把握していないかのような答弁があった。審査会への出席に当たり、事前に提出した資料の内容を把握する、質疑に備え十分な準備をする、その上で審査会の中では質問に対し誠実に答弁するということは、充実した審議を行うための大前提である。これまでも、審査会意見において同様の指摘をしてきたところであるが、政府においては、改めて審査会制度の趣旨を確認するとともに、事前の準備を十分に行った上で当審査会に出席し誠実な答弁をするよう強く求めたい。

6 (2)について

外務省については、特定秘密の指定及び管理について、担当部局がそれぞれ個別に行っており、大臣官房の如きとりまとめ部局が一元的に内容を把握する態勢になっていない現状に対し、制度の運用上問題が生じる可能性も懸念されることから、同省が指定する特定秘密の内容を統括的に把握する部署の必要性に関する質疑が何度かなされている⁵¹。当審査会は、特定秘密の管理におけるニード・トゥ・ノウの原則の重要性は十分認識しているが、縦割りで特定秘密の管理が行われている状況の中、制度が十分機能するためにも、省全体の特定秘密を把握する、いわば横串を通すような役割を果たす部局の存在が必要ではないかと考えている。

以上を踏まえ、同省に対して、省全体の特定秘密を統括的に把握し説明できる部局を定めるよう検討を行い、対応を見直すことを求めるものである。

7 特定秘密の管理関係

特定秘密文書を誤って廃棄した事案や、可搬記憶媒体のデータが毀損した事案が見られたことから、各行政機関においては特定秘密の管理体制を改めて検証の上、必要と認めた場合は管理体制を見直すこと。

⁵¹ 例えば本報告書「第2-3(1)キー④ 外務省」問1-1～問1-6、平成30年年次報告書76頁(問4)、80頁(問1-1及び問1-2)参照

(理由及び背景)

特定秘密の保管状況に関する定期検査の過程で、防衛省において、特定秘密を記録する保存期間1年以上であって保存期間を満了した複製物である行政文書100件が、所定の手続を経ずに廃棄されていたこと、また、防衛装備庁において、特定秘密が記録されている可搬記憶媒体(CD-R)の中に読み込みにくいものが生じていることが、それぞれ判明した。

近年、公文書の廃棄、改ざんが問題になっている中、事案の発生や対応の流れが公表されたことについては、一定の評価をするものである。

しかしながら、管理状況に問題があったため、このような事態を招いたといえ、再発防止に努めることが重要である。今一度、特定秘密を取り扱うという責任の重さを肝に銘じ、各行政機関においては特定秘密の管理体制を改めて検証の上、必要と認めた場合は見直すことを求めるものである。

また、令和2年1月17日、航空自衛隊の元一等空佐が、「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法」に基づく特別防衛秘密(米国製の早期警戒機E-2Dの性能等に関する情報)を国内航空機関連商社の社員に漏えいしたとして、同法違反の容疑で逮捕された。根拠となる法律が異なるとはいえ、高度な秘密情報という点は特定秘密と共通しており、万一、特定秘密においてこのような漏えい事案が発生した場合、情報提供元との信頼関係を揺るがし、ひいては特定秘密保護制度に対する国民の信頼を損ねることにもなりかねない。政府においては、特定秘密について同様の事案が発生することがないように、改めて情報管理を徹底することもあわせて求めるものである。

參考資料

| | | |
|------|---|-----|
| I | 関係法規 | 137 |
| | (1) 国会法（昭和22年4月30日法律第79号）（抄） | 137 |
| | (2) 衆議院規則（昭和22年6月28日議決）（抄） | 141 |
| | (3) 衆議院情報監視審査会規程（平成26年6月13日議決） | 142 |
| | (4) 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（抄） | 147 |
| | (5) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を 図るための基準（平成26年10月14日）（抄） | 149 |
| II | 国会報告 | |
| | 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」 （令和元年6月7日閣議決定）（抜粋） | 151 |
| III | 各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表（令和元年12月末現在） （内閣官房HP） | 184 |
| IV | 独立公文書管理監報告 | |
| | 「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について 独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」（令和元年6月6日） （抜粋） | 187 |
| V | 内閣情報調査室から発出した事務連絡の内容（当審査会からの指摘に基づくもの） | 207 |
| | (1) 行政文書等が存在しない情報を特定秘密として指定し、取り扱う際の考え方 について（通知）（平成29年11月8日） | 207 |
| | (2) 内閣府独立公文書管理監による「特定秘密である情報を記録する保存期間 1年未満の行政文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがな いか」の検証・監察について（通知）（平成30年7月27日） | 208 |
| VI | これまでに指定が解除された特定秘密一覧（平成30年末現在） | 211 |
| VII | 提示を受けた特定秘密一覧 | 212 |
| VIII | これまでの主な審査会意見と政府の対応状況 | 213 |
| IX | 会長及び委員一覧 | 230 |
| X | 参考人一覧 | 232 |
| XI | 活動経過一覧表 | 233 |

I 関係法規

(1) 国会法（昭和 22 年 4 月 30 日法律第 79 号）（抄）

〔情報監視審査会の設置〕

第 102 条の 13 行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号。以下「特定秘密保護法」という。）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（特定秘密保護法第 12 条第 1 項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの第 104 条第 1 項（第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（特定秘密保護法第 3 条第 1 項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。

〔調査のための報告〕

第 102 条の 14 情報監視審査会は、調査のため、特定秘密保護法第 19 条の規定による報告を受ける。

〔特定秘密の提出〕

第 102 条の 15 各議院の情報監視審査会から調査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出（提示を含むものとする。以下第 104 条の 3 までにおいて同じ。）を求めたときは、その求めに応じなければならない。

2 前項の場合における特定秘密保護法第 10 条第 1 項及び第 23 条第 2 項の規定の適用については、特定秘密保護法第 10 条第 1 項第 1 号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第 104 条第 1 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和 22 年法律第 225 号）第 1 条」とあるのは「第 102 条の 15 第 1 項」と、「審査又は調査であつて、国会法第 52 条第 2 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は第 62 条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「調査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第 23 条第 2 項中「第 10 条」とあるのは「第 10 条（国会法第 102 条の 15 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

3 行政機関の長が第 1 項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

4 前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

5 前項の要求後 10 日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密の提出をしなければならない。

〔勧告〕

第 102 条の 16 情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる。

2 情報監視審査会は、行政機関の長に対し、前項の勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

〔審査〕

第 102 条の 17 情報監視審査会は、第 104 条の 2（第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

2 各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

3 前項の場合における特定秘密保護法第 10 条第 1 項及び第 23 条第 2 項の規定の適用については、特定秘密保護法第 10 条第 1 項第 1 号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第 104 条第 1 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和 22 年法律第 225 号）第 1 条」とあるのは「第 102 条の 17 第 2 項」と、「審査又は調査であつて、国会法第 52 条第 2 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は第 62 条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第 23 条第 2 項中「第 10 条」とあるのは「第 10 条（国会法第 102 条の 17 第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

4 第 102 条の 15 第 3 項から第 5 項までの規定は、行政機関の長が第 2 項の求めに応じない場合について準用する。

5 情報監視審査会は、第 1 項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その提出を求める報告又は記録の範囲を限定して行うことができる。

6 第 102 条の 15 第 3 項から第 5 項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について準用する。この場合において、同条第 3 項及び第 4 項中「その特定秘密の提出」とあり、並びに同条第 5 項中「先に求められた特定秘密の提出」とあるのは、「その勧告に係る報告又は記録の提出」と読み替えるものとする。

7 情報監視審査会は、第 1 項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会に対して通知するものとする。

〔事務を行う者の制限〕

第 102 条の 18 各議院の情報監視審査会の事務は、その議院の議長が別に法律で定めるところにより実施する適性評価（情報監視審査会の事務を行つた場合に特定秘密を漏らすおそれがないことについての職員又は職員になることが見込まれる者に係る評価をい

う。)においてその事務を行つた場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行つてはならない。

〔特定秘密の利用又は知ることができる者の範囲〕

第 102 条の 19 第 102 条の 15 及び第 102 条の 17 の規定により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その調査又は審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

〔準用規定〕

第 102 条の 20 情報監視審査会については、第 69 条から第 72 条まで及び第 104 条の規定を準用する。

〔情報監視審査会に関する事項〕

第 102 条の 21 この法律及び他の法律に定めるもののほか、情報監視審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

〔官公署等に対する報告及び記録の提出要求〕

第 104 条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

2 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

3 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

4 前項の要求後 10 日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

〔審査の要請〕

第 104 条の 2 各議院又は各議院の委員会が前条第 1 項の規定によりその内容に特定秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、行政機関の長が同条第 2 項の規定により理由を疎明してその求めに応じなかつたときは、その議院又は委員会は、同条第 3 項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院の情報監視審査会に対し、行政機関の長がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

〔特定秘密を含む報告等の利用又は知ることができる者の範囲〕

第 104 条の 3 第 104 条の規定により、その内容に特定秘密である情報を含む報告又は記録が各議院又は各議院の委員会に提出されたときは、その報告又は記録は、その議院の議員又は委員会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

附 則（抄）

（国会法等の一部を改正する法律（1条））（平成26年法律第86号）

〔施行期日〕

- 1 この法律は、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）の施行の日から施行する。ただし、第3条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

〔準備行為〕

- 2 情報監視審査会の委員の選任のために必要な行為その他情報監視審査会の設置のために必要な準備行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

〔検討〕

- 3 この法律の施行後、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 4 情報監視審査会における調査スタッフの能力の向上、効果的な調査手法の開発その他情報監視審査会の調査機能の充実強化のための方策については、国会において、常に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 5 政府は、この法律の施行後速やかに、行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報の取扱いの適正を確保するための仕組みを整備するものとし、当該情報の提供を受ける国会における手続及びその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(2) 衆議院規則（昭和 22 年 6 月 28 日議決）（抄）

〔委員による特定秘密の閲覧〕

第 56 条の 5 委員は、その委員会に提出され、保管されている特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）については、正当な理由があると委員長が認めたときに限り、その委員会の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

2 前項の規定は、委員会の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、同項中「審査又は調査」とあるのは、「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

〔秘密を漏らした者に対する懲罰〕

第 234 条の 2 秘密会議の記録中特に秘密を要するものと議院において議決した部分又は議院に提出（提示を含むものとする。次項において同じ。）がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付する。

2 秘密会議の記録中特に秘密を要するものと委員会で決議した部分又は委員会に提出がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、委員長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

〔議員による特定秘密の閲覧〕

第 256 条の 2 議員は、議院に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると議長が認めたときに限り、議院の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

2 前項の規定は、議院の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、同項中「審査又は調査」とあるのは、「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

(3) 衆議院情報監視審査会規程（平成 26 年 6 月 13 日議決）

〔設置の趣旨〕

第 1 条 情報監視審査会は、行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（同法第 12 条第 1 項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（同法第 3 条第 1 項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するものとする。

〔委員数〕

第 2 条 情報監視審査会は、8 人の委員で組織する。

〔委員〕

第 3 条 委員は、会期の始めに議院においてその議決により選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

2 委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があったため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、第 1 項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て、議院においてその議決により委員を変更することができる。

第 4 条 委員は、選任後遅滞なく、情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分及び情報監視審査会に提出され又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

2 第 17 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する者は、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとするときは、情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分及び情報監視審査会に提出され又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

第 5 条 委員に選任された者は、正当な理由がなければ、その任を辞することができない。

2 委員がその任を辞そうとするときは、理由を付し、会長を経由して、議院の許可を得なければならない。ただし、閉会中は、議長において委員の辞任を許可することができる。

3 情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分又は情報監視審査会に提出され若しくは提示された特定秘密を漏らしたことにより懲罰を科せられた者は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、委員を解任されたものとする。

第 6 条 委員に欠員を生じたときは、その補欠は議院においてその議決により選任する。

〔会長〕

第 7 条 情報監視審査会の会長は、情報監視審査会において委員が互選する。

2 衆議院規則第 101 条及び第 102 条の規定は、会長について準用する。

第 8 条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、情報監視審査会を代表

する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、会長の職務を行う。

〔開会〕

第9条 情報監視審査会は、会期中であると閉会中であることを問わず、いつでも開会することができる。

第10条 会長は、情報監視審査会の開会の日時を定める。

2 衆議院規則第67条第2項の規定は、情報監視審査会の開会について準用する。

〔情報監視審査室〕

第11条 情報監視審査会は、特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室において開く。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされたときは、この限りでない。

〔定足数〕

第12条 情報監視審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

〔表決〕

第13条 情報監視審査会の議事については、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

〔審査〕

第14条 情報監視審査会が議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会からの審査の求め又は要請に係る事案を審査するには、その議決を要する。

2 情報監視審査会は、審査を行わないことを議決したときは、その旨を当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に通知するものとする。

〔委員の発言〕

第15条 委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

〔議長及び副議長の出席及び発言〕

第16条 議長及び副議長は、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。

〔審査の要請をした委員会の委員長等の出席及び発言〕

第17条 情報監視審査会に審査の要請をした委員会の委員長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事1人は、当該要請に係る事案の審査が行われるときに限り、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。この場合において、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとする委員長（常任委員長を除く。）及び理事は、出席し、及び発言することについて、議院の承認を得なければならない。

2 前項の規定は、両議院の合同審査会が情報監視審査会に審査の要請をした場合について準用する。この場合において、同項中「委員会の委員長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事1人」とあるのは「両議院の合同審査会の会長並びに衆議院議員である所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する衆議院議員である理事のうちから互選された理事1人」

と、「委員長（常任委員長を除く。）及び理事」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）に規定する理事の互選については、衆議院規則第101条第2項及び第3項の規定を準用する。

〔特定秘密を利用し又は知ることができる者の範囲〕

第18条 国会法第102条の19及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第5条の4に規定する議院の議決により定める者は、前2条の規定により情報監視審査会に出席し、及び発言することができる者とする。

〔委員の派遣〕

第19条 情報監視審査会において、調査又は審査のため委員を派遣しようとするときは、議長承認を得なければならない。

〔特定秘密の提出又は提示〕

第20条 情報監視審査会は、調査又は審査のため必要があるときは、議長を経由して、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出又は提示を求めることができる。

〔勧告〕

第21条 情報監視審査会は、調査又は審査の結果に基づき必要があると認めるときは、議長を経由して、行政機関の長に対し、勧告を行うことができる。

2 情報監視審査会は、議長を経由して、国会法第102条の16第1項の勧告の結果とられた措置について、行政機関の長に対し報告を求めることができる。

〔報告書の提出〕

第22条 情報監視審査会は、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものとする。

2 情報監視審査会は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、調査又は審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出することができる。

3 議長は、前2項の報告書を公表するものとする。

〔会議の秩序保持〕

第23条 委員が情報監視審査会の秩序を乱し又は議院の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、会長は、当日の情報監視審査会を終わるまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

〔休憩及び散会〕

第24条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し難いとき又は懲罰事犯があるときは、休憩を宣告し、又は散会することができる。

〔懲罰事犯の報告等〕

第25条 会長は、情報監視審査会において、懲罰事犯があると認めるときは、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

2 衆議院規則第235条の規定は、情報監視審査会における懲罰事犯について準用する。

[傍聴]

第 26 条 情報監視審査会は、傍聴を許さない。

2 情報監視審査会は、その決議により議員その他の者の傍聴を許すものとするができる。

[特定秘密の保管]

第 27 条 行政機関の長から情報監視審査会又は議院若しくは委員会若しくは両議院の合同審査会（会長が衆議院議員であるものに限る。）に提出された特定秘密は、情報監視審査会において保管するものとする。

[特定秘密の閲覧]

第 28 条 委員は、情報監視審査会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

2 前項の規定は、第 32 条第 1 項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは、「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

[会議録]

第 29 条 情報監視審査会は、会議録を作成し、会長及び委員がこれに署名し、議院に保存する。

2 会議録には、出席者の氏名、会議に付した案件の件名、議事、表決の数、報告書その他重要な事項を記載しなければならない。

3 会議録は、これを印刷して配付することをしない。

4 前項の規定にかかわらず、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、これを印刷して各議員に配付する。ただし、第 23 条の規定により会長が取り消させた発言については、この限りでない。

第 30 条 情報監視審査会の会議録は、これを閲覧することができない。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委員は、情報監視審査会の会議録については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

3 前項の規定は、第 32 条第 1 項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは、「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

[特定秘密等の漏えいに係る懲罰事犯の報告等]

第 31 条 情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分又は情報監視審査会に提出され若しくは提示された特定秘密を他に漏らした者に対しては、会長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

2 衆議院規則第 235 条の規定は、前項の懲罰事犯について準用する。

〔事務局〕

第 32 条 情報監視審査会の事務を処理させるため、情報監視審査会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長 1 人その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

第 33 条 事務局長は、情報監視審査会から、その調査又は審査のために必要な調査を命ぜられたときは、当該調査に関して、行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

〔準用〕

第 34 条 衆議院規則第 41 条、第 45 条の 2、第 45 条の 3、第 47 条の 2、第 51 条、第 52 条、第 56 条、第 70 条、第 85 条の 2 及び第 234 条の規定は、情報監視審査会について準用する。

附 則

〔施行期日〕

- 1 この規程は、国会法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 86 号）の施行の日〔平成 26 年 12 月 10 日〕から施行する。

〔衆議院政治倫理審査会規程の一部改正〕

- 2 衆議院政治倫理審査会規程（昭和 60 年 6 月 25 日議決）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「若しくは憲法調査会の会長」を「、憲法審査会の会長若しくは情報監視審査会の会長」に改める。

(4) 特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）（抄）

〔その他公益上の必要による特定秘密の提供〕

第 10 条 第 4 条第 5 項、第 6 条から前条まで及び第 18 条第 4 項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。

一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合（次号から第 4 号までに掲げる場合を除く。）であって、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあつては附則第 10 条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあつては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。

イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和 22 年法律第 79 号）第 104 条第 1 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和 22 年法律第 225 号）第 1 条の規定により行う審査又は調査であつて、国会法第 52 条第 2 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は第 62 条の規定により公開しないこととされたもの

〔ロ 省略〕

〔第 2 号以下 省略〕

〔第 2 項以下 省略〕

〔特定秘密の指定等の運用基準等〕

第 18 条 政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、毎年、第 1 項の基準に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

〔第 4 項 省略〕

〔国会への報告等〕

第 19 条 政府は、毎年、前条第 3 項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

附 則

〔国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方〕

第 10 条 国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用す

るものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(5) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 26 年 10 月 14 日）（抄）

V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等

5 特定秘密保護法第 18 条第 2 項に規定する者及び国会への報告

(1) 内閣総理大臣への報告等

ア 行政機関の長は、毎年 1 回、(ア)から(シ)までに掲げる事項を内閣保全監視委員会に、(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲げる事項を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

(ア) 当該行政機関の長が指定をした特定秘密の件数及び過去 1 年に新たに指定をした特定秘密の件数（Ⅱ 1 (1)に規定する事項の細目ごと。(イ)及び(ウ)において同じ。)

(イ) 過去 1 年に指定の有効期間の延長をした件数

(ウ) 過去 1 年に指定を解除した件数

(エ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去 1 年に国立公文書館等に移管した件数

(オ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去 1 年に廃棄した件数

(カ) 過去 1 年に廃棄した特定行政文書ファイル等の件数

(キ) 過去 1 年に処理した 4 (2)ア(ア)の通報の件数

(ク) 過去 1 年に適性評価を実施した件数（警察庁長官にあっては、警察本部長が実施した適性評価の件数を含む。(ケ)及び(コ)において同じ。)

(ケ) 過去 1 年に適性評価の評価対象者が特定秘密保護法第 12 条第 3 項の同意をしなかった件数

(コ) 過去 1 年に申出のあった特定秘密保護法第 14 条の苦情の件数

(サ) 過去 1 年に行った適性評価に関する改善事例

(シ) その他参考となる事項

イ 内閣保全監視委員会は、アの報告に加え、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求めることができる。

ウ 内閣府独立公文書管理監は、内閣保全監視委員会に対し、ア(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲げる事項に関し、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理についての意見を述べることができる。

エ 内閣保全監視委員会は、アからウまでに定める報告、説明及び意見を取りまとめ、国民に分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

オ 内閣府独立公文書管理監は、毎年 1 回、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

(2) 特定秘密保護法第 18 条第 2 項に規定する者への報告

内閣総理大臣は、毎年 1 回、(1)エの状況を特定秘密保護法第 18 条第 2 項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

(3) 国会への報告及び公表

ア 内閣総理大臣は、毎年1回、(2)の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を国会に報告するとともに、公表するものとする。

イ なお、両院に設置される情報監視審査会に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものをアに添付するものとする。

6 その他の遵守すべき事項

(1) 2、3(1)イ、4(2)イ(エ)又は5(1)イに基づき特定秘密の提供を受けた内閣保全監視委員会又は内閣府独立公文書管理監は、当該特定秘密を提供した行政機関の長とあらかじめ協議して定めるところに従い、当該特定秘密を利用する職員の範囲を制限することその他の当該特定秘密の保護のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 内閣保全監視委員会は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するために必要な専門的技術的知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

(3) 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するために必要な専門的技術的知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

VI 本運用基準の見直し

政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、常にその運用の改善に努めつつ、定期的に、又は必要に応じて本運用基準について見直しを行うものとする。なお、特定秘密保護法の施行後5年を経過した場合においては、その運用状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。また、見直しの結果については、これを公表するものとする。

国会報告

「特定秘密の指定及びその解除並びに適正評価の実施の状況に関する報告」 (令和元年6月7日閣議決定)(抜粋)

令和元年6月

1 報告の趣旨

特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第19条では、政府は、毎年、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとされている。この報告及び公表に当たっては、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者*1の意見(特定秘密保護法第18条第2項及び第3項)を付することとされている。本報告は、これらの規定に従い行うものである。

2 対象期間

本報告の対象期間は、平成30年1月1日から12月31日までの間(以下「対象期間」という。)である。

3 指定権限を有する行政機関

(1) 指定の要件と指定権限を有する行政機関

特定秘密保護法第3条第1項の規定により、「行政機関」の長は、

- ① 特定秘密保護法別表に掲げる事項に該当する。
- ② 公になっていない。
- ③ その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である。

という3要件を満たす情報を特定秘密として指定するものとされている*2。これを受けて、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)では、特定秘密保護法別表の各事項の内容を更に限定・細分化した細目を定めている。

ここでいう「行政機関」(特定秘密保護法第2条に定義されているもの)に該当する機関は、対象期間末(平成30年12月31日)時点で68機関あるが*3、各機関における指定の見込み等を踏まえ、指定を行わない機関を政令(特定秘密の保護に関する法律施行令

*1 内閣総理大臣がこれら各分野の外部の有識者の意見を聴く場として、「情報保全諮問会議」が開催されており、本報告に際し、第8回会議が令和元年5月16日に開催された。情報保全諮問会議については資料1参照。平成31年4月3日時点における構成員一覧は資料2のとおり。

*2 特定秘密の指定の対象は、個々の文書ではなく、情報である。特定秘密が記録された行政文書の件数は、特定秘密ごとに異なる。

*3 68機関の内訳は、資料3のとおり。本報告において、検察庁については、最高検察庁、各高等検察庁、各地方検察庁及び各区検察庁をまとめて1機関としている。

(平成26年政令第336号。以下「施行令」という。)) で定めることとされており(特定秘密保護法第3条第1項ただし書)、その結果、対象期間末時点では、特定秘密の指定権限を有する行政機関は、表1に掲げる20機関に限定されている(施行令第3条)。対象期間中、その増減はなかった。

表1 特定秘密の指定権限を有する行政機関(平成30年12月31日時点)

| | | |
|----------|---------|----------|
| 国家安全保障会議 | 消防庁 | 経済産業省 |
| 内閣官房 | 法務省 | 資源エネルギー庁 |
| 内閣府 | 公安審査委員会 | 海上保安庁 |
| 国家公安委員会 | 公安調査庁 | 原子力規制委員会 |
| 警察庁 | 外務省 | 防衛省 |
| 金融庁 | 財務省 | 防衛装備庁 |
| 総務省 | 厚生労働省 | |

(2) 特定秘密管理者

運用基準において、行政機関の長は、施行令第12条第1項第1号の特定秘密の保護に関する業務を管理する者として、行政機関の長以外の当該行政機関の職員のうちから、我が国の安全保障に関する事務のうち特定秘密保護法別表に掲げる事項に係るものを所掌する部局の長等を特定秘密管理者に指名し、特定秘密の保護に関する業務を管理するために必要な措置を講じさせるものとされている(運用基準Ⅱ2)*4。

特定秘密の指定権限を有する20の行政機関のうち、対象期間末時点において特定秘密管理者として指名されている者の数は、計331人であった*5。

4 対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

(1) 特定秘密の指定の状況

ア 政府全体の指定の状況

特定秘密の指定権限を有する20の行政機関のうち、対象期間中に特定秘密を指定したのは8機関であった。

これらにより同期間中に指定された特定秘密の件数は、政府全体で計35件であった。行政機関別の内訳は表2のとおりである。

*4 特定秘密を指定している行政機関に限らず、特定秘密の提供を受けた行政機関や都道府県警察においても、施行令第13条又は第18条の規定に基づき、特定秘密の保護に関する業務を管理する者が置かれている。

*5 そのうち、指定に係る特定秘密管理者(各行政機関の長が指定した特定秘密を主管する部局の長等)の数は22人であった。内訳は、資料4のとおり。

各行政機関ごとの指定件数を見ると、指定をした8の行政機関のうち、対象期間中の指定件数が最も多かったのは防衛省であり、その数は17件であった。次いで、内閣官房（8件）、警察庁（4件）、公安調査庁（2件）となっている。

表2 平成30年中の各行政機関の指定件数

| 行政機関名 | 件数 |
|----------|----|
| 国家安全保障会議 | 1 |
| 内閣官房 | 8 |
| 警察庁 | 4 |
| 総務省 | 1 |
| 公安調査庁 | 2 |
| 外務省 | 1 |
| 海上保安庁 | 1 |
| 防衛省 | 17 |
| 合計 | 35 |

対象期間中における政府全体の総指定件数35件のうち、毎年作成する計画や継続的に収集する情報など、行政機関が当該指定に係る情報を異なる時期に複数回保有することが想定される情報について、年単位等で期間を区切って指定したものは30件である*6。

イ 事項別の指定の状況

(7) 法別表の分野別の指定の状況

特定秘密となり得る事項を分野別に列挙した特定秘密保護法の別表は、防衛に関する事項を掲げた第1号、外交に関する事項を掲げた第2号、特定有害活動の防止に関する事項を掲げた第3号及びテロリズムの防止に関する事項を掲げた第4号がある。

対象期間中に指定された特定秘密について、これら4分野のうちどの分野に該当するとされたものが多いかを見ると（指定された特定秘密ごとに示されている、最も関連性の高い「事項の細目」（運用基準Ⅱ1(1)）により分類）、最も多い分野

*6 このような情報については、指定の有効期間を定める趣旨に鑑み、期間を区切るなどして、適切に管理できるよう記すものとされている（運用基準Ⅱ3(3)）。例えば、内閣官房において、内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報等は年で期間を区切って指定されている。

は第1号で17件であり、次いで第2号が12件、第4号が4件、第3号は2件であった（表3参照）。

表3 平成30年中の特定秘密の指定状況と該当分野

| 行政機関名 | 指定件数 | 別表の分野 | | | |
|----------|------|---------------|---------------|-------------------------|------------------------|
| | | 第1号 (防衛関連) | 第2号 (外交関連) | 第3号 (特定有害活動 防止関連) | 第4号 (テロリズム 防止関連) |
| 国家安全保障会議 | 1 | | 1 | | |
| 内閣官房 | 8 | | 8 | | |
| 警察庁 | 4 | | | 1 | 3 |
| 総務省 | 1 | | 1 | | |
| 公安調査庁 | 2 | | | 1 | 1 |
| 外務省 | 1 | | 1 | | |
| 海上保安庁 | 1 | | 1 | | |
| 防衛省 | 17 | 17 | | | |
| 合計 | 35 | 17 | 12 | 2 | 4 |

(イ) 運用基準の「事項の細目」別の指定の状況

特定秘密の指定の3要件（3(1)参照）のうち、別表該当性についての判断は、運用基準に示された55の「事項の細目」に該当するかどうかにより行うこととされている。対象期間中に各行政機関が指定した特定秘密の「事項の細目」別の内訳は、資料5*7のとおりである。

ウ 対象期間中における各行政機関の指定の状況*8

(7) 国家安全保障会議（1件）

国家安全保障会議では、対象期間中、平成30年中に開催した国家安全保障会議の議論の結論に関する情報（2-①）を1件、特定秘密として指定した。

*7 各行政機関が特定秘密の指定を行う際は、どの「事項の細目」に該当するかを明らかにしている。特定秘密に指定しようとする情報が複数の「事項の細目」に該当する場合は、最も関連性の高い「事項の細目」を1項目示した上、併せて、関連のあるその他の「事項の細目」も明らかにしている。資料5においては、最も関連性の高い「事項の細目」の内訳を示しており、対象期間中における特定秘密の指定件数を内数で括弧内に記した。

*8 括弧内に記載されている番号は、資料5における「番号」と対応する。

(イ) 内閣官房（８件）

内閣官房では、対象期間中、①平成30年中に決定された内閣情報調査室と外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との情報協力業務の計画及び方法に関する情報（２－⑤）を１件、②平成30年中に内閣情報調査室が行った外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報（２－⑭）を１件、③平成31年中における内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報（２－⑯）を１件、④情報収集衛星が撮像可能な地理的範囲に関する情報（２－⑰）を２件、⑤平成30年中における内閣情報調査室の人的情報収集に関する情報（２－⑱）を２件、⑥情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報（２－⑲）を１件、特定秘密として指定し、総件数は８件であった。

(ウ) 警察庁（４件）

警察庁では、対象期間中、①平成30年中に行った外国の政府等との情報協力業務に関する情報（３－⑦）を１件、②平成30年中に策定した特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報（４－①）を１件、③平成30年中に収集・分析により得られた、テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報（４－⑤）を２件、特定秘密として指定し、総件数は４件であった。

(エ) 総務省（１件）

総務省では、対象期間中、在日米軍が使用する周波数に関する情報（２－⑤）を１件、特定秘密として指定した。

(オ) 公安調査庁（２件）

公安調査庁では、対象期間中、①平成30年中に特定有害活動の防止に関し外国の政府から提供を受けた情報（３－⑦）を１件、②平成30年中にテロリズムの防止に関し外国の政府から提供を受けた情報（４－⑥）を１件、特定秘密として指定し、総件数は２件であった。

(カ) 外務省（１件）

外務省では、対象期間中、平成30年中に外国の政府等から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報（２－⑭）を１件、特定秘密として指定した。

(キ) 海上保安庁（１件）

海上保安庁では、対象期間中、平成30年中に行った外国の政府との情報協力業務に関する情報（２－⑭）を１件、特定秘密として指定した。

(ク) 防衛省（17件）

防衛省では、対象期間中、①平成30年度中に自ら収集した電波情報等の情報（１－⑤）を７件、②平成29年度中に外国の政府等（外国軍隊を含む。）から提供された電波情報等の情報（１－⑥）を１件、③平成30年度中に外国の政府等（外国軍隊を含む。）から提供された電波情報等の情報（１－⑥）を５件、④平成30年度中に

作成した外国軍隊等の組織を見積もった情報（1-⑦）を1件、⑤平成30年度中に外国の政府（外国軍隊を含む。）から提供された画像情報等の収集整理等に関する情報（1-⑧）を1件、⑥平成30年度中における防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り（分析評価又は予測）等に関する情報（1-⑨）を2件、特定秘密として指定し、総件数は17件であった。

(2) 特定秘密の指定の解除並びに有効期間の満了及び延長の状況*9

ア 指定の解除の状況

特定秘密保護法では、指定の要件が充足されているかどうかを定期的に確認し、要件を欠くに至った場合は速やかに指定を解除することができるよう、指定に際しては5年以内の有効期間を定めるものとされており（特定秘密保護法第4条第1項）、指定の要件を欠くに至った場合は、有効期間内であっても、指定を解除するものとされている（同条第7項）。

対象期間中に特定秘密の指定を解除した件数は1件であった。防衛装備庁では、平成28年に指定した、英国との間の共同研究等において提供される情報（1-⑩）1件について、特定秘密の指定を解除した。当該共同研究は、英国側からの要請に基づき、特定秘密に該当する情報の提供を受ける態勢が整備されていることを前提として開始されたものであり、また、英国との取決め締結後、直ちに特定秘密に該当する情報が提供されることが想定されたため、当該情報をあらかじめ特定秘密として指定したものの、当該情報が提供されることはなかったため指定を解除するに至ったものである。

イ 指定の理由の点検

運用基準において、行政機関の長は、その指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に、当該指定の理由を点検させ、その実施年月日を書面又は電磁的記録に記載又は記録させるとともに、指定の要件を満たしていないと認めるときには、速やかに指定を解除するものとされている（運用基準Ⅲ2(1)）。施行令第12条第1項の規定に基づき定める特定秘密を適切に保護するための措置の実施に関する規程（以下「保護規程」という。）において、特定秘密の指定の理由の点検は少なくとも年1回以上行うこととされている*10。

対象期間中に、特定秘密を指定している11の行政機関において、個々の指定について、例えば、指定の理由に係る特段の秘匿の必要性を巡る状況が変化していないかなどといった観点から指定の理由の点検を実施し、防衛装備庁では、平成28年に指定し

*9 括弧内に記載されている番号については、脚注8参照。

*10 例えば、内閣官房特定秘密保護規程（平成26年12月9日内閣総理大臣決定）第14条第1項では「特定秘密管理者は、特定秘密の指定の理由の点検を年1回以上行うものとする。」と規定している。

た、英国との間の共同研究等において提供される情報（1－⑩）1件について指定を解除した（ア参照）。行政機関別の点検状況は資料6のとおりである。

なお、特定秘密を保有する14の行政機関では、指定の理由の点検のほか、保護規程に基づく特定秘密の保護の状況に関する定期検査を実施した*11。行政機関別の検査状況は資料7のとおりである。

ウ 指定の有効期間の満了及び延長の状況

特定秘密保護法では、有効期間満了時にも要件を満たしている場合は、有効期間を延長するものとされている（特定秘密保護法第4条第2項）。

海上保安庁では、平成27年中に行った外国の政府との情報協力業務に関する情報（2－⑭）1件、平成28年中に行った外国の政府との情報協力業務に関する情報（2－⑭）1件について、対象期間中に、有効期間を3年延長した。

有効期間が満了した件数は、0件であった。

(3) 行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況

特定秘密である情報又は特定秘密であった情報が記録された行政文書についても、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）の規定が適用される。よって、行政文書の保存期間満了時には、同法に基づき移管又は廃棄される。

対象期間中、以前に特定秘密であった情報が記録された行政文書及びそれをまとめたファイルであって行政文書ファイル管理簿に記載されているもの（特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等）を同法に基づき国立公文書館その他の施設に移管した件数、それらを廃棄した件数並びに現に特定秘密である情報が記録された行政文書及びそれをまとめたファイルであって行政文書ファイル管理簿に記載されているもの（以下「特定行政文書ファイル等」という。）*12を廃棄した件数は、いずれも0件であった。

なお、対象期間中、緊急廃棄*13された文書の件数も0件であった。

*11 例えば、内閣官房特定秘密保護規程第41条第1項では「特定秘密管理者は、特定秘密の保護の状況について、定期検査を年2回以上実施するものとする。」と規定している。

*12 公文書管理法において、行政機関の長は、行政文書ファイル等について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置を定めるものとされているところ（同法第5条第5項）、対象期間末時点において、全ての特定行政文書ファイル等について保存期間が満了したときの措置が定められている。

*13 特定秘密である情報が記録された文書、図画、物件等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕などの方法による当該文書等の廃棄をいう（施行令第12条第1項第10号）。

(4) 運用基準に基づく通報の状況

運用基準において、特定秘密の取扱いの業務を行う者や過去に行っていた者又は特定秘密を知得した者は、特定秘密保護法や運用基準に従っていない事例を認めた場合、行政機関の長が設置した窓口に通報することができることとされている（運用基準V 4 (1)）*14。

対象期間中、運用基準に基づいて各行政機関の長が設置した通報窓口で処理された特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報の件数は0件であった。

(5) 適性評価の実施の状況

ア 適性評価の実施件数

特定秘密保護法では、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる行政機関及び都道府県警察の職員（以下「行政機関の職員等」という。）並びに物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの（以下「適合事業者」という。）の従業者について、各行政機関において、その漏えいのおそれの有無に関する評価（適性評価）を実施し、そのおそれがないと認められた者に限って当該業務を行わせることとされている（特定秘密保護法第11条及び第12条）。

対象期間中に適性評価を実施したのは25機関であった*15。

これらの行政機関が同期間中に適性評価を実施した件数は、全体で21,330件であり、その内訳は、行政機関の職員等への実施件数が20,800件、適合事業者の従業者への実施件数が530件であった*16。行政機関別の内訳は表4のとおりである。

適性評価を実施した25の行政機関のうち、対象期間中の実施件数が最も多かったのは、防衛省（18,650件）であった。次いで、警察庁（959件）*17、防衛装備庁（499件）、内閣官房（493件）、外務省（230件）となっている。

なお、対象期間中に実施した全ての適性評価について、特定秘密を漏らすおそれがないものと認められた。

*14 特定秘密の指定権限を有する20の行政機関においては、特定秘密の取扱いの業務に従事する職員に対して定期的に実施する教育において、資料を用いて通報の制度について説明するなどして、通報の制度及びその方法の周知を図っている。

*15 適性評価を実施した件数とは、適性評価を実施し、その結果を評価対象者に通知した件数のことをいう。なお、適性評価を実施するのは、特定秘密を指定している行政機関に限られず、特定秘密保護法第6条第1項又は第7条第1項の規定により特定秘密の提供を受ける行政機関も含まれる。

*16 適性評価の対象となり、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者が、適性評価を実施した行政機関以外の行政機関の職員となり、そこでも特定秘密の取扱いの業務を行う場合、再び適性評価を受けることになる。この場合における適性評価の実施件数については、各行政機関においてそれぞれ件数を計上した。

*17 都道府県警察が実施した分も含む。

表4 平成30年中の各行政機関の適性評価の実施件数

| 行政機関名 | 行政機関の職員等 | 適合事業者の従業者 | 計 |
|----------|----------|-----------|--------|
| 内閣官房 | 300 | 193 | 493 |
| 内閣法制局 | 2 | 0 | 2 |
| 内閣府 | 57 | 0 | 57 |
| 警察庁 | 959 | 0 | 959 |
| 警察庁 | 206 | 0 | 206 |
| 都道府県警察 | 753 | 0 | 753 |
| 金融庁 | 3 | 0 | 3 |
| 総務省 | 30 | 0 | 30 |
| 消防庁 | 7 | 0 | 7 |
| 法務省 | 15 | 0 | 15 |
| 公安審査委員会 | 2 | 0 | 2 |
| 公安調査庁 | 39 | 0 | 39 |
| 外務省 | 224 | 6 | 230 |
| 財務省 | 55 | 0 | 55 |
| 文部科学省 | 24 | 8 | 32 |
| 厚生労働省 | 13 | 0 | 13 |
| 農林水産省 | 13 | 0 | 13 |
| 水産庁 | 10 | 0 | 10 |
| 経済産業省 | 33 | 0 | 33 |
| 資源エネルギー庁 | 6 | 0 | 6 |
| 国土交通省 | 27 | 0 | 27 |
| 気象庁 | 6 | 0 | 6 |
| 海上保安庁 | 142 | 0 | 142 |
| 環境省 | 3 | 0 | 3 |
| 原子力規制委員会 | 4 | 0 | 4 |
| 防衛省 | 18,555 | 95 | 18,650 |
| 防衛装備庁 | 271 | 228 | 499 |
| 合計 | 20,800 | 530 | 21,330 |

イ 適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数

特定秘密保護法では、適性評価の実施に当たり、

- ① 第12条第2項各号に掲げる事項*18について調査を行うこと。
- ② ①の調査を行うため必要な範囲において、職員に本人や関係者に質問させ、若しくは本人に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して報告を求めることがあること。
- ③ 評価対象者が同条第1項第3号に該当する者*19として適性評価を実施しようとする場合は、その旨を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとされており（特定秘密保護法第12条第3項）、評価対象者が同意しない限り、行政機関は適性評価を実施することはできない。

対象期間中、適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数は、政府全体で5件であった。その内訳は、内閣官房が2件（従業者）、海上保安庁が1件（職員）、防衛省が2件（職員）であった。

なお、運用基準において、特定秘密保護法第12条第3項の同意は、同意書を提出した後から適性評価の結果が通知されるまでの間、「適性評価の実施についての同意の取下書」の提出により、取り下げることができるものとされている（運用基準IV 4(4)）。

対象期間中、適性評価の評価対象者が同意を取り下げた件数は、政府全体で0件であった。

ウ 対象期間中に申出のあった苦情の状況

特定秘密保護法では、第13条第1項の規定により通知された適性評価の結果その他当該対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができるものとされている（特定秘密保護法第14条）。

対象期間中に申出のあった苦情の件数は、政府全体で0件であった。

エ 適性評価に関する改善事例

運用基準において、行政機関の長は、毎年1回、過去1年に行った適性評価に関する

*18 特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項、犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、薬物の濫用及び影響に関する事項、精神疾患に関する事項、飲酒についての節度に関する事項並びに信用状態その他の経済的な状況に関する事項を指す。

*19 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認めた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情のあるものを指す。

る改善事例を内閣保全監視委員会*20に報告するものとされている（運用基準V 5 (1)ア(サ)）。

対象期間中、適性評価に関する改善事例の報告はなかった。

5 対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

(1) 特定秘密の指定の状況

ア 政府全体の指定の状況

前述の特定秘密の指定権限を有する20の行政機関のうち、対象期間末時点において特定秘密を指定しているのは11機関であった。

これらにより対象期間末時点において指定されている特定秘密の件数は、前回報告した平成29年12月31日時点における件数517件に、対象期間中に指定された35件が加わった一方、対象期間中に指定が解除された1件が除かれたことから、政府全体で計551件であった。行政機関別の内訳は表5のとおりである。

行政機関ごとの件数を見ると、特定秘密を指定している11の行政機関のうち、対象期間末時点における件数が最も多かったのは防衛省であり、その数は319件*21であった。次いで、内閣官房（81件）、警察庁（38件）、外務省（38件）となっている。

*20 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務の公正かつ能率的な遂行を図るため、内閣に内閣保全監視委員会を設置し、同委員会の庶務は、内閣官房内閣情報調査室において処理するものとされている（運用基準V 1 (2)）。内閣保全監視委員会の構成等については、資料8のとおり。

*21 特定秘密保護法附則第5条において、同法の施行前に改正前の自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づいて防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日に防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる旨規定されている。この経過措置の適用により、特定秘密保護法の施行日に防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされたものは246件（「事項の細目」ごとの内訳は資料9のとおり。）であったが、平成29年中にこのうち6件について指定が解除されたため、対象期間末時点では240件となっている。本報告では、便宜上、この経過措置が適用された旧防衛秘密についても指定件数として計上しており、表5に掲げた防衛省の「指定件数」319件には、旧防衛秘密の240件が含まれている。

表5 各行政機関において指定されている特定秘密の件数（平成30年12月31日時点）

| 行政機関名 | 平成28年末時点 | 平成29年末時点 | 平成30年末時点 |
|-----------|------------|------------|------------|
| 国家安全保障会議 | 3 | 4 | 5 |
| 内閣官房 | 66 | 73 | 81 |
| 内閣府 | 0 | 0 | 0 |
| 国家公安委員会 | 0 | 0 | 0 |
| 警察庁 | 29 | 34 | 38 |
| 金融庁 | 0 | 0 | 0 |
| 総務省 | 5 | 6 | 7 |
| 消防庁 | 0 | 0 | 0 |
| 法務省 | 1 | 1 | 1 |
| 公安審査委員会 | 0 | 0 | 0 |
| 公安調査庁 | 16 | 20 | 22 |
| 外務省 | 39 | 37 | 38 |
| 財務省 | 0 | 0 | 0 |
| 厚生労働省 | 0 | 0 | 0 |
| 経済産業省 | 4 | 4 | 4 |
| 資源エネルギー庁 | 0 | 0 | 0 |
| 海上保安庁 | 17 | 18 | 19 |
| 原子力規制委員会 | 0 | 0 | 0 |
| 防衛省 | 289 | 302 | 319 |
| 防衛装備庁 | 18 | 18 | 17 |
| 合計 | 487 | 517 | 551 |

イ 事項別の指定の状況

(7) 法別表の分野別の指定の状況

対象期間末時点において指定されている特定秘密について、前述の4分野（4(1)イ(ア)参照）のうちどの分野に該当するとされたものが多いかを見ると、最も多い分野は第1号で336件、次いで第2号が158件、第3号が34件、第4号が23件であった（表6参照）。

表6 特定秘密の指定状況と該当分野（平成30年12月31日時点）

| 行政機関名 | 指定 件数 | 別表の分野 | | | |
|----------|----------|---------------|---------------|-------------------------|------------------------|
| | | 第1号 (防衛関連) | 第2号 (外交関連) | 第3号 (特定有害活動 防止関連) | 第4号 (テロリズム 防止関連) |
| 国家安全保障会議 | 5 | | 5 | | |
| 内閣官房 | 81 | | 80 | | 1 |
| 警察庁 | 38 | | | 23 | 15 |
| 総務省 | 7 | | 7 | | |
| 法務省 | 1 | | 1 | | |
| 公安調査庁 | 22 | | 6 | 11 | 5 |
| 外務省 | 38 | | 36 | | 2 |
| 経済産業省 | 4 | | 4 | | |
| 海上保安庁 | 19 | | 19 | | |
| 防衛省 | 319 | 319 | | | |
| 防衛装備庁 | 17 | 17 | | | |
| 合計 | 551 | 336 | 158 | 34 | 23 |

(イ) 運用基準の「事項の細目」別の指定の状況

対象期間末時点に各行政機関において指定されている特定秘密の「事項の細目」別の内訳は、資料5のとおりである。

ウ 情報の類型別の指定の状況

対象期間末時点において指定されている特定秘密について類型別に多いものは、暗号に関する情報が120件、情報収集衛星に関連する情報が95件、武器等の仕様、性能等に関連する情報が71件である。

これら3類型の情報の指定件数を合わせると計261件となる（暗号に関する情報と情報収集衛星に関連する情報に重複するものが25件ある。）。

エ 指定の有効期間別の件数

特定秘密保護法では、特定秘密の指定をするときは、5年以内の有効期間を定めるものとされており（特定秘密保護法第4条第1項）、また、運用基準において、行政機関の長は、指定の有効期間として、特定秘密に指定しようとする情報に係る諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し、指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとされている（運用基準Ⅱ 4 (1)）。

対象期間末時点において政府全体で指定されている特定秘密551件のうち、5年の

有効期間が設定されたものが544件であった。他方、3年の有効期間が設定されたものが5件あったほか、有効期間が満了する年月日を平成31年12月9日とするために3年3月23日の有効期間が設定されたものが2件あった*22。

オ 指定を解除すべき条件の設定の状況

運用基準において、特定秘密指定書（以下「指定書」という。）*23における対象情報の記述は、必要に応じ、当該指定に係る情報の範囲が明確になるようにし、また、特定秘密に指定しようとする情報が、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性、外国の政府等との交渉の終了その他の一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合には、当該条件を指定の理由の中で明らかにするものとされている（運用基準Ⅱ 3 (3)及び(4)）。

対象期間末時点において政府全体で指定されている特定秘密551件のうち、指定を解除すべき条件を設定しているのは、181件であった*24。

なお、指定後に、一定の条件が生じた場合、手続を経て指定の対象となる情報の一部を特定秘密として取り扱わなくなる旨指定書に記載されている特定秘密がある。内閣官房においては、このような特定秘密が27件ある。例えば、内閣衛星情報センターが保有する情報収集衛星の識別能力に関する画像情報については、原画像の画素を結合させることなどにより識別能力を正確に察知され得ないようにしたものは、特定秘

*22 3年の有効期間を設定したのはいずれも海上保安庁であり、その特定秘密の内容は、外国の政府との情報協力業務に関する情報（2-⑭）であった。他方、3年3月23日の有効期間を設定したのはいずれも防衛省であり、その特定秘密の内容は画像情報の収集に関する情報（1-⑤）であったが、既存の特定秘密1件と関連する情報であったため、その有効期間（注：平成31年12月9日）と合わせるために、日単位での有効期間を設定したものである。

*23 行政機関の長は、指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるように記述するとともに、当該情報の指定の理由を記すものとされている（運用基準Ⅱ 3 (2)）。

*24 内閣官房（25件）及び防衛省（87件）では、暗号に関する情報112件について、当該暗号の運用を終了し、かつ、他の運用中の暗号を推察されるおそれがなくなった場合を指定を解除すべき条件として設定している。警察庁（11件）、法務省（1件）、公安調査庁（6件）、外務省（19件）、経済産業省（4件）、海上保安庁（14件）及び防衛省（2件）では、内閣官房から特定秘密保護法施行前に特別管理秘密として提供を受けていた衛星画像等であって、特定秘密として指定している情報57件について、内閣官房における特定秘密の指定の有効期間が満了したとき又は指定が解除されたときを指定を解除すべき条件として設定している。総務省では、在日米軍が使用する周波数に関する情報7件について、在日米軍より、特段の扱いを求められなくなったときを指定を解除すべき条件として設定している。防衛省（2件）及び防衛装備庁（3件）では、外国の政府との共同研究に関する取決め等に基づき提供される情報5件について、当該外国の政府において我が国の特定秘密に相当する秘密区分の指定が解除された場合を指定を解除すべき条件として設定している。

密として取り扱われることはない*25。

カ 対象期間末時点における各行政機関の指定の状況*26

(7) 国家安全保障会議（5件）

国家安全保障会議では、対象期間末時点において、国家安全保障会議の議論の結論に関する情報（2-①）を5件、特定秘密として指定しており、総件数は5件であった。

(イ) 内閣官房（81件）

内閣官房では、対象期間末時点において、①我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえた政府の対応方針等の検討の内容に関する情報（2-①）を1件、②国の安全保障に関わる事案に際しての政府の対応方針の検討の内容に関する情報（2-②）を1件、③特定の外国等についての安全保障上の基本的事項に関する情報（2-④）を4件、④内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報（2-⑤）を5件、⑤領域保全の措置及び方針に関する情報（2-⑫）を2件、⑥内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報（2-⑭）を5件、⑦内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報（2-⑯）を17件、⑧情報収集衛星が撮像可能な地理的範囲に関する情報（2-⑰）を10件、⑨内閣情報調査室の人的情報収集に関する情報（2-⑱）を10件、⑩情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報（2-⑲）を25件、⑪国際テロ情報の収集のために用いられる暗号等に関する情報（4-⑧）を1件、特定秘密として指定しており、総件数は81件であった。

(ウ) 警察庁（38件）

警察庁では、対象期間末時点において、①特定有害活動の計画に関する情報や情報機関員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報等、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報（3-⑥）を4件、②外国の政府等との情報協力業務に関する情報（3-⑦）を5件、③内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報（3-⑨）を11件、④警察の人的情報源等となった者に関する情報（3-⑨）を2件、⑤海外との連絡に用いる暗号に関する情報（3-⑩）を1件、⑥特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報（4-①）を5件、⑦テロリズムの計画に関する情報やテロ

*25 内閣情報調査室においては、国内における大規模な被害を伴う災害や事故等の発生に際し、情報収集衛星の画像が被災等の状況の早期把握や被災者等の迅速な救助・避難等に資すると判断された場合には、情報収集衛星の画像の加工処理画像を内閣官房ホームページに掲載するなどして国民に公開することとしている。例えば、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震の際には、被災地域の加工処理画像を公開している（<http://www.cas.go.jp/jp/houdou/180912csice.html>）。

*26 括弧内に記載されている番号については、脚注8参照。

リズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報（４－⑤）を10件、特定秘密として指定しており、総件数は38件であった。

(エ) 総務省（7件）

総務省では、対象期間末時点において、在日米軍が使用する周波数に関する情報（２－⑤）を7件、特定秘密として指定しており、総件数は7件であった。

(オ) 法務省（1件）

法務省では、対象期間末時点において、領域保全の措置及び方針に関する情報（２－⑫）を1件、特定秘密として指定しており、総件数は1件であった。

(カ) 公安調査庁（22件）

公安調査庁では、対象期間末時点において、①内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務に関する情報（２－⑤）を1件、②内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報（２－⑯）を5件、③特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報で特定有害活動の計画、方針及び準備に関する情報や、特定有害活動を行い、又は支援する団体又は者の動向に関する情報（３－⑥）を3件、④特定有害活動の防止に関し外国の政府から提供を受けた情報（３－⑦）を5件、⑤人的情報収集に関する情報（３－⑨）を3件、⑥テロリズムの防止に関し外国の政府から提供を受けた情報（４－⑥）を5件、特定秘密として指定しており、総件数は22件であった。

(キ) 外務省（38件）

外務省では、対象期間末時点において、①拉致問題に関する情報（２－①）を1件、②日米安保協力に関する検討、協議等に関する情報（２－①）を1件、③周辺有事に関する外国の政府との協議内容に関する情報（２－①）を1件、④東シナ海の領域の保全及び権益の確保に関する情報（２－②）を1件、⑤北方領土問題に関する交渉及び協力の方針等に関する情報（２－②）を1件、⑥内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報（２－⑤）を4件、⑦大規模事態発生時の邦人退避に係る関係国との協力に関する情報（２－⑤）を1件、⑧北朝鮮の核開発及びミサイル開発に関する情報（２－⑬）を1件、⑨外国の政府等から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報（２－⑭）を5件、⑩内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報（２－⑭）を4件、⑪日米秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定に関する情報（２－⑭）を1件、⑫内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報（２－⑯）を11件、⑬公電の秘匿等に用いる暗号に関する情報（２－⑰）を4件、⑭国際テロリズムに関して外国の政府等から総合外交政策局に対し提供のあった情報（４－⑥）を1件、⑮国際テロリズムに関する人的情報収集に関する情報（４－⑧）を1件、特定秘密として指定しており、

総件数は38件であった。

(ク) 経済産業省（4件）

経済産業省では、対象期間末時点において、内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報（2-⑯）を4件、特定秘密として指定しており、総件数は4件であった。

(ケ) 海上保安庁（19件）

海上保安庁では、対象期間末時点において、①内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報（2-⑤）を2件、②外国の政府との情報協力業務に関する情報（2-⑭）を5件、③内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報（2-⑭）を1件、④内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報（2-⑯）を11件、特定秘密として指定しており、総件数は19件であった。

(コ) 防衛省（319件）

防衛省では、対象期間末時点において、①防衛出動等、我が国の安全を確保するための自衛隊の行動に関する情報（1-③）を1件、②自衛隊の運用についての米軍との運用協力に関する情報（1-④）を1件、③内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報（1-⑤）を1件、④自ら収集した電波情報等の情報（1-⑤）を36件、⑤外国の政府等から提供された電波情報等の情報（1-⑥）を18件、⑥電波情報、画像情報等の情報又は外国の政府等から提供された電波情報等の情報を分析して得られた情報（1-⑦）を4件、⑦外国の政府等から提供された画像情報等の収集整理等に関する情報（1-⑧）を4件、⑧防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報（1-⑨）を9件、⑨防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り等に関する情報（1-⑩）を1件、⑩防衛の用に供する暗号に関する情報（1-⑭）を4件、計79件を特定秘密として指定している。

また、旧防衛秘密*27から、⑪自衛隊の運用計画等に関する情報を55件、⑫電波情報、画像情報等に関する情報を33件、⑬防衛力の整備計画等に関する情報を15件、⑭防衛の用に供する通信網の構成に関する情報を1件、⑮防衛の用に供する暗号に関する情報を85件、⑯武器等の仕様、性能等に関する情報を57件、計246件が特定秘密として指定されたものとみなされたところ、このうち6件について平成29年中に指定が解除されたため、対象期間末時点では計240件となっている。

その結果、対象期間末時点において、総件数は319件であった。

(ク) 防衛装備庁（17件）

*27 平成14年11月から5年間で212件、平成19年11月から5年間で17件、平成24年11月から特定秘密保護法が施行された日の前日（平成26年12月9日）までに17件が指定されている。

防衛装備庁では、対象期間末時点において、①豪州から提供される共同開発・生産に係る調査のための情報（1-⑥）を1件、②防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報（1-⑨）を2件、③自衛隊の弾道ミサイル防衛用誘導弾等の仕様、性能等に関する情報（1-⑮）を12件、④英国との間の共同研究等において提供される情報（1-⑯）を2件、特定秘密として指定しており、総件数は17件であった。

(2) 特定秘密が記録された行政文書の保有の状況

本報告に際し、特定秘密が記録された行政文書の保有件数を、行政機関ごとに集計した*28。対象期間末時点で、政府全体の保有件数は440,019件であり、平成29年末時点と比べ、56,286件増加した。行政機関別の内訳は、表7のとおりである。

1,000件以上の行政文書を保有する行政機関は7機関あり、多い順に防衛省（150,945件）、外務省（111,583件）、内閣官房（104,869件）、警察庁（31,919件）*29、公安調査庁（19,326件）、海上保安庁（17,438件）、国土交通省（3,500件）であった。

前年と比して件数が増減しているのは、主に情報収集衛星関連の情報が記録された行政文書の増減によるものである。

*28 特定秘密は、指定をした行政機関から他の行政機関へ提供されることがある（特定秘密保護法第6条第1項又は第10条第1項）。このため、取りまとめた各行政機関ごとの件数には、他の行政機関により指定された特定秘密が記録された行政文書の件数が含まれる。したがって、自らは特定秘密を指定しない行政機関が、特定秘密が記録された行政文書を保有することがある（例えば、災害対策に用いられる被災地の衛星写真や予算案の審査の過程で提供される関係資料等）。

一方で、指定をした行政機関が、特定秘密が記録された行政文書を事務局たる別の行政機関に保有させており、自らは当該文書を保有しないことがある（国家安全保障会議が指定した特定秘密が記録された行政文書については、国家安全保障会議ではなく、同会議の事務局たる内閣官房国家安全保障局の保有件数（内閣官房の保有件数の内数）として計上されている。）。

*29 都道府県警察が保有する分も含む。

表7 特定秘密が記録された行政文書の保有状況（平成30年12月31日時点）

| 行政機関名 | 平成28年末時点 | 平成29年末時点 | 平成30年末時点 |
|------------|----------|----------|----------|
| 国家安全保障会議 | 0 | 0 | 0 |
| 内閣官房 | 83,471 | 92,146 | 104,869 |
| 内閣法制局 | 3 | 3 | 3 |
| 内閣府 | 6 | 1 | 11 |
| 国家公安委員会 | 0 | 0 | 0 |
| 警察庁 | 25,334 | 28,914 | 31,919 |
| 警察庁のみ保有 | 25,240 | 28,819 | 31,824 |
| 都道府県警察のみ保有 | 56 | 57 | 57 |
| 重複して保有 | 38 | 38 | 38 |
| 金融庁 | 0 | 0 | 0 |
| 総務省 | 40 | 42 | 45 |
| 消防庁 | 1 | 0 | 0 |
| 法務省 | 3 | 4 | 3 |
| 公安審査委員会 | 0 | 0 | 0 |
| 公安調査庁 | 14,087 | 16,841 | 19,326 |
| 外務省 | 99,089 | 107,008 | 111,583 |
| 財務省 | 8 | 6 | 10 |
| 文部科学省 | 2 | 0 | 0 |
| 厚生労働省 | 0 | 0 | 0 |
| 経済産業省 | 120 | 125 | 134 |
| 資源エネルギー庁 | 0 | 0 | 0 |
| 国土交通省 | 2,412 | 3,031 | 3,500 |
| 海上保安庁 | 13,285 | 15,439 | 17,438 |
| 原子力規制委員会 | 0 | 0 | 0 |
| 防衛省 | 88,004 | 119,876 | 150,945 |
| 防衛装備庁 | 318 | 297 | 233 |
| 合計 | 326,183 | 383,733 | 440,019 |

(注1) 同一行政機関内で、同一の内容のものを複数保有している場合は、原則として1件として計上している。

(注2) 資料3で下線を付した13の行政機関は内閣官房の内数とし、破線を付した10の行政機関は内閣府の内数とした（なお、これら23の行政機関の保有する特定秘密が記録された行政文書の件数は、いずれも0件である。）。

(注3) 防衛省においては、一部の部隊が作成した特定秘密が記録された行政文書の正本・原本が他の部隊において保管されているところ、特定秘密が記録された行政文書の計上に当たり、当該文書を現に保有する部隊において計上することとするなど、省内における計上方法の斉一性の確保を図った。これによれば、平成28年末時点は88,373件、平成29年末時点は120,928件となる。

(3) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数

特定秘密保護法では、特定秘密の取扱いの業務は、原則として、適性評価により特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行ってはならないものとされている（特定秘密保護法第11条）。

対象期間末時点において、適性評価の対象となって特定秘密を漏らすおそれがないと認められ、引き続き同一の行政機関等又は適合事業者において勤務している者（特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者）*30は全体で129,389人であり、その内訳は、行政機関の職員等が126,094人、適合事業者の従業者が3,295人である。行政機関別の内訳は、表8のとおりである。

*30 人事異動により他の行政機関等に異動となった者や退職した者は計上していない。また、同一の行政機関等又は適合事業者の中で特定秘密の取扱いの業務を行わない別の部署に異動した者等の実際に特定秘密の取扱いの業務に従事していない者も含まれている。

表8 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数（平成30年12月31日時点）

| 行政機関名 | 平成28年末時点 | | | 平成29年末時点 | | | 平成30年末時点 | | |
|----------|----------|----------|-----------|----------|----------|-----------|----------|----------|-----------|
| | 計 | 行政機関の職員等 | 適合事業者の従業者 | 計 | 行政機関の職員等 | 適合事業者の従業者 | 計 | 行政機関の職員等 | 適合事業者の従業者 |
| 内閣官房 | 1,803 | 747 | 1,056 | 2,036 | 799 | 1,237 | 2,154 | 828 | 1,326 |
| 内閣法制局 | 3 | 3 | 0 | 3 | 3 | 0 | 3 | 3 | 0 |
| 内閣府 | 53 | 53 | 0 | 89 | 89 | 0 | 103 | 103 | 0 |
| 宮内庁 | 2 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 |
| 警察庁 | 3,136 | 3,136 | 0 | 3,654 | 3,654 | 0 | 4,185 | 4,185 | 0 |
| 警察庁 | 558 | 558 | 0 | 588 | 588 | 0 | 632 | 632 | 0 |
| 都道府県警察 | 2,578 | 2,578 | 0 | 3,066 | 3,066 | 0 | 3,553 | 3,553 | 0 |
| 金融庁 | 7 | 7 | 0 | 7 | 7 | 0 | 10 | 10 | 0 |
| 総務省 | 19 | 19 | 0 | 34 | 34 | 0 | 51 | 51 | 0 |
| 消防庁 | 0 | 0 | 0 | 15 | 15 | 0 | 15 | 15 | 0 |
| 法務省 | 30 | 30 | 0 | 40 | 40 | 0 | 52 | 52 | 0 |
| 公安審査委員会 | 2 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 |
| 公安調査庁 | 160 | 160 | 0 | 188 | 188 | 0 | 216 | 216 | 0 |
| 外務省 | 1,449 | 1,397 | 52 | 1,686 | 1,645 | 41 | 1,756 | 1,710 | 46 |
| 財務省 | 92 | 92 | 0 | 137 | 137 | 0 | 163 | 163 | 0 |
| 文部科学省 | 17 | 17 | 0 | 39 | 25 | 14 | 60 | 43 | 17 |
| 厚生労働省 | 19 | 19 | 0 | 23 | 23 | 0 | 23 | 23 | 0 |
| 農林水産省 | 0 | 0 | 0 | 28 | 28 | 0 | 38 | 38 | 0 |
| 水産庁 | 0 | 0 | 0 | 33 | 33 | 0 | 36 | 36 | 0 |
| 経済産業省 | 57 | 57 | 0 | 81 | 81 | 0 | 96 | 96 | 0 |
| 資源エネルギー庁 | 14 | 14 | 0 | 18 | 18 | 0 | 18 | 18 | 0 |
| 国土交通省 | 70 | 70 | 0 | 86 | 86 | 0 | 88 | 88 | 0 |
| 気象庁 | 3 | 3 | 0 | 10 | 10 | 0 | 11 | 11 | 0 |
| 海上保安庁 | 404 | 404 | 0 | 532 | 532 | 0 | 634 | 634 | 0 |
| 環境省 | 0 | 0 | 0 | 6 | 6 | 0 | 9 | 9 | 0 |
| 原子力規制委員会 | 5 | 5 | 0 | 23 | 23 | 0 | 25 | 25 | 0 |
| 防衛省 | 103,393 | 102,713 | 680 | 113,986 | 113,280 | 706 | 117,624 | 116,891 | 733 |
| 防衛装備庁 | 1,593 | 646 | 947 | 1,756 | 741 | 1,015 | 2,015 | 842 | 1,173 |
| 合計 | 112,331 | 109,596 | 2,735 | 124,514 | 121,501 | 3,013 | 129,389 | 126,094 | 3,295 |

6 内閣府独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応

(1) 内閣府独立公文書管理監からの是正の求め等への対応

運用基準において、内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法及び施行令の規定並びに運用基準ⅠからⅢまで（以下「特定秘密保護法等」という。）に従って行われているかどうか検証・監察し、行政機関の長によるこれらの行為が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、これらの行為を行った行政機関の長に対し、当該指定の解除その他の是正を求めるとともに、その内容を内閣保全監視委員会へ通知するものとされている（運用基準Ⅴ 3 (1)ア及びウ）。

対象期間中において、内閣府独立公文書管理監により各行政機関の特定秘密の指定等について検証・監察が行われた結果、以下のとおり是正の求め等がなされ、関係行政機関において必要な措置が講じられるとともに、内閣官房から必要な通知を発出するなどして各行政機関への周知徹底を図った。

- 国土交通省において、特定秘密の提供に当たり、当該特定秘密の指定の有効期間が満了する年月日を通知する際に、誤った年月日を通知したものと認めたとして、当該特定秘密の指定の有効期間が満了する正しい年月日を通知することを求める是正の求めが、平成30年3月15日付けで国土交通大臣に対してなされた。
- 海上保安庁において、特定秘密が取り扱われる場所への携帯型・情報通信記録機器持込みを禁止した場合に、その場所に同機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うものとされているにもかかわらず、その旨の掲示を行っていなかったと認めたとして、当該同機器持込みを禁止した場所に同機器持込みはしてはならない旨の掲示を行うことを求める是正の求めが、平成30年3月15日付けで海上保安庁長官に対してなされた。
- 防衛装備庁において、特定秘密表示を特定秘密である情報が記録されている頁にしている文書（1件）について、特定秘密である情報を記録する部分を容易に区分することができるにもかかわらず、特定秘密でない情報のみが記録されている頁に同表示をしているものと認めたとして、当該表示を抹消することを求める是正の求めが、平成30年3月15日付けで防衛装備庁長官に対してなされた。
- 経済産業省及び国土交通省において、特定秘密文書等管理簿に、文書等に記録された特定秘密とは異なる特定秘密の指定の整理番号を記載しているなどの誤りを認めたとして、特定秘密保護法の運用の適正を確保する観点から修正が望ましいとの指摘が、平成30年3月15日付けで経済産業大臣及び国土交通大臣に対してなされた。
- 防衛省において、特定秘密の表示を特定秘密である情報が記録されている頁にしている文書（1件）について、特定秘密である情報を記録する部分を容易に区分することができるにもかかわらず、特定秘密である情報が記録されいながら、同表示をしていない頁があるものと認めたとして、特定秘密である情報が記録されている頁に当該表示をすることを求める是正の求めが、平成30年12月11日付けで防衛大

臣に対してなされた。

- 防衛省において、特定秘密の表示を特定秘密である情報が記録されている頁にしている文書（3件）について、特定秘密である情報を記録する部分を容易に区分することができるにもかかわらず、特定秘密でない情報のみが記録されながら、同表示をしている頁があるものと認めたとして、特定秘密でない情報のみが記録されている頁にしている当該表示を抹消することを求める是正の求めが、平成30年12月11日付けで防衛大臣に対してなされた。
- 防衛省において、特定秘密でない情報のみが記録されている文書（17件）について、特定秘密表示をしているものと認めたとして、当該表示をすべて抹消することを求める是正の求めが、平成30年12月11日付けで防衛大臣に対してなされた。また、これらの文書が特定秘密文書を管理する簿冊に記録されているものと認めたとして、特定秘密保護法の運用の適正を確保する観点から修正が望ましいとの指摘が、同日付けでなされた。

(2) 情報監視審査会による調査等への対応

ア 情報監視審査会による調査への対応

国会法（昭和22年法律第79号）では、各議院の情報監視審査会*31は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査した結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができ、勧告の結果とられた措置について報告を求めることができるものとされている（同法第102条の16）。

対象期間中において、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について各議院の情報監視審査会による調査が行われたところ、同法第102条の16第1項の規定に基づく勧告はなされなかった。

調査の一環として、衆議院情報監視審査会においては、平成29年年次報告書における意見への政府における対応状況等について調査が行われた。

また、同審査会から、平成29年中の特定秘密が記録された保存期間が1年未満の行政文書の廃棄状況に関する資料の要求がなされ、平成29年中に別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の写し（412,171件）、別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の素材（14,770件）及び暗号関係（3,

*31 行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの国会法第104条第1項の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設けることとされている（同法第102条の13）。

688件)の文書を廃棄したことを示す資料を提出した*32。

他方、参議院情報監視審査会においては、特に、いわゆるサードパーティ・ルールについて調査が行われ、特定秘密保護法案審査時等の国会答弁と同法施行後の運用や審査会での政府側の説明との整合性について公開の場で確認するため、審査会の決議により議員その他の者の傍聴を許すものとした審査会において質疑が行われた。同審査会には上川国務大臣(当時)が出席し、いわゆるサードパーティ・ルールが適用される特定秘密の提供を求めた場合の政府の対応等に関する質疑が行われた。

イ 情報監視審査会の年次報告書における意見・指摘への対応

(7) 平成29年年次報告書への対応

平成30年3月28日に、衆議院情報監視審査会の会長から衆議院議長に対して、平成30年12月6日に、参議院情報監視審査会の会長から参議院議長に対して、平成29年年次報告書が提出された。

衆議院情報監視審査会の報告書においては、政府に対し7点について意見が出され、参議院情報監視審査会の報告書においては9点について要改善・指摘事項が示された(資料10参照)。衆議院情報監視審査会から出された特定秘密が記録された行政文書の廃棄に関する意見その他の意見については、政府で対応を検討し、同審査会において説明した。対応状況の概要は表9のとおりである。参議院情報監視審査会から出された要改善・指摘事項については、政府においてこれを重く受け止め、今後、対応方針について真摯に検討し、参議院情報監視審査会に対し説明する。

(イ) 平成30年年次報告書への対応

平成31年3月26日に、衆議院情報監視審査会の会長から衆議院議長に平成30年年次報告書が提出され、政府に対し、7点について意見が出された(資料11参照)。政府においては、これを重く受け止め、今後、対応方針について真摯に検討し、衆議院情報監視審査会に対し説明する。

*32 「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成23年4月1日内閣総理大臣決定、平成31年2月26日一部改正)第4-3(6)では、保存期間を1年未満とすることができる行政文書の類型として、「別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」、「定型的・日常的な業務連絡、日程表等」、「意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書」、「保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書」等が例示されている。

表9 衆議院情報監視審査会の平成29年年次報告書における意見への対応状況（概要）

| No. | 意見の要点 | 政府側の対応状況 |
|----------------|--|---|
| (1) 特定秘密文書廃棄問題 | ア 特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断基準関係 | ○ 平成30年4月17日に開催した内閣保全監視委員会において、上川国務大臣（当時）から関係省庁の事務次官級である各委員に対し、以下の内容について指示した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定秘密が記録された行政文書を含む公文書は健全な民主主義の根幹を支える「国民共有の知的資源」であり、公文書管理法の下、適切に管理されなければならないこと。 ・ 改正「行政文書の管理に関するガイドライン」による厳格なルールを全職員に徹底し、確実に運用すること。 ・ 特定秘密が記録された行政文書も、公文書管理法により、歴史公文書等に該当するものについては、特定秘密の指定が解除され又は指定の有効期間が満了し、保存期間が満了した場合には国立公文書館等に移管することとなることを前提にした適切な管理を行うこと。 ○ 行政文書の管理に関するガイドラインに則って各行政機関の文書管理規則が制定されているところであり、既に内規上、歴史資料として重要な行政文書は歴史公文書等とされている旨を説明した。 |
| | (イ) 歴史公文書等該当性の判断について、独立公文書管理監が当該特定秘密の政策への反映の有無等とあわせ、特定秘密としての重要性を慎重に確認することの検討 | (省略) |
| | (ウ) 独立公文書管理監が、廃棄の検証・監察を行う際は、アーキビストなどから意見を聞くプロセスを設ける措置を運用基準等に明確化 | ○ 内閣総理大臣への廃棄協議において、内閣府大臣官房公文書管理課による確認作業が行われるところ、その際にいわゆるアーキビストの意見を聞く |

| | |
|---|--|
| <p>することの検討</p> | <p>ことができる旨を説明した。</p> |
| <p>(エ) 独立公文書管理監が、特定秘密文書の保存期間を1年以上とするか否かの判断の妥当性を検証できるよう、運用基準等に明確化することの検討</p> | <p>○ 内閣情報調査室が、事務連絡「内閣府独立公文書管理監による『特定秘密である情報を記録する保存期間1年未満の行政文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか』の検証・監察について（通知）」を発出し、保存期間1年未満の特定秘密文書の中に保存期間を1年以上とすべきものがないかの検証・監察が行われることとなった。</p> |
| <p>イ 行政文書の保存期間が1年以上の特定秘密文書の廃棄関係</p> | |
| <p>(ア) 政府として公文書管理に係る法令等を見直し、特定秘密文書について、原則として保存期間を1年以上に設定することなどの規定を整備することの検討</p> | <p>○ 「行政文書の管理に関するガイドライン」の改正を受け、各行政機関は文書管理規則を改正し、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を設定し、また、保存期間1年未満の行政文書について、その判断基準を明確化し、特定秘密文書を含め、重要な行政文書について1年未満の保存期間が設定されることのないようにしている旨を説明した。</p> |
| <p>(イ) 特定秘密文書等の廃棄について、独立公文書管理監が廃棄を妥当と認めた際の審査会への速やかな連絡及び説明</p> | <p>(省略)</p> |
| <p>(ウ) 特定秘密文書の廃棄により行政文書不存在の特定秘密となる場合について、保存期間の延長又は指定解除の検討</p> | <p>○ 以下の内容について説明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供元の行政機関においては提供した文書の正本・原本を保有し続け、適切に情報を管理していること。 ・ 提供元の特定秘密は、指定の要件を満たしており、引き続き保護する必要があることから、提供先においてもこれを保護するため、指定を維持することが適当であること。 |
| <p>(エ) 旧防衛秘密から特定秘密に移行された時期の文書の状況の整理及び審査会への説明</p> | <p>○ 防衛省において、特定秘密保護法の施行時点での特定秘密文書の保有件数について調査を行い、その結果を報告</p> |

| | | |
|-----------------------------|--|--|
| | | した。 |
| | ウ 行政文書の保存期間が1年未満の特定秘密文書の廃棄関係 | |
| | (ア) 保存期間を1年未満とするのは正本・原本の写しに限定し、その旨を内規に定めるよう、政府としての方針の作成の検討 | (1)イ(ア)に同じ |
| | (イ) 正本・原本の写し以外のもののうち、保存期間を1年以上とすることが極めて困難なものについて、(ア)の例外として内規に明記することの検討 | (1)イ(ア)に同じ |
| | (ウ) 保存期間が1年未満の特定秘密文書の廃棄について、独立公文書管理監による検証・監察を行うよう、早急な運用の見直し | (1)ア(エ)に同じ |
| | エ 特定秘密文書件数関係 | |
| | (ア) 特定秘密文書の廃棄件数について、保存期間1年以上と1年未満を分けた上で国会報告に記載 | ○ 本報告に平成29年中の保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄状況を示す資料を提出した旨を記載した(6(2)ア参照)。 |
| | (イ) 各年末時点での特定秘密文書の保有件数について、複製を含めた件数の計上方法の検討及び審査会への報告 | ○ 平成29年末時点における複製物を含む特定秘密文書の政府全体の件数の概数について報告した。 |
| (2) 特定秘密文書不存 在関係 | ア 複数の行政機関が同一の特定秘密を指定している場合について、特定秘密文書を保有していない行政機関の指定の解除又は文書を保有することの再検討 | (1)イ(ウ)に同じ |
| | イ 行政文書が不存の特定秘密については、指定管理簿の備考欄等にその旨を記載するなど、記録に残す措置の検討 | ○ 審査会に提出する特定秘密指定管理簿綴りに行政文書が不存の特定秘密の一覧を添付することとした。 |
| (3) 作成から30年を超 える特定秘密文書関係 | ア 作成から30年を超える特定秘密文書の概要について、審査会への報告 | ○ 各行政機関から資料を提出し、報告した。 |
| | イ 作成から30年を超える特定秘密文書について、保存期間満了時の措置を再検証の上、原則として歴史公文書等とし、保存期間満了後 | ○ 以下の内容について説明した。 ・ 特定秘密文書も、公文書管理法により、歴史公文書等に該当するものについては、特定秘密の指定が解除され、 |

| | | |
|--------------|--|---|
| | は国立公文書館等に移管することの検討 | 又は指定の有効期間が満了し、保存期間が満了した場合には国立公文書館等に移管することになっていること。 ・ 内閣府独立公文書管理監の検証・監察を経て、内閣総理大臣と協議し、同意を得た上で廃棄をするといった手続を踏むことになっており、恣意的に廃棄されることがないような仕組みが設けられていること。 |
| | ウ 平成28年年次報告書の審査会意見で付した、作成から30年を超える特定秘密文書について、独立公文書管理監による審査や指定の有効期間を30年を超えて延長する場合と同等の厳格な措置の検討 | ○ 作成から30年を超える特定秘密が記録された行政文書の保有の状況の把握に努めつつ、その適正を確保するために何らかの措置が必要かどうかについて引き続き検討を行う。 |
| (4) 指定の在り方関係 | ア 平成27年年次報告書の審査会意見で指摘した、特定秘密の内容を示す名称の付け方についての統一方針を早急に定め、運用基準等に盛り込むことの検討 | ○ 運用基準等に統一した方針を含める必要について引き続き検討を行う。 |
| | イ 非公知性について、個別具体的な判断に当たっての例示等より具体的な判断基準の作成の検討 | ○ 以下の内容について説明した。 ・ 特定秘密として指定した情報と同一性を有する情報が、報道機関、外国の政府その他の者により公表されていると我が国が認定する場合には、我が国の政府により公表されていない場合であっても、「公になっていないもの」とはならないこと。 ・ 特定秘密と同一性を有するかどうかは個別具体的な状況を踏まえつつ、行政機関の長が判断することなので判断基準を作成することは困難であるが、必要に応じて、個別具体の情報ごとに非公知性の有無について審査会に説明してまいりたい。 |
| | ウ 指定解除（一部解除を含む。）の審査会への報告・公表 | ○ 引き続き、審査会に報告し、公表する。 |
| | エ 複数の特定秘密が記録された文書について、記録された特定秘密のいわゆるひも付けを明らかに | ○ 可能な限り資料を提出した。 |

| | | |
|---------------------------|--|---|
| | し、審査会に提出する資料に記載することの検討 | |
| (5) 独立公文書管理監関係 | ア 実地調査の増加による検証・監察の実効性の向上。自らの関心に従った主導的な文書等の対象の選定 | (省略) |
| | イ 検証・監察の一連の流れについて、具体例を用いた審査会への説明 | (省略) |
| (6) 外務省及び経済産業省の指定する特定秘密関係 | ア 外務省が指定する特定秘密のうち、その内容を示す名称が具体的にないものについて、提示する情報を限定することなく、提示が可能な全ての情報の審査会への提示 | ○ 審査会から議決により提示を求められた場合には、外務省として国会法等の規定に従って適切に判断することとなる旨を説明した。 |
| | イ 外務省が指定する外国の政府との協議等に関する特定秘密に関して、関係国についての具体的な説明 | (6)アに同じ |
| | ウ 経済産業省が指定する特定秘密のうち、資源エネルギーに関する情報について、資源エネルギー庁における指定等の再検討 | ○ 経済産業省における指定・管理が妥当である理由について説明した。 |
| (7) 当審査会の政府に対する意見への対応関係 | 審査会が平成27年及び平成28年年度次報告書で表明した意見に関する改善等の取組 | ○ 引き続き改善等の取組に努める。 |

(注) 内閣府独立公文書管理監に関する意見への対応状況については、運用基準（V 5 (1)オ）に基づく内閣総理大臣への「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」として公表される。

7 内閣府独立公文書管理監からの意見

運用基準において、内閣府独立公文書管理監は、内閣保全監視委員会に対し、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理についての意見を述べるができるものとされており（運用基準V 5 (1)ウ）、平成31年3月13日に、以下の意見が提出された。

平成30年中には、本職による是正の求め等を受けて、関係行政機関において、特定秘密でない情報のみが記録されている頁の特定秘密表示が抹消されるなど、所要の措置が講じられたものと承知している。特定秘密保護法、施行令、運用基準及び各種関連規程の内容を十分に理解し、これらの適正な運用の確保を図りつつ、特定秘密の保護のための措置を適確に講じることが特定秘密を取り扱う者の責務とされていることを踏まえ、引き続き、各行政機関における特定秘密保護法のより一層適正な運用に努められたい。

8 有識者からの意見

第7回情報保全諮問会議における有識者からの意見に基づいて、国会報告における記述を追加したほか（資料12参照）、第8回情報保全諮問会議に際し、有識者から本報告に関し意見を聴取したところ、以下の意見が出されたことから、必要な修正を行った。

- 防衛装備庁が指定を解除した特定秘密について、いつ指定されたものであるのか明記すべきである。
- 防衛装備庁が指定を解除した特定秘密について、英国側からの要請に基づき、あらかじめ特定秘密として指定したことについて、説明を加えるべきである。
- 運用基準に基づく通報の制度について、職員に対してどのように周知を図っているのか具体的に記載すべきである。
- 指定を解除すべき条件が設定されている特定秘密について、行政機関ごとの件数を記載すべきである。
- 特定秘密が記録された行政文書の保有状況について、同一行政機関内で、同一の内容のものを複数保有している場合は原則として1件として計上していることを説明すべきである。
- 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数について、実際に特定秘密の取扱いの業務を行っていない者も含まれることについて説明しておくべきである。
- 特定秘密表示に関する是正の求めについて、その対象となった文書件数について追記すべきである。
- 資料7「対象期間中における特定秘密の保護の状況に関する定期検査の状況」に国家安全保障会議に関する記載がない理由について説明すべきである。
- 本報告の対象期間外に判明した定期検査の結果であっても、他の行政機関に対する注意喚起等の観点から重要と考えられるものについては、本報告書の資料編に何らかの形

で記載すべきである。

- 防衛装備庁の定期検査の実施時期について、本報告の対象期間外に及ぶものがあるので、その旨について説明を加えるべきである。

そのほか、特定秘密保護法の運用等に関して以下の意見が出された。

- 特定秘密保護法は施行から5年近くが経過し、この間、関係各国との間の情報交換が法施行以前に比べて格段に活発化していると聞く。日本周辺地域をはじめ国際的な安全保障環境が厳しさを増している中で、同法の順調な運用が一層重要性を増すものと考えらる。
- 内閣府独立公文書管理監からの是正の求めや情報監視審査会からの意見・指摘に対して、改善措置が適切に行われていることも、本法の運用が順調に機能していることを示すものといえる。ただし、指摘された事項は、いずれも軽微な誤りとはいえ、軽率な扱いによって生じたと思われるものが多く、政府においてはより厳格な、緊張感を持った文書管理の指導に努めてもらいたい。これまでのところ、本法の施行によって報道機関の取材活動に関し特段の問題は生じていないと考えるが、国民の知る権利、報道の自由の尊重は民主主義社会の根幹をなすものであり、報道機関の信頼を損なうことのないよう、常に細心の注意を払うよう求めたい。その意味で、近年、国の行政機関における公文書のずさんな取扱いや関係部局内の意思疎通の機能不全ぶりが表面化したことは残念だった。これらの案件は特定秘密保護とは別種の問題ではあるが、文書管理全般について国民の不信を招くおそれがあるため、政府として事態を深刻に受け止め、各省への指導を強化してほしい。
- 国際情勢の推移によって、また、国民の公文書管理問題に対する関心の高まりもあって、今後、独立公文書管理監及びそのスタッフの業務量が増えることが予想される。既に体制強化の検討が進められていると聞くが、友好関係にある各国の事例などを参考に、審査体制の充実に努めることを期待する。
- 例えば、保存期間1年未満の特定秘密文書の中に保存期間を1年以上とすべきものがないかの検証・監察が行われるようになったことなど、この法律の運用に関し、政府として着実に改善を行っている点は評価に値するものであり、このような政府による取組についても、国民に対して積極的に公表していくことが望ましい。
- 公文書管理について国民の関心も高まっていることから、内閣情報調査室が発出した事務連絡「内閣府独立公文書管理監による「特定秘密である情報を記録する保存期間1年未満の行政文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか」の検証・監察について（通知）」については、内閣官房の「特定秘密保護法関連」のホームページで公開すべきである。
- 機密の保持に関しては、職員の規律強化といった観点とは別に、サイバー攻撃への対応など、新しい技術面の対策が必要と思われる。政府として、既に取組に着手している

ものと思うが、国民の権利義務に触れる可能性の有無についても配慮しつつ、かかる対策について検討していただきたい。

- 本年3月に決定された「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」により、政府全体として本格的な行政文書の電子的管理に移行することを目指すこととされた。他方で、特定秘密が記録された行政文書については、一般の行政文書には適用されない厳重な保全措置を講ずる必要があるところ、上記の方針との関係で、その電子的管理に関する基本的な考え方を数年以内に公表することを検討していただきたい。また、その際には、他国において機密情報に要する情報システム保全費用が巨額なものになっていることなどを踏まえ、継続的な予算措置が可能か否かといった行政上の効率性（費用対効果）の観点からの検討も加えていただきたい。
- 行政文書の電子的管理が進むことにより、特定秘密保護法で保護する情報も紙からデータに移行していくこととなると思うが、情報の利用のしやすさと厳格な管理のバランスを明確に意識して、運用基準の見直しに取り組む必要がある。
- 本年3月に決定された「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」により、一般の行政文書の管理が厳格化されることを踏まえ、特定秘密文書についても、電子的管理が可能なものとそうでないものについて検討し、引き続き厳格な取扱いがなされるよう措置すべきである。
- 特定秘密保護法の施行後5年を経過した場合における運用基準の見直しと検討については、各委員からの意見を早期に取りまとめるとともに、委員の意見交換ができる場を設けた方がよいと考える。
- 行政文書の管理に関するガイドラインが改正され、「意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書」について原則として1年以上の保存期間を設定することが明記されるとともに、保存期間を1年未満として設定することが可能な文書の類型が示された。特定秘密を記録する行政文書についても、当然に公文書管理法等が適用される所、こうした原則と例外が逆転することのないよう徹底していただきたい。
- 特定秘密を指定する権限を有する20の行政機関のうち、過去において一度も特定秘密を指定したことがない行政機関が9機関存在している。特定秘密の指定権限を有する行政機関が法施行後5年を経過した段階で指定を行っていなかった場合、特定秘密を指定する見込みがあつて権限を付与されたのに指定をしなかった理由を提出して、委員が意見を言える機会を設けていただきたい。
- 保護規程に基づく定期検査について、膨大な数の特定秘密文書を取り扱っている行政機関では、機械的・形式的な検査に終始し、適正な取扱いが徹底されないおそれもあるため、特定秘密文書の保有件数の多寡に応じて、定期検査の実施回数を含め、実効的な定期検査の方法について検討すべきである。
- 以前から、適性評価が恣意的でないことを明らかにする手立てについて検討するよう

指摘してきたところであるが、適合事業者（民間事業者）の従業者も対象となっており、調査事項にはセンシティブな情報も含まれることから、何らかの方法での透明性の確保は重要だと考えられるので、この点について、引き続き検討し、国会報告に記載すべきである。

- 法律では指定の有効期間を「5年を超えない範囲内」と規定しており、運用基準においても、具体的な例示（2年、3年及び4年の例示）をした上で、「指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとする」とされているにもかかわらず、ほとんどの特定秘密について5年の有効期間が設定されている。以前から、指定の有効期間を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間となっているか点検した上、より短期の有効期間を設定するよう指摘してきたところであるが、この点について引き続き検討し、国会報告に記載すべきである。
- 以前から、指定を解除すべき条件について、運用基準に従い、国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性に基づく設定について具体的に検討するよう指摘してきたところであるが、このような条件の設定がなされていない状況にある。国民に特定秘密の指定解除請求が認められる制度となっていないこともあり、国民の利益を意識した設定をしていただきたい。また、引き続き、この点について検討し、国会報告に記載すべきである。
- 政府は、参議院情報監視審査会によるサードパーティ・ルールが適用される特定秘密の提示に関する決議を受け、情報提供元の承諾を得て初めて当該文書を提出した。同審査会は、特定秘密における同ルールの適用の在り方と同審査会への提供に関する政府の判断基準等を真摯に議論してきたことから、具体的な提示がなされたことには意義がある。しかしながら、今回の提示のような制度的な検証の枠組みを超えて、このような提示を毎年のように実施すれば、提示について承諾を求める提供元との信頼関係を損なうおそれもあることから、今後の提供については慎重な判断をする必要があると考える。
- 運用基準の見直しに当たっては、行政文書の管理に関する教育、研修の内容や実施の在り方について明確な基準が確保されるような措置について検討すべきである。

各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表（令和元年12月末現在）（内閣官房HP）

令和2年1月

各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表（令和元年12月末現在）

※（）内の数値は、令和元年中に指定した特定秘密の件数で、内数
 ※△が付された数値は、令和元年中に指定が満了した特定秘密の件数

| 別表 | 事項の細目 | 国家安全保障会議 | 内閣官房 | 警察庁 | 総務省 | 法務省 | 出入国在留管理庁 | 公安調査庁 | 外務省 | 経済産業省 | 海上保安庁 | 防衛省 | 防衛装備庁 | 合計 |
|--|---|----------|------|-----|-----|-----|----------|-------|-----------|-------|-------|-----|-------|------------|
| イ【自衛隊の運用又はこれに関する見知り若しくは計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（b）に掲げるものを除く。】 | a【自衛隊の訓練又は演習】 | | | | | | | | | | | △1 | | 0 △1 |
| | b【自衛隊の情報収集・警戒監視活動(c)に掲げるものを除く。】 | | | | | | | | 7 | | | | | 7 |
| イ【自衛隊の運用又はこれに関する見知り若しくは計画若しくは研究】 | a【自衛隊の運用又はこれに関する見知り若しくは計画若しくは研究であってアメリカ合衆国の軍隊と運用協力に関するもの（向国において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護することと講ずることとされる措置が講じられるものに限る。）】 | | | | | | | | 19 △10 | | | | | 19 △10 (8) |
| | b【自衛隊の運用又はこれに関する見知り若しくは計画若しくは研究であってアメリカ合衆国の軍隊と運用協力に関するもの（向国において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護することと講ずることとされる措置が講じられるものに限る。）】 | | | | | | | | 23 | | | | | 23 |
| ロ【防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報】 | a【電波情報、画像情報その他の情報収集手段を用いて収集した情報（b）に掲げるものを除く。】 | | | | | | | | 60 (8) △1 | | | | | 60 (8) △1 |
| | b【外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置が講じられるものに限る。）】 | | | | | | | | 35 (7) | | | | | 36 (7) |
| ハ【ロに掲げる情報の収集整理又はその能力（a）からcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力（イ）（a）（b）に掲げるものを除く。】 | a【a又はbを分析して得られた情報】 | | | | | | | | 6 (1) | | | | | 6 (1) |
| | b【防衛力の整備に関する見知り若しくは計画又は研究】 | | | | | | | | 10 (1) | | | | | 10 (1) |
| ニ【防衛力の整備に関する見知り若しくは計画又は研究】 | a【防衛力の整備に関する見知り若しくは計画又は研究であってアメリカ合衆国との防衛協力に関するもの】 | | | | | | | | 14 (2) | | | | | 16 (2) |
| | b【防衛力の整備に関する見知り若しくは計画又は研究であってアメリカ合衆国との防衛協力に関するもの】 | | | | | | | | 6 △5 | | | | | 6 △5 |
| ホ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。子及びりにおいて同じ。）の種類又は数量、武力攻撃事態その他の緊急事態への自衛隊の対処に際して自衛隊の部隊が装備する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量のうち当該部隊が当該部隊に対する能力を推察できるもの】 | a【防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法、自衛隊の部隊間の通信に使用する通信網の構成又は通信の方法（外国の政府等から提供されたもの）にあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置が講じられるものに限る。）】 | | | | | | | | 2 | | | | | 2 |
| | b【防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法、自衛隊の部隊間の通信に使用する通信網の構成又は通信の方法（外国の政府等から提供されたもの）にあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置が講じられるものに限る。）】 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| ヘ【防衛の用に供する暗号、我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたもの）にあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。】 | a【自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のもの（b）に掲げるものを除く。】 | | | | | | | | 77 △12 | | | | | 77 △12 |
| | b【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの（a）に掲げるものを除く。】 | | | | | | | | 54 | | | | | 66 |
| ト【防衛の用に供する暗号、我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたもの）にあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置が講じられるものに限る。）】 | a【自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のもの（b）に掲げるものを除く。】 | | | | | | | | 3 | | | | | 5 |
| | b【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの（a）に掲げるものを除く。】 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 又【防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へ）に掲げるものを除く。】：防衛の用に供する施設の構造その他の設計上の情報、施設の能力に関する情報又は内部の用途（外国の政府等から提供されたもの）にあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置が講じられるものに限る。）】 | a【自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のもの（b）に掲げるものを除く。】 | | | | | | | | 1 (1) | | | | | 1 (1) |
| | b【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの（a）に掲げるものを除く。】 | | | | | | | | | | | | | 0 |

| 別表 | 事項の細目 | 国家安全保障金庫 | 内閣官房 | 警察庁 | 総務省 | 法務省 | 出入国在留管理庁 | 公安調査庁 | 外務省 | 経済産業省 | 海上保安庁 | 防衛省 | 防衛装備庁 | 合計 |
|--|--|----------|------|-----|-----|-----|----------|-------|-----|-------|-------|-----|-------|----|
| イ【外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体への安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(c)までに掲げるものを除く。】 | イ【外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体への安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(c)までに掲げるものを除く。】 | 6 | (1) | | | | | | 3 | | | | | 11 |
| | ロ【我が国が実施する以下の措置の方針 (b)に掲げるものを除く。】 | | 1 | | | | | | 2 | | | | | 3 |
| 第2号 【外交に 関する 事項】 | イ【外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの】 | | 4 | | | | | | | | | | | 4 |
| | ロ【安全保障のために我が国が実施する以下の措置の方針 (b)に掲げるものを除く。】 | | 6 | (1) | 9 | (2) | | 1 | 5 | | 2 | | | 23 |
| 第3号 イ又は第4号 イに掲げるものを除く。】 | イ【外国の政府等に対して我が国が講ずる外交上の措置 (我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(e)までに掲げるものを除く。】 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | ロ【領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針】 | | 2 | | | | 1 | (1) | | | | | | 4 |
| ハ【安全保障に関し収集した国民の生命及び身体への安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(e)までに掲げるものを除く。】 | イ【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報 (b)に掲げるものを除く。】 | | | | | | | | 1 | | | | | 1 |
| | ロ【外国の政府等から提供された情報 (当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。】 | | 6 | (1) | | | | | 11 | (1) | 7 | (1) | | 24 |
| ニ【ハに掲げる情報の収集、整理又はその能力、ハaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】 | イ【a又はbを分析して得られた情報】 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | ロ【ハに掲げる情報の収集、整理又はその能力、ハaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】 | | 40 | (3) | | | | 5 | 11 | 4 | 11 | | | 71 |
| ホ【外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号：我が国の政府が用いるために作成された暗号 (外国の政府等から提供されたものにあつては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。】 | | | 25 | | | | | | 4 | | | | | 29 |

| 別表 | 事項の細目 | 国家安全保障会議 | 内閣官庁 | 警察庁 | 総務省 | 法務省 | 出入国在留管理庁 | 公安調査庁 | 外務省 | 経済産業省 | 海上保安庁 | 防衛省 | 防衛装備庁 | 合計 |
|--|--|----------|--------|--------|-------|-----|----------|-------|--------|--------|-------|-----|-------|--------------|
| 第3号 【特定有 害活動 の防止 に関する 事項】 | イ【特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「特定有害活動の防止」という。)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究】 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | ロ【特定有害活動の防止に関する情報(当該外国の国民の生命及び身体に係る重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報)】 | | | 4 | | | 3 | | | | | | | 7 |
| 第4号 【テロリ ズムの 防止に 関する 事項】 | イ【テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「テロリズムの防止」という。)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究】 | | | 6 (1) | | | 6 (1) | | | | | | | 12 (2) |
| | ロ【テロリズムの防止に関する情報(当該外国の国民の生命及び身体に係る重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報)】 | | | 14 (1) | | | 3 | | | | | | | 17 (1) |
| | 計 | 6 (1) | 87 (6) | 43 (5) | 9 (2) | 1 | 0 | 1 (1) | 24 (2) | 39 (1) | 4 | 0 | 17 | 569 (47) △29 |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | |
| 総計 | | | | | | | | | | | | | | |

1 本報告について

「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）V5(1)オにおいて、内閣府独立公文書管理監（これを長とする情報保全監察室の職員を含む。以下「独立公文書管理監」という。）は、特定秘密¹の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除（以下単に「特定秘密の指定及びその解除」という。）並びに特定行政文書ファイル等²の管理の適正を確保するため独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を、毎年1回、内閣総理大臣に報告するとともに公表することとされている。

本報告は、平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間）（以下「報告対象期間」という。）に、独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を報告するものである³。

2 独立公文書管理監の任務・権限

平成25年12月6日、特定秘密の漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的として、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）が成立し、平成26年12月10日から施行された。

独立公文書管理監は、特定秘密保護法附則第9条の規定に基づき、特定秘密保護法の適正な運用を確保するためには、独立した公正な立場から検証・監察を行う機関が必要との認識の下、その設置等の検討が進められた結果、同法の施行日に、内閣府に設置された⁴。

独立公文書管理監は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法及び特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号。以下「施行令」という。）の規定並びに運用基準ⅠからⅢまで（以下「特定秘密保護法等」という。）に従って適正に行われているかどうか検証・監察する。この任務⁵を達成するための権限は、運用基準

¹ 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定する（特定秘密の保護に関する法律第3条第1項）。

² 特定行政文書ファイル等とは、行政文書ファイル管理簿（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）第7条第1項に規定する行政文書ファイル管理簿をいう。）に記載された行政文書ファイル等（公文書管理法第5条第5項に規定する行政文書ファイル等をいう。）のうち特定秘密である情報を記録するものをいう（運用基準V1(3)）。

³ 前回までの報告については以下を参照のこと。

<https://www8.cao.go.jp/kenshoukansatsu/houkoku/index.html>

⁴ 情報保全監察室は、同日、室長である独立公文書管理監以下20名の体制で設置された。

⁵ 独立公文書管理監（情報保全監察室の職員を除く。）のこの任務は、内閣府本府組織令（平成

に以下のとおり具体的に定められている。

- ・ 必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をする（運用基準V 3(1)イ）。
- ・ 行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、当該特定秘密の指定及びその解除をし、又は当該特定行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求める（運用基準V 3(1)ウ、4(2)イ(キ)）。
- ・ 特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていない旨の通報を受理し、必要な調査を行う（運用基準V 4(2)イ(ウ)及び(エ)）。

独立公文書管理監は、独立した公正な立場において、定められた任務を適切に遂行し、検証・監察を厳正かつ実効的に行うことにより、特定秘密保護法等の適正な運用を確保する役割を果たしていくこととなる。

3 検証・監察の対象となる事項

特定秘密保護法等に基づき、独立公文書管理監が検証・監察を行うこととなる事項は以下のとおりである⁶。

(1) 特定秘密の指定

ア 特定秘密の指定⁷

特定秘密の指定が、特定秘密保護法等に従って適正に行われているか。

イ 特定秘密の指定の有効期間の延長

特定秘密の指定の有効期間の延長が、特定秘密保護法等に従って適正に行われているか。

ウ 特定秘密の指定の解除

特定秘密の指定の解除が、特定秘密保護法等に従って適正に行われているか。

エ 特定秘密の記録、その表示・通知

特定秘密を記録する文書、図画又は電磁的記録の内容が、指定された情

12年政令第245号)第3条の2第1号に、情報保全監察室の任務は、情報保全監察室の設置に関する訓令(平成26年12月9日内閣府訓令第55号)に、それぞれ規定されている。

なお、平成30年9月3日、内閣府に公文書監察室が設置され、その室長は独立公文書管理監(情報保全監察室の職員を除く。)をもって充てることとされたが、独立公文書管理監が独立した公正な立場において特定秘密保護法等に基づき検証・監察を行うことや情報保全監察室の任務に変更はない。

⁶ 適性評価の実施については、独立公文書管理監が行う検証・監察の対象とはされていない。特定秘密である情報を化体する物件の管理についても、同様である。

⁷ 特定秘密の指定とは、広義では、特定秘密を指定する行為のほか、指定の有効期間の設定、指定の有効期間の延長、特定秘密の指定の解除及び特定秘密の表示等を含むものであるが、ここでいう特定秘密の指定とは、前二者のみを指す。

報の内容と整合しているか、また、特定秘密に係る表示⁸及び特定秘密表示の措置が困難である場合における取扱者への通知等が、特定秘密保護法等に従って適正に行われているか。

(2) 特定行政文書ファイル等の管理

ア 特定行政文書ファイル等の保存

特定行政文書ファイル等が、特定秘密保護法等に従って適正に保存されているか。

イ 特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置

特定行政文書ファイル等について、保存期間が満了したときの措置（以下「保存期間満了時の措置」という。）が、特定秘密保護法等に従って適正に定められているか。

ウ 特定行政文書ファイル等にすべきものの存否

特定秘密である情報を記録する保存期間1年未満の行政文書（以下「保存期間1年未満の特定秘密文書」という。）の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか⁹。

4 報告対象期間中に実施した検証・監察事項

(1) 特定秘密の指定

平成30年に35件の特定秘密が、8の行政機関¹⁰において指定されたところ、これらの適否について検証・監察を行った。なお、各行政機関における特定秘密の指定の状況については、表1のとおりである。

ア 検証・監察のポイント

特定秘密保護法第22条において、同法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的な人権を不当に侵害するようなことはあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない旨規定されている。また、運用基準I2(1)においては、特定秘密保護法の運用その他特定秘密に関する業務を行う全ての者は、この規定の内容を十分に理解し、「必要最小限の情報を必要最低限の期間に限って特定秘密として指定する」こととされている。

⁸ 特定秘密に係る表示とは、特定秘密表示のほか、指定の有効期間満了に伴う特定秘密表示の抹消及び指定有効期間満了表示並びに指定の解除に伴う特定秘密表示の抹消及び指定解除表示を含む。

⁹ 保存期間1年未満の特定秘密文書については、公文書管理法上、行政文書ファイル管理簿に記載することとされていないため、特定行政文書ファイル等には該当しない。他方、平成30年7月27日付け、内閣官房内閣情報調査室次長通知により、保存期間1年未満の特定秘密文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないかを検証・監察することは、特定行政文書ファイル等の管理が適正に行われているか否かについての検証・監察の一部を構成するものと考えられることから、特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察に含まれるとの解釈が、新たに示された。

¹⁰ 国家安全保障会議、内閣官房、警察庁、総務省、公安調査庁、外務省、海上保安庁及び防衛省

特定秘密の指定に当たっては、特定秘密保護法第3条第1項において、以下の3つの要件が規定されている。

- ① 当該行政機関の所掌事務に係る同法別表に掲げる事項に関する情報であること。(別表該当性)
- ② 公になっていない情報であること。(非公知性)
- ③ その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である情報であること。(特段の秘匿の必要性)

これを受け、運用基準Ⅱ1においては、それぞれの要件を満たすか否かを判断するに当たっての基準が定められており、その中で、「特に遵守すべき事項」として、以下のものが掲げられている。

- ・ 3つの要件の該当性の判断は、厳格に行い、特定秘密として保護すべき情報を漏れなく指定するとともに、当該情報以外の情報を指定する情報に含めないようにすること。
- ・ 公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の事実を指定し、又はその隠蔽を目的として、指定してはならないこと。
- ・ 国民に対する説明責任を怠ることのないよう、指定する情報の範囲が明確になるよう努めること。

また、運用基準Ⅱ3(2)において、指定する際には、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるように記述するとともに、当該情報の「指定の理由」を記すこと、当該指定に係る「対象情報の記述」は、これを特定秘密として取り扱うことを要しないように記さなければならないこと、及び指定の理由の中には、当該情報が指定の要件を満たしていると判断する理由を明記することとされている。

さらに、指定の際の有効期間の設定に関しては、特定秘密保護法第4条第1項において、当該指定の日から起算して5年を超えない範囲内において有効期間を定めるものとされ、運用基準Ⅱ4(1)においては、特定秘密に指定しようとする情報に係る諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し、指定の理由を見直すに当たって適切と考えられる最も短い期間を定めるものとされている。また、指定の解除に関しては、特定秘密保護法第4条第7項において、指定をした情報が特定秘密保護法第3条第1項に規定する要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、速やかにその指定を解除するものとされている。

イ 検証・監察の過程及びその結果

(ア) 特定秘密指定管理簿¹¹の提出

運用基準Ⅴ3(2)ア(ア)において、行政機関の長は、特定秘密を指定し、

¹¹ 特定秘密指定管理簿とは、特定秘密の指定及びその解除を適切に管理するための帳簿で、指定をした年月日、有効期間、特定秘密の概要等を記載し、又は記録したものをいう(施行令第4条)。

指定の有効期間を延長し、又は指定を解除し、それぞれ特定秘密指定管理簿に必要な事項を記載し又は記録したときは、速やかに、独立公文書管理監に当該指定に関する特定秘密指定管理簿の写しを提出することとされている。これに基づき、各行政機関から独立公文書管理監に、特定秘密指定管理簿の写しの提出がなされた。

(イ) 特定秘密指定書¹²の提出

独立公文書管理監は、提出された特定秘密指定管理簿の記載内容を精査するとともに、指定された個々の情報の内容や、指定の要件の該当性をより具体的に把握する資料とするため、各行政機関から、特定秘密指定書の写しの提出を受けた。

(ウ) 説明の聴取

特定秘密指定管理簿及び特定秘密指定書に記載された内容を基に、専門用語の意味内容、公開情報との関係、当該特定秘密以外の情報との区別、特定秘密に指定しようとする情報に係る諸情勢とその変化の見込み等様々な観点から、疑問点その他の確認を要する事項を抽出し、各行政機関に対し、書面又は口頭で説明の聴取を行った。この過程は、各行政機関から十分な回答が得られ、独立公文書管理監が納得して、検討・判断の前提となる事実関係の調査を了としたと言える状態となるまで、繰り返し行った。この際、必要に応じ、独立公文書管理監からの要請に基づき、各行政機関から独立公文書管理監に対して、検証・監察に資する資料が提出された。

(エ) 適否の判断及び検証・監察の結果

各行政機関が提出した資料やその説明を基に、それぞれの特定秘密の指定について、その適否を判断した結果、平成 30 年に指定された 35 件の特定秘密の指定について、いずれも適正に行われているものと認められた。

¹² 行政機関の長が特定秘密を指定する際に、対象情報、法別表の事項の細目のいずれに関するものであるかの別、指定の理由、指定の有効期間等を記載して作成される文書である。本報告では、各行政機関におけるその名称ではなく、機能に着目して、これらを「特定秘密指定書」としている。

表1 各行政機関における特定秘密の指定の状況

| | 平成30年 末時点で の指定件 数 | 平成30 | 平成30 | 平成29 | 平成29 | 平成28 | 平成28 | 平成27 | 平成26 |
|----------|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | 年中の 解除件 数 | 年中の 指定件 数 | 年中の 解除件 数 | 年中の 指定件 数 | 年中の 解除件 数 | 年中の 指定件 数 | 年中の 指定件 数 | 年中の 指定件 数 |
| 国家安全保障会議 | 5 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 内閣官房 | 81 | 0 | 8 | 0 | 7 | 0 | 9 | 8 | 49 |
| 警察庁 | 38 | 0 | 4 | 0 | 5 | 1 | 6 | 6 | 18 |
| 総務省 | 7 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 1 | 2 |
| 法務省 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 公安調査庁 | 22 | 0 | 2 | 0 | 4 | 0 | 4 | 2 | 10 |
| 外務省 | 38 | 0 | 1 | 3 | 1 | 2 | 3 | 3 | 35 |
| 経済産業省 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 海上保安庁 | 19 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 15 |
| 防衛省 | 319 | 0 | 17 | 6 | 19 | 2 | 21 | 23 | 247 |
| 防衛装備庁 | 17 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 16 | ※ - |
| 合計 | 551 | 1 | 35 | 9 | 39 | 5 | 49 | 61 | 382 |

※防衛装備庁は、平成27年10月1日に設置された。

(2) 特定秘密の指定の有効期間の延長

海上保安庁の特定秘密の指定のうち、当初の有効期間が3年とされていた2件について、平成30年に有効期間が3年延長されたところ、それらの適否について検証・監察を行った。

ア 検証・監察のポイント

特定秘密保護法第4条第2項において、行政機関の長は、指定の有効期間が満了する時において、当該指定をした情報が指定の要件を満たすときは、5年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする旨規定されている。運用基準Ⅲ1(1)においては、行政機関の長は、指定の有効期間を延長するときには、指定の理由を点検するとされており、また、時の経過に伴い指定の理由に係る特段の秘匿の必要性を巡る状況が変化している中、更に当該指定の有効期間を延長するときには、書面又は電磁的記録により、その判断の理由を明らかにしておくこととされている。

指定の要件に関する検証・監察のポイントは、上記(1)アに記載した検証・監察のポイントと同様である。

イ 検証・監察の過程及びその結果

(ア) 特定秘密指定延長書等¹³の提出

独立公文書管理監は、検証・監察の基礎資料及び有効期間が延長された理由をより具体的に把握する資料とするため、海上保安庁から、特定秘密指定管理簿及び特定秘密指定延長書の写しの提出を受けた。

(イ) 説明の聴取

海上保安庁に対し、当該指定が時の経過等によっても指定の要件を満たしていること、すなわち、有効期間を延長する理由があること等について、書面又は口頭で説明の聴取を行った。

(ウ) 適否の判断及び検証・監察の結果

海上保安庁が提出した資料やその説明を基に、指定の有効期間の延長の適否を判断した結果、2件とも適正に行われていると認められた。

(3) 特定秘密の指定の解除

平成30年に、防衛装備庁の1件の特定秘密の指定が解除されたところ、その適否について検証・監察を行った。

ア 検証・監察のポイント

特定秘密保護法第4条第7項において、行政機関の長は、指定をした情報が特定秘密保護法第3条第1項に規定する要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、速やかにその指定を解除するものとする旨規定されている。運用基準Ⅲ2(1)においては、行政機関の長は、その指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に、当該指定の理由を点検させ、その実施年月日を書面又は電磁的記録に記載又は記録させるとともに、指定の要件を満たしていないと認めたときには、速やかに指定を解除することとされている¹⁴。

指定の要件等に関する検証・監察のポイントは、上記(1)アに記載した検証・監察のポイントと同様である。

イ 検証・監察の過程及びその結果

(ア) 特定秘密指定解除書等¹⁵の提出

独立公文書管理監は、検証・監察の基礎資料及び指定が解除された理由をより具体的に把握する資料とするため、防衛装備庁から、特定秘密指定管理簿及び特定秘密指定解除書の写しの提出を受けた。

(イ) 説明の聴取

防衛装備庁に対し、当該指定が要件を満たさなくなったと判断した

¹³ 本報告では、その名称にかかわらず、特定秘密保護法第4条第2項の規定に基づき指定の有効期間を延長する際の様式を特定秘密指定延長書と呼称する。

¹⁴ このことに関し、独立公文書管理監は、平成28年4月25日、内閣保全監視委員会に対して、指定された特定秘密に当たる情報が現存せず、今後もこれが出現する可能性がないことが確定した場合には、速やかに当該特定秘密の指定を解除すること等について各行政機関に周知徹底するよう意見を述べている。

¹⁵ 本報告では、その名称にかかわらず、特定秘密保護法第4条第7項の規定に基づき特定秘密の指定を解除する際の様式を特定秘密指定解除書と呼称する。

理由について、書面又は口頭で説明の聴取を行った。

(ウ) 適否の判断及び検証・監察の結果

防衛装備庁が提出した資料やその説明を基に、特定秘密の指定の解除の適否を判断した結果、適正に行われているものと認められた。

(4) 特定秘密の記録とその表示¹⁶

特定行政文書ファイル等の保存の検証・監察と同一機会をとらえるなどして、7の行政機関の45部署¹⁷を対象に、特定秘密の記録とその表示の適否について検証・監察を行った。

ア 検証・監察のポイント

特定秘密を記録する文書等¹⁸については、特定秘密保護法第3条第2項の規定に基づき、特定秘密表示をすることとされている。

文書に対する表示の具体的方法については、施行令第5条において、見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすることとされ、この場合において、特定秘密である情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすることとされている。

また、平成29年3月9日付け内閣官房内閣情報調査室次長通知¹⁹において、特定秘密を記録する文書のうち当該特定秘密である情報を記録する部分を容易に区分することができる場合の特定秘密の表示について、どの程度の具体性が必要かについては、当該文書の分量、形態等によっても異なり得ると考えられるが、他の行政機関に特定秘密を記録する文書を提供する際には、以下のような措置を講ずることが適当であるとされている。

- ・ 特定秘密である情報を記録する頁ごとに、その見やすい箇所に、特定秘密の表示を行うこと。

複数の頁にわたる特定秘密を記録する文書のうち、特定秘密である情報が記録されていない頁については、特定秘密の表示を行わない、又は特定秘密が含まれていない旨を明記する措置を講ずること。

- ・ 冒頭の頁に特定秘密である情報が記録されていない場合には、当該頁

¹⁶ 特定秘密保護法において、特定秘密表示が困難である場合には、特定秘密である情報を取り扱う者に対して当該情報が特定秘密に当たる旨の通知をすることとされているが、報告対象期間においては、文書にした特定秘密表示に係る検証・監察の方が優先度が高いものと判断し、同通知に係る検証・監察は行わなかった。

¹⁷ 内閣官房5部署、警察庁1部署、公安調査庁2部署、外務省4部署、海上保安庁1部署、防衛省27部署及び防衛装備庁5部署である。

¹⁸ 以下「文書」とは、特定秘密保護法にいう文書をいい、「文書等」とは、同法にいう文書又は電磁的記録をいう。

¹⁹ 本通知は、独立公文書管理監が、平成28年8月9日、内閣保全監視委員会に対して、施行令第5条第1号の規定に関し、具体的な解釈基準を示すこと等により特定秘密表示の方法の統一を図ること等について所要の措置を講じるよう意見を述べたことに対応する措置として発せられた。

に「特定秘密文書」の表示を行い（施行令第12条第1項の規定に基づき定められる規程において当該表示に係る規定が整備されている場合）、又は特定秘密の表示を行った上で、当該頁に特定秘密である情報は記録されていない旨を付記すること。

イ 検証・監察の過程及びその結果

(ア) 特定秘密を記録する文書等の選定

下記(5)イ(エ)で選定された特定行政文書ファイル等から、1ファイルにつき1件以上、特定秘密を記録する文書等を独立公文書管理監が選定した²⁰。なお、当該文書等の特定は、それぞれに係る特定秘密文書等管理簿²¹により行った。

(イ) 特定秘密を記録する文書等の確認

実地調査において、文書等を確認し、その内容が、特定秘密に指定された情報の内容と整合するかどうか、すなわち、当該文書等に特定秘密に指定された情報が実際に記録されているかどうかを検証・監察した。また、併せて、特定秘密表示が特定秘密保護法等に従って適正になされているかどうか検証・監察した。この際、各行政機関から、当該文書等に記録されている内容が特定秘密に指定された情報に該当すると判断した理由や表示の方法等について、補足説明を聴取した。

(ロ) 適否の判断及び検証・監察の結果

文書等の確認の結果を踏まえ、文書等への記録や表示について、その適否を判断した結果、検証・監察を行った45部署のうち、下記(エ)から(キ)の是正の求めに至った9部署²²を除く36部署について、特定秘密に指定された情報が特定秘密文書等に記録されていて不整合はなく、かつ、特定秘密表示も適正に行われているものと認められた。

(エ) 是正の求め（特定秘密である情報が記録されている頁に特定秘密表示をすること）（平成30年12月）

防衛省の1部署において、特定秘密表示を特定秘密である情報が記録されている頁にすることとしている特定秘密文書等（1件）について、特定秘密である情報を記録する部分を容易に区分することができるにもかかわらず、特定秘密である情報が記録されいながら、同表示をしていない頁があるものと認め、平成30年12月11日、防衛大臣に対し、当該表示をするよう、是正の求めを行った。なお、防衛省からは、当該表示を行った旨の報告を同月18日に受けている。

(オ) 是正の求め（特定秘密でない情報のみが記録されている頁の特定秘

²⁰ 提供を求める特定秘密を記録する文書等としては、文書を基本としたが、文書がない場合等については、電磁的記録の提供を求めた。

²¹ 本報告では、その名称にかかわらず、特定秘密を記録する文書等の作成、交付その他の取扱いの状況を管理するための簿冊を特定秘密文書等管理簿と呼称する。この簿冊には、特定秘密を記録する文書等の件名等が記載又は記録されている。

²² 同じ部署について複数の是正の求めに至ったことがあるため、延べ数は12部署である。

密表示を抹消すること）（平成 30 年 12 月）

防衛省の 3 部署において、特定秘密表示を特定秘密である情報が記録されている頁にしている特定秘密文書等（3 件）について、特定秘密である情報を記録する部分を容易に区分することができるにもかかわらず、特定秘密でない情報のみが記録されているながら、同表示をしている頁があるものと認め、平成 30 年 12 月 11 日、防衛大臣に対し、当該表示を抹消するよう、是正の求めを行った。なお、防衛省からは、当該表示を抹消した旨の報告を、同月 18 日に受けている。

- (カ) 是正の求め（特定秘密でない情報のみが記録されている文書の特定秘密表示をすべて抹消すること）（平成 30 年 12 月）

防衛省の 3 部署において、特定秘密でない情報のみが記録されている文書（17 件）について、特定秘密表示をしているものと認め、平成 30 年 12 月 11 日、防衛大臣に対し、当該表示をすべて抹消するよう、是正の求めを行った²³。なお、防衛省からは、当該表示をすべて抹消した旨の報告を、同月 18 日に受けている。

- (キ) 是正の求め（特定秘密でない情報のみが記録されている頁の特定秘密表示を抹消すること）（平成 31 年 3 月）

防衛省の 5 部署において、特定秘密表示を特定秘密である情報が記録されている頁にしている特定秘密文書等（7 件）について、特定秘密である情報を記録する部分を容易に区分することができるにもかかわらず、特定秘密でない情報のみが記録されているながら、同表示をしている頁があるものと認め、平成 31 年 3 月 5 日、防衛大臣に対し、当該表示を抹消するよう、是正の求めを行った。なお、防衛省からは、当該表示を抹消した旨の報告を、同月 11 日に受けている。

(5) 特定行政文書ファイル等の保存

特定行政文書ファイル等を保有している行政機関のうち、自ら特定秘密を指定した行政機関（以下「指定・保有行政機関」という。）²⁴を対象に、保存の適否について検証・監察を行った。また、平成 29 年度と同様に東京都以外に所在する機関等（以下「都外機関等」という。）も対象とした。

ア 検証・監察のポイント

特定秘密保護法第 5 条第 1 項において、行政機関の長は、指定をしたときは、当該指定に係る特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置（以下、施行令に関連規定を有する特定秘密の保護に関し必要な措置を「保護措置」という。）を講ずるものとする旨規定されている。これを受けて、施行令第 12 条第 1 項において、特定秘密を適切に保護する

²³ 当該文書について、特定秘密文書等管理簿に記録されているものと認めたことから、不適正ではないものの、特定秘密保護法の運用の適正を確保する観点から修正が望ましいとして、平成 30 年 12 月 11 日、(カ)の是正の求めとあわせて、防衛省に対し、その旨指摘した。

²⁴ 報告対象期間においては、内閣官房、警察庁、法務省、公安調査庁、外務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁の 9 行政機関である。

ための規程（以下「保護規程」という。）を定めるものとする旨が、同条第2項において、同規程に従い、同条第1項各号に掲げる保護措置を講ずることとする旨が、それぞれ規定されている。

また、特定秘密保護法第6条及び第10条の規定により特定秘密の提供を受ける行政機関の長等も、それぞれ保護措置を講ずる旨規定されている²⁵。

イ 検証・監察の過程及びその結果

(ア) 特定行政文書ファイル等の管理に資する事項の報告

運用基準V3(2)ア(イ)において、行政機関の長は、毎年1回、特定行政文書ファイル等の名称、保存場所、保存期間満了時の措置その他の特定行政文書ファイル等の管理に資する事項を、独立公文書管理監に報告することとされている。これに基づき各行政機関から独立公文書管理監に、平成30年3月31日時点での状況について、報告がなされた。

(イ) 検証・監察の対象となる部署の選定

指定・保有行政機関のうち7の行政機関に対し、行政文書ファイル管理簿に記載された「管理者」を基準に、特定行政文書ファイル等を管理する部署を選定するよう求めた。

(ウ) 説明の聴取

各行政機関が定めた保護規程²⁶及びこれに従って講じた保護措置について具体的に把握するとともに、実地調査において確認すべき点を抽出するため、各行政機関に対し、書面又は口頭で説明の聴取を行った。

(エ) 検証・監察の対象となる特定行政文書ファイル等の選定

検証・監察の対象となる特定行政文書ファイル等については、各部署が管理する特定行政文書ファイル等の中から、独立公文書管理監が、全体の約1割を選定した²⁷。

(オ) 実地調査

各行政機関を往訪し、検証・監察対象の特定行政文書ファイル等の背表紙、冊数等の現況を確認しつつ、保護規程に従った保護措置（施設設備の設置、立入り・機器持込みの制限等）の実施の状況を確認した。

なお、上記(4)イ(ア)のとおり、この機会をとらえるなどして、特定秘密の記録とその表示に係る検証・監察を行った²⁸。

²⁵ 特定秘密保護法第6条の規定により特定秘密の提供を受ける行政機関の長が講ずることとされている保護措置は、施行令第12条第1項各号に掲げる措置であり（施行令第17条）、同法第10条の規定により特定秘密の提供を受ける者が講ずることとされている保護措置は、施行令第18条各号に掲げる措置である。

²⁶ 保護規程は多岐にわたるため、特定秘密の保護に関する業務を管理する者、必要な施設設備の設置、取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限、文書等の保管の制限並びに取扱いの業務の状況の検査に関する規定について、検証・監察を行った。

²⁷ ただし、当該部署が保管する特定行政文書ファイル等が100件を超える場合には、効率的な業務遂行の観点から、10件のファイルを選定した。

²⁸ これは、当該ファイルが特定行政文書ファイル等に該当することを確認するためのもので

(カ) 適否の判断及び検証・監察の結果

説明聴取及び実地調査の結果を踏まえ、特定行政文書ファイル等の保存について、その適否を判断した結果、検証・監察を行った7の指定・保有行政機関に係る42部署²⁹について、検証・監察事項たる保護規程及び保護措置が適正であると認められた³⁰。

(6) 特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置

公文書管理法第8条第2項において、行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない旨規定されている。また、運用上、「公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書ファイル等の移管・廃棄等に関する手順について」（平成23年4月1日内閣府大臣官房公文書管理課長決定）3(1)に基づき、特定行政文書ファイル等については、独立公文書管理監による保存期間満了時の措置についての検証・監察において、廃棄と設定した措置は妥当との通知を受けた上で、保存期間満了年度別に一括して内閣総理大臣に協議することとされている³¹。

このような中、保存期間満了時の措置の適否に関する検証・監察の対象は、①保存期間満了時の措置が廃棄とされ、②平成30年度末までに保存期間が満了し、③その保存期間を延長する予定がない特定行政文書ファイル等を保有する2の行政機関（経済産業省及び防衛省）とした³²。

ア 検証・監察のポイント

運用基準I 2(2)において、特定秘密保護法の運用その他特定秘密に関する業務を行う全ての者は、公文書管理法についても各規定の内容を正確に理解してその適正な運用を徹底し、国民に対する説明責務を全うしなければならないこととされている。

公文書管理法第5条第5項において、行政機関の長は、行政文書ファイル等について、保存期間満了時の措置として、歴史公文書等にあつては国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては、廃棄の措置をとるべきことを定めなければならないこととされている。また、同法第8条第1項において、行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、この定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄

あるが、効率性の観点から、特定秘密の記録とその表示の検証・監察を兼ねたものとして行った。

²⁹ 内閣官房5部署、警察庁1部署、公安調査庁2部署、外務省4部署、海上保安庁1部署、防衛省24部署及び防衛装備庁5部署であり、そのうち都外機関等は7部署である。

³⁰ 脚注23のとおり、上記(4)イ(カ)の是正の求めとあわせた指摘を1件行った。

³¹ このように、独立公文書管理監による検証・監察は、廃棄協議の手順との関係では、その過程における中間的な措置として位置付けられている。そのため、廃棄が妥当である旨は、行政機関の長に通知するだけでなく、内閣府大臣官房公文書管理課にも連絡することとした。

³² 公文書管理法第5条第4項によれば、行政機関の長による保存期間の延長が可能であることから、保存期間満了日が迫り、かつ、その延長予定がない特定行政文書ファイル等（以下「対象ファイル」という。）の方が、それ以外のものよりも優先順位が高いと判断した。

しなければならないこととされている。いずれの規定も特定行政文書ファイル等の場合に当然適用される。

歴史公文書等に該当するかどうかの基準については、「行政文書の管理に関するガイドライン」³³（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定。以下「ガイドライン」という。）の別表第 2「保存期間満了時の措置の設定基準」³⁴を踏まえ、各行政機関の行政文書管理規則において定められている。

イ 検証・監察の過程及びその結果

(ア) 特定行政文書ファイル等の管理に資する事項の報告

運用基準 V 3(2)ア(イ)において、行政機関の長は、毎年 1 回、特定行政文書ファイル等（対象ファイルもこれに含まれる。）の名称、保存期間、保存期間満了時の措置その他の特定行政文書ファイル等の管理に資する事項を、独立公文書管理監に報告することとされている。これに基づき各行政機関から独立公文書管理監に、平成 30 年 3 月 31 日時点での状況について、報告がなされた。

(イ) 対象ファイルの確定

上記(ア)の報告には、特定行政文書ファイル等の保存期間を延長する予定の有無が含まれていないため、各行政機関に対して、①保存期間満了時の措置が廃棄とされ、②平成 30 年度末までに保存期間が満了し、③その保存期間を延長する予定がない特定行政文書ファイル等を保有しているかどうかを確認し、これらについて各行政機関側の判断が確定した段階で、順次、検証・監察に着手した。

(ウ) 説明の聴取

各行政機関に対し、対象ファイルの保存期間満了時の措置を廃棄と設定した理由、すなわち、歴史公文書等に該当しないと判断した理由について、書面又は口頭で説明の聴取を行った。

(エ) 実地調査

各行政機関を往訪し、対象ファイル（経済産業省 1 件及び防衛省 279 件）に係る特定秘密³⁵を記録する全ての文書（経済産業省 10 件及び防衛省 1746 件）の提供を受け、その内容を確認した。

³³ <https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hourei/kanri-gl.pdf>

³⁴ 以下のいずれかに該当する文書は、歴史公文書等に当たり、保存期間満了後には国立公文書館等に移管することとされている。

【Ⅰ】国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書

【Ⅱ】国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書

【Ⅲ】国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書

【Ⅳ】国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

³⁵ その概要は、経済産業省については、「衛星画像等」及び「情報収集衛星が撮像可能な地理的範囲」である。防衛省については、「内外の諸情勢、自衛隊の能力等に関する見積り」及び「防衛、警備等計画」である。

(オ) 適否の判断及び検証・監察の結果

説明聴取及び実地調査の結果を踏まえ、計 280 件全ての対象ファイルについて、設定された保存期間満了時の措置（廃棄）は妥当であると認められたので、平成 30 年 12 月 11 日に経済産業省に対して、平成 31 年 3 月 5 日に防衛省に対して、それぞれその旨通知した。

(7) 特定行政文書ファイル等にすべきものの存否

検証・監察の対象となる事項であることが報告対象期間中に新たに示されたものであるところ、速やかに検証・監察に着手し、その手法の確立に資することを重視した。そこで、平成 28 年中に保存期間 1 年未満の特定秘密文書を廃棄した行政機関のうち、①別途 1 年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の写し、②別途 1 年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の素材、③暗号関係の 3 つの類型（以下「3 類型」という。）の保存期間 1 年未満の特定秘密文書を廃棄していた 2 の行政機関³⁶について、報告対象期間においても保存期間 1 年未満の特定秘密文書を作成又は取得していることを確認の上、それらの中に保存期間を 1 年以上と設定すべきものがないかについて検証・監察を行った。

ア 検証・監察のポイント

行政文書の保存期間については、ガイドラインの第 4 において、公文書管理法第 2 条第 6 項の歴史公文書等に該当するとされた行政文書にあっては、1 年以上の保存期間を定めるものとされているほか、歴史公文書等に該当しないものであっても、行政が適正かつ効率的に運営され、国民に説明する責務が全うされるよう、意思決定過程や事務及び事業の合理的な後付けや検証に必要となる行政文書については、原則として 1 年以上の保存期間を定めるものとされている。

イ 検証・監察の過程及びその結果

(ア) 検証・監察の対象となる部署の選定

各行政機関に対し、書面又は口頭で説明の聴取を行い、報告対象期間においても保存期間 1 年未満の特定秘密文書を作成又は取得していることが確認された部署の中から、3 類型の保存期間 1 年未満の特定秘密文書について確認することに配慮して、独立公文書管理監が選定した。

(イ) 保存期間 1 年未満の特定秘密文書の選定

対象となる部署が保有する保存期間 1 年未満の特定秘密文書³⁷について、各行政機関に対して、作成又は取得の目的、用途、文書件名等の

³⁶ 衆議院情報監視審査会平成 29 年年次報告書において、保存期間 1 年未満の特定秘密文書で平成 28 年中に廃棄されたものの類型として 3 類型が示されていたところ、内閣官房及び防衛省は、いずれの類型についても廃棄をしていた。

³⁷ 選定に際しては、各行政機関に対し、その作成又は取得する保存期間 1 年未満の特定秘密文書が検証・監察の対象となる可能性があることを踏まえ、恣意的に廃棄することがないように求めた。

説明を求め、同種のものが多数作成又は取得される保存期間1年未満の特定秘密文書を中心に、独立公文書管理監が選定した。

(ウ) 説明の聴取

各行政機関に対し、保存期間を1年未満とすることができると判断した理由について、各行政機関の行政文書管理規則との関係も踏まえて、書面又は口頭での説明の聴取を行った。

(エ) 実地調査

各行政機関を往訪し、保存期間1年未満の特定秘密文書の提供を受け、その内容を確認した。

(オ) 適否の判断及び検証・監察の結果

説明聴取及び実地調査の結果を踏まえ、検証・監察を行った10部署³⁸について、保存期間1年未満の特定秘密文書の中に保存期間を1年以上と設定すべきものはないものと認められた。

³⁸ 内閣官房5部署及び防衛省5部署である。

5 検証・監察に関する定量的指標

検証・監察の過程において、149 回にわたり、各行政機関からの説明聴取、行政機関に赴いての現地調査等を行った。

これらの過程において、特定秘密を記録する文書等について、計 2,051 件³⁹（これら文書等に記録されている特定秘密の件数としては延べ 3,175 件⁴⁰）の提供を受け、その内容を確認した。

なお、行政機関の長が特定秘密である情報の提供の求めに応じず、運用基準 V 3(2)ウに基づく理由の疎明を行った事案はなかった。

行政機関別の説明聴取、現地調査等の回数及び確認した特定秘密を記録する文書等の件数等については、表 2 のとおりである。

表 2 各行政機関に対する検証・監察の実施回数等

| | 検証・監察の実績 | | |
|----------|-----------------------|---------------------------------|--|
| | 説明聴取、 現地調査等の 回数 | 確認した特定 秘密を記録す る文書等の 件数 | 文書等に記録さ れていることを 確認した特定 秘密の件数 (延べ数) |
| 国家安全保障会議 | 1 | ※ 0 | 0 |
| 内閣官房 | 22 | 58 | 189 |
| 警察庁 | 5 | 3 | 3 |
| 総務省 | 2 | 0 | 0 |
| 公安調査庁 | 7 | 6 | 9 |
| 外務省 | 14 | 14 | 15 |
| 経済産業省 | 2 | 10 | 42 |
| 海上保安庁 | 6 | 5 | 5 |
| 防衛省 | 78 | 1,939 | 2,888 |
| 防衛装備庁 | 12 | 16 | 24 |
| 合計 | 149 | 2,051 | 3,175 |

※ 国家安全保障会議については、事務局である国家安全保障局（内閣官房に設置）が同会議の指定した特定秘密を記録する文書を保有することから、同会議としては特定秘密を記録する文書を保有していない。

³⁹ 例えば、報告対象期間中に一つの文書を複数回提供されて確認した場合には、1 件と計上している。

⁴⁰ 例えば、一つの文書に二つの指定に係る情報が記録されていることを確認した場合には、2 件と計上している。

6 通報への対応

運用基準V 4(2)において、特定秘密の取扱いの業務を行う者や過去に行っていた者又は業務上特定秘密を知得した者は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、行政機関の長が設置した窓口に通報することができることとされている⁴¹。これに加えて、一定の条件を満たす場合⁴²には、独立公文書管理監の窓口に対して通報することができることとされている。

独立公文書管理監は、通報を受理した場合には、遅滞なく必要な調査を行うものとされ、特定秘密保護法等に従っていない状況が認められた場合には、行政機関の長に対し、是正を求めるものとされている。

報告対象期間中、独立公文書管理監において処理した通報は0件であった。なお、独立公文書管理監においては、引き続き、通報の要件を満たさないものであっても、検証・監察に資する情報の提供は広く受け付けることとしている。

⁴¹ 行政機関の長は、通報を処理したときは、その内容を独立公文書管理監に報告することとされている（運用基準V 4(2)ア(カ)）が、報告対象期間中、この報告は0件であった。

⁴² 以下のいずれかの条件を満たす場合には、独立公文書管理監への通報を行うことができる。
①通報者が、行政機関の長に対して既に通報を行っており、当該行政機関の長から調査を行わない旨の通知又は調査の結果の通知を受けていること、②行政機関の長に対する通報は行っていないものの、以下のいずれかに該当すること。
i) 通報をすれば不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある。
ii) 通報をすれば証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある。
iii) 個人の生命又は財産に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある。

7 情報監視審査会への対応

平成30年6月22日付け「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」（運用基準V5(1)オに基づく独立公文書管理監から内閣総理大臣への前回の報告）について、衆議院及び参議院の情報監視審査会の各委員に個別に資料を配付し、説明する機会を設けたほか、求めに応じ、情報監視審査会において説明及び質疑に対する応答を行った。また、衆議院情報監視審査会の平成29年年次報告書において示された政府に対する意見・指摘のうち、独立公文書管理監に関するものに対しては、表3のとおり説明した。

衆議院情報監視審査会平成30年年次報告書及び参議院情報監視審査会平成29年年次報告書において示された政府に対する意見・指摘のうち、独立公文書管理監に関するもの⁴³に対しては、今後、その趣旨を踏まえて必要な対応を真摯に検討していく。

⁴³ 衆議院情報監視審査会からは、「独立公文書管理監が検証・監察を行う際には、対象となる特定秘密文書の関連文書もチェックするなどして、本来、特定秘密に指定されるべき情報が意図的に外されていないかという観点からも実施すること。」及び「独立公文書管理監は、その職務の拡大を契機として、業務の充実を図り、情報保全監察室と公文書監察室との連携を強化することにより、実効的な特定秘密文書の検証・監察に努めること。なお、実効性の確保に向け、業務の増加に伴う体制強化に努めること。」との意見を受けた。また、参議院情報監視審査会からは、「内閣府独立公文書管理監が行う特定行政文書ファイル等の管理に対する検証・監察については、その実効性を更に高めるため、関係行政機関が特定秘密の指定及びその有効期間の延長を行う場合の当該行政機関が設定した有効期間の妥当性を判断する根拠について、本審査会での十分な説明に努めること。さらに、保存期間満了時に廃棄が予定されている特定行政文書ファイル等については、それに含まれる個別の特定秘密文書等が歴史公文書等に該当するかという点のみならず、例えば、廃棄予定の特定行政文書ファイル等が他の行政機関から提供された特定秘密文書等の副本を含む場合には、他の行政機関が保有する正本の存否及び保存期間も確認するなどして、特定秘密文書等の廃棄の適否の判断が適正に行われているか検証・監察を徹底すること。」との指摘を受けた。

表3 平成29年年次報告書における意見・指摘（衆議院、独立公文書管理監に関するもの）への説明状況

| 意見・指摘 | 独立公文書管理監の説明状況 |
|--|---|
| <p>○ 特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断につき、独立公文書管理監が、当該特定秘密の政策への反映の有無等とあわせ、特定秘密としての重要性を当該保有行政機関に慎重に確認することを検討すること</p> | <p>○ 従前より、特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置の検証・監察において、政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録されているかどうかなどについて確認しているところ、引き続き、慎重に検証・監察してまいりたい。</p> |
| <p>○ 保存期間1年以上の特定秘密文書に係る特定行政文書ファイル等の廃棄をする場合において、独立公文書管理監が廃棄とする措置を妥当と認めた際は、当審査会に対しても速やかに連絡すること</p> | <p>○ 審査会に対しては、これまでも当室の活動状況等について折々に説明しているが、今後とも、一つの検証・監察事項に区切りがついた段階や社会的関心を呼ぶ措置を講じた段階で、随時ご説明するなど、誠実に対応してまいりたい。</p> |
| <p>○ 平成28年年次報告書の審査会意見で付した、作成から30年を超える特定秘密文書を保有若しくは今後保有しようとする場合、独立公文書管理監が審査を行うこと</p> | <p>○ 公文書管理法により、行政機関の長は、作成から30年を超える特定秘密文書を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。また、運用上、独立公文書管理監による保存期間満了時の措置についての検証・監察において、廃棄と設定した措置は妥当との通知を受けた上で、内閣総理大臣に協議することとされている。</p> <p>そのため、行政機関の長は、独立公文書管理監による同検証・監察を経ずに、作成から30年を超える特定秘密文書を廃棄することはできないところ、審査会の御意見の趣旨を踏まえ、慎重に検証・監察をしてまいりたい。</p> |
| <p>○ 独立公文書管理監の検証・監察において、現地調査の回数を大幅に増やし、特定秘密に指定されている情報が特定秘密文書等（当該情報が化体される物件を含む）に実際に記載等されているかを確認し、実効性を高めること。また、確認する文書等を選定する際は、独立公文書管理監が自らの関心に従い主導的に文書等の対象を選定すること</p> | <p>○ 特定秘密に指定されている情報が特定秘密文書に実際に記録されているかについては、従来から、特定秘密の記録とその表示の検証・監察として確認しており、平成29年度から、同検証・監察のために現地調査に入る部署数を大幅に増加している。また、確認する文書等については、平成30年度から独立公文書管理監が選定を行うこととしている。</p> |
| <p>○ 実際に、どのように特定秘密文書等を選定し、どのような調査（口頭、メール、実地）をどのような観点で行っているのか、一連の検証・監察の流れを具体例を用いて当審査会に示すこと</p> | <p>（審査会の場で説明）</p> |

8 今後の展望

本報告の対象期間中は、これまでに相当程度確立させた検証・監察の手法を基礎として、これをより実効的・効率的なものとするべく更なる改善に取り組んだほか、新たな検証・監察事項である特定行政文書ファイル等にすべきものの存否の検証・監察にも着手した。

その結果、前回報告と同様の検証・監察事項をすべて厳正に実施するなど、計画的に業務を推進しつつ、さらに、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否の検証・監察についても、今後の検証・監察につながる実例を積み重ねることができた。

この検証・監察を通じて、平成30年12月11日及び平成31年3月5日に、合計4件の是正の求めなどを行った結果、行政機関において所要の措置が講

じられており、特定秘密保護法の適正な運用に資することとなった。

今回の検証・監察では、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否の検証・監察について2の行政機関のみを対象としたが、今後は、より多くの行政機関に対しても検証・監察を行っていくこととなる。また、平成26年12月10日に特定秘密保護法が施行され、本年12月10日で5年が経過するところ、多数の特定秘密の指定の有効期間が延長されることも予想される。こうした中、これまでに確立させてきた検証・監察の手法について、実効性を確保しつつより効率的なものとするべく更なる改善に取り組み、計画的に業務を推進させていきたい。

今後も、独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施し、その任務を誠実に遂行することにより、特定秘密保護法等の運用に当たる各行政機関の職員の意識を高め、自浄作用を促進して、適正な運用の確保に貢献していきたい。

V 内閣情報調査室から発出した事務連絡の内容（当審査会からの指摘に基づくもの）

(1) 行政文書等が存在しない情報を特定秘密として指定し、取り扱う際の考え方について（通知）（平成 29 年 11 月 8 日）

1. 特定秘密に当たる情報が出現する前であっても、秘匿の必要性に照らして内容が同一であると考えられる限り、現存しないが将来出現することが確実であり、かつ、完全に特定し得る情報も、特定秘密の指定の対象となる情報である（「特定秘密保護法逐条解説」（平成 26 年 12 月 9 日、内閣官房特定秘密保護法施行準備室）第 3 条第 1 項 2（3）イ（ア））。特定秘密に当たる情報が出現する前に、あらかじめ特定秘密を指定する場合には、当該情報の出現可能性について慎重に判断する。ここで、例えば、当該情報の入手時期が確定していない時など、将来出現することが確実であると言えない場合には、当該情報をあらかじめ特定秘密として指定することは行わない。ここでいう「確実」とは、通常の語義どおり、確か間違いのないことであると解し、情報の出現の蓋然性、過去の実績等を総合的に検討して判断する必要がある。

なお、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（以下「運用基準」という）（Ⅱ－3 指定手続（3））「毎年度作成する計画や継続的に収集する情報など、行政機関が当該指定に係る情報を異なる時期に複数回保有することが想定される場合には、指定の有効期間を定める趣旨に鑑み、対象情報の記述及び施行令第 4 条第 3 号の特定秘密の概要は、例えば「平成〇〇年度〇〇計画」、「情報収集衛星により平成〇〇年中に入手した衛星画像情報」、「平成〇〇年中の〇〇国との間の〇〇に関する交渉の内容」と期間を区切るなどして、適切に管理できるように記すものとする。」に従って、特定秘密に当たる情報が出現する前であっても、当該情報をあらかじめ特定秘密に指定する場合であっても、その特定秘密指定書の対象情報の記述において、期間を適切に区切って指定する。

2. 指定された特定秘密に当たる情報が現存せず、今後もこれが出現する可能性がないことが確定した場合には、有効期間内であっても、速やかに当該特定秘密の指定を解除する。

あらかじめ特定秘密を指定したものの指定された特定秘密に当たる情報が出現せず指定の有効期間が満了した場合は有効期間を延長しない。

3. 公文書管理法に基づいて、指定された特定秘密に当たる情報が記録された行政文書の管理を適切に行う。

4. 上記の考え方については、今後の運用状況を見て、運用基準の改正時において、運用基準への反映を検討することとする。

(2) 内閣府独立公文書管理監による「特定秘密である情報を記録する保存期間1年未満の行政文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか」の検証・監察について（通知）（平成30年7月27日）

1. 内閣府独立公文書管理監は、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（以下「運用基準」という。）V3（1）ア等に従って、特定秘密の指定及びその解除並びに行政文書ファイル管理簿（公文書管理法第7条第1項に規定する行政文書ファイル管理簿をいう。）に記載された行政文書ファイル等（公文書管理法第5条第5項に規定する行政文書ファイル等をいう。）のうち特定秘密である情報を記録するもの（以下「特定行政文書ファイル等」という。）の管理が特定秘密保護法及び施行令の規定並びに運用基準IからIIIまで（以下「特定秘密保護法等」という。）に従って行われているかどうか検証し、監察を行っているところである。

さらに、運用基準V3（1）イにおいて、「内閣府独立公文書管理監は、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をすることができる。」とされているが、ここでいう「特定秘密である情報を含む資料の提出」を求めることができるのは、内閣府独立公文書管理監が、運用基準V3（1）アに定める検証・監察をするために「必要があると認め」たときでなくてはならないと解すべきであるところ、これまでも内閣府独立公文書管理監は、運用基準V3（1）アに定める検証・監察をするために必要があると認めたときは、「（保存期間1年未満の特定秘密文書を含め、）特定秘密である情報を含む資料の提出」を行政機関の長に求めてきたところであると承知している。

2. 今般、別添の衆議院情報監視審査会の政府に対する意見が出されたことを前提として、行政機関による特定秘密文書の取扱いに係る実務や上記1.の内閣府独立公文書管理監による検証・監察の実情も踏まえ、内閣府独立公文書管理監が、「保存期間1年未満の特定秘密文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか」（以下「特定行政文書ファイル等にすべきものの存否」という。）を検証・監察することは、保存期間が1年以上である特定行政文書ファイル等の管理が適正に行われているか否かについての検証・監察の一部を構成するものと考えられることから、運用基準V3（1）アの「特定行政文書ファイル等の管理」の検証・監察には、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否、すなわち、保存期間1年未満の特定秘密文書の中に保存期間を1年以上と設定すべきものがないかの検証・監察が含まれると解することを新たに示すこととした。

3.（1）そこで、今後、内閣府独立公文書管理監が、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否の検証・監察を行うために必要があると認め、保存期間1年未満の特定秘密文書を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をす

るときは、これらの求めや実地調査は、運用基準V3（1）イに基づくものとして、内閣府独立公文書管理監による従来の検証・監察と同様に、運用基準V3（2）に従って然るべく対応することが必要である。

（2）なお、歴史公文書等に該当せず、意思決定過程等の検証に必要な行政文書に該当しない保存期間1年未満の特定秘密文書を全て調査するために、一定期間厳重に管理することは、情報保全、執務室のキャビネット又はハードディスクの容量等の物理的な制約、システム等の観点から困難を伴うこと、内閣府独立公文書管理監による実効的な検証・監察を確保する必要があることから、独立公文書管理監は、保存期間1年未満の特定秘密文書の全てについて行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないかを検証・監察するのではなく、抽出して検証・監察することが想定される。特定行政文書ファイル等にすべきものの存否の検証・監察に際し、内閣府独立公文書管理監から提出を求められていない保存期間1年未満の特定秘密文書については従来どおり取り扱って差し支えない。

4. なお、特定秘密である情報を記録する行政文書も、公文書管理法が当然適用されることから、「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定。平成29年12月26日一部改正）に基づく厳格なルールの徹底を図り、確実に運用することが必要である。

(別添資料)

○衆議院情報監視審査会平成 29 年年次報告書 (平成 30 年 3 月 28 日) (抄)

第 1 政府に対する意見 (調査結果)

1 政府に対する意見

(1) 特定秘密文書廃棄問題

ア 特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断基準関係

(ア) ~ (ウ) (略)

(エ) 独立公文書管理監が、特定秘密文書の行政文書の保存期間が 1 年以上とするか否かの保有行政機関の判断の妥当性を検証できるよう、運用基準等に明確化することを検討すること。

イ (略)

ウ 行政文書の保存期間が 1 年未満の特定秘密文書の廃棄関係

(ア) ~ (イ) (略)

(ウ) 保存期間が 1 年未満の特定秘密文書が大量に廃棄されている実態に鑑み、保存期間が 1 年未満の特定秘密文書の廃棄についても、独立公文書管理監が検証・監察を行うよう、早急な運用の見直しを行うこと。

エ (略)

(2) ~ (7) (略)

VI これまでに指定が解除された特定秘密一覧（平成30年末現在）

衆議院情報監視審査会事務局

| 行政機関 | 解除年月日 | 識別番号 | 特定秘密の概要 | 解除又は一部解除 |
|-------------|------------|--|---|----------|
| 内閣官房 | 平成29年12月6日 | 官-49 | 平成26年中に内閣情報調査室の人的情報源又はその候補となった者のうち特に厳格な情報保全措置が必要であると認められるものについて、その者が同室の人的情報源若しくはその候補である事実又はこれらであった事実及び収集分析することにより当該事実が明らかになるおそれがある情報 | 一部解除 |
| 警察庁 | 平成28年4月28日 | 警-23 | 平成27年中に警察の人的情報源又はその候補となった者のうち特に厳格な情報保全措置が必要であると認められるものについて、その者が警察の人的情報源又はその候補である事実又はこれらであった事実及び収集分析することにより当該事実が明らかになるおそれがある情報 | 解除 |
| | 平成29年5月19日 | 警-15 | 平成26年中に警察が収集・分析をしたことにより得られたテロリズム（国際テロリズムを除く。）の実行の意思・能力に関する情報及びそれを収集する能力に関する情報 | 一部解除 |
| 外務省 | 平成29年3月8日 | 外-12 | 平成26年に外国の政府等から国際情報統括官組織に対し、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているものとして、安全保障に関して提供のあった国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報及びそれを分析して得られた情報 | 一部解除 |
| | 平成29年3月13日 | 外-9 | 日韓排他的経済水域境界画定交渉を含む、日韓間の排他的経済水域の境界画定にかかる交渉の方針又は結果に関する情報であり、公になることにより、我が国領域の保全又は海洋等の権益確保のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内が露見し、我が国の立場を反映した交渉が困難となるもの | 解除 |
| | | 外-10 | 竹島問題に関する情報のうち、外国の政府等との交渉若しくは協力の方針若しくは内容又は竹島問題に関し収集した重要な情報、その情報の収集整理若しくはその能力であり、公になることにより、我が国領域の保全のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内やこれらのための我が国の能力が露見し、対抗措置が講じられ、竹島問題の平和的解決に向けた外国の政府等との交渉が困難となるもの | |
| | | 外-15 | 東シナ海資源開発に関する中国政府との交渉又は協力の方針又は内容のうち、漏えいした場合に我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるもの | |
| | 平成28年5月12日 | 外-37 | 平成27年中に国際テロリズムに関し外務省の人的情報源となった者のうち特に厳格な情報保全措置が必要であると認められるものについて、その者が外務省の人的情報源である事実又は人的情報源であった事実及び収集分析することにより当該事実が明らかになるおそれがある情報 | 解除 |
| 外-38 | | 平成27年中に外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から総合外交政策局に対し、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているものとして提供のあった情報（情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。） | 解除 | |
| 防衛省 | 平成29年3月22日 | 防-76 | （不開示情報） | 解除 |
| | | 防-77 | （不開示情報） | |
| | | 防-87 | 自衛隊防衛及び警備基本計画 | |
| | | 防-88 | 自衛隊の防衛及び警備実施計画 | |
| | | 防-91 | 情勢等に関する見積り | |
| | 防-224 | 電子戦運用教育実施に関する米軍情報 | | |
| | 平成28年6月14日 | 防-253 | 平成27年3月31日24時から平成28年3月31日24時までの間に防衛省・自衛隊が防衛に関し収集した誘導武器に係る技術情報等 | 解除 |
| 平成28年8月17日 | 防-265 | 平成27年3月31日24時から平成28年3月31日24時までの間に「情報業務の実施に関する訓令」（平成18年防衛庁訓令第21号）第19条第2項の規定に基づき、情報本部が作成する「統合中期情報見積り」 | 解除 | |
| 平成29年4月13日 | 防-271 | 平成28年2月10日から平成30年3月31日までの間に防衛政策局、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部がそれぞれ又は共同して実施する防衛協力・交流に関して外国の政府等から提供された情報 | 一部解除 | |
| 平成29年12月28日 | 防-294 | 平成29年3月31日24時から平成30年3月31日24時までの間に情報本部が収集整理した国の行政機関の保有する衛星の画像データ及び画像情報 | 一部解除 | |
| 防衛装備庁 | 平成30年3月6日 | 装-17 | 日本国防衛大臣とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国国防大臣との間の「共同による新たな空対空ミサイルの実現可能性に係る日英共同研究（第2段階）に関する取決め」に基づき提供される情報等 | 解除 |

※なお、令和元年12月末現在の指定状況一覧表によれば、上記に加え、防衛省の指定する特定秘密29件につき、指定の有効期間が満了している。

Ⅶ 提示を受けた特定秘密一覧

| 提示日 提示場所 | 行政機関 | 提示を受けた特定秘密の概要 |
|--------------------------------------|-------|--|
| 平成 28. 1. 25 内閣衛星情報センター (委員派遣) | 内閣官房 | 内閣衛星情報センターが情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報 |
| 28. 11. 30 審査会 | 警察庁 | 作成から30年以上が経過している特定有害活動（スパイ活動等）の防止に関する警察の特定秘密文書 |
| | 経済産業省 | 平成 23 年から平成 27 年中、内閣衛星情報センターが我が国政府の運用する情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（資源エネルギー関係、災害関係等）であって、経済産業省が提供を受けていたもの |
| 30. 1. 26 審査会 | 外務省 | 安全保障に関する外務省の特定秘密の一部 |
| | 経済産業省 | 内閣衛星情報センターが我が国政府の運用する情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（資源エネルギー関係、災害関係等）であって、平成23年度から平成25年度中に経済産業省が提供を受けていたもののうち、独立公文書管理監から保存期間満了時の措置を廃棄とすることが妥当と認められたもの |
| | 防衛省 | 情報本部が実施する電波情報業務の実施規則等又は情報本部と外国政府等との間の画像情報協力に関する知識等を記した特定行政文書ファイル等のうち、独立公文書管理監から保存期間満了時の措置を廃棄とすることが妥当と認められたもの |
| | 防衛装備庁 | 防衛装備庁が防衛省より提供を受けた「そうりゅう」型潜水艦の安全潜航深度及び水中航続時間を明示する数値で、保存期間満了時の措置を廃棄としたもの |
| 30. 6. 6 内閣衛星情報センター (委員派遣) | 内閣官房 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報 ・ 情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報 ・ 情報収集衛星に係る暗号に関する情報 |

VIII これまでの主な審査会意見と政府の対応状況

1 行政文書が不存在の特定秘密関係

審査会意見の背景及び経緯

- ・平成28年審査会において、内閣官房及び各行政機関に対し特定秘密ごとの特定秘密文書の件数の提出を求めたところ、指定されている特定秘密443件のうち、特定秘密文書が不存在の特定秘密が166件あることが判明した（平成27年12月31日現在）。
- ・行政文書が不存在の特定秘密については、特定秘密が物件であり文書作成が困難であるもののようにその理由が明確である特定秘密もあれば、情報が不存在であるものや文書作成が可能であるにもかかわらず作成していないものもあることから、その指定については、必要性和特定秘密に該当する情報の出現可能性について厳格に審査し、特定秘密の指定を行う必要がある。

【平成28年審査会意見及び政府の対応状況】

| 意見 | 各行政機関における対応 |
|---|---|
| <p>✓ 行政文書が不存在の特定秘密（物件のように文書作成が困難なものを含むものを除く。）については、その必要性や出現可能性について厳格に審査した上で、特定秘密の指定を行うこと。</p> | <p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 「行政文書等が存在しない情報を特定秘密として指定し、取り扱う際の考え方」と題する事務連絡を発出した。今後はこのような考え方に沿って指定の取扱いを行っていく。 (平成29年11月14日審査会)</p> <p>■ 各行政機関において、文書の作成や指定の解除等の措置が講じられた（平成29年3月末時点で、指定解除9件、文書作成8件等により、36件が解消）。</p> |
| <p>✓ 具体的な情報が出現する前に特定秘密をあらかじめ指定する場合は、その出現の蓋然性が極めて高い場合に限り、最低限の期間に区切った上で特定秘密の指定を行うこと。また、指定後においても、具体的な情報の出現可能性を年1回の定期点検のみならず、随時点検し、出現が見込めないと判断した場合は、直ちに当該指定の解除を行うこと。なお、情報が不存在のまま有効期間の更新を行わないこと。</p> | |
| <p>✓ 特定秘密保護法の逐条解説[※]に基づく、いわゆる「あらかじめ指定」が拡大しすぎていることを踏まえ、より適切な規定を定めること。その際、例外的な取扱いであることを明記するとともに、厳格な要件を定めること。</p> | |
| <p>✓ 行政文書及び物件もなく、職員の知識の中にだけ存在する特定秘密の指定は、暫定的な処置としてやむを得ない場合を除き行わないこと。</p> | |

[※]「特定秘密の保護に関する法律【逐条解説】」（平成26年12月9日 内閣官房特定秘密保護法施行準備室）

【平成 29 年審査会意見及び政府の対応状況】

| 意見 | 各行政機関における対応 |
|---|---|
| <p>✓ 行政文書が不存在の特定秘密のうち、複数の行政機関が同一の特定秘密を指定しているものについては、特定秘密文書を保有していない行政機関の指定を解除、若しくは文書を保有することを再検討すること。</p> | <p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 当該意見で指摘されている特定秘密は、法施行日以前に他の行政機関から提供を受けていた特別管理秘密を、法施行時に提供先の行政機関において特定秘密に指定したものである。（この場合、）情報提供元の行政機関においては提供した文書の正本・原本を保有し続け適切に情報を管理しており、提供先の行政機関が文書を保有しなくても問題は生じないものと考えている。</p> <p>他方、当該情報は指定の要件を満たしており、引き続き特定秘密として保護する必要があることから、提供先においても、指定を維持することが適当であると考えている。</p> <p>（平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会）</p> |
| <p>✓ 行政文書が不存在の特定秘密については、指定管理簿の備考欄等にその旨を記載するなどして、記録に残す措置を検討すること。</p> | <p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 審査会に提出する特定秘密指定管理簿綴りに、行政文書が不存在の特定秘密の一覧が添付されることとなった。</p> <p>■ なお政府としては、審査会が集計している*①複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの、②他機関が保有しているもの、③物件が存在しているもの、の 3 類型については「行政文書不存在の特定秘密」にはあらず、④具体的な情報が未出現のもの、及び⑤行政文書も物件もないが、具体的な情報が（職員の知識として）存在するもの、の 2 類型のみが「行政文書不存在の特定秘密」に該当するとしている。この整理に基づき、平成 30 年末時点で「行政文書不存在の特定秘密」は存在しないとしている。</p> |

※《表 2-3》参照

【平成 30 年審査会意見及び政府の対応状況】

| 意見 | 各行政機関における対応 |
|---|---|
| <p>✓ 「いわゆる『あらかじめ指定』を行う場合の厳格な要件」及び「指定管理簿への記載等記録に残すための措置」について、運用基準に盛り込むことを検討し、その結果を当審査会に報告すること。</p> | <p>【警察庁】</p> <p>■ 「あらかじめ指定」については、内閣情報調査室から示された考え方*に基づき、慎重な検討の上、将来出現することが確実なものに限り行っている。</p> <p>なお、警察庁においては、平成 27 年中に指定した人的情報源に関する特定秘密 1 件について、当該指定に該当する情報は現存せず、今後も出現する可能性はないことが確定し、指定の要件を欠くに至ったことから、平成 28 年に当該指定を解除している。</p> <p>（令和元年 11 月 5 日審査会）</p> |

※参考資料 V (1) 参照

2 作成から 30 年を超える特定秘密文書

審査会意見の背景及び経緯

- ・ 特定秘密保護法において、特定秘密の指定の有効期間は、理由を示して内閣の承認を得ない限り、通算で 30 年を超えることはできないと規定されており、また、運用基準においては、指定の有効期間が通じて 30 年を超える特定秘密が記録された文書は、指定解除後、歴史公文書等として国立公文書館等に移管するものとされている。
- ・ 一方で、同法施行以前に作成され、30 年を超える特定秘密が記載されている文書が存在するが、これらの文書については法施行時から特定秘密の指定の有効期間が開始されたものとされている。
- ・ 特定秘密保護法の対象は、文書ではなく情報であるものの、そもそも、特定秘密として保護される条件を考慮すれば、当該文書作成時において、既に指定されたものとみなすことが妥当であることから、作成から 30 年を経過したものは指定から 30 年を経過したものと同等のものとも考えられる。

【平成 28 年審査会意見及び政府の対応状況】

| 意見 | 各行政機関における対応 |
|--|--|
| <p>✓ 特定秘密保護法施行前から保有している行政文書で、作成から 30 年を超える行政文書を特定秘密文書として保有している場合、若しくは、今後保有しようとする場合、独立公文書管理監が審査を行うことや指定の有効期間を通じて 30 年を超えて延長する場合と同等の厳格な手続を課す措置を検討すること。</p> | <p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 作成から 30 年を超える特定秘密文書の保有状況について、内閣情報調査室が調査したところ、警察庁、外務省及び防衛省において、保有していることが判明した。その上で、今後とも特定秘密文書の長期にわたる保有については、政府全体でその状況の把握に努め、その上で適正を確保するために何らかの措置が必要かどうか、実務を積み重ねつつ、引き続き検討してまいりたい。</p> <p>(平成 29 年 11 月 14 日審査会)</p> |
| <p>✓ 特定秘密文書の保存期間満了に伴い、特定秘密文書を廃棄及び廃棄予定とする場合は、当審査会に件数及び文書等の名称、廃棄する合理的理由を記した資料を提出し、説明すること。</p> | <p>■ 廃棄の事例について、類型別・省庁別の数字を示した資料が提出された。</p> |
| <p>✓ 当初の特定秘密指定において「平成 26 年までに」「平成 26 年以前」と指定管理簿及び指定書に記載し、かつ、平成 26 年より前の特定秘密を保有していない場合は、「平成 26 年に」と記述を改めること。</p> | <p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 指定管理簿及び指定書の記載と実態が合っていない特定秘密の保有状況について、内閣情報調査室が各省庁へ照会した結果、内閣官房、警察庁及び外務省において該当する特定秘密が存在することが判明した。これを受けて、内閣官房の 1 件、警察庁の 1 件及び外務省の 1 件について指定書等における記述を修正したとの報告があった。</p> |

【平成 29 年審査会意見及び政府の対応状況】

| 意見 | 各行政機関における対応 |
|---|--|
| <p>✓ 作成から30年を超える特定秘密文書を保有する行政機関においては、その概要を整理して当審査会に報告すること。</p> | <p>【警察庁】</p> <p>■ 警察庁では、特定有害活動関係及び外国政府との情報協力業務関係について、作成から30年を超える文書を保有しているところ、平成28年の審査会の指摘等を踏まえ、再検討を行い、警察が収集、分析したことにより得られた特定有害活動の実行の意思、能力に関する情報等に関する（作成から30年を超える）文書については、歴史公文書等に該当するものとして、保存期間満了時の措置を移管に変更した。</p> <p style="text-align: right;">（平成30年11月6日審査会）</p> <p>【外務省】</p> <p>■ 外務省では、日露平和条約締結交渉に関する特定秘密について、作成から30年を超える文書を保有している。</p> <p style="text-align: right;">（平成30年11月8日審査会）</p> <p>【防衛省】</p> <p>■ 防衛省における、平成29年末時点において同省が保有する作成から30年を超える特定秘密文書の件数は57件であり、特定秘密文書の長期にわたる保有の状況の把握に努めてまいりたいと考えている。</p> <p style="text-align: right;">（平成30年11月27日審査会）</p> |
| <p>✓ 作成から30年を超える特定秘密文書について、その秘密として取り扱われてきた期間の長さを考慮し、保存期間満了時の措置を再検証の上、原則として歴史公文書等とし、保存期間満了後は国立公文書館等に移管することを検討すること。</p> | <p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 特定秘密が記録された行政文書のうち、歴史公文書等に該当するものについては、特定秘密の指定が解除され、又は指定の有効期間が満了し、保存期間が満了した場合には、国立公文書館等に移管することとなっている。また歴史公文書等に該当しないものについても、恣意的に廃棄されないような重層的な仕組みが設けられている。個別の文書が歴史公文書等に該当するか否かについては各省庁にお尋ね願いたい。今後とも、特定秘密文書の長期にわたる保有については、その状況の把握に努めつつ、その適正を確保するために何らかの措置が必要かどうかについて引き続き検討してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">（平成30年7月10日・10月31日審査会）</p> |
| <p>✓ 平成28年年次報告書の審査会意見で付した、作成から30年を超える特定秘密文書を保有若しくは今後保有しようとする場合、独立公文書管理監が審査を行うことや指定の有効期間を通じて30年を超えて延長する場合と同等の厳格な手続を検討の上、速やかに必要な措置を講じること。</p> | |

【平成 30 年審査会意見及び政府の対応状況】

| 意見 | 各行政機関における対応 |
|---|---|
| <p>✓ 作成から30年を超える特定秘密文書のうち、保存期間満了時の措置が廃棄とされているものに係る個別具体的な理由の疎明に至っていない指定行政機関にあっては、速やかに対応すること。</p> | <p>【警察庁】</p> <p>■ 警察庁では、特定有害活動関係及び外国政府との情報協力業務関係について、作成から 30 年を超える文書を保有しているところ、平成 28 年の審査会の指摘等を踏まえ、再検討を行い、警察が収集、分析したことにより得られた特定有害活動の実行の意思、能力に関する情報等に関する（作成から 30 年を超える）文書については、歴史公文書等に該当するものとして、保存期間満了時の措置を移管に変更した。</p> <p style="text-align: right;">（令和元年 11 月 5 日審査会）</p> <p>【外務省】</p> <p>■ 外務省では、日露平和条約締結交渉に関する特定秘密について、作成から 30 年を超える文書を保有しており、これらの文書のうち、保存期間満了時の措置が廃棄とされているものはない。</p> <p style="text-align: right;">（令和元年 11 月 7 日審査会）</p> <p>【防衛省】</p> <p>■ 防衛省は、同省が保有する作成から 30 年を超える特定秘密文書 63 件のうち、平成 30 年の審査会の指摘を踏まえ、省内で再検討を行い、62 件の特定秘密文書については、歴史公文書等に該当するものと考えられることから、保存期間満了時の措置を移管に変更することとして手続き中である。</p> <p style="text-align: right;">（令和元年 11 月 12 日審査会）</p> |

3 定期点検

審査会意見の背景及び経緯

- ・平成27年5月20日、衆議院法務委員会において、特定秘密の指定の解除に関し、警察庁及び外務省に対し質疑が行われた。
- ・その際、指定の理由の点検を実施した年月日について、両政府参考人（警察庁及び外務省）ともに、答弁の時点で確認をとることができなかった。
- ・さらに、各行政機関から点検の実施を内閣情報調査室等に報告させ、これを一元化する仕組みが設けられていなかったなど、実施状況をはじめとする点検の実態が、各行政機関及び政府全体として適切に把握されていないことが明らかとなった。

【平成28年審査会意見及び政府の対応状況】

| 意見 | 各行政機関における対応 |
|--|---|
| <p>✓ 内閣情報調査室は、行政機関の定期点検や検査等において各行政機関が是正した事項について把握し、当審査会に報告するとともに、公表すること。</p> | <p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 内閣情報調査室は、特定秘密を指定あるいは特定秘密文書を保有している18行政機関において、特定秘密保護規程に基づき保護措置を講じており、そのうち5行政機関において、特定秘密文書等の事務的な記載の不備に係る是正が行われた旨説明した。また、各行政機関における特定秘密の保護状況及び指定の理由の点検について、是正された事項については、その概要を国会報告に記載するなど公表を検討するとの認識を示した。</p> <p>(平成29年11月14日審査会)</p> |
| <p>✓ 内閣情報調査室は、各行政機関がそれぞれの内規に基づいて行う定期点検の点検日、点検項目、点検内容について取りまとめ、その実施状況について国会報告に掲載すること。</p> | <p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 内閣情報調査室は、各行政機関がそれぞれの内規に基づいて行う定期点検の各行政機関における実施状況についても、国会報告に掲載することを検討する旨の認識を示した。</p> <p>(平成29年6月5日・11月14日審査会)</p> <p>■ 平成30年国会報告より、各行政機関の点検状況を一覧表にして掲載している。</p> |
| <p>✓ 内閣情報調査室は、各行政機関が特定秘密を指定解除した時は、各行政機関の指定解除についての情報を収集し、随時、当審査会に報告し、公表すること。</p> | <p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 内閣情報調査室は、指定解除についての情報は今後とも適切に審査会に報告し、公表する旨の認識を示した。</p> <p>(平成29年6月5日・11月14日審査会)</p> |

【平成 29 年審査会意見及び政府の対応状況】

| 意見 | 各行政機関における対応 |
|---|---|
| <p>✓ 内閣情報調査室は、各行政機関が特定秘密を指定解除（一部解除を含む。）をした時は、各行政機関の指定解除についての情報を収集し、速やかに当審査会に報告し、公表すること。</p> | <p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 各行政機関が特定秘密について、一部解除を含む指定の解除を行った際は、各行政機関が個別に随時報告しているものと承知している。内閣情報調査室としても、今後とも当該情報を収集し、公表したいと考えている。</p> <p>（平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会）</p> |

4 特定秘密文書の廃棄

審査会意見の背景及び経緯

- ・ 特定秘密を含む文書等の廃棄については、特定秘密の指定期間中に当該特定秘密を含む文書等が保存期間満了により廃棄された場合、外部チェックがないと不適切な廃棄が行われる可能性がある。
- ・ また、その廃棄に当たっては、特定秘密文書の保存期間が1年以上のものとの間で取扱いを異にするものとなることから、とりわけ保存期間1年未満のものとの取扱いについて、管理が適正に行われているかを判断するには一定の期間にわたる継続的な調査が不可欠である。

【平成27年審査会意見及び政府の対応状況】

| 意見 | 各行政機関における対応 |
|--|--|
| <p>✓ 特定秘密を指定する行政機関において、特定秘密を含む文書等の保存期間は、当該特定秘密の指定期間に合わせることも考慮した上で、それ以前の保存期間を設定する場合や特定秘密の指定期間満了前に当該特定秘密を含む文書等を廃棄する場合には、内閣府独立公文書管理監に合理的な説明を行うこととし、独立公文書管理監は、上記の運営状況について、定期的に当審査会に対し報告することとする制度を構築するよう検討すること。</p> | <p>【独立公文書管理監】</p> <p>■ 独立公文書管理監は、本来移管すべき歴史公文書等に該当する、1年以上の保存期間が設定されたファイル等は一度廃棄されると決して元に戻すことができないことから、当該ファイル等の保存期間満了時の措置に関する検証・監察は重要な任務であると認識しており、慎重にも慎重を期して検証・監察に臨むとの認識を示した。</p> <p>他方、当審査会が求めた定期的な報告制度の構築について、独立公文書管理監は、現時点の考え方として、求めに応じての審査会での丁寧な報告、1つの検証・監察事項に区切りがついた段階や社会的関心と呼ぶ措置を講じた段階での随時報告などにより対応したいとの認識を示した。</p> <p>【海上保安庁】</p> <p>■ 特定秘密の指定期間以前に公文書管理法上の行政文書の保存期間を設定していた海上保安庁に対し、行政文書の保存期間が延長される可能性について質問があった。これに対し、海上保安庁は、公文書管理法上の保存期間満了時に職務の遂行上の必要性について検討した上で延長を決定していること、今後は特定秘密の指定期間と公文書管理法上の文書の保存期間をできる限り合致させるよう検討を行っていきたい旨答弁した。</p> <p>(平成28年10月17日審査会)</p> |

| 意見 | 各行政機関における対応 |
|---|--|
| <p>✓ また、1年間に廃棄した文書等及び今後1年以内に廃棄予定の文書等（特定秘密の指定期間が切れる場合を含む。）について、その件数と、文書等の名称（名称から文書等の内容が推察しにくい場合はその内容）を当審査会に報告すること。</p> | <p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室は、公文書管理法上、行政文書ファイル単位で行政文書を管理することになっているため、廃棄に関するものについても、行政ファイル単位で報告したいとの認識を示した。</p> |

【平成29年審査会意見及び政府の対応状況】

| 意見 | 各行政機関における対応 |
|---|--|
| <p>特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断基準関係</p> | |
| <p>✓ 特定秘密のうち重要な情報を記録した文書については歴史公文書等となるよう、特定秘密文書を保有する行政機関（保有行政機関）の文書管理規則等の内規を改めることを検討すること。</p> | <p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 公文書管理法は、歴史資料として重要な行政文書を「歴史公文書等」と定義しており、歴史資料として重要な情報である特定秘密を記録した行政文書は歴史公文書等となる。各行政機関はガイドラインを踏まえて行政文書管理規則等を制定しており、既に内規上、歴史資料として重要な行政文書は歴史公文書等とされている。平成30年4月の第6回内閣保全監視委員会において、上川国務大臣（当時）から各省庁の事務次官級の各委員に対し、以下の点について指示があった。</p> <p>① 特定秘密が記録された行政文書を含む公文書は健全な民主主義の根幹を支える「国民共有の知的資源」であり、公文書管理法の下、適切に管理されなければならないこと</p> <p>② 本年4月からの改正ガイドラインによる厳格なルールを全職員に徹底し、確実に運用すること</p> <p>③ 特定秘密が記録された行政文書も、公文書管理法により、歴史公文書等に該当するものについては、特定秘密の指定が解除され又は指定の有効期間が満了し、保存期間が満了した場合には国立公文書館等に移管することとなることを前提にした適切な管理を行うこと</p> <p style="text-align: right;">（平成30年7月10日・10月31日 審査会）</p> |

| 意見 | 各行政機関における対応 |
|--|--|
| <p>✓ 特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断につき、独立公文書管理監が、当該特定秘密の政策への反映の有無等とあわせ、特定秘密としての重要性を当該保有行政機関に慎重に確認することを検討すること。</p> | <p>【独立公文書管理監】</p> <p>■ 従前より、特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置の検証・監察においては、慎重の上にも慎重を期して確認していた。引き続き、歴史公文書等の該当性判断に当たっては「重要な情報」が記録されているかなどを当該行政機関に慎重に確認するなどして、歴史公文書等に該当しない旨の行政機関側の説明が、各行政機関の行政文書管理規則等において定められているルールに基づき妥当であるかどうかについて、慎重の上にも慎重を期して、検証・監察してまいりたい。</p> <p>(平成 30 年 7 月 10 日審査会)</p> |
| <p>✓ 独立公文書管理監が特定行政文書ファイル等の廃棄の検証・監察を行う際は、歴史の専門家であるアーキビストなどから意見を聞くプロセスを設ける措置を運用基準等に明確化することを検討すること。</p> | <p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 特定行政文書ファイル等の廃棄に際しては、独立公文書管理監の検証・監察を経た後、内閣総理大臣への廃棄協議が行われ、その際内閣府大臣官房公文書管理課において確認作業を行っている。現状においても、公文書管理課は確認作業を行う際に、国立公文書館法第 11 条第 1 項第 4 号に基づき、いわゆるアーキビストなどから意見を聞くこともできるものと承知している。このような規定も踏まえつつ、さらなるアーキビストの活用の方策が必要かどうか、検討していく。</p> <p>(平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会)</p> |
| <p>✓ 独立公文書管理監が、特定秘密文書の行政文書の保存期間が 1 年以上とするか否かの保有行政機関の判断の妥当性を検証できるよう、運用基準等に明確化することを検討すること。</p> | <p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 平成 30 年 7 月 27 日付で、内閣官房内閣情報調査室次長発事務連絡「内閣府独立公文書管理監による『特定秘密である情報を記録する保存期間 1 年未満の行政文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか』の検証・監察について（通知）」を発出した。これにより、保存期間を 1 年以上と設定すべき特定秘密文書の廃棄を防止する効果が見込まれる。</p> <p>独立公文書管理監が当該検証・監察を行うに当たり、保存期間 1 年未満の特定秘密文書全てを調査するために一定期間厳重に管理するということは、情報保全上、執務室のキャビネット等の物理的な制約、システム等の観点から困難を伴うこと、独立公文書管理監による実効的な検証・監察を確保する必要があることから、独立公文書管理</p> |

| 意見 | 各行政機関における対応 |
|---|---|
| | <p>監は、抽出して検証・監察をすることが想定される。</p> <p>本事務連絡を踏まえ、現在、独立公文書管理監においては、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否の検証・監察を行うべく準備を進めているところであると承知している。</p> <p>(平成 30 年 10 月 31 日審査会)</p> |
| 行政文書の保存期間が 1 年以上の特定秘密文書の廃棄関係 | |
| <p>✓ 政府として公文書管理に係る法令等を見直し、特定秘密文書を重要な行政文書として位置付けた上で、原則として行政文書の保存期間として 1 年以上を設定することなどの規定を整備することを検討すること。</p> | <p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ ガイドラインの改正（平成 29 年 12 月 26 日）を受けて、各行政機関は行政文書管理規則を改正し、平成 30 年 4 月から施行している。同改正では、</p> <p>①意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として 1 年以上の保存期間を設定すること</p> <p>②保存期間を 1 年未満と設定することができる行政文書の類型を例示し、各行政機関の裁量の余地が大きいと指摘されてきた保存期間 1 年未満の行政文書についてその判断基準を明確化することとして、特定秘密文書を含め重要な行政文書について、1 年未満の保存期間が設定されることのないようにしようとしているところである。</p> <p>(平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会)</p> <p>※参考：保存期間を 1 年未満と設定することができる行政文書の類型</p> <p>①別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し</p> <p>②定型的・日常的な業務連絡、日程表等</p> <p>③出版物や公表物を編集した文書</p> <p>④〇〇省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答</p> <p>⑤明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書</p> <p>⑥意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書</p> <p>⑦保存期間表において、保存期間を 1 年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書</p> <p>(「行政文書の管理に関するガイドライン」第 4-3 (6) 抜粋)</p> |

| 意見 | 各行政機関における対応 |
|--|---|
| | <p>【国家公安委員会】</p> <p>■ 国家公安委員会においては、国家公安委員会行政文書管理規則第3条により、保有する文書が限定列挙されており、いずれの文書も同規則別表第1により保存期間を1年以上に設定している。</p> <p>(平成30年国家公安委員会提出資料より)</p> |
| <p>✓ 保存期間1年以上の特定秘密文書に係る特定行政文書ファイル等の廃棄をする場合において、独立公文書管理監が廃棄とする措置を妥当と認めた際は、当審査会に対しても速やかに連絡するとともに、当該文書を保有する各行政機関においても当審査会に対し最大限の説明を行うこと。</p> | <p>【独立公文書管理監】</p> <p>■ 当審査会への説明については、これまでも求めに応じて活動状況等について折々に説明しているが、今後とも、一つの検証・監察事項に区切りがついた段階や社会的関心と呼ぶ措置を講じた段階で随時説明するなど、誠実に対応してまいりたい。</p> <p>例えば平成29年度については、当審査会の関心が非常に高いことを踏まえ、対象となった全ての行政機関に対して、保存期間満了時の措置に関する検証・監察結果を通知した段階で、当審査会の委員に個別に説明する機会を設けさせていただいたところである。また求めがあれば審査会の場でできる限り詳細に説明してまいりたい。</p> <p>(平成30年7月10日審査会)</p> |
| <p>✓ 独立公文書管理監において廃棄について検証・監察が行われている、または、廃棄協議中の特定行政文書ファイル等に含まれる特定秘密文書につき、当該文書が廃棄されると行政文書不存在の特定秘密となる場合は、廃棄をせず保存期間を延長して当該特定秘密の指定期間に合わせるか、廃棄する場合は当該特定秘密の指定解除を検討すること。</p> | <p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 当該意見で指摘されている特定秘密は、法施行日以前に他の行政機関から提供を受けていた特別管理秘密を、法施行時に提供先の行政機関において特定秘密に指定したものである。(この場合、)情報提供元の行政機関においては提供した文書の正本・原本を保有し続け適切に情報を管理しており、提供先の行政機関が文書を保有しなくても問題は生じないものと考えている。他方、当該情報は指定の要件を満たしており、引き続き特定秘密として保護する必要があることから、提供先においても、指定を維持することが適切であると考えている。</p> <p>(平成30年7月10日・10月31日審査会)</p> <p>【経済産業省】</p> <p>■ 現在、経済産業省が廃棄協議を行っている文書はいずれも内閣官房が作成した文書の副本である。原本は引き続き内閣官房で保存されており、</p> |

| 意見 | 各行政機関における対応 |
|---|---|
| | <p>保存期間満了後は国立公文書館に移管されると承知している。したがって、(廃棄を行っても、) 行政文書不存在の特定秘密とはならないことから、経済産業省が廃棄することに問題はないと考えている。</p> <p>(平成 30 年 11 月 6 日 審査会)</p> |
| <p>✓ 防衛省の保有する特定秘密文書の廃棄に関し、旧防衛秘密から特定秘密に移行された時期の文書の状況を整理し、当審査会が納得できる説明をすること。</p> | <p>【防衛省】</p> <p>■ 旧防衛秘密から特定秘密に移行した時期の文書の状況について、法施行(平成 26 年 12 月 10 日)時点での特定秘密文書の保有件数は、保存期間 1 年以上の文書は 84,547 件、保存期間 1 年未満の文書は 13,746 件であった。</p> <p>(平成 30 年 11 月 27 日審査会)</p> |
| <p>行政文書の保存期間が 1 年未満の特定秘密文書の廃棄関係</p> | |
| <p>✓ 特定秘密文書の保存期間を 1 年未満とするのは正本・原本(他省庁が保有する文書も含む)の写しに限定し、その旨を各行政機関の文書管理規則等の内規に定めるよう政府として方針の作成を検討すること。</p> | <p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ ガイドラインの改正(平成 29 年 12 月 26 日)を受けて、各行政機関は行政文書管理規則を改正し、平成 30 年 4 月から施行している。</p> <p>同改正では、</p> |
| <p>✓ 保存期間が 1 年未満の特定秘密文書について、正本・原本の写し以外のもの(「正本・原本の素材」及び「暗号関係」)については、そのうち保存期間を 1 年以上とすることが極めて困難なものについては、(ア)の例外として各行政機関の内規に明記するよう検討すること。</p> | <p>①意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として 1 年以上の保存期間を設定すること</p> <p>②保存期間を 1 年未満と設定することができる行政文書の類型を例示し、各行政機関の裁量の余地が大きいと指摘されてきた保存期間 1 年未満の行政文書についてその判断基準を明確化すること</p> <p>として、特定秘密文書を含め重要な行政文書について、1 年未満の保存期間が設定されることのないようにしようとしているところである。</p> <p>(平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日 審査会)</p> |
| <p>✓ 保存期間が 1 年未満の特定秘密文書が大量に廃棄されている実態に鑑み、保存期間が 1 年未満の特定秘密文書の廃棄についても、独立公文書管理監が検証・監察を行うよう、早急な運用の見直しを行うこと。</p> | <p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 平成 30 年 7 月 27 日付で、内閣官房内閣情報調査室次長発事務連絡「内閣府独立公文書管理監による『特定秘密である情報を記録する保存期間 1 年未満の行政文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか』の検証・監察について(通知)」を発出した。これにより、保存</p> |

| 意見 | 各行政機関における対応 |
|---|--|
| | <p>期間を1年以上と設定すべき特定秘密文書の廃棄を防止する効果が見込まれる。</p> <p>独立公文書管理監が当該検証・監察を行うに当たり、保存期間1年未満の特定秘密文書を全て調査するために一定期間厳重に管理するということは、情報保全上、執務室のキャビネット等の物理的な制約、システム等の観点から困難を伴うこと、独立公文書管理監による実効的な検証・監察を確保する必要があることから、独立公文書管理監は、抽出して検証・監察をすることが想定される。</p> <p>本事務連絡を踏まえ、現在、独立公文書管理監において、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否の検証・監察を行うべく準備を進めているところであると承知している。</p> <p style="text-align: right;">(平成30年10月31日 審査会)</p> |
| 特定秘密文書件数関係 | |
| <p>✓ 特定秘密文書の廃棄件数について、行政文書の保存期間が1年以上と1年未満を分けた上で、国会報告で明らかにすること。</p> | <p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 平成28年中の保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄状況については、国会報告（平成30年5月閣議決定）24頁に記載している。なお、平成28年中の保存期間1年以上の特定行政文書ファイル等の廃棄がなかったことについては、国会報告（平成29年5月閣議決定）に記載している。</p> <p style="text-align: right;">(平成30年7月10日・10月31日 審査会)</p> <p>【警察庁】</p> <p>■ 複製を含めた件数を計上した結果、警察における平成29年12月31日時点の複製物を含む特定秘密文書の件数は約29,000件である。</p> <p style="text-align: right;">(平成30年11月6日 審査会)</p> |
| <p>✓ 各年末時点での特定秘密文書の保有件数につき、特定秘密文書の全体像を明らかにするため、複製を含めた件数についても計上できるよう、その方法をよく検討し、当審査会に報告するよう努力すること。</p> | <p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 複製物を含めた文書の数は、特定秘密文書を閲覧した延べ人数や特定秘密文書の政府内での活用状況を反映しておらず、また、万一漏えいがあった場合の対応に役立つものでもない。複製物を含めた文書件数の集計について正確、簡易な方法がないか改めて検討したが、集計には長期間を要し、困難である。</p> <p style="text-align: right;">(平成30年7月10日 審査会)</p> |

| 意見 | 各行政機関における対応 |
|----|--|
| | <p>■ 内閣情報調査室から各行政機関に対し照会した結果、平成 29 年末時点における複製物を含む特定秘密文書の政府全体の件数は約 61 万件であることがわかった。</p> <p>(平成 30 年 10 月 31 日審査会)</p> |

【平成 30 年審査会意見及び政府の対応状況】

| 意見 | 各行政機関における対応 |
|--|---|
| <p>✓ 保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄状況につき、引き続き当審査会に報告すること。また、国会報告への継続的な記載を検討すること。</p> | <p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 平成 29 年中の保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄状況を国会報告（令和元年 6 月閣議決定）の 23、24 頁に記載済である。</p> <p>(令和元年 10 月 24 日審査会)</p> <p>【警察庁】</p> <p>■ 国会報告（令和元年 6 月閣議決定）においては、保存期間 1 年未満の特定秘密文書について、平成 29 年中における政府全体の廃棄件数を掲載している。</p> <p>警察庁が平成 29 年中及び平成 30 年中に廃棄した特定秘密文書は全て、「別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」である。</p> <p>(令和元年 11 月 5 日審査会)</p> <p>【外務省】</p> <p>■ 平成 30 年中に廃棄した保存期間 1 年未満の特定秘密文書は全て、「別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」である。今後も引き続き、審査会に報告する。</p> <p>(令和元年 11 月 7 日審査会)</p> |

5 運用基準の見直し

審査会意見の背景及び経緯

- ・ 特定秘密保護法の施行に当たり、閣議決定された運用基準においては、「特定秘密保護法の施行後5年を経過した場合においては、その運用状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。また、見直しの結果については、これを公表する」とされている。
- ・ 国会の情報監視審査会は、特定秘密保護制度の運用に際し、我が国の安全保障に関する情報の秘匿の必要性に留意しつつ、国会の行政監視機能、ひいては国民の知る権利に資するとの観点から設置されたものである。運用基準は特定秘密保護制度の実際の運用における重要な指針であり、その見直しについては、当審査会としても重大な関心を持たざるを得ない。政府は、この点についても国会、とりわけ両院の情報監視審査会に対して十分な説明責任を果たす必要がある。

【平成29年審査会意見及び政府の対応状況】

| 意見 | 各行政機関における対応 |
|--|--|
| <p>✓ 特定秘密の指定要件である非公知性に関し、運用基準における「なお、実際の判断に当たっては、…個別具体的にを行う」ことについて、個別具体的な判断に当たっての例示などより具体的な判断基準の作成を検討すること。</p> | <p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 特定秘密として指定した情報と同一性を有する情報が、報道機関、外国の政府その他の者により公表されていると我が国の政府が認定する場合には、我が国の政府により公表されていない場合であっても「公になっていないもの」とはならない。しかし、公表されている情報が特定秘密と同一性を有するかどうかの判断は、個別具体的な状況を踏まえつつ、行政機関の長が行うもので、判断基準を作成することは困難であると考えているが、必要に応じて、個別具体の情報ごとに非公知性の有無について説明してまいりたいと考えている。</p> <p>(平成30年7月10日・10月31日審査会)</p> |

【平成30年審査会意見及び政府の対応状況】

| 意見 | 各行政機関における対応 |
|--|--|
| <p>✓ 本年12月に特定秘密保護法施行後5年となり、運用基準を見直す時期を迎えることから、これまで当審査会が指摘してきた以下の事項につき、運用基準に盛り込むことを検討し、その結果を当審査会に報告すること。</p> <p>① 特定秘密の名称に係る統一方針</p> <p>② 行政文書が不存在の特定秘密関係</p> <p>・ いわゆる「あらかじめ指定」を行う場合の厳格な要件</p> | <p>【内閣情報調査室】</p> <p>■ 運用基準の見直しの検討については、法の施行後5年を経過した後、すなわち令和元年12月10日以降に検討を加えることとされている。検討に当たっては有識者の意見を聴取する一方、平成30年審査会意見の検討結果を衆議院情報監視審査会へ報告する。その後、運用基準を見直す場合には、令和2年度中に情報保全諮問会議の開催を経て閣議決定を行いたいと考えている。いずれにせよ、今後</p> |

| 意見 | 各行政機関における対応 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理簿への記載等記録に残すための措置 ③作成から 30 年を超える特定秘密文書の管理における厳格な手続き ④独立公文書管理監の活動状況の審査会への報告 ⑤独立公文書管理監による検証・監察関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各行政機関による特定秘密文書の保存期間の判断の妥当性を検証する業務 ・ 保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄に対する検証・監察業務 ・ 保存期間満了時の措置の検証・監察の際に歴史についても識見の高い専門家からも意見聴取するプロセス | <p>の国会において適切な説明に努めてまいりたい。 (令和元年 10 月 24 日審査会)</p> <p>【警察庁】</p> <p>■ 運用基準の見直しについては、法施行後 5 年を経過した後に、内閣情報調査室を中心に検討が進められていくものと承知している。当庁においても、審査会からの指摘の点については必要な対応を行っている。</p> <p>「あらかじめ指定」については、内閣情報調査室から示された考え方にに基づき、慎重な検討の上、将来出現することが確実なものに限り行っている。</p> <p>なお、警察庁においては、平成 27 年中に指定した人的情報源に関する特定秘密 1 件について、当該指定に該当する情報は現存せず、今後も出現する可能性はないことが確定し、指定の要件を欠くに至ったことから、平成 28 年に当該指定を解除している。</p> <p>作成から 30 年を超える特定秘密文書については、歴史公文書該当性等を十分に検討の上、保存期間満了時の措置として適切な措置を設定しているところである。 (令和元年 11 月 5 日審査会)</p> |
| <p>✓ 運用基準の見直しに当たり、上記以外の改正等を行おうとする場合には、当審査会に報告すること。また、運用基準の見直しのスケジュールが決まり次第、速やかに当審査会に報告すること。なお、上記②に関連し、複数の行政機関が同一の特定秘密を指定しているものについては、文書を保有しないことの正当性について、適切な説明をすること。</p> | <p>上記参照</p> |

Ⅸ 会長及び委員一覧

(1) 会長一覧

| 会長名 | 就任日 | 退任日 |
|--------------|-------------------|-------------------|
| 額賀 福志郎 君（自民） | 平成 27 年 3 月 30 日 | 平成 29 年 9 月 28 日 |
| 額賀 福志郎 君（自民） | 平成 29 年 11 月 2 日 | 平成 30 年 10 月 24 日 |
| 浜田 靖一 君（自民） | 平成 30 年 10 月 24 日 | — |

(2) 委員一覧（会長は、名前の左に○印）

| 期間 | 委員名 |
|-------------------|---|
| 平成 27 年 2 月 26 日～ | ○額賀福志郎君（自民） 岩屋 毅君（自民） 平沢 勝栄君（自民） 松本 純君（自民） 大塚 高司君（自民） 松本 剛明君（民主） 井出 庸生君（維新） 漆原 良夫君（公明） ※11月10日松本剛明君（民主）委員辞任 ※12月18日井出庸生君会派異動（維新→民維ク） |
| 平成 28 年 1 月 4 日～ | ○額賀福志郎君（自民） 岩屋 毅君（自民） 平沢 勝栄君（自民） 松本 純君（自民） 大塚 高司君（自民） 後藤 祐一君（民維ク） 井出 庸生君（民維ク） 漆原 良夫君（公明） ※1月4日後藤祐一君（民維ク）委員選任 ※3月28日後藤祐一君及び井出庸生君所属会派名称 変更（民維ク→民進） ※8月3日松本純君（自民）委員辞任 |
| 平成 28 年 9 月 26 日～ | ○額賀福志郎君（自民） 岩屋 毅君（自民） 平沢 勝栄君（自民） 今津 寛君（自民） 大塚 高司君（自民） 井出 庸生君（民進） 後藤 祐一君（民進） 漆原 良夫君（公明） ※9月26日今津寛君（自民）委員選任 ※平成 29 年 9 月 20 日後藤祐一君（民進）委員辞任 ※同年 9 月 28 日衆議院解散 |
| 平成 29 年 11 月 2 日～ | ○額賀福志郎君（自民） 岩屋 毅君（自民） 今村 雅弘君（自民） 後藤田正純君（自民） 大塚 高司君（自民） 山内 康一君（立憲） 井出 庸生君（希望） 太田 昭宏君（公明） ※平成 30 年 5 月 7 日井出庸生君会派異動（希望→無 所属） |

| 期 間 | 委 員 名 |
|--------------------|---|
| 平成 30 年 5 月 8 日～ | <p>○額賀福志郎君（自民） 岩屋 毅君（自民） 今村 雅弘君（自民） 後藤田正純君（自民） 大塚 高司君（自民） 山内 康一君（立憲） 渡辺 周君（国民） 太田 昭宏君（公明） ※5月8日井出庸生君（無所属）委員辞任、渡辺周君（国民）委員選任 ※9月27日渡辺周君（国民）委員辞任 ※10月2日岩屋毅君（自民）委員辞任 ※同月4日大塚高司君（自民）委員辞任 ※同月24日額賀福志郎君（自民）及び今村雅弘君（自民）委員辞任</p> |
| 平成 30 年 10 月 24 日～ | <p>○浜田 靖一君（自民） 後藤田正純君（自民） 金田 勝年君（自民） 江崎 鐵磨君（自民） 赤澤 亮正君（自民） 山内 康一君（立憲） 大島 敦君（国民） 太田 昭宏君（公明） ※令和元年9月30日山内康一君所属会派名称変更（立憲→立国社）、大島敦君会派異動（国民→立国社）</p> |
| 令和元年 10 月 4 日～ | <p>○浜田 靖一君（自民） 後藤田正純君（自民） 金田 勝年君（自民） 小野寺五典君（自民） 大塚 高司君（自民） 山内 康一君（立国社） 篠原 孝君（立国社） 太田 昭宏君（公明）</p> |

X 参考人一覧

| 審査会日時 | 職 業 | 氏 名 |
|--|--|--------|
| 平成28年5月12日 〔平成27年年次報告書 に対する意見聴取〕 | 有人宇宙システム株式会社技術顧問、 元内閣衛星情報センター所長 | 國見 昌宏君 |
| | 一橋大学国際・公共政策大学院非常勤講師、 前駐マレーシア大使 | 中村 滋君 |
| | 特定非営利活動法人情報公開クリアリング ハウス理事長 | 三木由希子君 |
| 平成29年5月15日 〔平成28年年次報告書 に対する意見聴取〕 | 三井住友銀行顧問、元内閣情報官 | 三谷 秀史君 |
| | ジャーナリスト | 春名 幹男君 |
| | 特定非営利活動法人情報公開クリアリング ハウス理事長 | 三木由希子君 |
| 平成30年5月21日 〔平成29年年次報告書 に対する意見聴取〕 | 前内閣情報官 | 植松 信一君 |
| | 日本大学危機管理学部教授 | 小谷 賢君 |
| | 専修大学教授 | 山田 健太君 |
| 令和元年5月20日 〔平成30年年次報告書 に対する意見聴取〕 | 元警視總監 元内閣危機管理監 | 米村 敏朗君 |
| | 公立大学法人兵庫県立大学理事長 ひょうご震災記念21世紀研究機構理事長 | 五百旗頭真君 |
| | 原後綜合法律事務所代表弁護士 | 三宅 弘君 |

XI 活動経過一覧表

| 年 月 日 | 事 項 |
|--------------|---|
| 平成 25 (2013) | |
| 10. 15 | 第 185 回国会（臨時会）召集（会期 55 日間 12. 8 まで） |
| 10. 25 | 特定秘密の保護に関する法律案（内閣）提出 |
| 11. 26 | 本会議にて、同法案議決（修正） |
| 12. 6 | 参議院本会議にて、同法案可決、成立 |
| 12. 13 | 特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）公布 |
| 平成 26 (2014) | |
| 1. 24 | 第 186 回国会（常会）召集（会期 150 日間 6. 22 まで） |
| 5. 30 | 国会法等の一部を改正する法律案（自民・公明）提出 |
| 6. 5 | 衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院情報監視審査会規程案（いずれも自民・公明）提出 |
| 6. 13 | 本会議にて、国会法等の一部を改正する法律案可決、衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院情報監視審査会規程案議決（いずれも修正） |
| 6. 20 | 参議院本会議にて、国会法等の一部を改正する法律案可決、成立 |
| 9. 29 | 第 187 回国会（臨時会）召集（会期 54 日間 11. 21 解散） |
| 10. 14 | 政府が特定秘密の保護に関する法律施行令等を閣議決定 |
| 12. 10 | 特定秘密の保護に関する法律施行 ※法第 11 条（取扱者の制限）は平成 27 年 12 月 1 日から施行 特定秘密の保護に関する法律施行令施行 国会法等の一部を改正する法律施行 衆議院規則の一部を改正する規則施行 衆議院情報監視審査会規程施行 |
| 12. 24 | 第 188 回国会（特別会）召集（会期 3 日間 12. 26 まで） |
| 平成 27 (2015) | |
| 1. 26 | 第 189 回国会（常会）召集（会期 245 日間 9. 27 まで） |
| 2. 26 | 本会議にて、情報監視審査会委員選任 |
| 3. 30 | 情報監視審査会委員の宣誓 ○情報監視審査会【第 1 回】 ・会長互選 額賀福志郎会長選出 |
| 5. 18 | 政府が情報保全諮問会議にて「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（案）を説明 |
| 6. 18 | ○情報監視審査会【第 2 回】 ・運営協議会設置について協議決定 ・内規各件の制定に関する件について協議決定 |

| | |
|--------------|---|
| 6. 22 | ◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告 |
| 7. 2 | ○情報監視審査会【第3回】 ・上川国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告） |
| 8. 19 | ○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監、国家安全保障会議） |
| 8. 24 | ○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、法務省、公安調査庁、外務省） |
| 8. 27 | ○情報監視審査会【第6回】 ・説明聴取及び対政府質疑（総務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省） |
| 9. 25 | ○情報監視審査会【第7回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監、国家安全保障会議、警察庁、公安調査庁、外務省） |
| 11. 10 | 議長において、委員松本剛明君の辞任許可 |
| 11. 19 | ○情報監視審査会【第8回】 ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省、内閣官房、海上保安庁、法務省） |
| 平成 28 (2016) | |
| 1. 4 | 第 190 回国会（常会）召集（会期 150 日間 6. 1 まで） 本会議にて、後藤祐一君（民維ク）委員選任。宣誓 |
| 1. 20 | ○情報監視審査会【第1回】 ・特定秘密提示要求決議 ・委員派遣承認申請決議 ・説明聴取及び対政府質疑（独立公文書管理監、法務省） |
| 1. 25 | ○委員派遣（行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査） |
| 3. 23 | ○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（独立公文書管理監、内閣官房） |
| 3. 30 | ○情報監視審査会【第3回】 ・平成 27 年年次報告書の決定 額賀会長から大島議長に平成 27 年年次報告書を提出 |
| 4. 1 | 本会議にて、額賀会長が平成 27 年年次報告書について報告 |

| | |
|--------------|--|
| 4. 20 | ○情報監視審査会【第4回】 ・対政府質疑（外務省） |
| 4. 26 | ◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告 |
| 5. 12 | ○情報監視審査会【第5回】 ・参考人からの意見聴取 |
| 5. 18 | ○情報監視審査会【第6回】 ・岩城国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告） |
| 8. 1 | 第191回国会（臨時会）召集（会期3日間 8.3まで） |
| 8. 3 | 議長において、委員松本純君の辞任許可 |
| 8. 31 | ○海外派遣〔イギリス、ドイツ、アメリカ〕（欧米各国における情報 |
| ～9. 11 | 機関に対する議会の監視等の実情調査） |
| 9. 26 | 第192回国会（臨時会）召集（会期83日間 12.17まで） 本会議にて今津寛君（自民）委員選任。宣誓 |
| 10. 14 | ○情報監視審査会【第1回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監及び国家安全保障会議） |
| 10. 17 | ○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁） |
| 10. 26 | ○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、総務省、法務省、公安調査庁及び経済産業省） |
| 11. 9 | ○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省） |
| 11. 21 | ○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、公安調査庁、外務省、防衛省及び防衛装備庁） ・特定秘密提示要求決議 |
| 11. 30 | ○情報監視審査会【第6回】 ・特定秘密の提示（警察庁及び経済産業省） ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、経済産業省及び資源エネルギー庁） |
| 平成 29 (2017) | |
| 1. 20 | 第193回国会（常会）召集（会期150日間 6.18まで） |
| 1. 30 | ○情報監視審査会【第1回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び国家安全保障会議） |

| | |
|---------------|---|
| 3. 6 | ○情報監視審査会【第2回】 ・情報監視審査会の傍聴許可 |
| 3. 29 | ○情報監視審査会【第3回】 ・平成28年年次報告書の決定 額賀会長から大島議長に平成28年年次報告書を提出 |
| 4. 4 | 本会議にて、額賀会長が平成28年年次報告書について報告 |
| 4. 27 | ○情報監視審査会【第4回】 ・参考人からの意見聴取について協議決定 |
| 5. 15 | ○情報監視審査会【第5回】 ・参考人からの意見聴取 |
| 5. 19 | ◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告 |
| 5. 31 | ○情報監視審査会【第6回】 ・金田国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告） |
| 6. 5 | ○情報監視審査会【第7回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、公文書管理課及び独立公文書管理監） |
| 9. 2 ～9. 9 | ○海外派遣（オーストラリア及び韓国における情報機関に対する議会の監視等の実情調査） |
| 9. 28 | 第194回国会（臨時会）召集、衆議院解散 |
| 11. 1 | 第195回国会（特別会）召集（会期39日間 12. 9まで） |
| 11. 2 | 本会議にて情報監視審査会委員の選任 情報監視審査会委員の宣誓 ○情報監視審査会【第1回】 ・会長互選 額賀福志郎会長選出 |
| 11. 14 | ○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、公文書管理課及び独立公文書管理監） |
| 11. 22 | ○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（国家安全保障会議、内閣官房、独立公文書管理監及び外務省） |
| 11. 30 | ○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省、警察庁、総務省及び法務省） |
| 12. 4 | ○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（公安調査庁、内閣官房、経済産業省、海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁） |

| | |
|--------------|---|
| 12. 8 | ○情報監視審査会【第6回】 ・特定秘密提示要求決議 |
| 平成 30 (2018) | |
| 1. 22 | 第 196 回国会（常会）召集（会期 182 日間 7.22 まで） |
| 1. 26 | ○情報監視審査会【第1回】 ・特定秘密の提示（外務省、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁） ・説明聴取及び対政府質疑（外務省、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁） |
| 1. 31 | ○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監、公文書管理課） |
| 3. 6 | ○情報監視審査会【第3回】 ・情報監視審査会の傍聴許可 |
| 3. 28 | ○情報監視審査会【第4回】 ・平成 29 年年次報告書の決定 額賀会長から大島議長に平成 29 年年次報告書を提出 |
| 4. 3 | 本会議にて、額賀会長が平成 29 年年次報告書について報告 |
| 4. 18 | ○情報監視審査会【第5回】 ・参考人からの意見聴取について協議決定 |
| 5. 8 | 本会議にて、委員井出庸生君の辞任許可、渡辺周君（国民）委員選任 |
| 5. 9 | 委員渡辺周君（国民）の宣誓 |
| 5. 18 | ◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告 |
| 5. 21 | ○情報監視審査会【第6回】 ・参考人からの意見聴取 |
| 5. 31 | ○情報監視審査会【第7回】 ・特定秘密提示要求決議 ・委員派遣承認申請決議 ・内規の一部を改正する件について協議決定 |
| 6. 6 | ○情報監視審査会【第8回】 ・上川国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告） ○委員派遣（行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査） |
| 7. 10 | ○情報監視審査会【第9回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監） |

| | |
|--------------|---|
| 7. 28 | ○海外派遣（イスラエル、フィンランド及びデンマークにおける情報機関に対する議会の監視等の実情調査） |
| ～8. 5 | |
| 9. 27 | 議長において、委員渡辺周君の辞任許可 |
| 10. 2 | 議長において、委員岩屋毅君の辞任許可 |
| 10. 4 | 議長において、委員大塚高司君の辞任許可 |
| 10. 24 | 第 197 回国会（臨時会）召集（会期 48 日間 12.10 まで） 本会議にて、委員額賀福志郎君及び今村雅弘君の辞任許可、 浜田靖一君（自民）、金田勝年君（自民）、江崎鐵磨君（自民）、 赤澤亮正君（自民）及び大島敦君（国民）を委員に選任 ○情報監視審査会【第 1 回】 ・会長互選 浜田靖一会長選出 新任委員の宣誓 |
| 10. 31 | ○情報監視審査会【第 2 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監及び国家安全保障会議） |
| 11. 6 | ○情報監視審査会【第 3 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、警察庁、総務省、法務省、公安調査庁及び経済産業省） |
| 11. 8 | ○情報監視審査会【第 4 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省） |
| 11. 27 | ○情報監視審査会【第 5 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁） |
| 12. 6 | ○情報監視審査会【第 6 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監） |
| 平成 31 (2019) | |
| 1. 28 | 第 198 回国会（常会）召集（会期 150 日間 6.26 まで） |
| 3. 5 | ○情報監視審査会【第 1 回】 ・情報監視審査会の傍聴許可 |
| 3. 26 | ○情報監視審査会【第 2 回】 ・平成 30 年年次報告書の決定 浜田会長から大島議長に平成 30 年年次報告書を提出 |
| 4. 2 | 本会議にて、浜田会長が平成 30 年年次報告書について報告 |
| 令和元 (2019) | |
| 5. 14 | ○情報監視審査会【第 3 回】 ・参考人からの意見聴取について協議決定 |
| 5. 20 | ○情報監視審査会【第 4 回】 ・参考人からの意見聴取 |

| | |
|-----------|--|
| 6. 7 | ◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告 |
| 6. 18 | ○情報監視審査会【第5回】 ・宮腰国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告） |
| 8. 1 | 第199回国会（臨時会）召集（会期 5日間 8. 5まで） |
| 10. 4 | 第200回国会（臨時会）召集（会期 67日間 12. 9まで） 本会議にて、委員江崎鐵磨君、赤澤亮正君及び大島敦君の辞任許可、小野寺五典君（自民）、大塚高司君（自民）及び篠原孝君（立国社）を委員に選任 新任委員の宣誓 |
| 10. 24 | ○情報監視審査会【第1回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監） |
| 10. 29 | ○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び国家安全保障会議） |
| 11. 5 | ○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、総務省、法務省、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁） |
| 11. 7 | ○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省） |
| 11. 12 | ○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省、防衛装備庁及び外務省） |
| 11. 21 | ○情報監視審査会【第6回】 ・説明聴取及び対政府質疑（国家安全保障会議、警察庁、外務省、出入国在留管理庁、公安調査庁及び内閣官房） |
| 12. 9 | ○情報監視審査会【第7回】 ・情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものとの決議 |
| 令和2（2020） | |
| 1. 20 | 第201回国会（常会）召集 |